



インドの投資環境

2023



インドの
投資環境

2023年2月



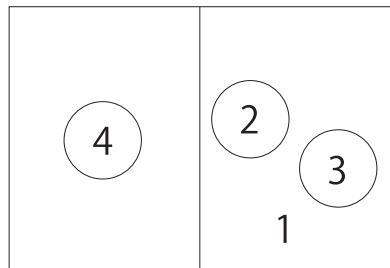
株式会社国際協力銀行
JIBC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

国際協力銀行

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。



表紙写真

1. ムンバイの街
2. 民族衣装のサリー
3. 香辛料
4. グルگرامの道路

はじめに

本資料は、インド向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象に、インドの投資環境について、その概要を参考資料として取りまとめたものです。初版を2008年11月、第2版を2013年12月、第3版を2017年8月、第4版を2019年10月に発行しております。本資料はインドの投資環境の最新情報を反映するべく、第4版の内容を引き継ぎつつ、最新の情報（2022）を反映いたしました。

インドは、世界第2位の人口を誇り、成長市場としての期待が高く、2022年10月発行のIMFのWorld Economic Outlookに拠ると、2022年は6.8%の経済成長を達成する見通しであるなど、高い成長率を維持しております。また、国際協力銀行が実施している海外投資アンケート（2022年度）の有望国調査においても、「現地マーケットの今後の成長性」及び「現地マーケットの現状の規模」等を理由に、3年ぶりに有望国第1位に返り咲くなど、引続き進出先国として高い人気を有しております。一方で、法制運用の不透明性やインフラ整備といった問題も依然として残っており、更なる投資呼び込みに向けた政府による事業環境整備等も課題となっております。

このような状況下で、本資料は、インドの全体像を把握すべく、はじめにインド全体の投資環境のポイントをまとめたうえで、企業の方々の関心の強い地域について、その特色等を説明する形式で構成されております。本資料がインド向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、投資誘致機関、進出日系企業・金融機関、JETROなど多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種文献の情報も参考にさせていただきました。ご協力いただきました各方面の皆様に深く感謝を申し上げます。

なお、本資料は有限責任あずさ監査法人の協力により作成致しました。また、本資料は、インドに対する株式会社国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2023年2月
株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室

1. 目 次

ひとくちメモ一覧	iv	11. 国防	24
図表一覧	vi	第3章 経済概況	
略語一覧	xii	1. 経済概観	25
		2. 産業構造	29
		3. 貿易構造	32
		4. 人口大国の中のインド	38
<総論>		第4章 直接投資受入動向	
第1章 概観		1. 外国直接投資受入動向	44
1. 正式国名	1	2. 国別受入動向	45
2. 人口	1	3. 業種別受入動向	46
3. 国土	2	4. 投資先地域別流入動向	47
4. 首都	2	5. 日本からインドへの直接投資	48
5. 気候	3	第5章 日インド経済関係	
6. 民族	3	1. 経済関係と貿易の概要	50
7. 言語	4	2. インドにおける日系企業	52
8. 宗教	4	3. 日本・インド包括的経済連携協定	54
9. 教育	5	第6章 外資導入政策と管轄官庁	
10. 通貨	6	1. 管轄官庁	58
11. 歴史	7	2. メーク・イン・インディア	59
第2章 政治・外交・軍事		3. 自立したインド政策	62
1. 政体	12	第7章 主要関連法規	
2. 元首	12	1. 会社など設立・運営に関する法律	64
3. 首相	12	2. 労務に関する法律	64
4. 内閣	13	3. 税制に関する法律	65
5. 行政組織	13	4. 知財・情報に関する法律	65
6. 地方行政制度	16	5. コンプライアンスに関する法律	66
7. 国会	18	6. 紛争解決に関する法律	66
8. 政党	19	第8章 投資形態	
9. 司法	20		
10. 外交	20		

1. 代表的な進出形態.....	68	2. 大気汚染防止.....	95
2. 進出形態の概要.....	68	3. 水質汚濁防止.....	96
第9章 主要投資インセンティブ		4. 廃棄物処理.....	96
1. 経済特別区（SEZ）.....	71	第16章 貿易管理・為替管理	
2. 輸出型企業に対する優遇措置.....	72	1. 輸出入規制.....	98
3. その他の主な投資奨励業種.....	73	2. 関税制度.....	99
第10章 外資規制業種		3. 通関手続.....	101
1. 外国投資の禁止業種.....	74	4. 貿易における諸問題.....	102
2. 出資規制がある業種.....	74	5. 為替相場.....	104
第11章 許認可・進出手続き		6. 為替管理制度.....	105
1. 進出手続き.....	78	第17章 金融制度	
2. 撤退・倒産処理手続き.....	81	1. 金融機関.....	107
第12章 税制		2. 金融市場.....	112
1. インドの税体系.....	84	3. 資本市場.....	113
2. 法人税.....	84	第18章 資金調達	
3. 個人所得税.....	85	1. インドでの資金調達.....	116
4. 最低代替税.....	87	2. 現地での銀行借入.....	117
5. 配当に対する源泉徴収税.....	87	3. 海外からの借入.....	118
6. モノ・サービスの流れと間接税.....	88	4. 社債市場での資金調達.....	121
7. 関税.....	88	5. 株式上場での資金調達.....	121
第13章 用地取得		第19章 労働事情	
1. 州工業団地への入居.....	90	1. 労働法の体系.....	122
2. NICDC 工業団地への入居.....	91	2. 労働市場と雇用情勢.....	122
3. 民間保有の土地の取得.....	91	3. 賃金.....	123
第14章 知的財産権		4. 雇用関係.....	125
1. 知的財産権保護の状況.....	92	5. 労働条件.....	128
2. 技術援助に係る関連法令.....	92	6. 年金・社会保険.....	128
3. 個人情報保護法に関する動向.....	94	7. 労使関係.....	130
第15章 環境規制		8. 労働紛争の解決.....	131
1. 環境保護.....	95	9. 外国人就労規制と労働許可取得.....	132

第 20 章 物流・インフラ	
1. 道路.....	135
2. 鉄道.....	136
3. 港湾.....	139
4. 空港.....	141
5. 通信.....	144
6. 水.....	146
7. 電力.....	147
8. インフラ開発計画.....	150
9. デリー・ムンバイ間産業大動脈 構想.....	151
第 21 章 インド投資の優位性と留意点	
1. 日本企業からの投資環境評価.....	153
2. 米国国務省「投資環境報告」.....	154
3. インド投資の魅力と留意点.....	155
第 22 章 主要産業の動向と FTA の影響	
1. インドの主要産業.....	161
2. 自動車.....	161
3. バイク.....	168
4. 食品.....	170
5. 小売.....	175
6. 不動産（居住用）.....	180
7. FTA、EPA の進捗状況.....	182
第 23 章 最近のトピックス	
1. インドのスタートアップ概況.....	189
2. インドの脱炭素戦略.....	194
第 24 章 地域別の概要	
1. 地域分類と地域別の人口.....	201
2. 地域別の 1 人あたり GDP.....	203
3. 地域別の経済動向.....	205
【参考】地域別気候（一部再掲）.....	210
第 25 章 地域編①：デリー首都圏	
1. 地域概要.....	211
2. 主要工業団地.....	220
第 26 章 地域編②：マハラシュトラ州	
1. 地域概要.....	223
2. 主要工業団地.....	229
第 27 章 地域編③：グジャラート州	
1. 地域概要.....	233
2. 主要工業団地.....	240
第 28 章 地域編④：カルナタカ州	
1. 地域概要.....	247
2. 主要工業団地.....	253
第 29 章 地域編⑤：チェンナイ都市圏	
1. 地域概要.....	259
2. 主要工業団地.....	267
付録 1 進出企業へのアドバイス.....	276
付録 2 よくある質問（FAQ）.....	281
付録 3 日本国内での相談窓口.....	285
付録 4 インド国内の相談窓口.....	285
1. 外国投資主要行政機関.....	285
2. 主要業界団体.....	286
3. 州産業開発公社など.....	287
4. 日本政府関連機関など.....	289
5. 金融機関.....	291

ひとくちメモ一覧

第1章 概観

ひとくちメモ 1： インドのカースト 9

ひとくちメモ 2： 国民的スポーツ「クリケット」 11

第7章 主要関連法規

ひとくちメモ 3： 破産倒産法を活用した地場企業の買収 67

第8章 投資形態

ひとくちメモ 4： 独資 vs 合弁 70

第12章 税制

ひとくちメモ 5： 日系企業の税務に関する悩みはやや改善 89

第19章 労働事情

ひとくちメモ 6： 労働運動への対応と労働法改正 133

ひとくちメモ 7： インドの人材の特徴 133

ひとくちメモ 8： 世界最古の大学 134

第20章 物流・インフラ

ひとくちメモ 9： 現地 SIM カード 152

第21章 インド投資の優位性と留意点

ひとくちメモ 10： インド桁電卓、カレー洗濯機：
ツボを押さえた日本メーカーのヒット商品 157

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

ひとくちメモ 11： 電気自動車（EV）重視の政策 166

ひとくちメモ 12： インドの電子商取引 188

第23章 最近のトピックス

ひとくちメモ 13： 「IT 職種は、カーストは関係ない」という言説は本当か？ 200

第25章 地域編①：デリー首都圏

ひとくちメモ 14： 充実する日本食レストラン 213

ひとくちメモ 15： グルガオン/グルグラム？：インドの地名事情 219

第26章 地域編②：マハラシュトラ州

ひとくちメモ 16： 英雄シヴァージー 232

第27章 地域編③：グジャラート州

ひとくちメモ 17： マンダルでの日本式ものづくり教育	243
ひとくちメモ 18： インドのワイナリー	246

図表一覧

図表 1-1	主要国の人口推移（2020～2055 年）	1
図表 1-2	インドの人口構成（左：2021 年、右：2055 年）	2
図表 1-3	インド主要都市の気温と降水量	3
図表 1-4	インドの識字率	6
図表 1-5	インドの歴史	10
図表 2-1	行政組織（2021 年 12 月末）	13
図表 2-2	中央省庁（2023 年 1 月時点）	14
図表 2-3	モディ内閣閣僚一覧（2023 年 1 月時点）	15
図表 2-4	インド憲法が定める行政階層	16
図表 2-5	インドの行政区域	17
図表 2-6	第 17 回連邦下院選挙（2019 年）の議席数	19
図表 3-1	実質経済成長率と 1 人あたり GDP の推移	25
図表 3-2	実質 GDP 成長率と要因分解	27
図表 3-3	主要経済指標	28
図表 3-4	実質 GDP 成長率（四半期）の推移（2013 年度～2021 年度第 3 四半期）	29
図表 3-5	第 1～3 次産業の構成比の推移（1970 年～2020 年）	30
図表 3-6	産業別名目 GDP の構成比（2011 年度及び 2020 年度）	31
図表 3-7	輸出・輸入と貿易収支の推移	32
図表 3-8	主要輸出品目	33
図表 3-9	主要輸入品目	34
図表 3-10	主要輸出相手国	36
図表 3-11	主要輸入相手国	37
図表 3-12	国別の貿易収支の推移	38
図表 3-13	インドと世界の人口大国との比較表（2021 年）	39
図表 3-14	SAARC 諸国間の貿易額の変化（2008 年→2021 年）	40
図表 3-15	インド・中国・ASEAN 諸国・南アジア主要国との賃金コストなどの比較	42
図表 4-1	対インド直接投資の推移（実行額ベース）	44
図表 4-2	主要国の直接投資受入比較（2019、2020 年）	45

図表 4-3	インドの直接投資受入状況（投資国別・2000～2021 年度累計）	45
図表 4-4	直接投資の業種別流入動向	47
図表 4-5	各セクターの外資投資規制緩和状況（直近 5 年間）	47
図表 4-6	州・連邦直轄領別の投資受入動向（上位 10 州・連邦直轄領）	48
図表 4-7	日本からの対インド直接投資の推移（実行額ベース）	49
図表 5-1	日本の対インド輸出入の推移	50
図表 5-2	インドの対 ASEAN 貿易の推移	51
図表 5-3	日本の対インド輸出入品目別構成比（2020 年）	51
図表 5-4	進出日系企業数及び地域別拠点数の推移	52
図表 5-5	地域別の日系企業拠点数の状況（2021 年）	53
図表 5-6	日インド包括経済連携協定における協力分野	57
図表 6-1	メーク・イン・インドアの重点 25 産業	59
図表 6-2	PLI が適用される 13 分野と品目	60
図表 6-3	メーク・イン・インドアの事業環境改善の諸施策	61
図表 6-4	20 兆ルピーの経済対策	63
図表 8-1	現地法人の設立形態	68
図表 8-2	株式有限会社の設立形態	68
図表 9-1	SEZ 入居企業における租税優遇措置	71
図表 10-1	ネガティブ・リスト対象業種	74
図表 10-2	出資規制がある業種	75
図表 11-1	非公開会社設立の流れ	78
図表 11-2	現地法人設立後に実施すべき主な事項	79
図表 11-3	駐在員事務所・支店の設立の流れ	80
図表 11-4	プロジェクト・オフィス設立の流れ	80
図表 11-5	設立形態別の閉鎖の容易性	82
図表 12-1	法人所得税の税率	84
図表 12-2	納税者の居住区分	86
図表 12-3	個人所得税の税率	87
図表 12-4	最低代替税（MAT）の税率	87
図表 12-5	GST の分類	88

図表 12-6	関税の構成要素	89
図表 15-1	環境保護に関する主要な法規則.....	95
図表 15-2	大気汚染防止に関する主要な法規則.....	96
図表 15-3	水質汚濁防止に関する主要法規則.....	96
図表 15-4	廃棄物処理に関する主要法規則.....	97
図表 16-1	輸入品目規制	98
図表 16-2	輸出品目規制	99
図表 16-3	関税体系の概要	100
図表 16-4	関税算出例	100
図表 16-5	主な関税減免スキーム	101
図表 16-6	関税引き上げの主な対象品目及び関税率.....	103
図表 16-7	為替レートの推移	104
図表 16-8	外貨準備高の推移（2010年-2020年）	105
図表 16-9	送金自由化スキームの対象用途.....	106
図表 17-1	インドの金融機関（2021年3月末）	107
図表 17-2	指定商業銀行の総資産ランキング（2022年3月末）	108
図表 17-3	近年の国営銀行の合併状況	109
図表 17-4	アジア主要国およびインドの不良債権比率比較.....	111
図表 17-5	政策金利（INREPO）の長期推移（2001年4月-2019年8月）	113
図表 17-6	株価指数（SENSEX）の推移	114
図表 17-7	インド債券市場の残高推移	115
図表 18-1	インドでの主な資金調達方法.....	116
図表 18-2	政策金利と貸出基準レートの推移.....	117
図表 18-3	邦銀と地場銀行の貸出基準レート.....	118
図表 18-4	対外商業借入（ECB）の概要.....	120
図表 19-1	インドの人口構成の変化	123
図表 19-2	インド主要都市の賃金水準（月額、米ドル、基本給）	125
図表 19-3	ワーカーの解雇手続き	127
図表 19-4	連邦法・州法の定める労働条件の概要.....	128
図表 19-5	社会保障関連法規の概要	129

図表 19-6	社会保障負担率	130
図表 19-7	インド州別の労働争議件数及びその概要（2016年）	131
図表 20-1	主要な国際空港とメジャーポートの位置.....	135
図表 20-2	道路の総延長距離推移	136
図表 20-3	鉄道輸送量と軌道延長の推移.....	137
図表 20-4	DFC プロジェクトマップ.....	138
図表 20-5	メジャーポート・ノンメジャーポートにおける総取扱貨物量の推移.....	139
図表 20-6	メジャーポートにおける港湾別貨物取扱量（2019～2021年度）	140
図表 20-7	メジャーポートのターンアラウンドタイム.....	140
図表 20-8	インドの空港における総取扱貨物量の推移.....	142
図表 20-9	インドの空港における旅客輸送量の推移.....	143
図表 20-10	デジタル・インド・プログラムの重点分野.....	144
図表 20-11	インドにおける電話・インターネットの普及状況.....	146
図表 20-12	インドの発電設備容量（2021年3月末時点）	147
図表 20-13	電力の需給状況と不足率	148
図表 20-14	ピーク時電力の需給状況と不足率.....	148
図表 20-15	各州の電力需給と需給ギャップ（2020年度）	149
図表 20-16	BJPのマニフェストに盛り込まれた主なインフラ関連事項	151
図表 21-1	中期的有望事業展開先国・地域（2021年度）	153
図表 21-2	有望理由と課題	154
図表 21-3	インドの対アフリカ貿易の推移.....	156
図表 21-4	都市別投資コストの比較（月額、単位：ドル）	160
図表 22-1	インドの産業構成比（名目）	161
図表 22-2	自動車（乗用車+商用車）の生産台数の推移	162
図表 22-3	自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移	163
図表 22-4	自動車のメーカー別販売シェア（2022年）	163
図表 22-5	自動車部品の輸出入額の推移.....	167
図表 22-6	バイクの生産台数の推移	169
図表 22-7	バイクの種類別販売シェアとメーカー別生産シェア（2021～22年度）	170
図表 22-8	加工食品の売上高と伸び率の推移.....	171

図表 22-9	加工食品の売上高と品目別構成比（2011年→2021年）	172
図表 22-10	加工食品の売上高と構成比（2021年→2026年）	174
図表 22-11	小売販売額の推移	175
図表 22-12	業態別販売額構成比（2011年→2021年）	176
図表 22-13	小売・卸売市場の外資規制	177
図表 22-14	業態別販売構成比（2021年→2026年）	179
図表 22-15	住宅完工件数の推移	180
図表 22-16	住宅・不動産業の外資規制	181
図表 22-17	日系企業のインド不動産関連市場への進出などの動き	182
図表 22-18	インドの二国間、多国間経済・貿易協定の概要（2022年9月時点）	183
図表 22-19	インドの二国間 FTA・EPA の詳細	185
図表 22-20	インドの多国間 FTA・EPA の詳細	187
図表 23-1	グローバルでの VC によるスタートアップ投資額	189
図表 23-2	アジアでの VC によるスタートアップ投資額	190
図表 23-3	セクター毎の資金供給割合 （2011年から2021年に起業したスタートアップが対象）	191
図表 23-4	Start-up India のアクションプラン	192
図表 23-5	日本の事業会社によるスタートアップ投資例	193
図表 23-6	2019年度の発電量の電源別割合	195
図表 23-7	インドのセクター別最終エネルギー消費量の推移	197
図表 24-1	インドの地域マップ	201
図表 24-2	各州の面積、人口比較	202
図表 24-3	地域別 1人あたり GDP（2019年度）	204
図表 24-4	地域別に見た名目 GDP の産業別構成比（2018年度）	206
図表 24-5	進出日系企業拠点数	209
図表 24-6	地域別の気温と降水量（再掲）	210
図表 25-1	インドにおけるデリー連邦直轄領及び隣接州の位置	211
図表 25-2	主要工業団地の概要（2022年6月時点）	221
図表 26-1	インドにおけるマハラシュトラ州の位置	224
図表 26-2	シェンドラ・ビドキン工業区の位置	229
図表 26-3	主要工業団地の概要（2021年6月時点）	230

図表 27-1	インド西部におけるグジャラート州の位置.....	234
図表 27-2	グジャラート州への進出日系企業拠点数の推移.....	235
図表 27-3	アーメダバードの気温と降水量.....	238
図表 27-4	ドレラ特別投資区の位置	241
図表 27-5	マンダル工業団地の位置	242
図表 27-6	マンダル工業団地の貸工場スペースレイアウト.....	242
図表 27-7	主要工業団地の概要（2022年5月時点）	244
図表 28-1	インドにおけるカルナタカ州の位置.....	248
図表 28-2	カルナタカ州進出日系企業の拠点数推移.....	249
図表 28-3	主要工業団地の概要（2021年3月時点）	254
図表 29-1	インド南部におけるチェンナイ都市圏の位置.....	260
図表 29-2	タミル・ナドゥ州進出日系企業の拠点数推移.....	262
図表 29-3	アンドラ・プラデシュ州進出日系企業の拠点数推移.....	263
図表 29-4	チェンナイ都市圏の日本工業団地の分布.....	268
図表 29-5	ワンハブ・チェンナイ工業団地内の様子.....	269
図表 29-6	スリ・シティ工業団地の様子.....	270
図表 29-7	主要工業団地の概要（2022年5月時点）	272

略語一覧

A	AAI	インド空港局	Airport Authority of India
	ACMA	インド自動車部品工業会	Automotive Component Manufacturers Association of India
	AIADMK	全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩連盟	All India Anna Dravida Munnetra Kazhagam
	ASEAN	東南アジア諸国連合	Association of Southeast Asian Nations
B	BIMSTEC	環ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアチブ	Bay of Bengal Multi-Sectoral Economic and Technical Cooperation
	BIP	投資促進局	Bureau of Investment Promotion
	BJP	インド人民党	Bharatiya Janata Party
	BPO	ビジネス・プロセス・アウトソーシング	Business process outsourcing
	BRICs	ブリックス (ブラジル、ロシア、インド、中国)	Brazil, Russia, India, China
	BSE	ボンベイ証券取引所	Bombay Stock Exchange
C	CIF	運賃・保険料込み条件	Cost, Insurance and Freight
	COMCASA	通信互換性保護協定	Communications Compatibility and Security Agreement
	CPCB	中央汚染管理委員会	Central Pollution Control Board
D	DDT	配当支払税	Dividend Distribution Tax
	DFCCIL	貨物専用鉄道公社	Dedicated Freight Corridor Corporation of India Limited
	DGFT	商工省商務局・外国貿易部	Directorate General of Foreign Trade
	DICDL	ドレラ産業都市開発会社	Dholera Industrial City Development Limited
	DIN	取締役認識番号	Director Identification Number
	DIPP	産業政策促進局	Department of Industrial Policy and Promotion
	DMIC	デリー・ムンバイ間産業大動脈	Delhi-Mumbai Industrial Corridor
	DMICDC	デリー・ムンバイ間産業大動脈開発公社	Delhi-Mumbai Industrial Corridor Development Corporation Limited
	DMK	ドラヴィダ進歩同盟	Dravida Munnetra Kazhagam
	DPIIT	産業貿易促進局	Department for Promotion of Industry and Internal Trade
	DSIR	ドレラ特別投資地域	Dholera Special Investment Region
	DTA	国内一般関税地域	Domestic Tariff Area
E	ECB	対外商業借入	External Commercial Borrowings
	EDB	経済開発庁	Economic Development Board
	EEFC	居住者外貨預金	Exchange Earners Foreign Currency
	EPA	経済連携協定	Economic Partnership Agreement
	EPC	輸出促進協議会	Export Promotion Council
F	FDI	海外直接投資	Foreign Direct Investment
	FEMA	外国為替管理法	Foreign Exchange Management Act
	FOB	本船積込渡し	Free on Board
	FPI	外国ポートフォリオ投資家	Foreign Portfolio Investment

	FRRO	外国人登録局	Foreigner Regional Registration Office
	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement
	FTP	外国貿易政策	Foreign Trade Policy
G	GDP	国内総生産	Gross Domestic Product
	GST	物品・サービス税	Goods & Services Tax
I	IEC	輸出入業者コード	Importer-Exporter Code
	IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
	INC	インド国民会議派	Indian National Congress
J	JETRO	独立行政法人日本貿易振興機構	Japan External Trade Organization
	JSG	日印共同研究会	Joint Study Group
K	KIADB	カルナタカ州工業団地開発局	Karnataka Industrial Areas Development Board
L	LLP	有限責任事業組合	Limited Liability Partnership
	LRS	送金自由化スキーム	Liberalised Remittance Scheme
M	MAT	最低代替税	Minimum Alternate Tax
	MCLR	資金調達の限界コストに基づく貸出金利	Marginal Cost of Funds based Lending Rate
	MeitY	エレクトロニクス・情報技術省	Ministry of Electronics and Information Technology
	MIDC	マハラシュトラ州産業開発公社	Maharashtra Industrial Development Corporation
	MRP	最大小売価格	Maximum Retail Price
N	NABARD	全国農業農村開発銀行	National Bank for Agriculture and Rural Development
	NCLT	会社法審判所	National Company Law Tribunal
	NHB	全国住宅銀行	National Housing Bank
	NRI	非居住者インド人	Non-Resident Indians
	NSE	ナショナル証券取引所	National Stock Exchange
O	OBC	その他後進階級	Other Backward Classes
P	PAN	納税者番号	Permanent Account Number
	PPP	官民パートナーシップ	Public Private Partnership
R	RBI	インド準備銀行	Reserve Bank of India
	RCEP	東アジア地域包括的経済連携	Regional Comprehensive Economic Partnership
	RCMC	登録証兼会員証	Registration cum Membership Certificate
	RIICO	ラジャスタン州産業開発・投資公社	Rajasthan State Industrial Development and Investment Corporation
	ROC	会社登記局	Registrar of Companies
S	SAARC	南アジア地域協力連合	South Asia Association for Regional Cooperation
	SAFTA	南アジア自由貿易地域	South Asian Free Trade Area
	SBI	インドステイト銀行	State Bank of India
	SEBI	インド証券取引委員会	Securities and Exchange Board of India
	SEZ	経済特別区	Special Economic Zone

	SIAM	インド自動車工業会	Society of Indian Automobile Manufacturers
	SIDBI	小規模産業開発銀行	Small Industries Development Bank of India
	SIPB	州投資促進委員会	State Investment Promotion Board
	SIPCOT	タミル・ナドゥ州産業振興公社	State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd
	SLR	法定流動性比率	Statutory Liquidity Ratio
	SMIP	双日マザーソン工業団地	Sojitz Motherson Industrial Park
	SPCB	州汚染管理委員会	State Pollution Control Board
	SPS	衛生植物検疫措置	Sanitary and Phytosanitary Measures
T	TAN	源泉徴収番号	Tax Deduction Account Number
	TRAI	インド電気通信規制庁	Telecom Regulatory Authority of India
	TRIPS	知的所有権の貿易関連の側面	Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
U	UNCTAD	国際連合貿易開発会議	United Nations Conference on Trade and Development
	UV	多目的自動車	Utility Vehicle
W	WTO	世界貿易機関	World Trade Organization

第1章 概観

1. 正式国名

正式国名はインド（Republic of India）。国旗は、サフラン・白・緑の横三色に中央に「アショーカ・チャクラ（Ashoka Chakra）」という法輪を配している。サフランはヒンドゥー教、緑はイスラム教、白は2宗教の和解とその他の宗教を表す。英国支配からの独立を目指した1921年以降、数回デザインが変更されており、右の国旗は1947年にインド連邦として独立した際に策定されたものである。

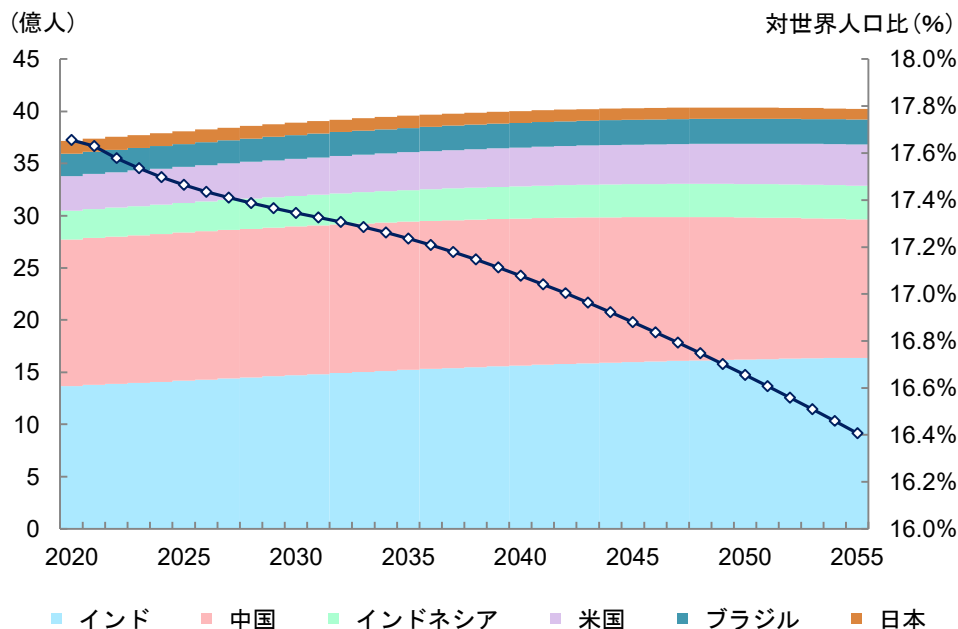


インドの国旗

2. 人口

人口は中国に次いで世界第2位の14.05億人（2022年、IMF）。2012年から2022年の10年間で、人口は11.02%増えている。米国国勢調査局によれば、2025年ごろには人口減少社会を迎える中国を抜く見通しであり、2055年には16.3億人にまで増加することが予測されている。一方、世界人口に占めるシェアでは、2020年は17.7%を占めているが、他国における人口増加が進行する影響で、長期的には対人口比は減少し2055年には16.4%の割合となる見込みである（図表1-1）。

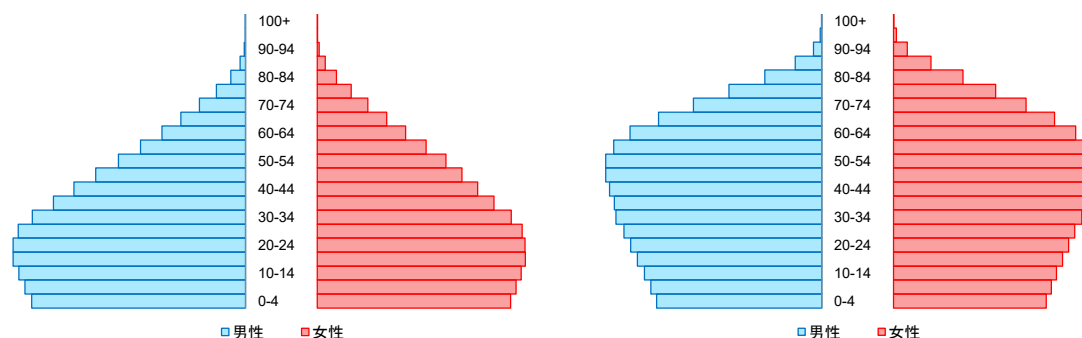
図表 1-1 主要国の人口推移（2020～2055年）



（出所）US Census Bureau “International Data Base”より作成

2022 年の平均寿命は 66.8 歳と推定され、年齢別の人口構成を見ると、若年者人口の比率が高く、25 歳未満の人口が全人口の 43.1% を占める。図表 1-2 の通り、若年層中心の同国の人口構成（2021 年）は富士山型である。長期的（2055 年）には人口ピラミッドも釣鐘型となるが、将来にわたって豊富な労働力が供給されるものと見ることができる。

図表 1-2 インドの人口構成（左：2021 年、右：2055 年）



（出所）US Census Bureau より作成

3. 国土

インドの国土面積はパキスタン、中国との係争地を含めて 328.7 万 km²（日本の約 8.7 倍）であり、世界第 7 位の広さである。日本との時差は 3.5 時間で、国内時差はない。インドの本土は、ヒマラヤ山脈のある北部山岳地帯、広大なヒンドスタン平原、及び南部のデカン半島部分の 3 つの広大な領域から成り立っている。

また、インドは、アジア地域のなかで地政学的に重要な位置にある。東側は世界第 2 位の経済大国である中国と国境を接しており、高い経済成長を遂げている ASEAN 諸国とも近い距離に位置する。西側は、パキスタン、アフガニスタン、イランなどの西アジア諸国に近く、更に海を隔てた中東・アフリカ諸国との関係も伝統的に強い。

4. 首都

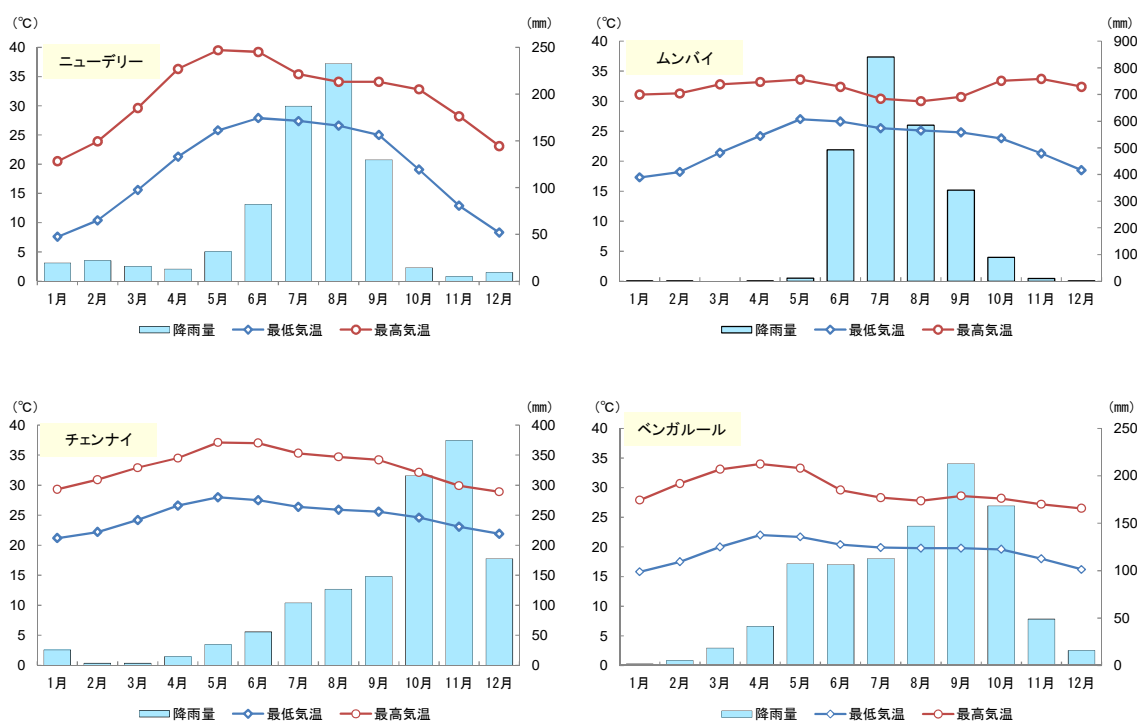
首都はデリー連邦直轄領のニューデリー（New Delhi）である。デリー連邦直轄領の人口は 2,851 万人（2018 年、Central Statistics Office）で、2028 年には東京を抜き世界最大の人口を抱える都市となるとの予測もなされている¹。

¹ 国連経済社会局 “World Urbanization Prospects 2018: Highlights”
<https://population.un.org/wup/publications/Files/WUP2018-Highlights.pdf>

5. 気候

国土が広大であるため、地域によって多様な気候が見られる（図表 1-3）。北部のニューデリーは内陸のため年間の気温差が大きい。3～5月の夏季は気温が40℃以上に達する日もある一方で、11～1月にかけては東京並みに冷え込むこともある。西部沿岸のムンバイでは一年を通じて気温は15～30℃程度で安定しており、6～9月には雨季を迎える。南部沿岸のチェンナイでは、11～12月にかけて多くの降雨があり、サイクロンや洪水に見舞われることもある。南部デカン高原に位置するベンガルールは標高が920メートルと高いため、一年を通じて温暖な気候である。

図表 1-3 インド主要都市の気温と降水量



(注) 4都市とも1981-2010年の30年平均より算出

(出所) インド気象庁 (India Meteorological Department) をもとに作成

6. 民族

同国の人口の大半を占めるのが、インド・アーリア人である。続いて、ドラヴィダ人、モンゴロイド人と続く。様々な民族による侵入・定住の歴史の中で、少数民族を含めた多様な民族が存在し、インド人の多くが混血となっている。

インド・アーリア人は、中央アジア方面からインド北部に侵入してきたアーリア人がルーツで、肌の色が白く背が高い特徴を持っている。現在、国土の中央部から東西に広く分布している。一方、ドラヴィダ人は古代からインドに定住していた先住民であり、肌の色が黒く背が低い。インド・アーリア人の侵入を経て、現在では主に南部に居住している。モンゴロイド人は中国やチベットとの国境付近に見られる。

7. 言語

連邦公用語はヒンディー語である。中部・北部を中心に、同国で最も多く話されている言語である。全世界の話者は約 6.15 億人（2019 年）に上り、中国語や英語と並び最も世界で話されている言語の一つである。

また、準公用語として英語が広く普及し、米国に次いで話者数が多い。ほかに共和国憲法の附則では 21 言語が州公用語として規定されているが、言語総数は方言を加えると約 2,000 程度にも及ぶと言われている。そのため、例えば北部出身者と南部出身者では互いの母語が通じず、日常会話が英語で行われることも少なくない。

8. 宗教

人口の 79.8% をヒンドゥー教が占めている。この他は、イスラム教が 14.2%、キリスト教が 2.3%、シーク教が 1.7%、仏教が 0.7%、ジャイナ教が 0.4% と続く（2011 年国勢調査²）。その他の少数派の宗教もコミュニティを持ち、政党を結成したり商売におけるネットワークを築いたりしている。

ヒンドゥー教はインドにおける民族伝統と強い結びつきを持ち、他宗教との垣根が低い。例えば憲法において、シーク教、仏教、ジャイナ教の信者もヒンドゥー教徒として扱われると定められている。ヴィシュヌ、シヴァ、ブラフマーの 3 大神に象徴される多神教で、不殺生や牛の崇拝などを宗旨とする。

イスラム教は、ジャンム・カシミールやラクシャディープなどの州・連邦直轄領で多数派を占め、近年は増加傾向にある。同国はインドネシアとパキスタンに次ぐ世界第 3 位のイスラム人口を抱えており（2021 年）、2060 年にはインドネシアを抜き世界第 1 位になる見込みで、インドのイスラム人口は 3 億人以上に達するとの予測もある³。キリスト教は、旧ポルトガル領のゴアを中心に、北東 3 州（ナガランド、ミゾラム、メガラヤ）やマニプル、アルナチャル・プラデシュなどに多く見られる。シーク教は 16 世紀に創始された宗教で、総本山があるパンジャブに集中して見られる。富裕層に信者が多く、マンモハン・シン前首相も、パンジャブ出身のシーク教徒である。シーク教は一神教で、カースト制を否定し輪廻転生を認めている。

仏教は同国起源の宗教であるが、13 世紀初頭にイスラム教徒の侵攻によって没落した。現在信者が多い地域はカシミールやネパールとの国境付近などにとどまる。ジャイナ教も仏教同様、同国を起源とする最も古いインド宗教の一つである。あらゆるもの全てに靈魂の存在を認め、身体的・言語的・心理的暴力を否定している。

² 国勢調査は 2021 年に実施される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により調査実施が 2022 年以降に延期された。2022 年末時点で実施時期は公表されておらず、未だ実施されていない。

³ ピュー研究所 “The countries with the 10 largest Christian populations and the 10 largest Muslim populations”

<https://www.pewresearch.org/fact-tank/2019/04/01/the-countries-with-the-10-largest-christian-populations-and-the-10-largest-muslim-populations/>

その他の宗教としてゾロアスター教がある。インドではゾロアスター教徒は「パールーシー」と称され、ムンバイやプネなどに集中している。裕福で教育・文化レベルが高く、ネットワーク意識が強いことも特徴的である。同国最大の財閥であるタタ・グループは、パールーシーの一族によって運営されてきた。

9. 教育

インドでは、2020年に34年ぶりに国家教育政策が改訂された。新しい国家教育政策では、2040年までに全ての学習者が最高水準の教育へ平等にアクセスできるような教育システムを構築することを目標に掲げている。これまでは6~16歳の10年間の初等・中等教育と、16~18歳の2年間の高等教育という構成であった教育制度であったが、新政策では、3~8歳までの5年間の基礎教育（3年間のプレスクール（Anganwadi）と2年間の初等学校に細分される）、8~11歳までの3年間の準備教育、6~8歳までの3年間の中等教育、そして14~18歳までの4年間の後期中等教育（Grade 9-10の第1フェーズとGrade 11-12の第2フェーズに細分される）という4段階の学校制度に分類し直した。これにより、以前の教育制度には含まれていなかった3歳からの幼児教育も含む全体的な教育制度の構築を図っている。

識字率は全国平均で73.0%だが（2011年国勢調査²⁾）、州ごとの格差が大きい。最も識字率が高いのは南部のケララ州で、男女とも90%を越えている。他方経済的に後発の北部ビハール州では、男女合計で61.8%、女性のみでは51.5%にとどまった（図表1-4）。この識字率の格差にも表れるような教育格差などの解決が必要という問題意識が、2020年の国家教育政策改訂につながった。国家教育政策2020では、識字率100%達成に向けて成人教育や生涯教育の取組みを進めることも述べられている。

図表 1-4 インドの識字率

州・連邦直轄地	識字率 (%)			州・連邦直轄地	識字率 (%)		
	男女合計	男性	女性		男女合計	男性	女性
ケララ	94.0	96.1	92.1	西ベンガル	76.3	81.7	70.5
ラクシャディープ	91.8	95.6	87.9	ダドラ&ナガルハベリ	76.2	85.2	64.3
ミゾラム	91.3	93.3	89.3	パンジャブ	75.8	80.4	70.7
ゴア	88.7	92.6	84.7	ハリヤナ	75.6	84.1	65.9
トリプラ	87.2	91.5	82.7	カルナタカ	75.4	82.5	68.1
ダマン&ディウ	87.1	91.5	79.5	メガラヤ	74.4	76.0	72.9
アンダマン・ニコバル諸島	86.6	90.3	82.4	オディシャ	72.9	81.6	64.0
デリー	86.2	90.9	80.8	アッサム	72.2	77.8	66.3
チャンディガル	86.0	90.0	81.2	チャットティスガル	70.3	80.3	60.2
ボンディシェリ	85.8	91.3	80.7	マディヤ・プラデシュ	69.3	78.7	59.2
ヒマチャル・プラデシュ	82.8	89.5	75.9	ウッタル・プラデシュ	67.7	77.3	57.2
マハラシュトラ	82.3	88.4	75.9	ジャンム・カシミール	67.2	76.8	56.4
シッキム	81.4	86.6	75.6	アンドラ・プラデシュ	67.0	74.9	59.1
タミル・ナドゥ	80.1	86.8	73.4	ジャルカンド	66.4	76.8	55.4
ナガランド	79.6	82.8	76.1	ラジャスタン	66.1	79.2	52.1
ウッタラカンド	78.8	87.4	70.0	アルナチャル・プラデシュ	65.4	72.6	57.7
グジャラート	78.0	85.8	69.7	ビハール	61.8	71.2	51.5
マニプラ	76.9	83.6	70.3	全国平均	73.0	80.9	64.6

(注) インドの州別地図は第2章「政治・外交・軍事」図表 2-5 参照、当該データはアンドラ・プラデシュ州分割前。

(出所) Census of India より作成

10. 通貨

インドの通貨はルピー (Rupee)。2022 年 12 月末時点での対ドルレートは 1 ドルあたり 82.74 ルピー。1993 年に「管理変動相場制」に移行した。現在、インド準備銀行 (RBI) は、急激な為替変動が発生した場合に為替介入を行っているが、長期的に見ると、インドルピーは下落を続けている (詳細は第 16 章参照)。

11. 歴史

(1) インダス文明からムガル帝国まで

紀元前 25 世紀頃より、現在のインド、パキスタン、中国を流れるインダス川流域でインダス文明が発展したと知られている。紀元前 15 世紀頃よりアーリア人が北部パンジャブ地方に進出して、先住民を征服した。紀元前 10 世紀頃にはガンジス川流域へと勢力を拡大し、農耕社会の形成や商工業の発展が見られるようになった。紀元前 5 世紀には、釈迦によって初期仏教が創始されたと言われている。紀元前 4 世紀後半にはインド初の統一王朝のマウリヤ朝が成立し、紀元前 3 世紀のアショーカ王の時代に最盛期を迎えた。現在インドの国章に見られる獅子のシンボル（右図）は、アショーカ王が建造した塔に用いられていたモチーフである。マウリヤ朝は官僚制に基づく中央集権政治システムを持ち、強固な古代帝国を築いたが、紀元前 2 世紀後半には衰退した。2 世紀にはローマ帝国との活発な交易が展開される一方、南インドにも仏教が広がっていった。4 世紀後半にグプタ朝が北インドを統一し、ヒンドゥー教や文化・学問が発展していったとされる。

10 世紀後半より、イラン系王朝が北インドへ進出し、デリーを中心に、イスラム王朝が樹立された。一方、南インドでは、ヒンドゥー王国がインド洋貿易を通じて繁栄を遂げた。16 世紀には中央アジアのティムール帝国にルーツを持つムガル帝国が誕生し、約 300 年間の安定的な統治体制が築かれた。ペルシア色の強いインド・イスラム文化が発展し、世界遺産のタージ・マハルもこの時代に建設されている。



सत्यमेव जयते

(2) 英国統治時代から独立へ

17 世紀には英国東インド会社による開発が進められ、1858 年から 1945 年まで英国の支配下となった。1919 年より、マハトマ・ガンディーが人々の支持を拡大しながら非暴力・不服従の独立闘争を展開し、1947 年に独立を果たした。しかし、イスラム教徒とヒンドゥー教徒の対立は根強く、イスラム教徒多数派地域はパキスタンとして分離独立し、インドと 3 次にわたる印パ戦争を戦った。1950 年に共和国憲法が施行されて社会主義共和国へと移行した。

(3) 社会主義国家の建設と挫折

初代首相ジャワハルラール・ネルーは、平和五原則を掲げ、冷戦体制下でも東西いずれの陣営にも属さない非同盟の立場をとった。しかし、冷戦終結後の現在も、パキスタンや中国とは領土問題をめぐり緊張状態が続いている。また社会主義志向のもとで保護貿易や計画経済が進められた結果、経済の停滞を招いた。

(4) 経済の自由化と経済連携の動き

1991 年、経済の長期低迷を打開するため、ナラシムハ・ラーオ首相はインドの経済改革を行った。海外直接投資（FDI）の積極的な受入れなど経済の自由化を進めた結果、飛躍的な経済成長を遂げ、2000 年代は BRICs の一画として注目された。

英語や数学を強みに多くの情報技術者を輩出し、主に IT 分野における BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）産業が急速な発展を遂げた。また、豊富な労働力を背景に、自動車産業などを中心とした労働集約型産業も集積し始め、各国との自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）を推進し、更なる経済発展を目指している。

2014 年の連邦下院選挙で当時最大野党であったインド人民党（Bharatiya Janata Party、BJP）とその友党が議席の過半数を占め、BJP のナレンドラ・モディ氏が首相に就任した。モディ首相は「Make in India」のスローガンのもと、インドにおける製造業の振興を図りつつ、積年の政策課題であった間接税の一本化やブラックマネーの根絶に向けて、全国的な政治キャンペーンを続々と打ち出した。与党 BJP は 2019 年 5 月に実施された総選挙において、国民の大多数を占める農民や低所得者層に寄り添う政策を公約に掲げて圧勝し、第 2 次モディ政権が成立した。第 2 次政権では、2020 年 5 月に「自立したインド」というスローガンの下、グローバルサプライチェーンでの競争からインドを独立させることを目標に掲げたほか、同年 11 月には国内製造を振興する生産連動型インセンティブを付与する仕組みを始めている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響下でも、同政権への支持率は依然として高く、2024 年に予定されている総選挙においても BJP の勝利が見込まれる状況にある。なお、2022 年 7 月には大統領選挙が行われ、BJP 所属のドラウパディ・ムルムー氏が第 15 代大統領を務めている。

ひとくちメモ 1: インドのカースト

インドの文化を語る上で外せないキーワードの一つが、「カースト」である。

カーストとは、アリア社会の伝統的な身分や職能を示す概念で、16世紀にポルトガルがインドに進出した際に同地の身分社会を称した「casta」（血統の意）を語源とする。カーストの原型は紀元前12世紀ごろに編纂されたといわれる古代インドの聖典「リグ・ヴェーダ」にも記述があるが、西洋世界との邂逅によって明確に概念化されたという点では、古くて新しい考え方と言える。

カーストは主として「ヴァルナ」と「ジャーティー」から構成される総合的な概念である。カースト制における身分はしばしばバラモン（司祭）・クシャトリア（戦士）・バイシャ（庶民）・シュードラ（奴隷）の4職能に要約されることがあるが、これらは厳密には「ヴァルナ」と呼ばれる身分の概念である。時代が下ることでヴァルナが専門分化して同じ職業や姓でまとまった集団が「ジャーティー」と呼ばれ、より具体的な実体を伴った集団をさす。

現在でも、異カースト同士では結婚が許されない、同じ食卓を囲んで食事をすることを忌避する（ヒンドゥー教の価値観では、共食は連帯の重要な証とされる）などの文化的慣習が地方部やヒンドゥー教的価値観が比較的強い北部を中心に見られる。インドに製造拠点として進出した日本企業が現地社員を雇っても、カーストの違いによってミドルマネージャーとワーカーなど社員グループ間の心理的な溝が残るという話がよく聞かれる。これに対する解決策として、マネージャークラスの日本人が率先して社員食堂で食事を取ったり、レクリエーションを企画したりすることで社員同士の連帯を高めることが考えられる。社員集団としてのカーストを、既存カーストに対していわば上書きする努力が有効ということだろう。インド現地日系企業によると、採用などでカーストによるフィルターなどは勿論かけていないものの、日本人にとっては見えない・理解できない側面も多いとのことであった。

また重要な社会問題として残るのが、後発階層をめぐる利権である。インドでは経済的・政治的な不平等を解消するため、後発階層に対するアフーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）が採られてきた。憲法に定められている、後発階層に対して連邦や地方自治体の一定数の議席を割り当てる留保制度や、公務員や大学の試験合格枠の一部を指定カースト（SCs）・指定部族（STs）・その他後発階層（OBCs）に割り当てる措置がその代表例である。このように一部の集団は進学・雇用の際に有利になるものの、これらの措置の陰には恩恵にあずかれなかった集団がおり、不平等に不満を持つ集団による抗議活動が暴動化し、商店や工場の襲撃事件につながるなどの事態が散見される。

近年は日本でもカーストにまつわるインドの凶悪犯罪のニュースを目にすることが多くなった。事件増加の背景として、そもそも件数が増えたわけではなく、従来では事件としてさえ取り扱われていなかったとの意見もあるが、経済的に成功した下位カーストの人々に対する上位カーストの人々の嫉妬のためとも言われている。

図表 1-5 インドの歴史

時代	年代	できごと
インダス文明からムガル帝国まで	BC25 世紀	インダス川流域でインダス文明が繁栄
	BC15 世紀	アーリア人がバンジャープ地方に侵攻
	BC5 世紀	釈迦により仏教創始
	BC3 世紀	ウマリア王朝アショーカ王によるインド統一
	4 世紀	グプタ朝によるインド再統一
	10 世紀	イラン系王朝の侵攻によるイスラム王朝の樹立
	1526 年	ムガル帝国の誕生
	1600 年	カルカッタに英国東インド会社設立
	1857 年	ムガル帝国の滅亡
英国統治時代から独立へ	1858 年	英国による全土の直接統治
	1947 年	第一次印パ戦争：英国統治からの独立・パキスタンとの分離
	1948 年	マハトマ・ガンディー暗殺
社会主義国家の建設と挫折	1950 年	初代首相ネルー就任：新憲法制定、共和制への移行
	1952 年	日印国交樹立
	1962 年	中国との国境紛争
	1971 年	ソ連と平和友好協力条約締結
経済の自由化と経済連携	1991 年	ナラシマ・ラオ政権発足：経済自由化政策への転換
	1995 年	WTO 加盟
	2000 年	インド・スリランカ自由貿易協定締結
	2003 年	ASEAN 包括的経済協力枠組み協定
		インド・アフガニスタン特惠関税協定
	2004 年	マンモハン・シン首相就任
		インド・タイ枠組み協定発効
	2006 年	南アジア自由貿易地域協定（SAFTA）発効
		インド・韓国包括的経済連携協定
	2007 年	インド・シンガポール包括的経済協力協定発効
		インド・チリ経済協力枠組み協定発効
	2009 年	インド・メルコスール特惠関税枠組み協定発効
	2010 年	インド・韓国包括的経済連携協定発効
	2011 年	インド・マレーシア包括的経済協力協定発効
		インド・ASEAN 包括的協力経済連携協定発効
		インド・日本包括的経済連携協定発効
	2012 年	日・印社会保障協定署名
	2013 年	日印共同声明署名
	2014 年	ナレンドラ・モディ首相就任
2019 年	ナレンドラ・モディ首相が再選される	
2020 年	「自立したインド」政策、生産連動型インセンティブ開始	
2022 年	ドラウパディ・ムルムー第 15 代大統領就任	

(出所) 外務省インド共和国ページ、各種資料より作成

ひとくちメモ 2： 国民的スポーツ「クリケット」

インド人の国民的スポーツといえば、クリケットであろう。英国植民地時代にもたらされたクリケットは、現在オーストラリア、ニュージーランド、南アジアで人気が高い。ボールとバットを使うという点では野球に似たところもあるクリケットだが、競技時間は野球の比ではなく、真昼の休憩を挟み一日中続くこともある。インドの大きな街にはクリケットスタジアムがあり、街中の至る所で人々が草クリケットに興じている姿が見られる。

プロスポーツとしてのクリケットも人気が高く、テレビでの試合中継にくぎ付けになる人も少なくない（下写真参照）。フォーブスが発表した2022年の世界のアスリート年収ランキングでは、インドのプロクリケットプレーヤーであるビラット・コーリ選手が61位にランクインした。インドのナショナルチームは強豪とされ、1983年と2011年に開かれたワールドカップでの優勝経験もある。



レストランでクリケットに見入っている人々

第2章 政治・外交・軍事

1. 政体

1950年1月にインド憲法が施行され、連邦共和制を採用。憲法では、正義・自由・平等・友愛の4つの理念が掲げられ、カースト制度が禁止された。三権分立制度を採用し、立法権は国会、行政権は内閣、司法権は裁判所に属している。中央と州の管轄事項は憲法に定められている。中央は、国防、外交、通信、通貨、関税、州は法と秩序、公衆衛生、教育、農林漁業などを専管事項としている。中央と州との共管事項としては、経済計画、社会保障、貿易、産業などがあり、中央と州で対立が生じる場合には中央の法律が優先される。

2018年末時点では、インドには29の州と7つの連邦直轄領があった。しかし、2019年8月、ジャンム&カシミール州の自治権を認める憲法第370条を廃止し、同州の自治権を剥奪してジャンム&カシミールとラダックの2つの直轄領とする法案が可決された。また、2020年1月26日にダードラー&ナガル・ハヴェーリー連邦直轄領とダマン&ディーウ連邦直轄領が合併され、ダードラー・ナガル・ハヴェーリー及びダマン・ディーウ連邦直轄領となった。これにより、現在は、28州と8つの連邦直轄領となっている。

2. 元首

大統領が元首であり、任期は5年である。2022年7月の選挙の結果、ドラウパディ・ムルムーが第15代大統領を務めている。所属政党はインド人民党（BJP）。女性としては2人目、指定部族出身としては初の大統領である。先住民族のサンタルの出身者であるムルムー氏は、教員から政治家に転身し、東部ジャルカンド州前知事を経て、大統領選挙に出馬していた。

3. 首相

2019年4月から5月にかけて実施された総選挙でインド人民党が勝利し、ナレンドラ・モディ首相の第2次政権が発足した。モディ首相は1950年9月17日生まれ。グジャラート州ヴァドナガル出身。インド人民党に所属する。2001年から2014年までグジャラート州首相を務め、インフラの整備や外資の受入れにより高い経済成長を実現した。

2014年に第1次政権が発足し、製造業振興を目指す「メイク・イン・インディア」など様々な施策を講じてきた。2019年からの第2次政権樹立当初は、ジャンム&カシミール州に自治権を与えていた憲法370条の廃止や、改正国籍法の制定を進めるなど、ヒンドゥー・ナショナリズムの姿勢を前面に打ち出した政策を実施した。また、新型コロナウイルス感染症拡大に対しては、2020年3月から6月にかけて厳格なロックダウンを実施して感染の封じ込めを行い、その後に来た第2波に対しては大規模なワクチン接種を進めるといった対応をとってきた。モディ政権では、パンデミックを契機に、国産品の生産拡大や経済自立の重要性を訴えており、「自立したインド」というスローガンのもとで21兆ルピー規模の救済パッケージを発表したり、生産連動型優遇策（Product Linked Incentive : PLI）として助成制度を導入したりしている。

2019年の下院選所では与党 BJP が圧勝し、モディ政権に対する国内の支持率は依然として高いことから、インド政治は安定的な状況が続いている。

4. 内閣

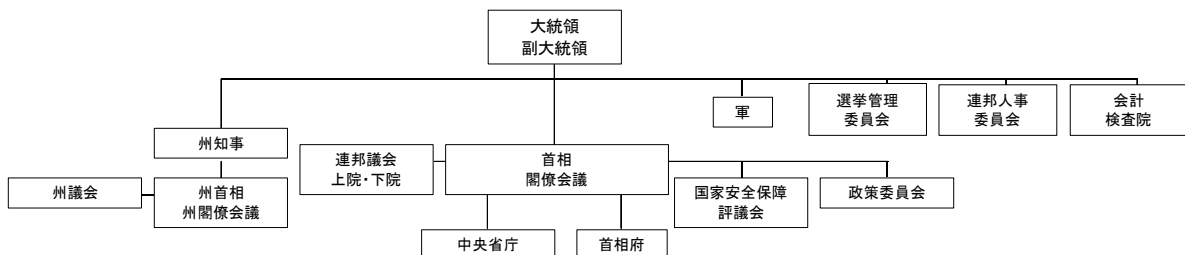
議員内閣制を採用している。首相を長とする閣僚会議（Council of Ministers）において、大統領が首相を任命し、他の大臣は首相の助言に基づいて、大統領が任命する。閣僚会議は実質的な行政権を持ち、国会に対し連帯して責任を負う。

5. 行政組織

2023年1月時点、インドの行政組織は全53の省（図表2-2）と2つの局（核エネルギー局、宇宙局）から成る。モディ政権は就任当初「最小政府による最大統治（Minimum Government, Maximum Governance）」をスローガンに、大臣数を抑制する方向をとった。しかし2016年7月の内閣改造で、首相を除く大臣（閣議に参加しない閣外大臣を含む）は64から78へ増加した。これには2017年2～3月の複数の州議会選挙を見据え、同州の出身者を登用する目的があったとされる。また、2020年7月7日に実施された第2次モディ政権での内閣改造では、新たな43名を含む77名の大臣（うち閣内大臣は図表2-3の通り30名）が任命された。この内閣改造は、新型コロナウイルス感染症拡大第2波への対応に関するモディ首相への批判の高まりを背景としたものとされている。それまで重要閣僚であったハルシュ・バルダン保健・家族福祉大臣やサントーシュ・ガングワル雇用・労働大臣などの4大臣が辞任した一方、インドの行政職（Indian Administrative Service : IAS）出身者や女性、専門家が新たに登用されることとなった。

なお、2020年に人的資源開発省を教育省に改名したほか、2021年にインド国内での協同組合運動を強化する目的で新たに協同組合省が設立（それまでは農業・農民福祉省が所管）されるなど省庁再編も行われている。

図表 2-1 行政組織（2021年12月末）



（出所）JETRO「アジア動向年報2022」より作成

図表 2-2 中央省庁（2023年1月時点）

省名（日本語）	省名（英語）
農業・農民福祉省	Ministry of Agriculture and Farmers Welfare
アーユルベータ・ヨガおよび伝統療法省	Ministry of Ayurveda, Yoga and Naturopathy, Unani, Siddha and Homoeopathy (AYUSH)
化学・肥料省	Ministry of Chemicals and Fertilizers
民間航空省	Ministry of Civil Aviation
石炭省	Ministry of Coal
商工業省	Ministry of Commerce and Industry
通信省	Ministry of Communications
消費者問題・食料・公共配給省	Ministry of Consumer Affairs, Food and Public Distribution
協同組合省	Ministry of Cooperation
企業問題省	Ministry of Corporate Affairs
文化省	Ministry of Culture
国防省	Ministry of Defence
北東地域開発省	Ministry of Development of North Eastern Region
地球科学省	Ministry of Earth Sciences
教育省	Ministry of Education
エレクトロニクス・情報技術省	Ministry of Electronics and Information Technology
環境・森林・気候変動省	Ministry of Environment, Forest and Climate Change
外務省	Ministry of External Affairs
財務省	Ministry of Finance
水産・畜産・酪農省	Ministry of Fisheries, Animal Husbandry and Dairying
食品加工産業省	Ministry of Food Processing Industries
保健・家族福祉省	Ministry of Health and Family Welfare
重工業省	Ministry of Heavy Industries
内務省	Ministry of Home Affairs
住宅・都市問題省	Ministry of Housing and Urban Affairs
情報・放送省	Ministry of Information and Broadcasting
ジャール・シャクティ省	Ministry of Jal Shakti
労働・雇用省	Ministry of Labour and Employment
司法・公正省	Ministry of Law and Justice
零細・中小企業省	Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises
鉱業省	Ministry of Mines
少数派問題省	Ministry of Minority Affairs
新エネルギー・再生エネルギー省	Ministry of New and Renewable Energy
パンチャヤット制度省	Ministry of Panchayati Raj
議会問題省	Ministry of Parliamentary Affairs
人事・苦情処理・年金省	Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions
石油・天然ガス省	Ministry of Petroleum and Natural Gas
計画省	Ministry of Planning
港湾・海運・水路省	Ministry of Ports, Shipping and Waterways
電力省	Ministry of Power
鉄道省	Ministry of Railways
陸上輸送・幹線道路省	Ministry of Road Transport and Highways
農村開発省	Ministry of Rural Development
科学技術省	Ministry of Science and Technology
技能開発・企業家省	Ministry of Skill Development and Entrepreneurship
社会正義エンパワメント省	Ministry of Social Justice and Empowerment
統計・事業実施省	Ministry of Statistics and Programme Implementation
鉄鋼省	Ministry of Steel
繊維省	Ministry of Textiles
観光省	Ministry of Tourism
部族問題省	Ministry of Tribal Affairs
女性・児童開発省	Ministry of Women and Child Development
青年問題・スポーツ省	Ministry of Youth Affairs and Sports

（出所）National Portal of India “Council of Ministers”より作成

図表 2-3 モディ内閣閣僚一覧（2023年1月時点）

氏名（英語）	所管
Shri Narendra Modi	首相、人事・苦情処理・年金、原子力（局）、宇宙（局）
Shri Raj Nath Singh	国防
Shri Amit Shah	内務、協同組合
Shri Nitin Jairam Gadkari	陸上輸送・幹線道路
Smt. Nirmala Sitharaman	財務、企業問題
Shri Narendra Singh Tomar	農業・農民福祉
Dr. Subrahmanyam Jaishankar	外務
Shri Arjun Munda	部族問題
Smt. Smriti Zubin Irani	女性・児童開発、少数派問題
Shri Piyush Goyal	消費者問題・食料・公共配給、商工業、繊維
Shri Dharmendra Pradhan	教育、技能開発・企業家
Shri Pralhad Joshi	議会問題、石炭、鉱業
Shri Narayan Tatu Rane	零細・中小企業
Shri Sarbananda Sonowal	アールペーダ・ヨガおよび伝統療法、港湾・海運・水路
Dr. Virendra Kumar	社会正義エンパワーメント
Shri Giriraj Singh	農村開発、バンチャーヤト制度
Shri Jyotiraditya M. Scindia	民間航空、鉄鋼
Shri Ashwini Vaishnaw	鉄道、通信、エレクトロニクス・情報技術
Shri Pashu Pati Kumar Paras	食品加工産業
Shri Gajendra Singh Shekhawat	ジャル・シャクティ
Shri Kiren Rijiju	司法・公正
Shri Raj Kumar Singh	新エネルギー・再生エネルギー、電力
Shri Hardeep Singh Puri	石油・天然ガス、住宅・都市問題
Shri Mansukh L. Mandaviya	化学・肥料、保健・家族福祉
Shri Bhupender Yadav	環境・森林・気候変動、労働・雇用
Dr. Mahendra Nath Pandey	重工業
Shri Parshottam Rupala	水産・畜産・酪農
Shri G. Kishan Reddy	文化、北東地域開発、観光
Shri Anurag Singh Thakur	情報・放送、青年問題・スポーツ

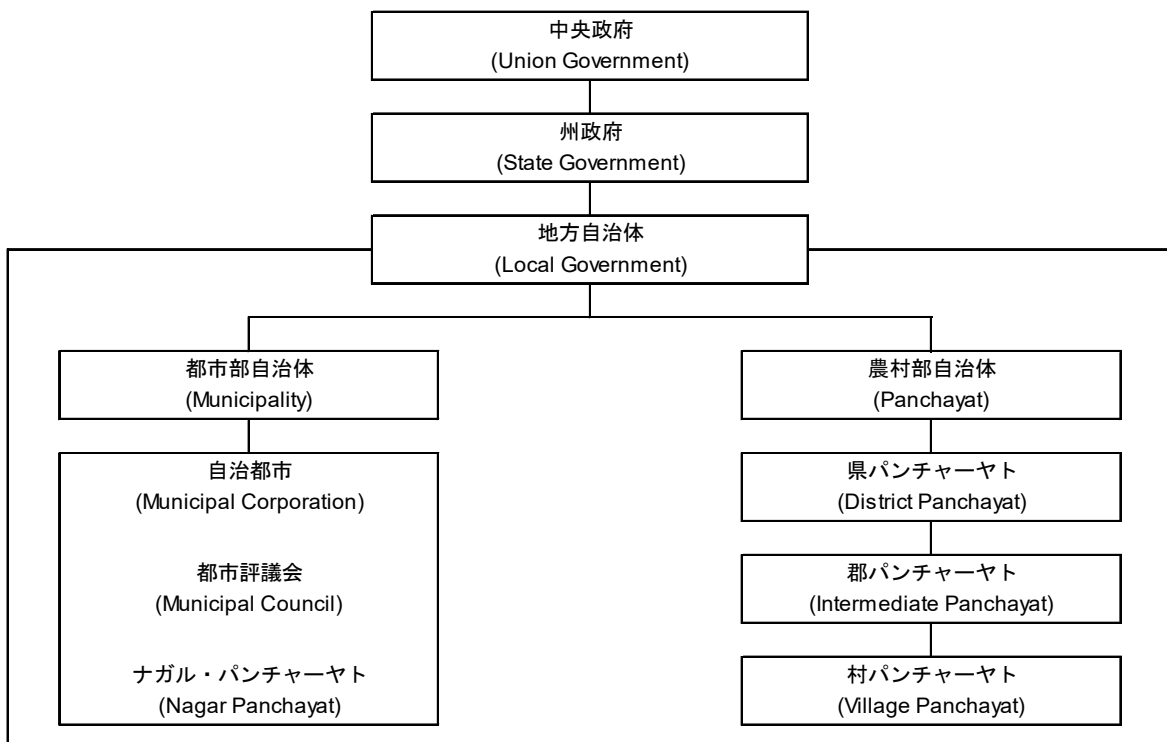
（出所）National Portal of India “Council of Ministers”より作成

6. 地方行政制度

同国の地方行政は、2023年1月現在、28の州と8つの連邦直轄領（図表2-5）から構成されている（本章「1. 政体」参照）。州には自治権が定められているが、連邦直轄領は中央政府に直接統治されている。同国の行政制度の多くは英国統治時代の影響を強く受けており、権限の分割が行われている。

連邦制の同国の行政組織は、図表2-4の通り、中央・州・地方自治体の三層構造ではあるが、それぞれの州が独立した政府として存在し、各州政府の管轄下に地方自治体がある。そして、地方自治体は、都市部と農村部でそれぞれ異なる制度が採用されている。都市部自治体は、大都市における自治都市、小都市における都市評議会、農村から都市への発展段階にある地域におけるナガル・パンチャーヤトから構成されており、農村部自治体は、県・郡・村の三層構造となっている。

図表 2-4 インド憲法が定める行政階層

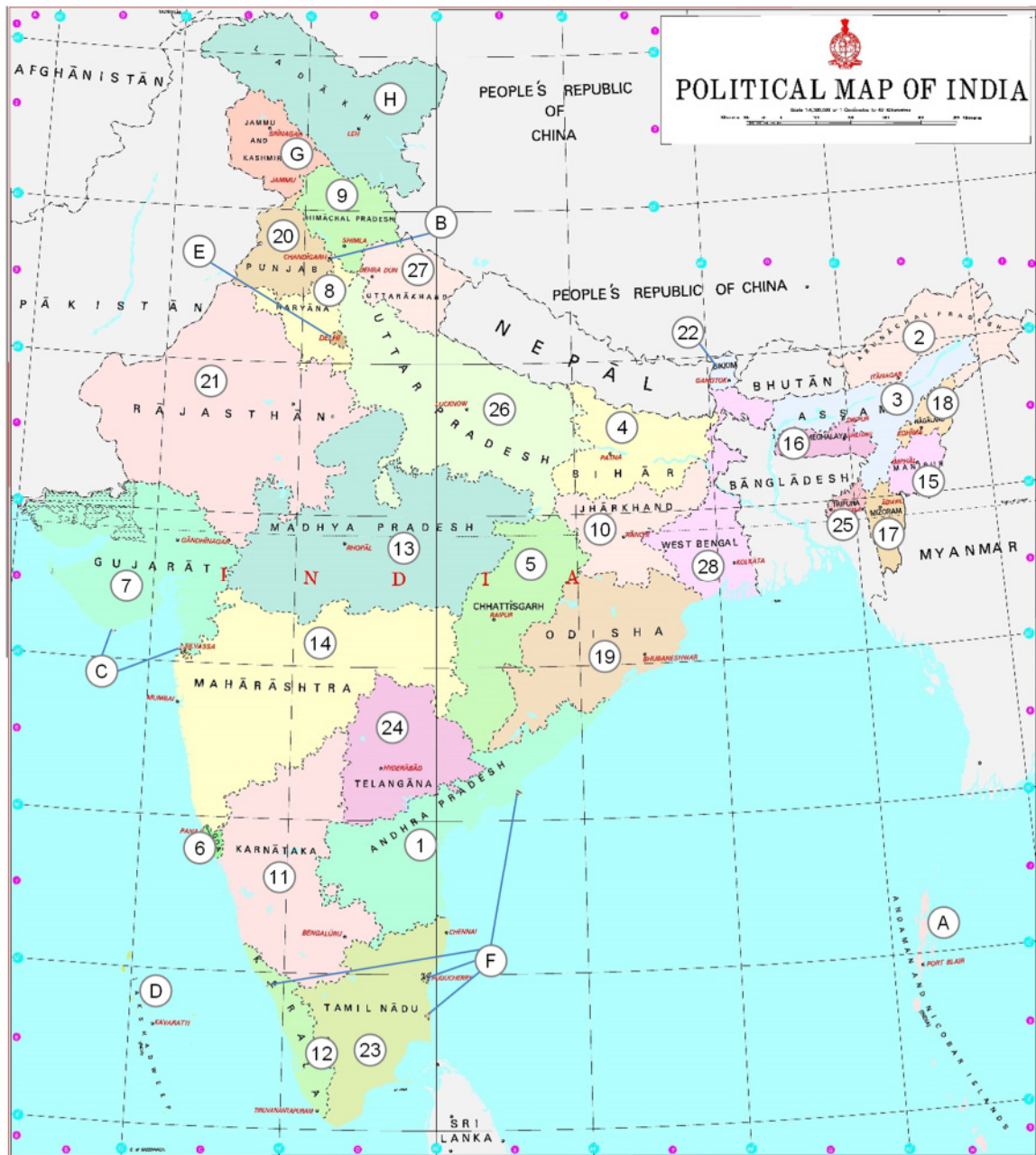


（出所）財団法人自治体国際化協会（2015）より作成

図表 2-5 インドの行政区域

#	州名	#	州名
1	アンドラ・プラデシュ	15	マニプル
2	アルナチャル・プラデシュ	16	メガラヤ
3	アッサム	17	ミゾラム
4	ビハール	18	ナガランド
5	チャッティスガル	19	オディシャ
6	ゴア	20	パンジャブ
7	グジャラート	21	ラジャスタン
8	ハリヤナ	22	シッキム
9	ヒマーチャル・プラデシュ	23	タミル・ナドゥ
10	ジャルカンド	24	テランガナ
11	カルナタカ	25	トリプラ
12	ケララ	26	ウッタル・プラデシュ
13	マディヤ・プラデシュ	27	ウッタラカンド
14	マハラシュトラ	28	西ベンガル

#	連邦直轄領名	#	連邦直轄領名
A	アンダマン・ニコバル	E	デリー準州
B	チャンディガルー	F	プドゥチェリー
C	ダードラー・ナガル・ハヴエーリー及 びダマン・ディーウ	G	ジャンム&カシミール
D	ラクシャディープ	H	ラダック



(注) インド内務省が示している地図。数字・記号は筆者が追記。
 (出所) 内務省

7. 国会

インドの議会制度は二院制であり、連邦議会は上院・州会議（ラジャ・サバー）と下院・人民会議（ロク・サバー）から構成される。日本における衆議院と同様に、下院の上院に対する優越がある。下院では、国民による直接選挙が行われ、そこで総議席数 543 議席で多数を占める党から首相が選出される仕組みとなっている。なお、大統領は、両院議員と州議会議員による間接選挙で選出される。

8. 政党

2020年1月時点で複数の州に基盤を持つ全国政党6党と、その他の地方政党693党がインド選挙管理委員会に登録されていた。特に有力なのは、現与党であるインド人民党（BJP）と、最大野党のインド国民会議派（INC）である。

2019年4月から5月にかけて実施された第17回連邦下院選挙の結果は、図表2-6の通りである。インド選挙管理委員会の発表によると、現与党のBJPが542議席中303議席と単独過半数を獲得、友党による連合「国民民主連合」では353議席を獲得した。BJPは2014年選挙で獲得した282議席からさらに議席数を増やす結果となった。インド国民会議派は52議席、同党を主体とする統一進歩連合は91議席を確保した。次の選挙は2024年に予定されている。

他方で、上院において国民民主連合が過半数を有していない状況に変化はない。

図表 2-6 第17回連邦下院選挙（2019年）の議席数

	議席数
国民民主連合	353
インド人民党（BJP）	303
その他	50
統一進歩連合	91
インド国民会議派（INC）	52
その他	39
第三勢力、その他	98
総議席数	542

（出所）Election Commission of India、各種報道より作成

2021年4月に投票、5月に開票が行われたタミル・ナドゥ州の州議会選挙では、ドタヴィダ進歩連盟（DMK）が234議席中133議席を獲得し、それまで10年間同州の政権を握っていた全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩連盟（AIADMK）を上回り、第1党となった。同時期に議会選挙が行われたケララ州では左翼民主戦線（LDF）が、プドゥチェリー連邦直轄領では全インドNR会議派（AINRC）が、それぞれ勝利し、各州の政権を握っている。

2022年2月から3月にかけて、5州の州議会選挙が行われた。BJPは、うちウッタル・プラデシュ州、ウッタラカンド州、マニプル州、ゴア州の4つの州で第1党となっている。特に、インド最大の人口を擁するウッタル・プラデシュ州においては、1985年以降、州議会選挙の度に第1党となる政党が変わってきていたが、BJPは前回選挙でも勝利し、2回連続での第1党となった。

地方議会において、BJPは12州、INCは2州、庶民党（AAP）は2州の政権を握っており、それ以外の州は別の政党が第1党となっている。2022年後半には、ヒマーチャル・プラデシュ州とグジャラート州での州選挙が予定されている。

9. 司法

同国では、連邦制を採用しているものの、連邦裁判所と州裁判所の区別は無く、全ての裁判所が連邦法と州法の双方に管轄権を持っている。同国の司法制度は、最高位に最高裁判所があり、その下位に、高等裁判所、地方裁判所と続く。最高裁判所は、裁判長及び大統領が指名した 25 名までの裁判官からなり、あらゆる訴訟手続きにおける高等裁判所の判決、決定、命令に対する上告を受ける終審裁判所として機能する。

高等裁判所は、州の司法行政の最高位に位置し、現在 18 ヶ所ある。各高等裁判所は、その管轄内における地方裁判所の監督を担う。地方裁判所は各州法で規定されており、名称や階層も多様である。代表的なものとして、治安刑事裁判所、民事刑事裁判所をはじめ、産業裁判所、労働裁判所、組合裁判所、家族裁判所などが挙げられる。2015 年 10 月の大統領令により、高等裁判所に商事専門部と商事控訴部、地方裁判所に商事専門部を設置することが定められた。インドでは裁判の件数が法曹の数に対して過大であり、決着までに多大な時間と労力が費やされる点が課題であったが、同法令により、状況の改善が期待されている。

10. 外交

(1) 基本的外交姿勢⁴

インドは独立後の 1947 年より、非同盟・自主独立を外交政策の柱としてきた。冷戦期においても東西いずれの陣営にも加わず、非同盟同士のパートナーシップ外交を展開してきた。しかし、高まる米ソ対立と中国及びパキスタンからの脅威を背景に、非同盟方針の転換を余儀なくされた。1970 年代以降は、1971 年 8 月の印ソ平和友好協力条約の締結を皮切りに、印ソ同盟を主軸とする外交政策へと変容していった。その後、1991 年の旧ソ連崩壊と同国の経済自由化政策を受け、米国やアジアを主眼に置く全方位外交を展開した。1992 年から「ルック・イースト政策」を積極的に推進し、東南アジアから東アジアへのプレゼンスの向上を目指すようになった。

2012 年にまとめられたインドの対外政策に関する報告書「NonAlignment 2.0」（非同盟 2.0）では、冷戦期に見られた非同盟方針を、インドの対外政策の原則として再定義している。また同報告書では、その表題の説明において「戦略的自律」という言葉を用い、これが独立以降のインド外交における目標となってきたことを説明している。2014 年にモディ政権が成立して以降は、「非同盟」という言葉は使われておらず、この「戦略的自律」の確保を重視した主要国との全方位外交が展開されている。一方で、中国やパキスタンとの領土問題に対しては断固とした姿勢で臨んでいる。

⁴ 近藤則夫編「現代インドの国際関係：メジャーパワーへの模索」調査研究報告書（JETRO アジア経済研究所、2010 年）を参照、一部引用した。

(2) 外交関係

①パキスタンとの関係

インドとパキスタンはカシミール地方の領有権を巡り、1947年から1971年まで、三度にわたって印パ戦争を戦ってきたが、2003年4月の印パ首脳会議を契機に、2010年代前半までは経済・外交関係の改善が続いてきた。

しかし2016年9月、インド政府はカシミール地方のインド陸軍施設への襲撃事件をパキスタンの過激派によるものと断定し、同10月には両国がお互いの国の外交官を追放するという事態に発展した。2019年2月にジャンム&カシミール州で発生した自爆テロでインドの治安部隊に40名以上の死者が出たことをきっかけに、インドはパキスタンが関与しているとしてパキスタン側への空爆を実施した。これを受け、パキスタンもインド戦闘機を撃墜するなど、両国の軍事衝突に発展した。その後、インドでの総選挙後の同年8月に、インドが同州の自治権を剥奪し直轄領として統治する法案を成立させ、これを受けたパキスタン側はインドとの貿易を停止する措置をとった。加えて、同年12月にはイスラム教徒を除く周辺国からの不法入国者に対して国籍を付与する市民権法改正法(CAA)が成立したが、これに反発するイスラム教徒の抗議活動に対して、ヒンズー教徒からの襲撃や、イスラム教徒と警察当局の衝突がインド各地で発生し、国境紛争の激化が危ぶまれた。

②東南アジア・南西アジアとの関係

インドは伝統的に東南アジア、南西アジア諸国といった近隣諸国との通商関係が深く、モディ政権も中国への対抗から同地域におけるプレゼンス強化を目指している。1985年に発足した「南アジア地域協力連合」(SAARC:インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタン)や1997年に発足した「環ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアチブ」(BIMSTEC:環インド洋の15カ国)の枠組みなどのもと、広範な分野で経済協力を行っている。

③米国との関係

両国は歴史的に良好な関係を継続してきたとは言えないが、冷戦終結後は関係が改善しており、現在では政治的にも経済的にも重要な戦略的パートナーとして互いを認識している。

モディ首相はグジャラート州首相時代の人権問題を理由に米国ビザ発給が危ぶまれていたものの、2014年9月、2015年9月、2016年1月と立て続けに訪米を実現し、オバマ元米大統領と戦略的パートナーシップを確認、強化してきた。2015年には印米戦略商業対話を開催し、以降、両国の関係の深まりに伴って2017年には印米2+2に発展している。

特に、トランプ前米政権との間で2017年に印米戦略エネルギーパートナーシップが合意されて以降は、米国からの石油やLNGなどのエネルギー供給も進んでいる。同政権下では、インドが幾つかの産業で米国にとって不公正な措置をとっているとして、2019年3月にインドを一般特恵関税制度の対象から外す大統領布告が発表されたが、両国間の年間貿易額は年間約10%ずつ増加しており、現在二国間の年間貿易額は約1,600億ドルに達した。

インド商工省では、この額をさらに 5,000 億ドル規模に拡大する目標を掲げている。製造業、環境エンジニアリング、エネルギー、及び IT 分野での貿易障害の排除や二国間貿易協定締結に意欲を見せるなど、さらに貿易関係を深化させるための取組みが進められている。軍事面でも、2018 年 9 月に通信互換性保護協定 (COMCASA) を締結するなど、緊密化を図ってきている。2016 年にインドは米国から主要防衛パートナーとして認識されており、防衛技術への最大限のアクセス (STA-1 ステータス) を供与されているほか、2019 年には両国の陸海空軍が初めて統合軍事訓練を行っており、防衛・安全保障の観点でのつながりも強化されている。さらに、2020 年 2 月には両国で「包括的・グローバル戦略的パートナーシップ」を締結している。

バイデン現米政権との関係も良好で、印米関係は深化を続けている。2022 年 4 月に開催された第 4 回印米 2+2 では、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) やテロ対策における協力などについて議論がなされたほか、重要・新興技術 (CET) における協力推進枠組み整備に向けた合意や、宇宙状況認識に関する覚書の締結、第 1 回 AI 対話の実施決定といった進展があった。

④欧州との関係

EU は 2021 年 9 月、インド太平洋地域における EU のプレゼンス向上を目指して、「インド太平洋地域戦略」を発表した。この戦略において EU はインドとの技術協力やパートナーシップの強化を図るとしている。2022 年 4 月にはインド・EU 間での安全保障分野の協力拡大に向けた貿易技術評議会 (Trade and Technology Council) の設置が合意された。

また同時に、2007 年 6 月より交渉が開始された一方で 2013 年以降は交渉が事実上停止していたインド EU 間の FTA 交渉についても、2022 年 6 月から交渉を再開することで合意がなされている。EU が 2006 年より積極的に進めてきた新通商戦略の中で、韓国に続く「新世代 FTA」の結実が期待されているうえ、インドにとっても EU は重要な貿易相手国であるため、当該 FTA の締結による同国への影響は非常に大きい。一方で EU はインドの IT セキュリティを不安視し、インド政府は国内自動車市場の外資への開放に対して慎重な姿勢を続けるなど、締結に向けた課題は少なくない。

その他、2022 年の G7 サミットのホストであったドイツは、G7 サミットへゲスト国としてインドを招待したほか、同年 5 月にモディ首相がドイツを訪れた際には、気候変動対策を中心に 2030 年までに 100 億ユーロ規模の経済協力を行うことを含む共同宣言を表明している。

⑤中国との関係

同国は、中国との 1962 年の国境紛争以降、長期にわたり対立関係が続いていたが、1988 年当時のラジブ・ガンジー首相の訪中を契機に関係改善が図られた。モディ政権下では、2017 年には非公式首脳会談が立ち上げられたほか、上海協力機構へ正式加盟をするなど、対中関係の改善を図り「Cold Peace」と呼ばれる関係の構築に向けての動きが見られたが、2020 年 5 月に両国の国境紛争地帯で起きた衝突により、世論の反中感情が高まることとなった。これにより、中国を含む隣接国からの投資には中央政府による承認が義務付けられたほか、中国系アプリ (TikTok など) の禁止、5G 関連の主要機器からファーウェイをはじめとする中国製品を除外するなどの措置がとられている。

中国企業を締め出す動きは以降も続いており、例えば2022年にはスマートフォン大手の vivo や Xiaomi の資産差し押さえがなされた。また、中国からの投資に関しては、2020年4月から2022年6月までの間の申請件数は382件で、うち許可が下りた件数は2割弱の80件であり、そのほとんどが香港からの投資案件であった。なお、一度は合意に至った2020年印中国交樹立70周年式典は実施されず、軍事対話を除いてインドと中国間でハイレベルでの戦略経済対話も行われていない。インドにとって中国は最大の輸入相手国であり、第2の輸出相手国であるなど、両国の経済関係は緊密になっている。一方、モディ政権は中国の掲げるシーレーン戦略「真珠の首飾り」への対抗姿勢を見せているほか、中国の「一帯一路」構想も、これに含まれる「中国パキスタン経済回廊」がカシミールを通る高速道路の建設を含んでいることもあり、インドの主権と領土保全に対する認識の欠如として、反対を表明している。モディ政権が推進する「メイク・イン・インド」や「自立したインド」政策などにより「脱中国」の動きがさらに進展すれば、インドが恒常的に抱える貿易赤字の改善にもつながるものと考えられる。

⑥ロシアとの関係

1971年に平和友好協力条約を締結して以来、インドは旧ソ連と政治、経済、軍事面において緊密な関係を維持してきた。1973年の第一次石油ショック以降、高騰した原油の手当て先としてソ連産兵器を多く調達するようになった。旧ソ連崩壊後もロシアと軍事面における取引関係が続けられてきており、両国の関係は2000年には戦略的パートナーシップに、2010年には「特別で特権的な戦略パートナーシップ」に昇華している。一方、現在インドの兵器調達先として米国やイスラエルの割合も増してきており、印露関係の重要性は相対的に低下していると見られる。

2022年2月から発生したロシアによるウクライナ侵攻に関しては、軍事侵攻が始まった同日にモディ首相がプーチン大統領と電話会談を行い、自制と停戦を要求した。国連安全保障理事会で採決に付されたロシア軍撤退を求める決議や、ウクライナ東部・南部4州のロシアによる併合を非難する決議案等に対しては、「対話が紛争解決の唯一の答えである」などとして棄権するなど、ロシアを名指しで非難することには消極的な姿勢も見られていたが、2022年9月にウズベキスタンで開催された会談で、モディ首相がプーチン大統領に「今は戦争の時代ではない」と苦言を呈し懸念を伝えるなど、インドのロシアに対する姿勢に変化の兆しも見られる他方、ウクライナ侵攻が始まって以降も、ロシア産原油や石炭の購入を拡大するなど、経済的な関係は維持している。なお、インド国内のメディアではウクライナの惨状が言論統制されることなく報道されており、比較的親欧米的な若年層等はロシアとの関係再構築に傾倒している。

⑦日本との関係

日本とインドは1952年の国交樹立以来友好的な関係を維持しており、2011年8月1日に発効した、日本・インド包括的経済連携協定は、両国の経済関係を大きく前進させた取組みの一つである。同協定の発効により、日本に輸出する鉱工業製品のほぼ全ての品目の関税と、多くの非関税障壁が撤廃されることとなり、韓印FTAやASEAN・インドFTA(AIFTA)と比較しても、自由化水準の高い協定内容となった。

日印首脳は 2006 年から 1 年毎に両国を訪問し合うシャトル外交を行っており、モディ首相は 2014 年 9 月に訪日。これは就任後最初の先進国への訪問であった。その後 2016 年 11 月にも訪日し、安倍首相との間で、日印原子力協定への署名のほか、日本の新幹線方式が採用されるムンバイ・アーメダバード間高速鉄道の 2023 年の開業や、製造業の人材育成の強化などに合意した。続く 2017 年には安倍首相が訪印し、モディ首相の地元グジャラート州を訪問し、翌 2018 年にはモディ首相が訪日して安倍首相の山梨の別荘を訪れるなど、首脳レベルでの親密な関係が築かれている。さらに 2022 年には、3 月に岸田首相がインドを訪問した際には、新型コロナウイルス後の世界のためのパートナーシップに向けた二国間関係の構築に向けた議論を行ったほか、今後 5 年間で対インド優投資を 5 兆円とする目標を掲げた。また、この訪問に際して、「産業競争力パートナーシップロードマップ」や「持続可能な都市開発分野における協力覚書」などの文書締結や「クリーン・エネルギー・パートナーシップ」の発表を行っている。さらに、同年 5 月にモディ首相が来日した際にも、3 月に締結した「産業競争力パートナーシップロードマップ」等を通じてサプライチェーンの多元化・強靱化に向け協力していくこと、「クリーン・エネルギー・パートナーシップ」を推進し、エネルギー対話などを行うことで、水素やアンモニア、LNG などの分野で協力を進めていくことなどを確認している。

日本とインドが米国及びオーストラリアと 4 カ国で実施している日米豪印戦略対話（QUAD）においても、4 カ国の間で「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）の実現に向け、ワクチン、インフラ、気候変動、及び重要・新興技術などの多様な分野での実質的な協力が進展している。2022 年 5 月には対面開催 2 回目となる首脳会合が東京で開催され、ロシアによるウクライナ侵攻を踏まえた地域情勢や国際情勢に関する意見交換を行ったほか、実践的協力を一層推進させること及び引き続き定期的な会合を行うなど緊密な連携を図っていくことを確認した。

なお、「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）とは、2016 年 8 月に安倍首相が提唱した考え方、自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの連結性を向上させることで、地域全体の安定と繁栄を促進することを目指している。インドは、米国やカナダ、オーストラリアなどの欧米諸国とともに FOIP というビジョンを共有しており、日米印での共同訓練の実施や、日印間で閣僚級 2+2 を実施するなど、FOIP 実現にむけ積極的に協働する姿勢を見せている。2022 年 3 月に岸田首相がインドを訪問した際に FOIP の実現に向けて緊密に連携を図る重要性を共有したほか、同年 5 月のモディ首相による日米豪印首脳会談のための訪日時にも、インド太平洋経済枠組み（IPEF）を地域に実体的な利益をもたらす包摂的な枠組みとするために両国が共に取り組んでいくことを確認している。

11. 国防

インド軍は国防省の管轄のもとで、大統領が最高司令官として全軍を統帥するが、事実上の指揮権は首相が有する。兵役は志願制であるが、国防上の必要がある場合は徴兵措置が取られる。兵力は 2022 年 1 月 1 日時点（海軍のみ 2021 年 12 月末時点）で陸軍約 121 万人、海軍約 7.4 万人、空軍約 15 万人である。2022 年度の国防予算案は前年度 9.8%増の約 5.25 兆ルピー（約 9 兆円）である。

第3章 経済概況

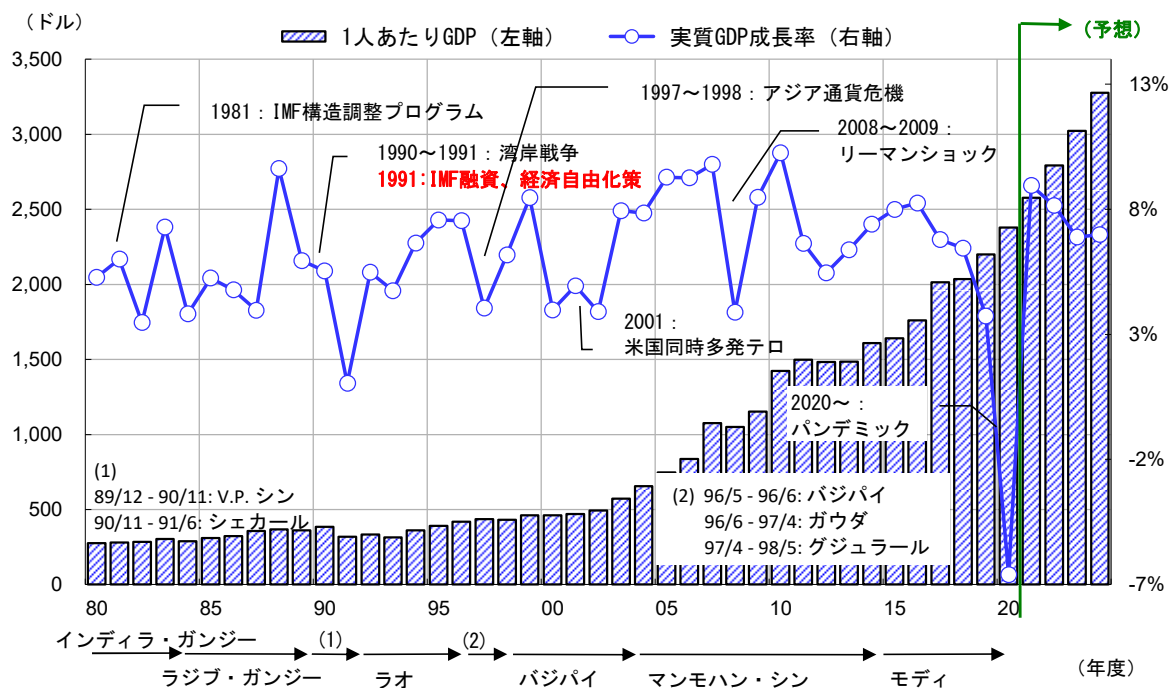
1. 経済概観

(1) インド経済の歩み

インドでは1947年の独立から1991年の経済自由化まで、ほぼ一貫して社会主義的な色彩の濃い経済運営が行われてきた。1951年には産業（開発・規制）法が制定されて新工場の建設や生産能力の増強、新製品の製造、工場の移転にはライセンスの取得が義務づけられ、1956年には産業政策決議が成立して民間企業の活動が可能な産業分野が定められた。同決議では、国家が主体となって開発を行う分野として、鉄道運輸、空運、石炭、石油・ガス、鉄鋼、通信、電力が、民間資本と国家が共に開発を行う分野として、海運、化学、アルミニウム、工作機械などが割り当てられた。また、高関税率やライセンス制による輸入規制を通じて国内産業を保護し、これによって工業化を進める戦略（輸入代替化）がとられた。しかし、このような社会主義的且つ閉鎖的な経済システムは工業部門の停滞・低生産性を招き、1950年度（1950/4～1951/3）から1980年度（1980/4～1981/3）の実質GDP成長率は年率3.7%と低位に留まった。

1980年代に入ると、部分的にはあるが、経済自由化策がとられはじめた。1982年、1985年と輸入制限の部分的緩和が図られ、産業分野においてはエレクトロニクス分野での外資導入も図られた。1980年代の経済成長率（実質GDP成長率）は5.6%と押し上げられた。

図表 3-1 実質経済成長率と1人あたりGDPの推移



(出所) IMF、中央統計局より作成

しかし、1990年に湾岸危機が発生すると、インドは経済危機を迎えることとなる。原油価格の急騰や中東諸国の出稼ぎ労働者からの送金が急減したことで、外貨準備高は1991年1月には輸入相当額の2週間分の水準まで減少した。また、対外債務の返済にも窮してしまい、インド政府はIMFから緊急融資を得ることとなった。

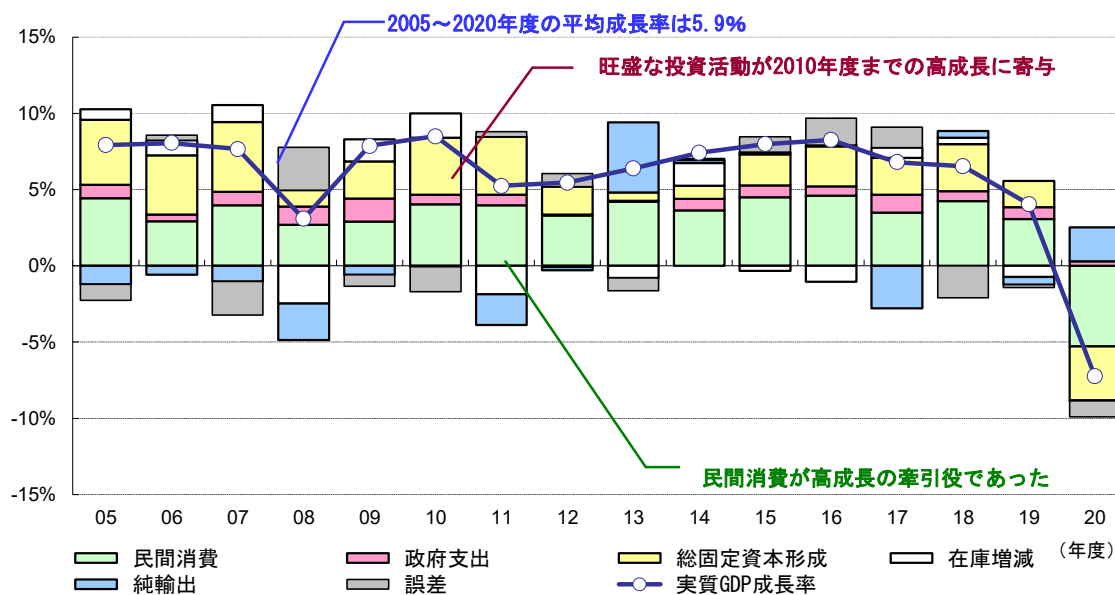
経済危機の打開に向け、インドでは1991年に経済の自由化が始まった。1991年6月に発足したラオ政権の下、金融・財政緊縮政策、通貨切り下げに加え、貿易制度の自由化や外資導入を中心とした経済の自由化が進められた。貿易制度の自由化では、資本財や原材料輸入に関するライセンス制度の撤廃、ルピーの交換性導入、輸入関税の引き下げ、輸出入規制品目の見直しなどであり、外資導入では34業種において出資比率51%を上限とする外国直接投資は、中央銀行（インド準備銀行）により自動的に認可されるようになった。

経済自由化以降、1997～1998年のアジア通貨危機、2001年の米国同時多発テロ、2008～2009年のリーマン・ショックを契機とする世界同時不況はインド経済の成長率を鈍化させたものの、1992年度から20年間の経済成長率（実質GDP成長率）は6.8%と1980年代を上回り、2014年度には1人あたりGDPが1,500ドルを超えた（1,610ドル）。2014年にモディ政権が成立して以降2018年までは6～8%台の成長率を維持してきたが、2019年には3.7%と減速していた。そのような中、2020年の世界的な新型コロナウイルスの感染拡大や印中の国境対立の影響を受け、経済は一時大幅に縮小し、同年のGDP成長率は▲6.6%と、40年ぶりのマイナス成長を記録した。他方、モディ政権による大規模な経済施策が同年から実施されたことで、パンデミックの影響は続く中でも2021年にはGDP成長率は8.9%のプラスに転じており、パンデミック以前の水準に回復している。公共投資を中心とした景気刺激策も引き続き実施されるため、今後の経済成長が見込まれる。

(2) 「BRICs」として注目されるインド経済

2000年代に入ると、インド経済に対する注目度も高まった。2001年には、著しい経済発展を遂げるブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国のイニシャルから「BRICs」の呼称が初めて使われ、金融市場の機関投資家だけでなく、事業会社からの注目度も高まった。インドへの海外からの年間直接投資は、2001～2004年度の50億ドル前後から増加し、2007～2014年度には300億～400億ドルの間で、2015～2018年度では500億～600億ドル、2019年度以降は700億～800億ドル前半で推移している（第4章参照）。

図表 3-2 実質 GDP 成長率と要因分解



(出所) インド準備銀行より作成

インドの高い成長率を支えてきたのは、安定した民間消費の高い寄与であり、2001～2018年度の間は、民間消費だけで毎年度4.2%分の成長をもたらした。また、設備投資や建設投資などの総固定資本形成も成長に大きく寄与してきた。米国同時多発テロ（2001年9月）、リーマン・ショック（2008年9月）のように世界的に景気が悪化した際には投資が停滞してインドの経済成長率も鈍化したが、翌年度には投資が回復し、GDP成長率は8%前後の水準にまで回復した。

2001年や2008年の外的要因以外での景気減速局面は2011～2012年度に訪れた。2011年度は民間消費や総固定資本形成の成長率に対する寄与度は前年度を上回っていたが、旺盛な消費・投資活動による輸入の拡大（純輸出の悪化）が成長率を押し下げた。また、2010年初頭から2011年末にかけて政策金利が3.75%ポイント引き上げられた影響が徐々に表れ（4.75%→8.50%）、2012年度には民間消費、総固定資本形成の伸びも鈍化した。しかし、2013年4月に政策金利が8.00%に引き下げられて以降、2013年8月まで計1.25%ポイントの利下げ効果で投資の減速も一服し、また貿易赤字も2012年に減少に転じたことで、再びGDP成長率は8%前後の水準にまで回復した。

2014年度から2018年度にかけては6～8%の成長率水準を維持してきた中、2019年度は減速し実質GDP成長率が3.7%となった。この主な理由はインドの銀行セクターにおける不良債権問題を通じた流動性の収縮や金融信用不安にあると考えられている。これに対してインド政府では倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code : IBC）を導入し、それによって不良債権処理が進んだことにより、新型コロナウイルスの影響下でも直接投資流入額は増加傾向にある。なお、2021年度の実質GDP成長率は8.9%と、他の新興国や先進国と比べても高い水準にある。

IMFの「World Economic Outlook」（2022年4月）に基づく、2012年から2021年にかけてのインドの経済成長率は年率5.5%と、比較可能な世界190カ国・地域の中では17番目の高さで、また2027年にかけての経済成長率（同6.1%）の見通しも同10番目に高い。

2021年（暦年）の消費者物価上昇率は5.1%で、過去10年間で5番目に高い水準となった。水害による農産物の不作や、新型コロナウイルス対策のロックダウンによる物流コスト上昇などを背景として、消費者物価の指数バスケットの半分近く（45.9%）を占める「食品・飲料」の物価が上昇したことによる影響が大きい。

貿易収支（商工省統計）は、2020年は新型コロナウイルスの影響により赤字幅が少し減少したものの、2016年初より原油価格が上昇基調に転じたことや、中国からの電機製品の輸入増の影響で、赤字幅は拡大傾向にある。2021年（暦年）の貿易赤字は1,907億ドルと、過去最大だった2012年（1,903億ドル）を上回った。

図表 3-3 主要経済指標

	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
名目GDP	(*) 億ドル	18,276	18,567	20,391	21,036	22,948	26,515	27,029	28,316	26,677	31,779
1人あたりGDP	(*) ドル	1,444	1,450	1,574	1,606	1,733	1,981	1,998	2,070	1,935	2,283
実質GDP成長率	(*) %	5.5	6.4	7.4	8.0	8.3	6.8	6.5	3.7	-6.6	8.9
人口	(*) 100万人	1,250	1,266	1,281	1,296	1,310	1,325	1,339	1,353	1,368	1,379
消費者物価上昇率	%	9.5	10.0	6.7	4.9	4.9	3.3	3.9	3.7	6.6	5.1
輸出額	億ドル	3,004	3,144	3,103	2,623	2,759	3,035	3,301	3,134	2,918	4,219
輸入額	億ドル	4,907	4,502	4,480	3,810	3,844	4,656	5,141	4,747	3,944	6,126
貿易収支	(*) 億ドル	-1,903	-1,358	-1,376	-1,187	-1,085	-1,621	-1,840	-1,613	-1,026	-1,907
経常収支	(*) 億ドル	-882	-323	-269	-222	-144	-487	-573	-247	239	-388
直接投資流入額	(*) 億ドル	343	360	451	556	602	610	620	744	820	848
外貨準備高	(*) 億ドル	2,920	3,042	3,416	3,602	3,700	4,245	4,129	4,778	5,770	6,073
為替レート（年平均）	ルピー/ドル	53.44	58.60	61.03	64.15	67.20	65.12	68.39	70.42	74.10	73.92

（注）（*）は年度で算出。2021年の数値は2021年4月から2022年3月までの年度を表す
（出所）IMF、商工省、インド準備銀行より作成

（3）新型コロナウイルス感染拡大の影響とその後の経済の力強い回復

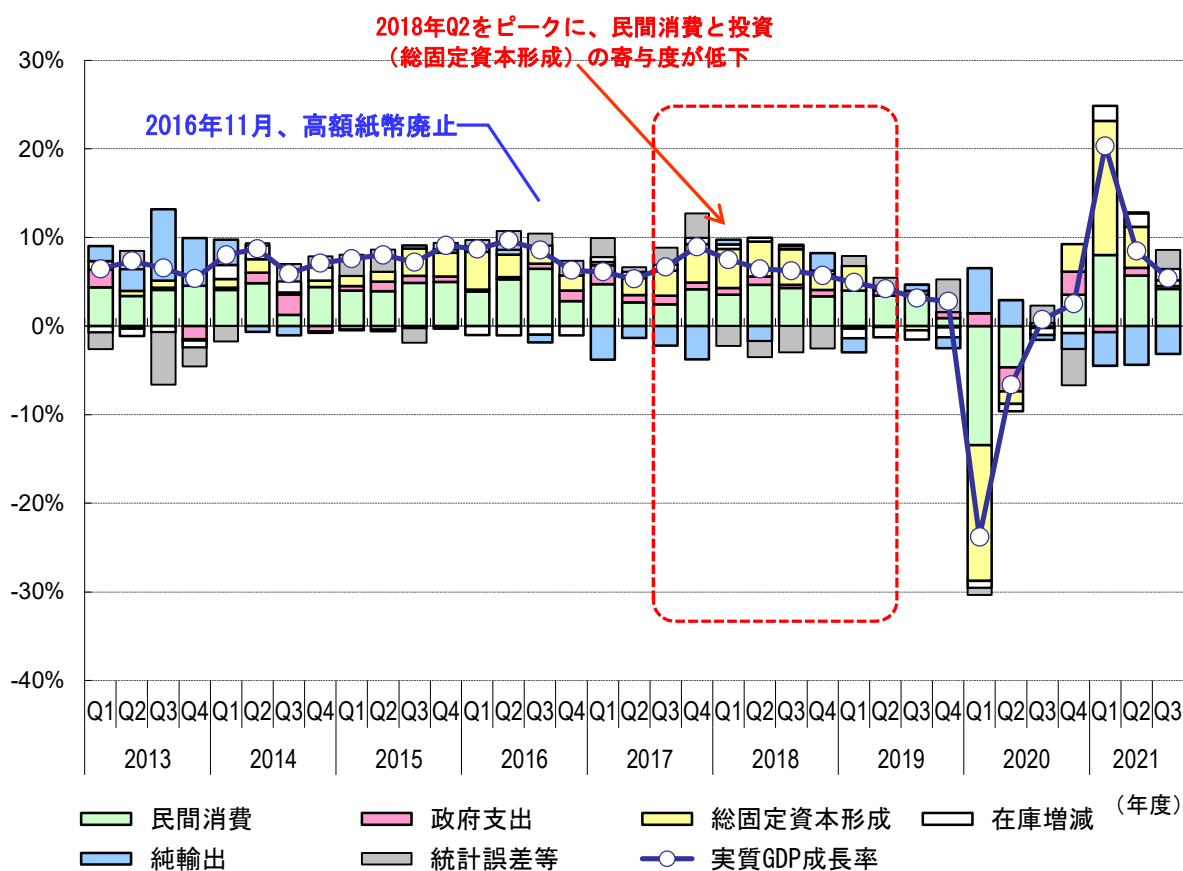
世界的な流行と同じく、インドでも2020年3月から新型コロナウイルス感染症が拡大したため、この第1波に対してインド政府は、都市間移動を制限したほか、生活必需品（食料品や医薬品など）以外を販売する店舗を営業禁止にするなど、厳格なロックダウンを実施した。これにより、特に民間消費と総固定資本形成（投資）が大きく影響を受け、2020年度第1四半期（2020/4～6）の実質GDP成長率（前年同期比）は▲23.8%と大幅に低下し、第2四半期（2020/6～8）も前年同期比▲6.6%と低迷が続いた。第1波の影響が続く中、インド政府では、特に影響を受けると考えられる低所得者層への現金支給や食料品供給、中小企業向けの無担保ローン、農林水畜産業関連のインフラ整備、医療のデジタル化などを含む総額20兆ルピーの経済対策パッケージを展開すると発表し、パンデミックの影響下においても経済の活性化を行うことを表明した。

その後も変異種流行や医療崩壊に見舞われる中、モディ政権はワクチン接種の普及に力を入れ、2021年3月から到来した感染第2波にはパンデミック当初のようなインド全土でのロックダウンを行わず、経済活動の正常化を模索する方針をとった。この第2波による経済への悪影響を軽減するため、政府は2021年6月に総額6.3兆ルピーの追加経済対策を発表した。

これには、中小企業向けの保証枠拡大や、肥料補助金による農業支援、外国人観光客のビザ手数料免除による観光業支援などが含まれる。

このような経済政策の結果、2021年度第1四半期（2021/4～6）には実質GDP成長率（前年同期比）は20.3%と、足元で力強い回復を見せている。これは、民間消費の好転と、特にインフラ整備に関連する政府支出の増加に後押しされた成長であり、インフラ整備は投資を呼び込むという意味でも、今後もインドの経済成長の原動力になるものと考えられる。

図表 3-4 実質GDP成長率（四半期）の推移（2013年度～2021年度第3四半期）



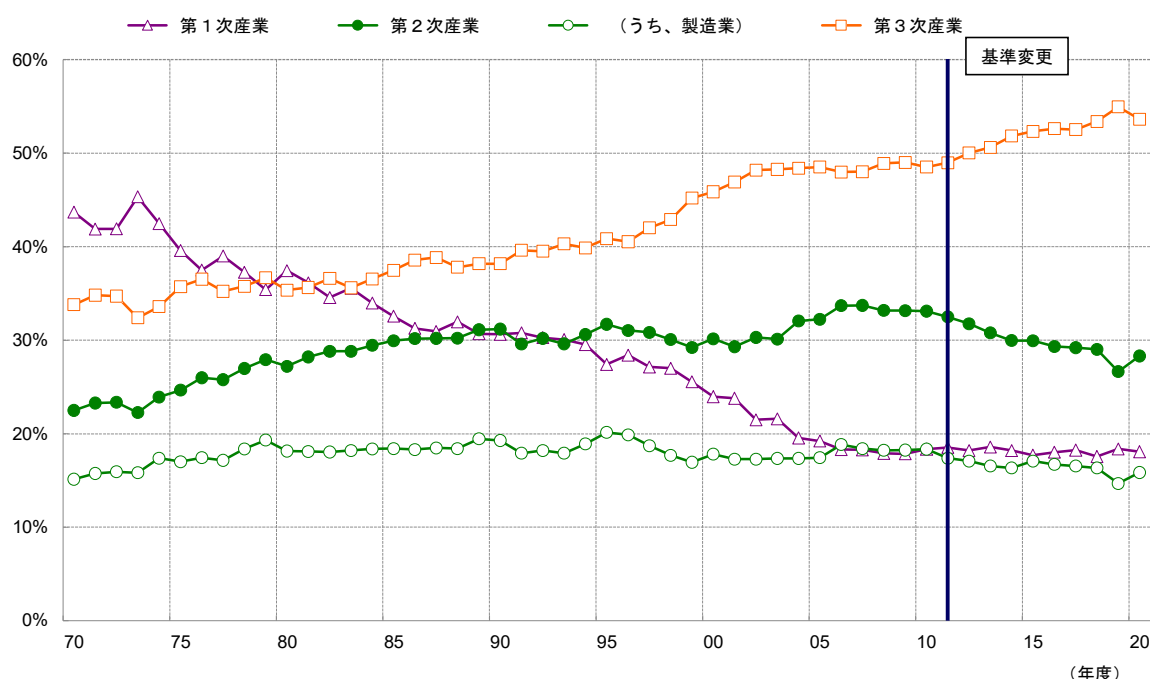
(出所) 国家統計局より作成

2. 産業構造

1970年代前半のインド経済ではと、第1次産業がGDP全体の4割、第3次産業が同3割、第2次産業は同2割を占めていた。名目GDPの算出基準が2011年に改訂されたため、産業別構成比の連続性を判断するには留意が必要だが、①第1次産業は1974年度から現在に至るまで長期にわたって比率が低下、②第2次産業に含まれる製造業では、1974年度以降、比率はほぼ一定、③第2次産業全体では、1974年度から2007年度にかけて比率は緩やかに上昇するも、2006年度をピークとした低下基調、④第3次産業は1974年度以降の上昇基調が継続、などの特徴が窺える(図表3-5)。

2020年度の産業別GDPの構成比が、名目GDPの算出基準の改訂が行われた2011年度からの程度変化したのか、その変化幅を見ると(図表3-6)、主に第2次産業(▲5.6%)から第3次産業(+4.1%)へのシフトが継続していることが分かる。第1次産業については、農業(▲1.1%)が縮小する一方で、畜産業(+2.1%)の伸びがあり、第1次産業全体としては伸長した。他方、第2次産業では、建設業(▲2.3%)、鉱業・採石業(▲1.4%)の縮小が特に顕著で、第3次産業では不動産・専門サービス(+3.4%)と、その他サービス(+1.4%)が伸びている。製造業の中では、金属製品(▲0.8%)、機械(▲0.8%)が芳しくなく、製造業全体では▲2.4%と比率は低下した。

図表 3-5 第1～3次産業の構成比の推移(1970年～2020年)



(出所) 国連統計部 National Accounts – Analysis of Main Aggregates より作成

図表 3-6 産業別名目 GDP の構成比 (2011 年度及び 2020 年度)

(金額：10億ルピー)	名目GDP			構成比		
	2012/3	2021/3	(年率)	2012/3	2021/3	(差分)
全体	81,069	180,578	9.3%	(100.0%)	(100.0%)	(+0.0%)
第1次産業	15,019	36,095	10.2%	(18.5%)	(20.0%)	(+1.5%)
農業	9,822	19,971	8.2%	(12.1%)	(11.1%)	(-1.1%)
畜産業	3,273	11,142	14.6%	(4.0%)	(6.2%)	(+2.1%)
林業	1,244	2,655	8.8%	(1.5%)	(1.5%)	(-0.1%)
漁業	680	2,326	14.6%	(0.8%)	(1.3%)	(+0.4%)
第2次産業	26,350	48,574	7.0%	(32.5%)	(26.9%)	(-5.6%)
鉱業・採石業	2,610	3,250	2.5%	(3.2%)	(1.8%)	(-1.4%)
製造業	14,100	27,094	7.5%	(17.4%)	(15.0%)	(-2.4%)
食品・飲料・タバコ	1,675	3,547	8.7%	(2.1%)	(2.0%)	(-0.1%)
繊維・衣料・皮革製品	1,532	2,893	7.3%	(1.9%)	(1.6%)	(-0.3%)
金属製品	2,296	3,689	5.4%	(2.8%)	(2.0%)	(-0.8%)
機械	3,347	6,020	6.7%	(4.1%)	(3.3%)	(-0.8%)
その他製造業	5,249	10,945	8.5%	(6.5%)	(6.1%)	(-0.4%)
公益業	1,867	5,074	11.8%	(2.3%)	(2.8%)	(+0.5%)
建設業	7,773	13,156	6.0%	(9.6%)	(7.3%)	(-2.3%)
第3次産業	39,700	95,909	10.3%	(49.0%)	(53.1%)	(+4.1%)
商業・ホテル・運輸・通信・放送	14,131	28,664	8.2%	(17.4%)	(15.9%)	(-1.6%)
商業・ホテル・レストラン	8,836	18,190	8.4%	(10.9%)	(10.1%)	(-0.8%)
商業	7,937	17,328	9.1%	(9.8%)	(9.6%)	(-0.2%)
ホテル・レストラン	899	862	-0.5%	(1.1%)	(0.5%)	(-0.6%)
運輸・倉庫・通信・放送	5,295	10,474	7.9%	(6.5%)	(5.8%)	(-0.7%)
鉄道輸送	612	1,368	9.4%	(0.8%)	(0.8%)	(+0.0%)
道路輸送	2,624	4,472	6.1%	(3.2%)	(2.5%)	(-0.8%)
水上輸送	69	134	7.7%	(0.1%)	(0.1%)	(-0.0%)
航空輸送	44	103	10.0%	(0.1%)	(0.1%)	(+0.0%)
輸送関連サービス	636	982	4.9%	(0.8%)	(0.5%)	(-0.2%)
倉庫	51	196	16.1%	(0.1%)	(0.1%)	(+0.0%)
通信・放送	1,259	3,219	11.0%	(1.6%)	(1.8%)	(+0.2%)
金融・不動産・専門サービス	15,309	40,458	11.4%	(18.9%)	(22.4%)	(+3.5%)
金融サービス	4,802	10,882	9.5%	(5.9%)	(6.0%)	(+0.1%)
不動産・専門サービス	10,507	29,575	12.2%	(13.0%)	(16.4%)	(+3.4%)
公共サービス	10,260	26,788	11.3%	(12.7%)	(14.8%)	(+2.2%)
行政・防衛	4,912	12,384	10.8%	(6.1%)	(6.9%)	(+0.8%)
その他サービス	5,348	14,404	11.6%	(6.6%)	(8.0%)	(+1.4%)

(注) インドでは鉱業・採石業を第2次産業として分類しているため、第1次産業と第2次産業の構成比は図表 3-5 と一致しない。

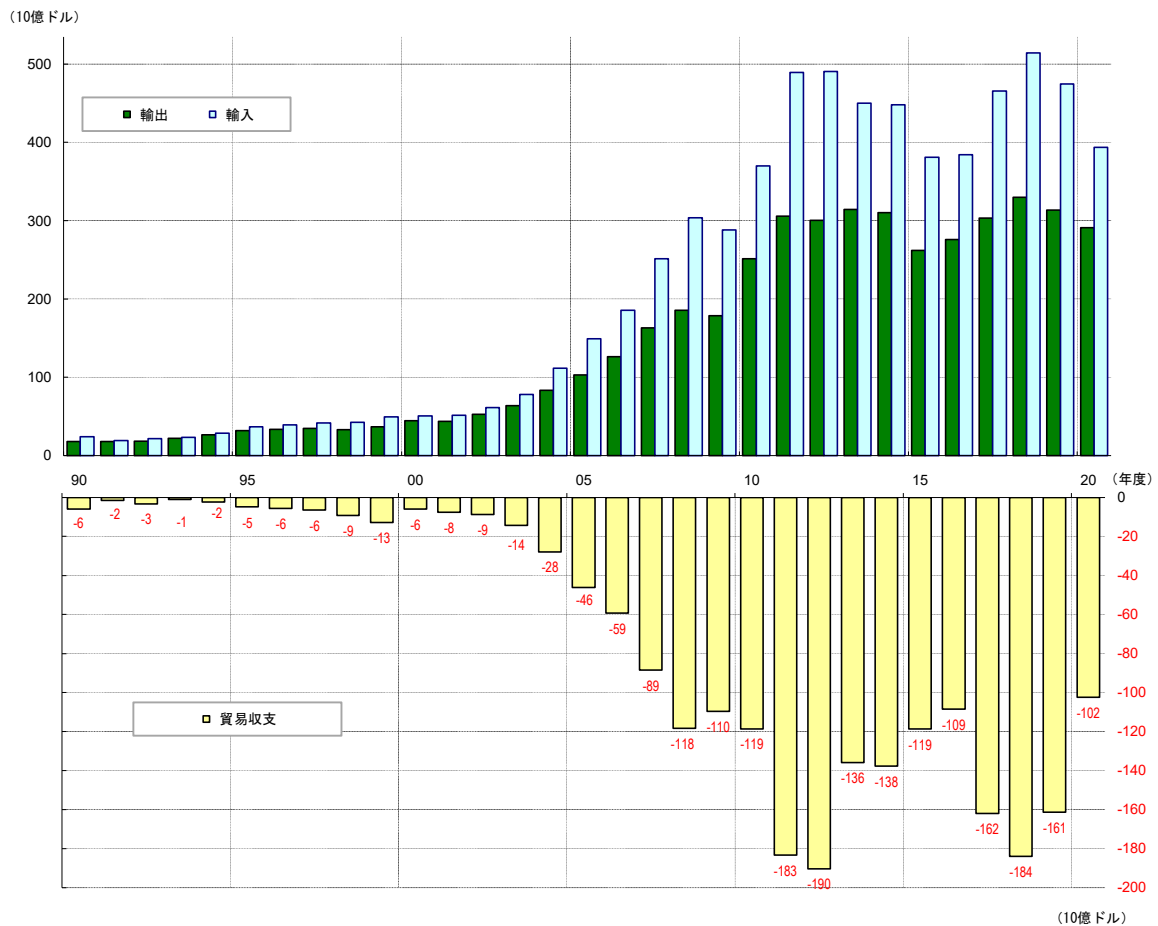
(出所) 統計・計画実施省 National Accounts Statistics 2022 より作成

3. 貿易構造

(1) 輸出・輸入・貿易収支の推移

インドは恒常的な貿易赤字国である。インド準備銀行（RBI）の貿易統計によると、同国は1976年度における7,700万ドルの貿易黒字を最後に、2020年度まで44年連続で貿易赤字が続いている。インドは石油製品や石炭の純輸入国であるため、2004年以降の原油価格上昇に伴い、特に2010年～2012年と、2016年～2018年にかけて赤字幅が拡大した。2019年度は、原油価格の下落による輸入額減少を主因として、2020年度はパンデミックの影響で輸入が減少したことにより、それぞれ貿易赤字も前年より縮小した。他方、赤字幅は依然として大きく、今後の景気回復による輸入拡大で貿易赤字は再び拡大する見込みである。

図表 3-7 輸出・輸入と貿易収支の推移



(出所) 商業情報統計総局 (DGCI&S) より作成

(2) 品目別輸出・輸入の動向

UNCTAD（国際連合貿易開発会議、United Nations Conference on Trade and Development）の統計によると、2020年（暦年）の輸出額は2,755億ドルと、前年より約477億ドルの減少となり、新型コロナウイルスの感染拡大によるロックダウンの影響を受けた。

セグメント別に見た主な輸出分野では①「素材製造品(皮革、紙、鉄鋼など)」、②医薬品などを含む「化学製品」(同 19.1%)、③自動車・バイクなどを含む「機械類・輸送用機器」(同 18.4%)の比率が高い。これら3分野で全体の6割を占めているが、このうち素材製造品(皮革、紙、鉄鋼など)と機械類・輸送用機器の輸出額は2019年から2020年にかけて大幅に減少した。

新型コロナウイルスの影響を受ける前の2019年時点で輸出額が100億ドル以上ある分野の内、市況に左右されやすい「鉱物性燃料など」を除き、2010年からの9年間で堅調に伸びてきたのは「有機化合物」、「医薬品」、「織物用糸・繊維製品」、「非金属鉱物製品」、「鉄鋼」、「自動車・バイクなど」の6品目である。これらの6品目の輸出額は、2010年比で約1.5倍に増えている。

図表 3-8 主要輸出品目

(100万ドル/暦年)	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
輸出総額	220,408	301,483	289,565	336,611	317,545	264,381	260,327	294,364	322,492	323,251	275,489
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
食料品・動物	15,494	23,228	26,842	33,565	31,969	26,330	25,537	30,395	30,132	29,802	31,199
	(7.0%)	(7.7%)	(9.3%)	(10.0%)	(10.1%)	(10.0%)	(9.8%)	(10.3%)	(9.3%)	(9.2%)	(11.3%)
魚介類・同調製品	2,403	3,345	3,362	4,728	5,500	4,778	5,499	7,019	6,811	6,766	5,746
穀物・同調製品	3,136	5,704	9,132	11,405	10,598	7,380	6,096	7,883	8,284	7,647	9,309
飲料・たばこ	1,006	970	1,126	1,325	1,189	1,153	1,224	1,163	1,224	1,203	1,070
	(0.5%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.5%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.4%)
食料に適さない原材料	15,449	16,351	18,977	16,054	12,773	9,280	9,081	10,546	10,831	10,560	11,532
	(7.0%)	(5.4%)	(6.6%)	(4.8%)	(4.0%)	(3.5%)	(3.5%)	(3.6%)	(3.4%)	(3.3%)	(4.2%)
鉱物性燃料等	37,976	56,554	54,377	69,567	62,347	31,387	27,704	35,871	48,591	44,532	27,633
	(17.2%)	(18.8%)	(18.8%)	(20.7%)	(19.6%)	(11.9%)	(10.6%)	(12.2%)	(15.1%)	(13.8%)	(10.0%)
石油・同製品	37,558	55,784	53,903	69,052	61,970	30,986	27,411	35,498	47,959	43,514	26,805
動植物性油脂	788	1,181	1,038	1,119	1,008	1,063	950	1,419	1,328	1,370	1,574
	(0.4%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.5%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.6%)
化学製品	23,577	31,257	34,502	39,430	37,118	35,946	36,689	40,916	50,071	53,104	52,693
	(10.7%)	(10.4%)	(11.9%)	(11.7%)	(11.7%)	(13.6%)	(14.1%)	(13.9%)	(15.5%)	(16.4%)	(19.1%)
有機化合物	7,735	10,154	11,564	12,171	10,967	10,124	10,083	12,320	16,462	16,736	15,987
医薬品	7,124	9,503	10,860	13,174	12,935	13,903	14,391	14,276	15,755	17,859	20,030
素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)	62,439	75,685	67,158	83,032	76,837	68,751	68,058	79,101	81,139	76,241	66,775
	(28.3%)	(25.1%)	(23.2%)	(24.7%)	(24.2%)	(26.0%)	(26.1%)	(26.9%)	(25.2%)	(23.6%)	(24.2%)
織物用糸・繊維製品	12,833	15,340	15,274	18,907	18,266	17,263	16,121	17,078	18,115	17,189	15,042
非金属鉱物製品	24,395	34,771	24,979	33,011	27,496	25,456	27,787	28,668	30,419	27,167	20,476
鉄鋼	10,612	10,471	10,885	12,725	11,540	8,289	8,245	13,905	12,147	12,064	12,562
非鉄金属	7,104	4,562	4,382	5,261	6,003	5,747	4,497	7,091	6,808	5,882	6,455
金属製品	4,169	6,063	6,777	7,430	7,953	7,113	6,546	7,065	7,551	7,737	6,793
機械類・輸送用機器	31,931	41,921	39,729	46,100	48,579	43,325	43,358	48,881	57,014	61,678	50,630
	(14.5%)	(13.9%)	(13.7%)	(13.7%)	(15.3%)	(16.4%)	(16.7%)	(16.6%)	(17.7%)	(19.1%)	(18.4%)
原動機	2,335	2,855	2,816	3,511	3,991	3,637	4,205	5,780	8,308	8,819	7,697
専門機械	2,230	3,342	3,465	3,931	4,233	4,101	3,866	4,428	5,276	5,036	4,406
その他産業機械・部品	3,886	4,856	5,171	6,292	6,137	6,179	6,115	7,015	7,890	8,466	7,316
電気機器	5,522	5,576	5,330	6,227	6,218	5,975	6,077	6,631	8,387	8,934	7,673
自動車・バイク等	8,746	9,501	11,420	12,871	13,519	13,079	14,098	15,302	17,354	16,661	12,298
その他輸送用機器	5,804	9,457	6,012	7,916	11,405	7,923	6,422	7,216	6,083	7,631	5,696
雑製品	27,174	40,026	43,174	38,937	42,297	39,522	42,563	43,171	41,968	44,433	31,995
	(12.3%)	(13.3%)	(14.9%)	(11.6%)	(13.3%)	(14.9%)	(16.3%)	(14.7%)	(13.0%)	(13.7%)	(11.6%)
衣類・同附属品	11,229	14,672	13,833	16,843	17,650	18,168	17,932	18,313	16,552	17,160	12,973
その他	4,576	14,310	2,641	7,482	3,427	7,624	5,163	2,901	194	327	388
	(2.1%)	(4.7%)	(0.9%)	(2.2%)	(1.1%)	(2.9%)	(2.0%)	(1.0%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

他方、2020年の輸入総額は3,679.8億ドルとなり、輸出同様に新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた。セグメント別に見た主な輸入分野は①「鉱物性燃料など」(構成比:27.8%)、②「機械類・輸送用機器」(同:24.7%)、③「化学製品」(同14.1%)である。これら3分野で全体の7割弱を占めている。輸入の直近のピークは2018年(5,076億ドル)である。

2020年はほとんどの輸入分野で輸出額が減少したが、食料品・動物と動植物性油脂の輸入は、その規模はわずかではあるが増加となった。

新型コロナウイルスの影響を受ける前の2019年時点で輸入額が100億ドル以上ある分野の内、市況に左右されやすい「鉱物性燃料など」を除き、2010年からの9年間で輸入額が伸びたのは、「金属鉱・くず」、「有機化合物」、「プラスチック(成型前)」、「非鉄金属」、「専門機械」、「その他産業機械・部品」、「事務用機器・コンピュータ」、「電気機器」である。これらの8品目の輸入額は、2010年に比べ約1.8倍に増えている。

図表 3-9 主要輸入品目

(100万ドル/暦年)	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
輸入総額	350,029 (100.0%)	462,403 (100.0%)	488,976 (100.0%)	466,046 (100.0%)	459,369 (100.0%)	390,745 (100.0%)	356,705 (100.0%)	444,052 (100.0%)	507,616 (100.0%)	478,884 (100.0%)	367,980 (100.0%)
食料品・動物	5,767 (1.6%)	6,014 (1.3%)	6,700 (1.4%)	6,591 (1.4%)	7,965 (1.7%)	9,507 (2.4%)	10,427 (2.9%)	11,571 (2.6%)	7,997 (1.6%)	7,836 (1.6%)	8,174 (2.2%)
果実・野菜	3,209	4,306	4,635	4,615	5,336	6,924	6,914	7,306	4,908	4,886	5,143
飲料・たばこ	260 (0.1%)	337 (0.1%)	338 (0.1%)	372 (0.1%)	437 (0.1%)	406 (0.1%)	435 (0.1%)	503 (0.1%)	612 (0.1%)	645 (0.1%)	367 (0.1%)
食料に適さない原材料	17,186 (4.9%)	22,974 (5.0%)	25,397 (5.2%)	22,903 (4.9%)	23,891 (5.2%)	20,183 (5.2%)	17,711 (5.0%)	21,632 (4.9%)	24,415 (4.8%)	22,271 (4.7%)	16,703 (4.5%)
金属鉱・くず	9,861	12,874	13,769	12,806	13,150	10,744	8,341	11,544	12,960	10,629	8,181
鉱物性燃料等	99,258 (28.4%)	148,559 (32.1%)	169,958 (34.8%)	163,592 (35.1%)	162,767 (35.4%)	99,928 (25.6%)	82,253 (23.1%)	115,871 (26.1%)	147,029 (29.0%)	135,246 (28.2%)	102,156 (27.8%)
石炭・コークス・練炭	10,871	16,440	15,973	15,640	16,253	13,597	12,386	20,177	25,745	22,620	14,917
石油・同製品	81,101	118,764	138,752	132,541	127,712	74,485	59,780	82,470	104,199	97,168	72,155
天然ガス・製造ガス	7,286	13,355	15,143	15,411	18,803	11,771	10,087	13,176	17,051	15,458	15,084
動植物性油脂	7,557 (2.2%)	10,253 (2.2%)	11,457 (2.3%)	10,318 (2.2%)	11,108 (2.4%)	10,643 (2.7%)	10,639 (3.0%)	12,373 (2.8%)	11,214 (2.2%)	10,473 (2.2%)	10,695 (2.9%)
植物性油脂	7,301	9,914	11,194	10,022	10,815	10,418	10,297	11,798	10,451	9,829	10,142
化学製品	38,265 (10.9%)	47,342 (10.2%)	46,847 (9.6%)	46,083 (9.9%)	51,586 (11.2%)	46,695 (12.0%)	43,570 (12.2%)	50,341 (11.3%)	60,209 (11.9%)	59,273 (12.4%)	51,753 (14.1%)
有機化合物	11,835	14,464	15,162	16,252	18,471	14,807	13,930	17,522	21,044	19,417	16,492
プラスチック(成型前)	6,566	6,898	7,945	8,198	10,256	8,683	8,919	10,587	11,623	10,844	8,652
素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)	61,027 (17.4%)	75,976 (16.4%)	58,302 (11.9%)	65,510 (14.1%)	66,645 (14.5%)	60,912 (15.6%)	59,517 (16.7%)	69,069 (15.6%)	74,798 (14.7%)	67,909 (14.2%)	45,640 (12.4%)
非金属鉱物製品	33,445	39,332	26,802	31,749	29,837	25,644	29,126	33,619	31,856	27,870	19,155
鉄鋼	10,687	12,192	11,236	8,886	10,464	10,264	8,014	8,869	11,117	10,553	6,093
非鉄金属	5,585	10,174	7,037	10,833	11,533	10,530	8,071	10,848	13,584	11,440	8,053
機械類・輸送用機器	71,813 (20.5%)	86,508 (18.7%)	81,872 (16.7%)	80,138 (17.2%)	79,287 (17.3%)	83,010 (21.2%)	85,395 (23.9%)	101,085 (22.8%)	119,481 (23.5%)	115,050 (24.0%)	91,006 (24.7%)
専門機械	7,695	9,743	8,679	8,052	7,616	7,454	8,126	8,906	10,675	10,161	7,262
その他産業機械・部品	11,090	14,246	13,225	11,929	11,986	12,083	12,623	12,781	15,921	15,528	11,938
事務用機器・コンピュータ	6,436	7,694	7,695	8,217	7,929	8,530	7,559	22,106	22,633	21,728	18,758
通信・音響機器	13,991	15,071	13,441	15,027	17,541	20,661	20,775	14,377	15,491	11,404	10,022
電気機器	12,055	16,334	14,729	14,839	14,113	15,124	16,963	20,843	28,425	29,936	23,636
雑製品	12,280 (3.5%)	15,776 (3.4%)	20,499 (4.2%)	16,729 (3.6%)	17,552 (3.8%)	17,893 (4.6%)	18,508 (5.2%)	21,228 (4.8%)	22,166 (4.4%)	22,651 (4.7%)	16,167 (4.4%)
その他	36,617 (10.5%)	48,664 (10.5%)	67,606 (13.8%)	53,809 (11.5%)	38,132 (8.3%)	41,567 (10.6%)	28,250 (7.9%)	40,378 (9.1%)	39,695 (7.8%)	37,531 (7.8%)	25,320 (6.9%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

(3) 輸出入の相手国別動向

石油製品の輸出入が多いため、インドの貿易相手国の構成比は原油価格によって大きく変動する。特に、2011～2013年は輸入で産油国の構成比が高くなっている。

2020年の主な輸出相手国は、①米国（構成比：17.9%）、②中国（同6.9%）、③UAE（同6.5%）、④香港（同3.5%）、⑤シンガポール（同3.0%）である。2010年の米国向けの構成比は10.7%であったが、その後「医薬品」、「衣類関連（衣類、繊維製品）」、「自動車」の増加が牽引し、2020年には17.9%に高まっている。その他では、バングラデシュ、ネパールなどの周辺国や、ASEAN諸国のうちのベトナム及びマレーシアへの輸出が伸びている。

他方、主な輸入相手国（2020年）は、①中国（構成比：17.3%）、②米国（同7.4%）、③UAE（同6.6%）、④サウジアラビア（同4.9%）、⑤イラク（同4.4%）となっている。中国の構成比は2010年の7.9%から大幅に上昇し、2016年には18.0%となったが、足下では若干低下している。「事務用機器・コンピュータ」や「電気機器」が引き続き好調である一方、「船舶及び浮き構造物」、「通信・音響機器」、及び「果実・野菜」などが、2021年には対2016年比で大きく減少したことが、足下の低下の大きな要因である。

また、輸入上位5カ国には含まれていないが、2010年以降はインドネシア、タイ、ベトナムなどのASEAN諸国からの輸入も増えており、当該地域からの輸入比率は2010年の10.5%から2020年には11.5%へと上昇傾向にある。主な輸入品は国によって異なっているが、マレーシア、タイ、及びベトナムの各国からは「機械類及び輸送用機器」の輸入が増加しているほか、インドネシアからは「石炭・コークス・練炭」、マレーシアからはパーム油などの「植物性油脂」、タイからは「化学製品」、ベトナムからは「通信・音響機器」の輸入も増加している。

国別の貿易統計をもとに、貿易額の大きい国や地域（ASEAN、EU28など）との貿易収支を見ると、インドは恒常的な貿易赤字国でもあり、産油国を中心に多くの国・地域との間でインドの輸入超過となっている。一方、米国、南アジアの近隣諸国（スリランカ、バングラデシュ、ネパール、パキスタン）に対しては輸出超過（貿易黒字）である（図表3-12）。

貿易総額では、中国が最大の貿易相手国となっているが、全体に占める比率は12.8%に留まり、2位の米国（11.9%）との差は大きくなく、3位のUAEも6.7%と続く。ASEANと欧州（EU28）との比較では、対欧州貿易が対ASEANを上回っているが、両者の差は年々縮小傾向にある。2010年はインドの対EU貿易額はASEANとの貿易額より約303億ドル多かったが、2020年にはその差は約131億ドルとなった。

図表 3-10 主要輸出相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
輸出		220,408	301,483	289,565	336,611	317,545	264,381	260,327	294,364	322,492	323,251	275,489	
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
先進国	日本	4,805	5,593	6,416	7,325	5,757	4,530	3,827	4,498	4,741	4,816	4,043	
		2.2%	1.9%	2.2%	2.2%	1.8%	1.7%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	
	韓国	3,634	4,550	4,076	4,496	4,795	3,610	3,465	4,377	4,807	4,654	4,516	
		1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	1.5%	1.4%	1.3%	1.5%	1.5%	1.4%	1.6%	
	香港	9,508	12,586	11,940	13,667	13,412	12,147	13,210	15,021	13,140	11,478	9,537	
		4.3%	4.2%	4.1%	4.1%	4.2%	4.6%	5.1%	5.1%	4.1%	3.6%	3.5%	
	シンガポール	9,066	15,627	13,553	14,189	9,677	7,805	7,355	11,560	10,451	10,739	8,295	
		4.1%	5.2%	4.7%	4.2%	3.0%	3.0%	2.8%	3.9%	3.2%	3.3%	3.0%	
	米国	23,587	32,919	37,171	41,957	42,685	40,313	41,992	46,018	51,661	54,288	49,321	
		10.7%	10.9%	12.8%	12.5%	13.4%	15.2%	16.1%	15.6%	16.0%	16.8%	17.9%	
フランス	4,903	5,046	5,020	5,597	5,093	4,819	4,868	5,037	5,279	5,434	4,364		
	2.2%	1.7%	1.7%	1.7%	1.6%	1.8%	1.9%	1.7%	1.7%	1.7%	1.6%		
イタリア	4,188	5,049	4,294	5,617	5,446	4,228	4,464	5,655	5,522	5,190	4,348		
	1.9%	1.7%	1.5%	1.7%	1.7%	1.6%	1.7%	1.9%	1.7%	1.6%	1.6%		
オーストラリア	1,651	2,096	2,633	2,398	2,594	3,253	2,948	3,876	3,734	2,974	3,471		
	0.7%	0.7%	0.9%	0.7%	0.8%	1.2%	1.1%	1.3%	1.2%	0.9%	1.3%		
オランダ	6,573	9,693	9,466	9,170	6,762	4,877	4,868	5,431	8,660	8,907	6,261		
	3.0%	3.2%	3.3%	2.7%	2.1%	1.8%	1.9%	1.8%	2.7%	2.8%	2.3%		
発展途上国	アジア	118,363	149,775	149,786	171,138	160,791	130,467	127,447	147,957	158,803	154,478	128,836	
		53.7%	49.7%	51.7%	50.8%	50.6%	49.3%	49.0%	50.3%	49.2%	47.8%	46.8%	
		中国	17,440	16,718	14,729	16,417	13,434	9,577	8,916	12,495	16,376	17,279	19,008
		7.9%	5.5%	5.1%	4.9%	4.2%	3.6%	3.4%	4.2%	5.1%	5.3%	6.9%	
		バングラデシュ	3,017	3,406	4,937	5,994	6,255	5,522	5,669	7,210	8,745	8,243	7,913
		1.4%	1.1%	1.7%	1.8%	2.0%	2.1%	2.2%	2.4%	2.7%	2.6%	2.9%	
		ネパール	1,905	2,560	2,587	3,176	4,193	3,195	4,526	5,518	7,301	7,109	5,855
		0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	1.3%	1.2%	1.7%	1.9%	2.3%	2.2%	2.1%	
		タイ	2,140	2,768	3,454	4,204	3,439	3,114	2,962	3,589	4,386	4,332	3,777
		1.0%	0.9%	1.2%	1.2%	1.1%	1.2%	1.1%	1.2%	1.4%	1.3%	1.4%	
		ベトナム	2,476	3,467	3,658	5,988	6,527	5,357	5,958	8,115	6,702	5,513	4,501
		1.1%	1.1%	1.3%	1.8%	2.1%	2.0%	2.3%	2.8%	2.1%	1.7%	1.6%	
		マレーシア	3,555	3,799	3,791	5,497	4,642	4,892	4,189	5,546	6,554	6,269	6,194
		1.6%	1.3%	1.3%	1.6%	1.5%	1.9%	1.6%	1.9%	2.0%	1.9%	2.2%	
		インドネシア	4,557	6,400	6,022	5,558	4,445	2,869	3,132	3,763	4,793	4,515	4,364
		2.1%	2.1%	2.1%	1.7%	1.4%	1.1%	1.2%	1.3%	1.5%	1.4%	1.6%	
		中東	27,412	37,369	35,781	33,980	32,920	29,990	30,042	28,636	28,540	29,539	17,953
		12.4%	12.4%	12.4%	10.1%	10.4%	11.3%	11.5%	9.7%	8.8%	9.1%	6.5%	
		サウジアラビア	4,484	5,133	8,547	12,357	13,064	6,971	5,045	5,218	5,490	5,974	6,154
		2.0%	1.7%	3.0%	3.7%	4.1%	2.6%	1.9%	1.8%	1.7%	1.8%	2.2%	
	サブサハラ・アフリカ	13,986	19,018	21,834	28,086	28,725	20,946	18,168	19,583	21,569	23,707	21,367	
	6.3%	6.3%	7.5%	8.3%	9.0%	7.9%	7.0%	6.7%	6.7%	7.3%	7.8%		
	南アフリカ共和国	3,650	4,320	4,973	5,742	5,722	3,814	3,243	4,072	4,019	3,983	3,498	
	1.7%	1.4%	1.7%	1.7%	1.8%	1.4%	1.2%	1.4%	1.2%	1.2%	1.3%		
	ナイジェリア	1,918	2,557	2,828	2,897	2,872	2,287	1,743	2,064	2,746	3,679	2,954	
	0.9%	0.8%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.9%	1.1%	1.1%		
	南米	767	1,338	1,597	2,151	2,921	2,768	3,375	3,697	3,832	3,735	3,046	
	0.3%	0.4%	0.6%	0.6%	0.9%	1.0%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%		
	ブラジル	3,670	5,391	6,163	6,112	7,141	3,099	2,300	2,867	3,579	4,114	3,676	
	1.7%	1.8%	2.1%	1.8%	2.2%	1.2%	0.9%	1.0%	1.1%	1.3%	1.3%		

【参考】

ASEAN	22,958	34,498	32,295	37,885	31,294	26,428	26,381	35,412	36,156	34,250	29,616
	10.4%	11.4%	11.2%	11.3%	9.9%	10.0%	10.1%	12.0%	11.2%	10.6%	10.8%
EU 28	41,595	54,733	48,643	56,284	51,569	44,706	45,747	51,172	57,351	56,004	46,203
	18.9%	18.2%	16.8%	16.7%	16.2%	16.9%	17.6%	17.4%	17.8%	17.3%	16.8%

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat より作成

図表 3-11 主要輸入相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
輸入		350,029	462,403	488,976	466,046	459,369	390,745	356,705	444,052	507,616	478,884	367,980	
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
先進国	日本	9,526	12,615	12,747	11,160	10,136	9,777	9,736	10,503	12,810	12,825	9,774	
		2.7%	2.7%	2.6%	2.4%	2.2%	2.5%	2.7%	2.4%	2.5%	2.7%	2.7%	
	韓国	11,754	14,154	14,215	13,920	14,689	13,838	12,880	16,927	17,406	16,874	12,209	
		3.4%	3.1%	2.9%	3.0%	3.2%	3.5%	3.6%	3.8%	3.4%	3.5%	3.3%	
	香港	9,740	13,680	10,375	11,031	10,733	10,596	12,181	17,425	18,477	17,778	14,071	
		2.8%	3.0%	2.1%	2.4%	2.3%	2.7%	3.4%	3.9%	3.6%	3.7%	3.8%	
	シンガポール	11,378	12,718	10,892	10,805	10,400	10,132	9,064	9,920	14,562	14,239	10,900	
		3.3%	2.8%	2.2%	2.3%	2.3%	2.6%	2.5%	2.2%	2.9%	3.0%	3.0%	
	米国	21,105	24,961	25,662	25,972	23,553	23,093	22,743	27,029	36,024	37,485	27,337	
	6.0%	5.4%	5.2%	5.6%	5.1%	5.9%	6.4%	6.1%	7.1%	7.8%	7.4%		
ドイツ	13,114	17,026	15,666	14,795	13,776	12,506	12,121	13,466	15,627	13,902	11,105		
	3.7%	3.7%	3.2%	3.2%	3.0%	3.2%	3.4%	3.0%	3.1%	2.9%	3.0%		
オーストラリア	14,954	16,503	14,183	11,301	10,044	9,564	9,007	14,301	14,389	10,961	7,164		
	4.3%	3.6%	2.9%	2.4%	2.2%	2.4%	2.5%	3.2%	2.8%	2.3%	1.9%		
スイス・リヒテンシュタイン	13,574	19,651	32,957	29,550	23,668	23,521	15,900	21,904	19,514	19,345	11,578		
	3.9%	4.2%	6.7%	6.3%	5.2%	6.0%	4.5%	4.9%	3.8%	4.0%	3.1%		
発展途上国	アジア	198,364	270,498	276,949	259,517	259,235	220,503	208,374	255,482	297,216	284,792	230,056	
		56.7%	58.5%	56.6%	55.7%	56.4%	56.4%	58.4%	57.5%	58.6%	59.5%	62.5%	
		中国	45,221	59,985	56,542	58,519	62,989	66,021	64,308	76,065	81,868	77,496	63,535
		12.9%	13.0%	11.6%	12.6%	13.7%	16.9%	18.0%	17.1%	16.1%	16.2%	17.3%	
		スリランカ	542	701	702	619	742	859	750	790	1,441	956	679
		0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	
		バングラデシュ	373	594	561	534	580	638	733	643	973	1,313	1,037
		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	
		ネパール	592	635	505	558	641	501	422	453	432	702	638
		0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	
		タイ	4,587	5,792	6,098	6,233	6,327	6,030	5,665	7,029	8,295	7,619	5,418
		1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	
		ベトナム	1,093	1,759	2,070	3,030	2,965	2,837	3,134	4,292	7,490	7,636	5,466
		0.3%	0.4%	0.4%	0.7%	0.6%	0.7%	0.9%	1.0%	1.5%	1.6%	1.5%	
		マレーシア	6,887	10,363	11,099	10,229	11,582	9,745	8,854	9,208	10,551	10,528	7,422
		2.0%	2.2%	2.3%	2.2%	2.5%	2.5%	2.5%	2.1%	2.1%	2.2%	2.0%	
		インドネシア	10,793	15,446	14,752	16,383	15,367	14,122	12,054	16,477	16,196	14,808	11,355
		3.1%	3.3%	3.0%	3.5%	3.3%	3.6%	3.4%	3.7%	3.2%	3.1%	3.3%	
		中東	29,033	33,783	33,964	28,837	21,526	16,998	16,497	20,393	21,642	24,318	24,195
			8.3%	7.3%	6.9%	6.2%	4.7%	4.4%	4.6%	4.6%	4.3%	5.1%	6.6%
		サウジアラビア	12,189	17,376	19,632	23,008	20,463	13,535	11,553	13,015	17,406	16,639	17,942
			3.5%	3.8%	4.0%	4.9%	4.5%	3.5%	3.2%	2.9%	3.4%	3.5%	4.9%
		イラク	8,026	19,738	10,840	11,831	18,004	12,452	10,791	16,641	25,066	23,882	16,372
			2.3%	4.3%	2.2%	2.5%	3.9%	3.2%	3.0%	3.7%	4.9%	5.0%	4.4%
		サブサハラ・アフリカ	24,856	33,038	37,080	35,212	37,570	29,491	22,529	31,025	35,671	32,197	21,871
			7.1%	7.1%	7.6%	7.6%	8.2%	7.5%	6.3%	7.0%	7.0%	6.7%	5.9%
		南アフリカ共和国	5,475	7,189	6,545	6,055	5,461	5,224	4,530	5,979	6,036	5,767	5,011
		1.6%	1.6%	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.4%	
	ナイジェリア	10,637	14,934	16,580	14,744	17,166	10,264	7,217	8,848	11,464	10,206	6,413	
		3.0%	3.2%	3.4%	3.2%	3.7%	2.6%	2.0%	2.3%	2.3%	2.1%	1.7%	
	ケニア	119	148	115	135	143	112	132	71	121	80	85	
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	南米	1,108	2,256	3,786	4,830	3,423	2,478	2,469	3,795	4,907	3,167	1,887	
		0.3%	0.5%	0.8%	1.0%	0.7%	0.6%	0.7%	0.9%	1.0%	0.7%	0.5%	
	ブラジル	3,694	3,924	6,092	4,071	5,788	4,256	3,666	5,305	4,641	3,146	3,077	
		1.1%	0.8%	1.2%	0.9%	1.3%	1.1%	1.0%	1.2%	0.9%	0.7%	0.8%	
	ペネズエラ	2,755	3,420	6,732	8,744	14,780	7,317	5,496	6,411	8,085	6,151	2,364	
		0.8%	0.7%	1.4%	1.9%	3.2%	1.9%	1.5%	1.4%	1.6%	1.3%	0.6%	

【参考】

ASEAN	36,732	48,811	48,904	49,398	49,395	45,223	41,019	49,301	58,945	56,794	42,209
	10.5%	10.6%	10.0%	10.6%	10.8%	11.6%	11.5%	11.1%	11.6%	11.9%	11.5%
EU 28	48,443	62,694	57,363	56,581	53,141	46,937	43,748	48,947	56,868	52,316	38,741
	13.8%	13.6%	11.7%	12.1%	11.6%	12.0%	12.3%	11.0%	11.2%	10.9%	10.5%

(出所) "Direction of Trade Statistics"、IMF、UNCTAD Stat より作成

図表 3-12 国別の貿易収支の推移

(単位：100万ドル/暦年)		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
貿易収支		-129,621	-160,920	-199,412	-129,434	-141,825	-126,364	-96,378	-149,688	-185,124	-155,633	-92,492	
先進国	日本	-4,721	-7,022	-6,331	-3,834	-4,379	-5,247	-5,908	-6,005	-8,069	-8,009	-5,731	
	韓国	-8,120	-9,604	-10,138	-9,424	-9,894	-10,229	-9,415	-12,550	-12,598	-12,220	-7,693	
	米国	2,483	7,958	11,509	15,985	19,131	17,220	19,250	18,989	15,637	16,803	21,983	
	オーストラリア	-13,303	-14,407	-11,550	-8,904	-7,450	-6,311	-6,058	-10,425	-10,655	-7,987	-3,693	
	オランダ	4,206	6,985	6,643	6,225	3,822	2,638	2,836	2,894	5,285	5,576	3,725	
発展途上国	アジア	-80,001	-120,722	-127,163	-88,378	-98,444	-90,035	-80,927	-107,526	-138,413	-130,314	-101,220	
	中国	-27,781	-43,267	-41,812	-42,102	-49,555	-56,444	-55,392	-63,570	-65,492	-60,217	-44,527	
	スリランカ	2,763	3,751	3,111	4,135	5,693	4,642	3,369	3,624	3,227	3,271	2,545	
	バングラデシュ	2,644	2,812	4,375	5,460	5,676	4,884	4,936	6,567	7,772	6,930	6,876	
	ネパール	1,313	1,925	2,083	2,618	3,552	2,695	4,104	5,065	6,869	6,407	5,217	
	パキスタン	1,908	1,325	1,162	1,719	1,653	1,540	1,155	1,352	1,840	1,114	281	
	タイ	-2,448	-3,024	-2,644	-2,029	-2,889	-2,916	-2,702	-3,440	-3,909	-3,288	-1,641	
	ベトナム	1,383	1,708	1,588	2,958	3,562	2,520	2,824	3,822	-788	-2,123	-965	
	マレーシア	-3,331	-6,564	-7,308	-4,732	-6,940	-4,853	-4,665	-3,662	-3,997	-4,259	-1,228	
	インドネシア	-6,236	-9,046	-8,730	-10,825	-10,923	-11,253	-8,922	-12,714	-11,404	-10,293	-6,992	
	中東	U A E	-1,621	3,587	1,818	5,143	11,394	12,992	13,545	8,243	6,898	5,221	-6,242
	サウジアラビア	-7,705	-12,243	-11,085	-10,651	-7,400	-6,564	-6,508	-7,798	-11,916	-10,665	-11,788	
	イラン	-4,509	-5,505	-12,254	-1,861	-3,315	-1,679	-3,562	-4,916	-6,280	205	1,943	
	サブサハラ・アフリカ	-10,871	-14,020	-15,246	-7,126	-8,845	-8,545	-4,361	-11,441	-14,102	-8,489	-504	
	ナイジェリア	-8,719	-12,377	-13,752	-11,847	-14,294	-7,978	-5,474	-6,785	-8,718	-6,528	-3,459	
	南米	ベネズエラ	-2,600	-3,177	-6,480	-8,511	-14,542	-7,159	-5,423	-6,329	-8,011	-5,909	-1,606

【参考】

ASEAN	-13,774	-14,314	-16,609	-11,513	-18,101	-18,795	-14,637	-13,889	-22,788	-22,545	-12,593
EU 28	-6,847	-7,961	-8,721	-296	-1,571	-2,232	1,999	2,225	482	3,688	7,462

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat より作成

4. 人口大国の中のインド

(1) 世界第2位の人口大国であるインド

IMFの「World Economic Outlook」(2022年4月)によると、2021年時点のインドの人口は13億9,201万人と、中国に次ぐ世界第2位の人口大国となっている(図表3-13)。インドの人口増加率は中国を上回っており、米国国勢調査局によれば、2025年にはインドは中国を抜いて世界最大の人口を擁する国になる見通しである。

人口の多いインドは経済規模も大きい。2021年の名目GDPは3.1兆ドルと、世界第6位の規模を誇っている。他方、1人あたりGDPで表される所得水準は低い。同年のインドの所得水準は2,283ドルと、比較可能な193カ国・地域中、145位と下位に位置している。

人口の多い上位10カ国の中には、インドと同じ南アジアに位置するパキスタン（5位）とバングラデシュ（8位）が含まれているが、所得水準はインドとほぼ同じレベルにあり、また南アジア諸国の多くが4,000ドルを下回っている。中には、モルディブ（38.4万人）のように人口が少なく所得水準の高い（13,190ドル）国もあるが、東南アジア地域（シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマーなど）に比べ、南アジア地域の所得水準の格差はさほど大きくない。

図表 3-13 インドと世界の人口大国との比較表（2021年）

	人口 万人	面積 1,000 km ²	名目GDP 億ドル	1人あたりGDP ドル
中国	141,260 (1)	9,600	174,580 (2)	12,359 (65)
インド	139,201 (2)	3,287	31,779 (6)	2,283 (145)
米国	33,218 (3)	9,834	229,975 (1)	69,231 (6)
インドネシア	27,225 (4)	1,911	11,861 (17)	4,357 (117)
パキスタン	22,259 (5)	796	3,477 (43)	1,562 (160)
ブラジル	21,261 (6)	8,516	16,081 (13)	7,564 (87)
ナイジェリア	21,140 (7)	924	4,415 (32)	2,089 (151)
バングラデシュ	16,630 (8)	148	3,571 (42)	2,147 (149)
ロシア	14,556 (9)	17,098	17,755 (11)	12,198 (66)
メキシコ	12,897 (10)	1,964	12,948 (16)	10,040 (73)
【参考】				
ASEAN	66,608	4,487	33,586	5,042
EU28	51,041	4,375	187,501	36,735
EU28（除く英国）	44,395	4,132	159,214	35,863
USMCA（3カ国）	49,392	21,783	259,322	52,503

（注1）年度末が12月以外の国については、当該暦年中に年度末を迎えたデータを採用している。例えば、インドの2021年データは2021年3月を年度末としたデータを採用している。

（注2）面積のみ2020年のデータ。

（出所）IMF、「World Economic Outlook (2022/4)」、国際連合資料より作成

（2）近隣諸国との間の貿易額の変化

ASEAN域内で関税撤廃の動きがあるように、インドをはじめとした南アジア諸国の間でも、二国間FTAや南アジア地域協力連合（South Asian Association for Regional Cooperation：SAARC）加盟国による南アジア自由貿易地域（South Asian Free Trade Area：SAFTA）など、関税撤廃の動きが見られる。ただし、2006年に発効したSAFTAはセンシティブリスト品目数が多く、ASEANの域内FTA（ASEAN Trade In Goods Agreement：ATIGA）並みの動きには至っていない。

しかし、それでも近隣諸国との貿易額は増えている。SAARC 8 カ国（インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、アフガニスタン、モルディブ、ブータン）間の貿易額は2008年の149億ドルから2021年には384億ドルと、2.57倍に増加している（図表3-14）。

インドはこの間に、パキスタンを除く近隣諸国向けの輸出額を増やしており、インドからSAARC8カ国向けの輸出額は182億ドル増加した（図表3-14を縦方向に合計）。特に、バングラデシュに対する輸出額111億ドルの増加による貢献が大きい。一方、パキスタンを除く各国からのインド向け輸出も成長しており、8カ国合計でのインド向け輸出（図表3-14を横方向に合計）はこの間で25億ドル増えている。つまり、インドは当該13年間で、近隣諸国からの輸出先となる以上に、近隣諸国向けの輸出を増やしたことになる（182億ドル－25億ドル＝157億ドル）。他方、パキスタンとアフガニスタンを除く近隣諸国では、インドからの輸入がインドを含む近隣諸国向けの輸出を上回っており、貿易収支悪化の一因となっている。

図表 3-14 SAARC 諸国間の貿易額の変化（2008年→2021年）

		輸出元国								
		(単位：100万ドル)								
輸出先国	年	インド	パキスタン	バングラデシュ	スリランカ	ネパール	アフガニスタン	モルディブ	ブータン	Total
インド	2008		354.64	318.82	418.67	562.91	132.00	1.96	495.78	2,284.78
	2021		0.24	1,317.77	891.46	1,388.46	360.41	5.96	833.29	4,797.58
	Diff		-354.40	998.95	472.79	825.55	228.40	4.00	337.51	2,512.80
パキスタン	2008	1,779.27		78.50	71.41	1.18	264.32	-	-	2,194.68
	2021	502.93		79.56	99.63	1.88	179.27	-	0.07	863.34
	Diff	-1,276.34		1.06	28.22	0.70	-85.05	-	0.07	-1,331.34
バングラデシュ	2008	2,969.72	422.34		23.12	66.50	-	-	14.60	3,496.28
	2021	14,073.06	807.09		240.52	6.06	0.10	2.70	8.52	15,138.05
	Diff	11,103.34	384.75		217.40	-60.44	0.10	2.70	-6.08	11,641.78
スリランカ	2008	2,880.51	216.72	11.05		1.32	-	12.03	-	3,121.63
	2021	4,793.63	344.54	43.51		0.15	0.00	2.34	-	5,184.19
	Diff	1,913.12	127.82	32.46		-1.17	0.00	-9.68	-	2,062.56
ネパール	2008	1,706.86	0.75	6.01	0.19		-	-	4.52	1,718.33
	2021	9,203.23	4.65	101.42	12.21		-	0.00	3.13	9,324.63
	Diff	7,496.37	3.90	95.41	12.02		-	0.00	-1.39	7,606.31
アフガニスタン	2008	362.27	1,447.62	2.32	0.35	0.04		-	-	1,812.59
	2021	642.03	839.09	7.07	1.00	0.00		-	-	1,489.20
	Diff	279.76	-608.53	4.75	0.66	-0.04		-	-	-323.39
モルディブ	2008	109.70	6.36	-	47.70	0.06	-		0.26	164.09
	2021	591.40	6.11	4.72	122.21	0.02	-		-	724.45
	Diff	481.70	-0.25	4.72	74.50	-0.04	-		-0.26	560.37
ブータン	2008	109.10	0.02	3.16	-	2.36	-	-		114.65
	2021	867.31	0.00	7.60	0.04	3.45	-	-		878.40
	Diff	758.21	-0.02	4.43	0.04	1.09	-	-		763.75
Total	2008	9,917.44	2,448.44	419.86	561.44	634.37	396.32	13.98	515.16	14,907.02
	2021	30,673.59	2,001.73	1,561.64	1,367.07	1,400.02	539.79	11.00	845.01	38,399.84
	Diff	20,756.15	-446.72	1,141.78	805.62	765.64	143.47	-2.98	329.85	23,492.82
輸出増－輸入増 (注)		+18,243.35	+884.63	-10,499.99	-1,256.94	-6,840.66	+466.86	-563.35	-433.90	

(注) 統計誤差などのため、輸出から見た上記図表3-14は、輸入から見た数値とは必ずしも一致しない(出所) IMF 資料より作成

(3) 賃金コストで比較したインドの位置付け

図表 3-15 は、JETRO の投資コスト比較調査（2022 年 8 月時点調査）をもとに、製造業、非製造業のそれぞれの主要職位ごとに、「月間基本給」（上段）と残業代や賞与などの年間支給分から求められた「実質月額給与」（下段）を示している。これによると、インドの賃金コストの特徴として、①国内大都市の賃金コストの高さと都市間格差の大きさ、②アジアの他都市と比べた職種間の賃金格差の大きさなどを指摘できる。

1 点目のインド国内での賃金格差については、日系企業が多く進出しているインドの主要 5 都市（ニューデリー、ムンバイ、ベンガルール、チェンナイ、アーメダバード）で比較すると、総じて、「人口が相対的に多いニューデリー、ムンバイ、ベンガルールの給与水準は、チェンナイやアーメダバードに比べて高い」ことが窺える。他の東アジア、東南アジア地域の国・都市と比べると、チェンナイとアーメダバードは、製造業のワーカーやエンジニアではベトナムと、エンジニアではミャンマーと、非製造業ではインドネシアのジャカルタと、それぞれほぼ同水準である。同様に、ニューデリー、ムンバイ、ベンガルールでは、製造業のワーカーではフィリピン、製造業の中間管理職と非製造業ではタイのバンコクやマレーシアのクアラルンプールに近い水準となっている。

2 点目の特徴である「職種間の賃金格差」を見ると、インド（ニューデリー）の場合、製造業のエンジニアの給与水準はワーカーの約 2.0 倍、中間管理職では約 6.0 倍である。これは中国（北京、上海、広州）や東南アジアの主要都市（バンコク、ジャカルタ、マニラ、ホーチミン）での格差に比べて大きい。インド以上に格差が大きいのは、南アジアのパキスタン（カラチ）、スリランカ（コロンボ）、バングラデシュ（ダッカ）と、インドよりも所得水準が低い国に集中している。足下、インドのワーカーの賃金コストが、ベトナムやフィリピンの水準であることを踏まえると、職能が高くなるにつれて増す賃金コストの負担感は、アジアの他都市に比べて重くなっていると言える。

図表 3-15 インド・中国・ASEAN 諸国・南アジア主要国との賃金コストなどの比較

国名 1人あたりGDP	都市名 人口	製造業			非製造業	
		ワーカー	エンジニア	中間管理職	スタッフ	マネージャー
インド 2,283 ドル	ニューデリー 3,223 万人	261 (370)	510 (675)	1,573 (1,932)	628 (721)	1,727 (2,048)
	ムンバイ 2,497 万人	328 (377)	944 (1,090)	1,852 (2,078)	712 (728)	1,971 (2,262)
	ベンガルール 1,539 万人	280 (339)	625 (789)	1,451 (1,586)	585 (733)	1,368 (1,704)
	チェンナイ 1,240 万人	236 (310)	397 (514)	854 (1,051)	405 (514)	1,126 (1,294)
	アーメダバード 801 万人	252 (331)	478 (587)	827 (1,180)	- -	- -
中国 12,359 ドル	北京 1,852 万人	1,369 (2,034)	1,856 -	3,161 (4,828)	1,576 (2,306)	3,199 (4,575)
	上海 2,407 万人	1,124 (1,879)	1,304 (2,518)	2,509 (3,275)	1,441 (2,088)	2,978 (4,542)
	広州 2,694 万人	669 (1,208)	1,239 (1,881)	1,865 (2,749)	1,155 (1,709)	2,530 (3,853)
マレーシア 11,399 ドル	クアラルンプール 891 万人	431 (587)	867 (1,140)	1,650 (2,173)	922 (1,250)	1,978 (2,679)
タイ 7,336 ドル	バンコク 1,801 万人	447 (678)	798 (1,149)	1,629 (2,227)	883 (1,387)	1,629 (2,526)
インドネシア 4,357 ドル	ジャカルタ 3,376 万人	421 (568)	582 (907)	1,260 (1,876)	507 (675)	1,216 (1,605)
	パタム 151 万人	317 (524)	444 (737)	1,028 (1,309)	- -	- -
フィリピン 3,572 ドル	マニラ 2,492 万人	272 (399)	409 (618)	1,092 (1,561)	594 (837)	1,481 (2,068)
	セブ 252 万人	243 (301)	317 (414)	611 (754)	556 (717)	1,308 (1,592)
ベトナム 3,725 ドル	ハノイ 755 万人	241 (329)	471 (638)	1,025 (1,409)	595 (782)	1,249 (1,630)
	ダナン 157 万人	214 (339)	371 (561)	609 (983)	380 (505)	782 (1,158)
	ホーチミン 1,514 万人	266 (359)	508 (677)	1,064 (1,401)	647 (832)	1,412 (1,785)
ラオス 2,514 ドル	ビエンチャン 71 万人	210 (261)	360 (436)	771 (897)	530 (556)	1,253 (1,451)
カンボジア 1,654 ドル	プノンペン 246 万人	222 (273)	408 (488)	1,003 (1,125)	530 (679)	1,343 (1,704)
ミャンマー 1,217 ドル	ヤンゴン 687 万人	181 (203)	329 (430)	836 (1,035)	477 (671)	1,118 (1,459)
パキスタン 1,562 ドル	カラチ 1,574 万人	158 (235)	517 (723)	1,202 (1,746)	310 (430)	700 (934)
スリランカ 3,743 ドル	コロンボ 358 万人	123 (196)	302 (401)	554 (687)	422 (541)	969 (1,300)
バングラデシュ 2,147 ドル	ダッカ 1,863 万人	115 (154)	257 (373)	704 (935)	425 (592)	967 (1,664)

(注1) 各都市の上段は正規雇用者の月額基本給（ドル）、下段は、「基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む年間総支給額」を12ヵ月で割った実質月間コスト（ドル）

(注2) 1人あたりGDPは2021年、人口は2022年のデータ

(出所) IMF、JETRO、DEMOGRAPHIAより作成賃金コストで比較したインドの位置付け

図表 3-15 は、JETRO の投資コスト比較調査（2022 年 8 月時点調査）をもとに、製造業、非製造業のそれぞれの主要職位ごとに、「月間基本給」（上段）と残業代や賞与などの年間支給分から求められた「実質月額給与」（下段）を示している。これによると、インドの賃金コストの特徴として、①国内大都市の賃金コストの高さと都市間格差の大きさ、②アジアの他都市と比べた職種間の賃金格差の大きさ、などを指摘できる。

1 点目のインド国内での賃金格差については、日系企業が多く進出しているインドの主要 5 都市（ニューデリー、ムンバイ、ベンガルール、チェンナイ、アーメダバード）で比較すると、総じて、「人口が相対的に多いニューデリー、ムンバイ、ベンガルールの給与水準は、チェンナイやアーメダバードに比べて高い」ことが窺える。他の東アジア、東南アジア地域の国・都市と比べると、チェンナイとアーメダバードは、製造業のワーカーやエンジニアではベトナムと、エンジニアではミャンマーと、非製造業ではインドネシアのジャカルタと、それぞれほぼ同水準である。同様に、ニューデリー、ムンバイ、ベンガルールでは、製造業のワーカーではフィリピン、製造業の中間管理職と非製造業ではタイのバンコクやマレーシアのクアラルンプールに近い水準となっている。

2 点目の特徴である「職種間の賃金格差」を見ると、インド（ニューデリー）の場合、製造業のエンジニアの給与水準はワーカーの約 2.0 倍、中間管理職では約 6.0 倍である。これは中国（北京、上海、広州）や東南アジアの主要都市（バンコク、ジャカルタ、マニラ、ホーチミン）での格差に比べて大きい。インド以上に格差が大きいのは、南アジアのパキスタン（カラチ）、スリランカ（コロンボ）、バングラデシュ（ダッカ）と、インドよりも所得水準が低い国に集中している。足下、インドのワーカーの賃金コストが、ベトナムやフィリピンの水準であることを踏まえると、職能が高くなるにつれて増す賃金コストの負担感は、アジアの他都市に比べて重くなっていると言える。

第4章 直接投資受入動向

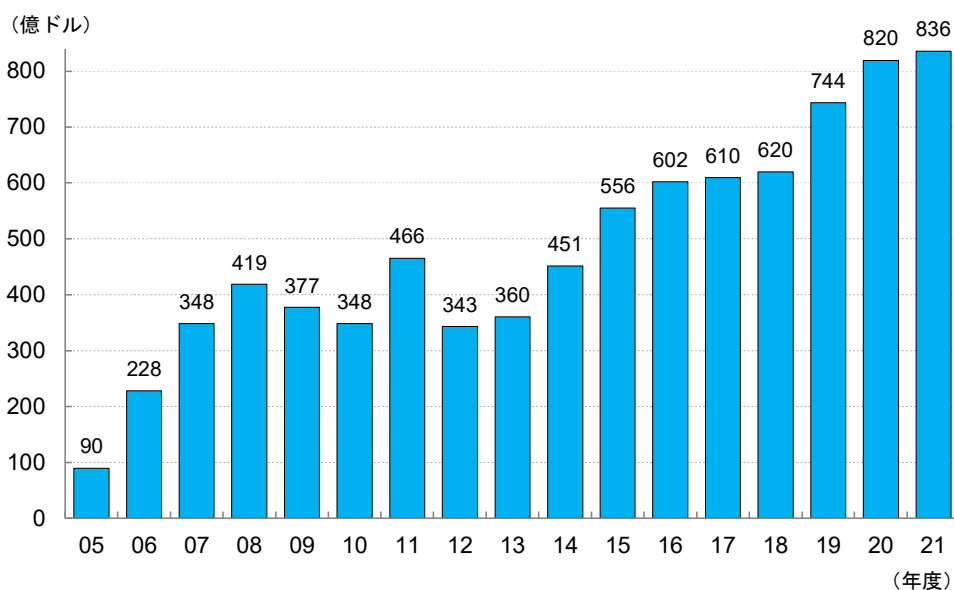
1. 外国直接投資受入動向

インド向け直接投資は、1991年の経済改革以降、おおむね順調に拡大してきた。2012年度以降は毎年流入額が増加しており、特に2019年度以降は伸び幅が大きくなっている。2021年度の対インド直接投資（実行額ベース）は2000年度以降で最も多い836億ドル、前年度比1.7%増となった（図表4-1）。2020年（暦年）のFDI流入額は世界第5位で、米国、中国、香港、シンガポールに次いでFDI受入額が多かった（図表4-2）。特に2020年は、新型コロナウイルスの影響により全世界のFDI流入額が前年比35%減となったが、一方でインドへのFDI額は増加した。

この対インドFDI額の伸びは、インド政府による投資呼び込みの積極的な姿勢を背景としている。モディ政権では2020年10月に防衛、航空、保険などの産業分野へのFDI規制の緩和や一部の手続きの簡素化を行ったほか、国営インフラファンド（NIIF）や国営企業の民営化を図るなど、海外投資家からの投資を促進する策を講じている。地場企業への金融投資やマイノリティ出資という形態での進出が多く、UNCTADによれば、2020年は特にICT、医療、インフラ、エネルギー関連へのクロスボーダーM&Aが増加した。2022年以降については、特にテクノロジースタートアップへの投資が増えている。

また、2021年には中国を抜き、アジア太平洋地域で最も多くのFDIプロジェクト数を有する投資先国となった。Financial Times が提供する直接投資の統計・分析サービスである fDi Insights によれば、同年インドへのFDIプロジェクトは435件発表され、2020年から16%の増加であった。

図表 4-1 対インド直接投資の推移（実行額ベース）



（注） 再投資による収益を含む

（出所） Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」 より作成

図表 4-2 主要国の直接投資受入比較（2019、2020年）

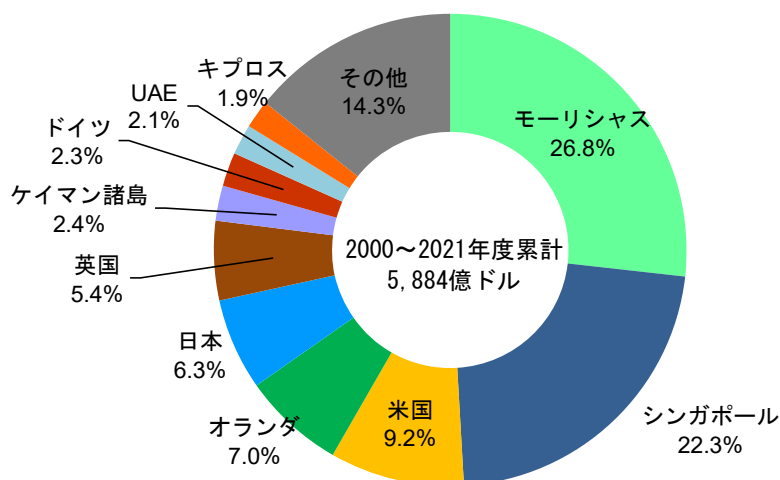
	(金額：億ドル)	2019年	2020年	2020年シェア
1	米国	2,614.1	1,563.2	15.6%
2	中国	1,412.3	1,493.4	15.0%
3	香港	737.1	1,192.3	11.9%
4	シンガポール	1,141.6	905.6	9.1%
5	インド	505.6	640.6	6.4%
6	ルクセンブルク	147.9	621.4	6.2%
7	英領バージン諸島	391.0	396.2	4.0%
8	ドイツ	540.6	356.5	3.6%
9	アイルランド	811.0	334.2	3.3%
10	メキシコ	341.0	290.8	2.9%
11	スウェーデン	101.1	261.1	2.6%
12	ブラジル	653.9	247.8	2.5%
13	イスラエル	190.5	247.6	2.5%
14	カナダ	478.4	238.2	2.4%
15	ケイマン諸島	281.7	236.2	2.4%
16	オーストラリア	392.2	201.5	2.0%
17	アラブ首長国連邦	178.7	198.8	2.0%
18	英国	454.5	197.2	2.0%
19	インドネシア	238.8	185.8	1.9%
20	フランス	339.6	179.3	1.8%
-	全世界合計	15,302.3	9,988.9	-

(出所) UNCTAD Stat より作成

2. 国別受入動向

2000年度以降の直接投資流入の累計額（2000～2022年度）を投資国別に見ると、①モーリシャス、②シンガポール、③米国、④オランダ、⑤日本の順となっている。2017年3月末まではモーリシャスからの投資に税制面で優遇を付与してきたこともあり、全体の約4分の1の割合を占めている。

図表 4-3 インドの直接投資受入状況（投資国別・2000～2021年度累計）



(出所) Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」より作成

モーリシャスは非居住者インド人（Non-Resident Indians : NRI）と呼ばれるインド系移民が国民の約7割を占めており、インド政府は伝統的にNRIを税制面で優遇してきた。1980年代に2国間で締結された二重課税を防止するための租税条約では、モーリシャスの現地居住者である企業に対して税制面の優遇が設けられていた。具体的には、モーリシャスを経由した株式投資のキャピタルゲインは、インド非居住者（モーリシャス国籍企業）の場合はインド国内で課税対象とならないなどの特典が存在した。欧米を中心とする企業は、節税など租税条約上のメリットを享受するためにモーリシャス経由でインドに迂回投資を行っており、モーリシャスからの投資額を押し上げてきた。これに対し、2016年5月、インド政府は租税回避の横行を理由にモーリシャスとの租税条約を改正し、2017年4月1日以降に取得した株式のキャピタルゲインに対しては、2019年3月までの移行期間以降は国内と同等の税率（15%）がインド税務当局から課せられることになった（移行経過期間中は税率が半分）。

また、シンガポールからの直接投資も拡大傾向にある。その背景として、インド・シンガポール包括的経済協力協定の発効に伴う投資自由化措置があり、金融や不動産を中心に投資額が伸びている。英国や米国などの欧米企業はIT企業の開発やBPO拠点としての投資が多く、日本からは自動車などの製造業への投資が多い。またインドとシンガポールは租税条約を締結しており、上のインド・モーリシャス租税条約と同様のキャピタルゲインなどに関する優遇措置が取られてきた。インド・シンガポール租税条約のキャピタルゲイン優遇措置は、インド・モーリシャス租税条約の特典を前提としているため、シンガポールを経由した日本企業のFDIも影響を受ける可能性がある。オランダも同様に租税条約による免税が存在していたことにより、歴史的に割合が高い。

なお、インド、シンガポール、及びオランダを経由して別の国が投資しているという構造であり、実際にどの国から直接投資が行われているのかという判別は難しい。例えば、オランダからの投資にはその他の欧米諸国からの投資が含まれているものと考えられる。

新型コロナウイルスの影響が拡大して以降は、米国からの投資が伸びている一方で、日本からの投資が減少傾向にある。欧米諸国はテクノロジー関連を中心に投資を伸ばしている反面、日本は製造業により注力しているために投資が鈍化しているものと見られる。

3. 業種別受入動向

業種別の直接投資（FDI）受入れを2000～2021年度の累計ベースで見ると、サービスが942億ドル（シェアは23.8%）と最も多く、ソフトウェア・ハードウェア（855億ドル、同21.6%）、通信（383億ドル、同9.7%）が続いている（図表4-4）。特に、ソフトウェア・ハードウェア分野への投資は2020年度に大きく増加しており、これはインド大手財閥リライアンス・インダストリー傘下の通信会社ジオ・プラットフォームズに対するGoogleなどからの出資によるものである。また、建設活動（インフラ）への投資も2020年度に増加したが、1年ごとの変動が大きい業種である。なお、建設活動（インフラ）においては、主に再生エネルギーや高速道路へ投資が集まっている。また、サービス分野では主に金融サービスに対する投資が多い。

図表 4-4 直接投資の業種別流入動向

(億ドル)	2019年度	2020年度	2021年度	2000～2021年度	
				累計	構成比
サービス	78.54	50.60	71.31	942	23.8%
ソフトウェア、ハードウェア	76.73	261.45	144.61	855	21.6%
通信	44.45	3.92	6.68	383	9.7%
貿易	45.74	26.08	45.38	347	8.8%
自動車	28.24	16.37	69.94	328	8.3%
建設活動（インフラ）	20.42	78.75	32.48	280	7.1%
建設開発（都市、住宅、インフラ等）	6.17	4.22	1.25	262	6.6%
化学（化学肥料除く）	10.58	8.47	9.66	195	4.9%
医薬	5.18	14.90	14.14	194	4.9%
金属産業	21.01	13.40	22.72	170	4.3%

(出所) Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」より作成

昨今の FDI 受入増加に貢献しているのは保険セクターで、出資比率 74%まで（仲介会社の場合は 100%まで）は承認を得ずに出資ができるようになってきている。また、生命保険に関しては IPO で 20%までの出資が認められている。その他、通信、防衛、貿易、及び放送分野でも、承認不要で出資できる比率が引き上げられている（図表 4-5）。一方で、小売、公的金融機関、一般消費者向けの e-コマースに関しては制限が厳しい。

図表 4-5 各セクターの外資投資規制緩和状況（直近 5 年間）

セクター	業態	以前	2022年9月時点
保険	保険会社	～49%：承認不要	～74%：承認不要
	仲介会社	～49%：承認不要	～100%：承認不要
	生命保険法人（LIC）	禁止	～20%：承認不要
通信	-	～49%：承認不要 49%～100%：政府承認	～100%：承認不要
防衛	-	～49%：承認不要 49%～100%：政府承認	～74%：承認不要 74%～100%：政府承認
卸売	単一ブランド販売業者	～49%：承認不要 49%～100%：政府承認	～100%：承認不要 （実店舗がない場合も含む）
放送	デジタルメディアによるニュース・時事番組の配信/ストリーミング	禁止	～26%：政府承認
金融サービス	民間銀行	～49%：承認不要 49%～74%：政府承認	～49%：承認不要 49%～100%：政府承認

(出所) UNCTAD Investment Policy Hub より作成

4. 投資先地域別流入動向

地域別直接投資（FDI）流入は、図表 4-6 の通り。2019 年 10 月～2022 年 3 月までの累計投資額は、インド最大の商業都市ムンバイや自動車産業の集積地のプネを擁するマハラシュトラ州が 39,165 百万ドル（シェアは 28.0%）と最大である。

次いで、カルナタカ州に 24.0%のシェアを占める 34,031 百万ドルの投資がなされている。このほか、グジャラート州 (27,187 百万ドル、同 19.0%)、デリー準州 (17,659 百万ドル、同 12.0%)、タミル・ナドゥ州 (6,333 百万ドル、同 4.0%)、ハリヤナ州 (5,222 百万ドル、同 4.0%) 等の地域を中心に投資が流入している。

図表 4-6 州・連邦直轄領別の投資受入動向（上位 10 州・連邦直轄領）

(百万ドル)

州・連邦直轄領	2019-20年度	2020-21年度	2021-22年度	2019年10月～2022年3月	
	(10～3月)	(4～3月)	(4～3月)	累計	構成比
マハラシュトラ	7,263	16,170	15,439	39,165	28.0%
カルナタカ	4,289	7,670	22,072	34,031	24.0%
グジャラート	2,591	21,890	2,706	27,187	19.0%
デリー準州	3,973	5,471	8,189	17,659	12.0%
タミル・ナドゥ	1,006	2,323	3,003	6,333	4.0%
ハリヤナ	726	1,697	2,798	5,222	4.0%
テランガナ	680	1,155	1,607	3,442	2.0%
ジャルカンド	1,852	792	6	2,651	2.0%
ラジャスタン	189	272	707	1,168	1.0%
西ベンガル	190	415	428	1,034	1.0%

(注) 以下出所のデータ上で、各年度の合計が累計と一致していない点に留意
 (出所) Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」より作成

5. 日本からインドへの直接投資

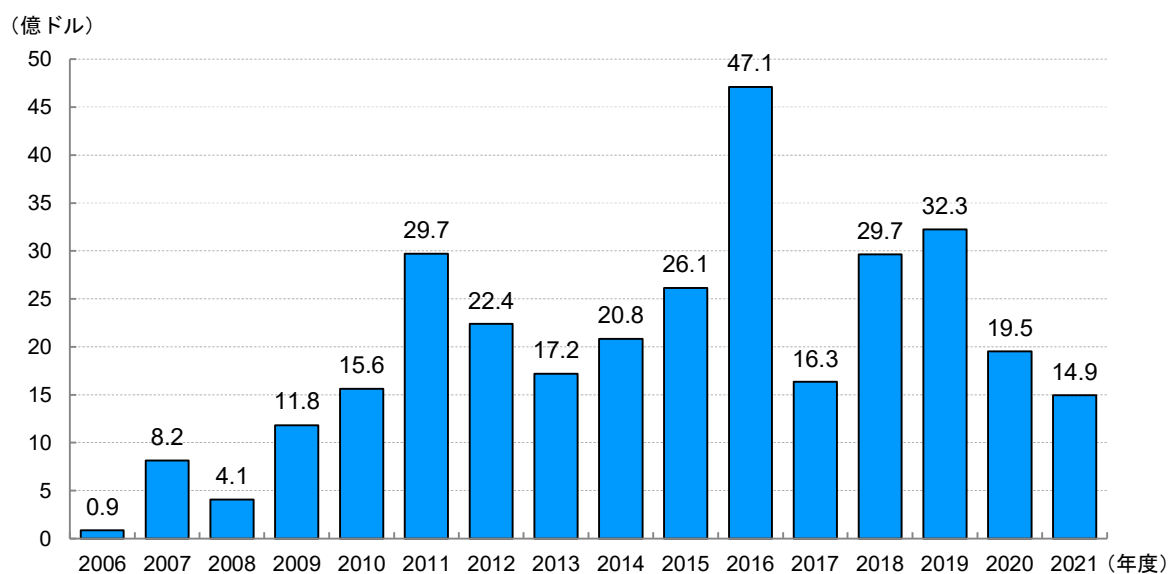
インドの投資国別直接投資統計（実行額ベース）は利益の再投資を含まないため、実際よりも低めに表示されている可能性があることに留意が必要である。日本からの対インド投資は 1998 年のインド核実験以降低迷していたが、2006 年度以降は増加傾向にある。特に、2014 年度以降はモディ政権の積極的な産業振興政策や外資規制緩和の追い風を受けて、直接投資の対象となる業種の多様化が進み、2016 年度には 47.1 億ドルと過去最高額を記録した。他方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は日本からの直接投資にも表れており、2020 年度は前年比▲40%の 19.5 億ドルまで落ち込んだ。また、2021 年度も前年比▲23%の 14.9 億ドルとなっている。

2017 年から 2022 年 5 月までの約 5 年 5 ヶ月の期間において、日本の戦略投資家からなされた直接投資はおおよそ 140 億ドルに上る。2015 年 3 月からの外資出資規制の緩和を受け、2017 年には東京海上ホールディングスがインドでの損害保険事業拡大のため 437 億円の出資拡大を行った。2019 年には、日本製鉄が ArcelorMittal と共同で Essar Steel India Limited を買収した。また、三井住友海上火災保険によるインドの生命保険会社 Max Life Insurance Company Limited への出資や、日本生命保険による Max Life Insurance Company Limited への出資も行われている。なお、日本製鉄による買収は、破産倒産法導入の成功例であると考えられている（ひとくちメモ 3 参照）。

2020年には、オリックスによるインドの大手再生可能エネルギー事業者 Greenko Energy の株式取得（9億6100万ドル）があり、さらに2021年にはクボタによる農機大手 Escorts Limited への追加出資が行われたほか、三井住友フィナンシャルグループがインドのノンバンク Fullerton India Credit Company Limited の買収（20億ドル）を発表している。2022年足元では製鉄セクターへの投資が多い。

なお、日本からインドへの投資は、事業会社系の投資家である戦略投資家（ストラテジックインベスター）によるものが大半を占めている。他方、プライベートエクイティやベンチャーキャピタルのように純投資を目的とした金融投資家からの投資は少ない。

図表 4-7 日本からの対インド直接投資の推移（実行額ベース）



(出所) Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」より作成

第5章 日インド経済関係

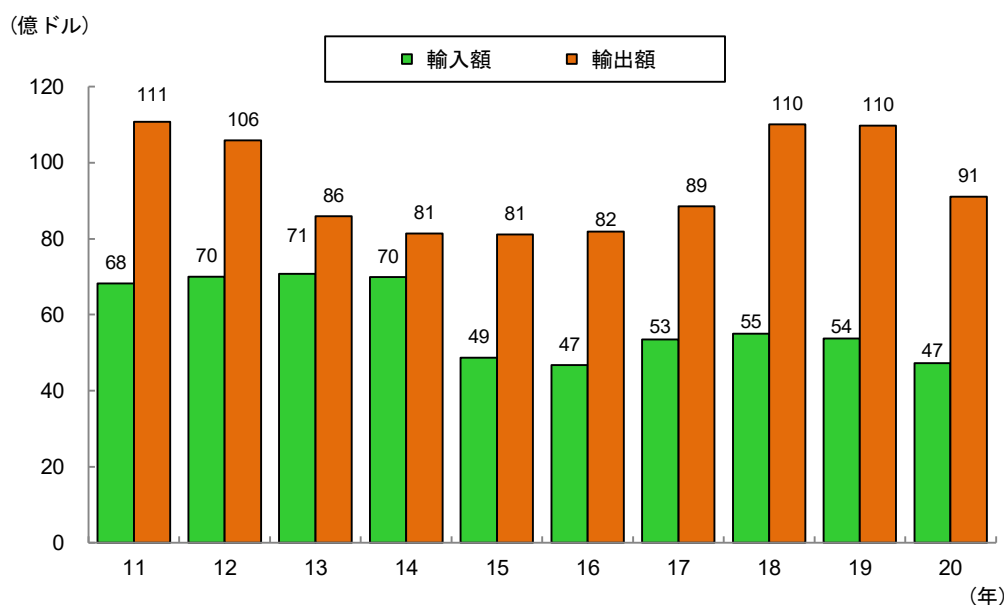
1. 経済関係と貿易の概要

2020年の貿易を2011年と比較すると、日本からインドへの輸出が0.82倍の91億ドル、日本のインドからの輸入が0.69倍の47億ドルとなっている（図表5-1）。2011～12年にかけて100億ドルを超えていた日本の対インド輸出は、その後数年間にわたって80億ドル台に落ち込んだが、2018年～2019年は110億ドルへ増加した。一方、日本のインドからの輸入については2015年に対前年比30%減少して以降、輸出の5～6割の水準に落ち着いている。

また、インドの相手国別貿易構造を見ると、日本のプレゼンスはASEAN諸国に比べ相対的に低い（詳細は第3章「経済概況」参照）。2020年は新型コロナウイルスの影響を受け対ASEANの貿易額は前年より減少が見られるが、2011年から2019年の間に、インドのASEANからの輸入は488億ドルから568億ドルに伸長した。2020年のインドの対ASEAN貿易（輸出+輸入）は718億ドルと、対日貿易の約5.2倍の規模であった（図表5-2）。

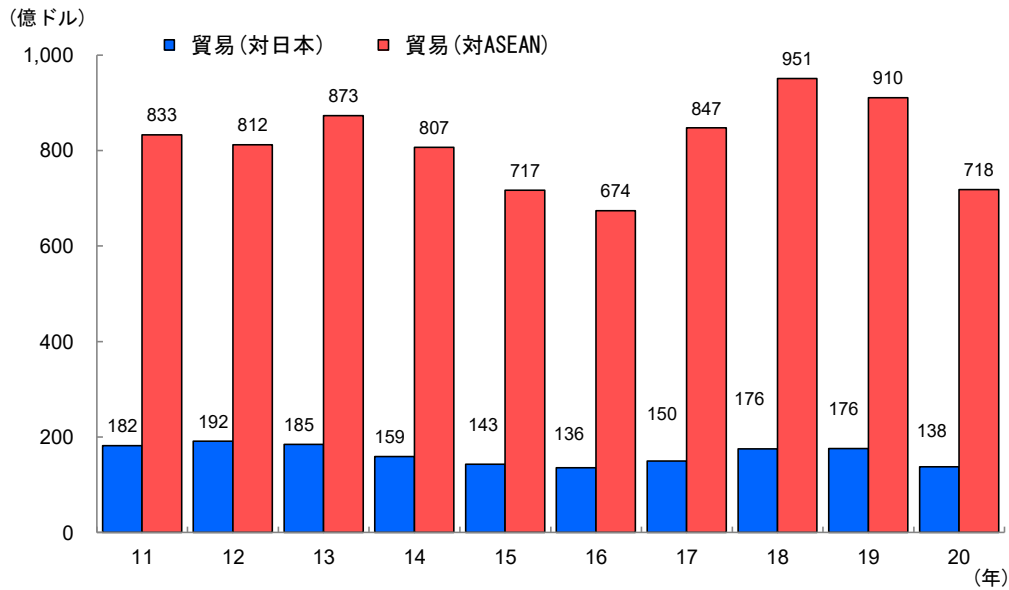
ただし、ASEANからインドへの輸出には、1985年のプラザ合意以降ASEANに本格進出を始めた日本企業の現地法人によるものも含まれると考えられる。

図表 5-1 日本の対インド輸出入の推移



(出所) UNCTAD Stat より作成

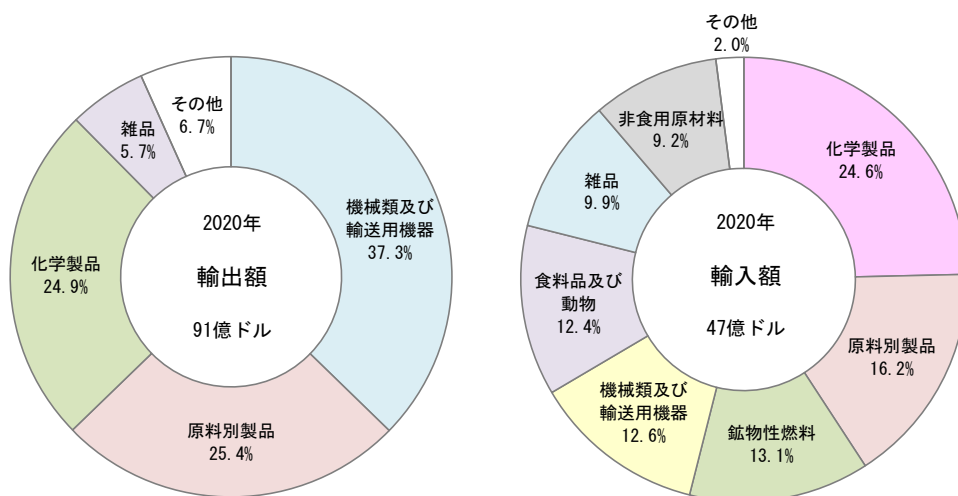
図表 5-2 インドの対ASEAN 貿易の推移



(注) 上記はインドから見た輸出入であるため、図表 5-1 の日本からの輸出入と不突合が生じている
 (出所) UNCTAD Stat より作成

貿易の品目別構造を見ると、日本からインドへの主要輸出品目のカテゴリーは、エンジンなどの自動車部品をはじめとした「機械類及び輸送用機器」(2020年輸出額シェア: 37.3%)、圧延鋼などの「原料別製品」(同: 25.4%)、ポリマー・プラスチックなどの「化学製品」(同: 24.9%)の順で、この3カテゴリーで全輸出額の85%以上を占めている。他方、日本のインドからの主要輸入品目のカテゴリーは、化合物などの「化学製品」(2020年輸入額シェア: 24.6%)、宝石類・紡績糸などの「原料別製品」(同 16.2%)、石油などの「鉱物性燃料」(同 13.1%)の順であった。

図表 5-3 日本の対インド輸出入品目別構成比 (2020年)

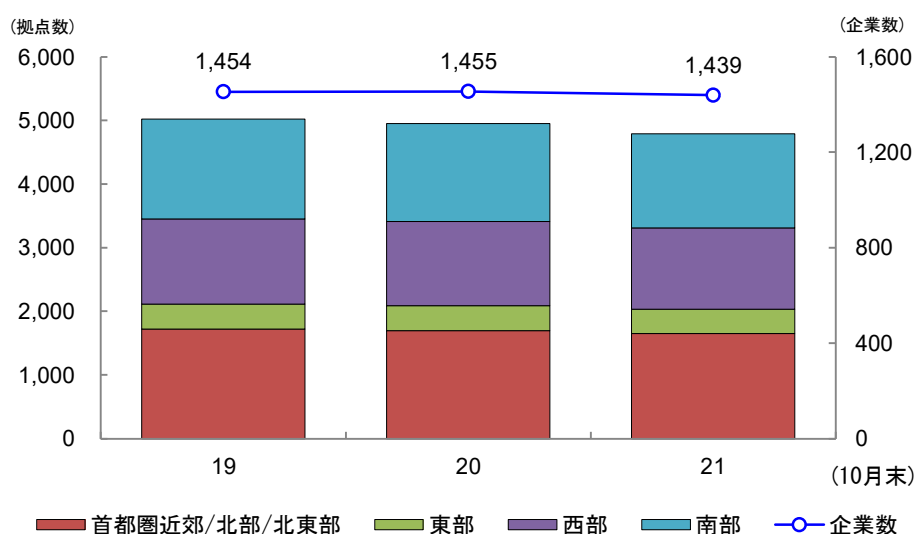


(出所) UNCTAD Stat より作成

2. インドにおける日系企業

インド進出日系企業のリストについては、在インド日本国大使館がインド各地の日本商工会などの協力を受けて情報を収集し、JETRO と集計を行って毎年大使館ウェブサイト上で公表している。2022 年 6 月の発表によれば、インド進出日系企業（インドで登記した企業数）の総数は 1,439 社（2021 年 10 月時点）と、前年の 1,455 社から 16 社減少した。また、インドにおける日系企業の拠点数の合計も 4,790 拠点と、前年の 4,948 拠点と比較して 158 拠点減少（前年比 3.19%減）であった。

図表 5-4 進出日系企業数及び地域別拠点数の推移



(注) 2014 年の拠点数の急増は、主に地場企業と合併を組成した保険や運輸企業の地場企業の拠点を、進出日系企業の拠点として計上するようになったためである。
2019 年の調査は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部の企業で調査票への回答が不可能となったため、これら企業の情報は 2018 年の回答状況及び公開情報などに基づいて補完がなされている。

(出所) 在インド日本国大使館、ジェトロ「インド進出日系企業リスト」（2022 年 6 月）より作成

インド主要州における進出日系企業の拠点数は、デリー連邦直轄領 311、ハリヤナ州 600、グジャラート州 332、マハラシュトラ州 787、カルナタカ州 512、アンドラ・プラデシュ州 123、タミル・ナドゥ州 565、西ベンガル州 200 で、西部のマハラシュトラ州が最大である（図表 5-5）。

デリー連邦直轄領の日系企業拠点数は 311 で、首都ニューデリー近郊地域では、ニューデリー市内に家電・機械などメーカーの販売会社、商社の地域本社、各社の駐在員事務所、登記上の事務所などを置くケースが多い。

ハリヤナ州には 600 の日系企業の拠点数があり、完成車メーカーのスズキ、本田技研工業（ホンダ）と、そのサプライヤーである AGC（旭硝子）や日東電工のような自動車部品メーカー、家電メーカーのキヤノンなどがグルガオンに拠点を置いているほか、スズキや日東電工などの自動車部品メーカーなどがマネサルにも拠点を置いている。

インドの中心部とも呼ばれるウッタル・プラデシュ州には、ホンダ、ヤマハ発動機、自動車部品メーカーなどが拠点を持つノイダを中心に、299 の日系企業の拠点が持つ。

金融・商業都市ムンバイへの進出企業は金融・サービス業、商社・海運のような貿易・運輸業が中心で、マハラシュトラ州には 787 の日系企業の拠点が置かれている。同州の内陸部のプネには、自動車関連メーカー（ブリヂストン、イーグル工業）の生産拠点などが展開している。

南部カルナタカ州のバンガロールにはトヨタ自動車（トヨタ）、ファナック、日清食品、横河電機、安川電機、日本通運などが拠点を置いており、同州の進出日系企業の拠点数は 512 となっている。

タミル・ナドゥ州には、チェンナイに拠点を持つ日産自動車（日産）、パナソニック、東芝などをはじめ、565 の日系企業が拠点を有している。

最近では、他州に比べて電力や港湾インフラが整備されており、西部沿岸州のため中東やアフリカへの輸出拠点としても立地が良いグジャラート州には 332 拠点が集まっている。グジャラート州はモディ首相が州首相を務めたことでも知られ、2016 年 2 月にホンダが二輪車の工場を、2017 年 2 月にスズキが四輪車の工場をそれぞれ稼働させたことで、自動車部品を中心にメーカーの集積が進むと期待されている。

図表 5-5 地域別の日系企業拠点数の状況（2021 年）



No.	州・連邦直轄地名	中心都市・地域	拠点数	主な進出企業、業種
①	デリー	ニューデリー	311	家電・機械メーカーの販売会社、商社、サービス企業
②	ウッタル・プラデシュ	ノイダ	299	ホンダ（四輪）、ヤマハ、自動車部品
③	ハリヤナ	グルガオン、マネサル	600	スズキ、ホンダ（二輪）、自動車部品、商社、家電
④	ラジャスタン	ニムラナ	170	ダイキン、ユニ・チャーム、日本電産、自動車部品
⑤	グジャラート	アーメダバード	332	スズキ、ホンダ、自動車部品
⑥	マハラシュトラ	ムンバイ	787	日本郵船、TOTO、コクヨ、旭化成、金融、海運
⑦		プネ		シャープ、堀場製作所、ブリヂストン、イーグル工業
⑧	カルナタカ	バンガロール	512	トヨタ、豊田通商、ファナック、日本通運、日清食品
⑨	タミル・ナドゥ	チェンナイ	565	日産、味の素、東芝、コマツ、機械商社
⑩	アンドラ・プラデシュ	スリ・シティ	123	いすゞ、エーザイ、コベルコ
⑪	西ベンガル	コルカタ	200	日新、日立建機、ホンダ、コベルコ、商社

（注） インド内務省が示している地図。数字は筆者が追記。

（出所） 内務省、JETRO、在インド日本国大使館「インド進出日系企業リスト」（2022年6月）より作成

インドでは自力での土地収用が難しいため、現地で工場を設立する際は工業団地への入居が一般的となる。デリーとムンバイの間で計画されている 1,483 km の貨物専用鉄道の一部区間では、その両側 150 km の地域において工業団地などのインフラを集中的に整備する日印両国共同のプロジェクト、「デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想」が進行中である。国際協力銀行は、インド政府、インド政府系 3 機関とともに、開発主体であるインド法人のインド産業回廊開発公社（NICDC）に出資し、支援を行っている。NICDC では、2022 年 8 月現在、11 の産業回廊で 32 プロジェクトの開発を行っている。

加えて、近年はラジャスタン州のニムラナ工業団地やギロット工業団地、グジャラート州のマンダル日系企業専用工業団地やサナンドⅢ（コーラジ）工業団地の日本専用エリア、及びマハラシュトラ州のスパ日本企業専用工業団地など、日系企業向けの工業団地への人気が高まっている。また、日本企業が開発に関与した工業団地として、タミル・ナドゥ州でみずほ銀行と日揮が、シンガポール企業のアセンダス・シンブリッジ（2019 年 7 月にシンガポールの不動産企業キャピタランドと統合）や地場不動産大手のアイレオと共同開発した「ワンハブ・チェンナイ総合工業団地」、住友商事と地場マヒンドラ・グループが開発した「オリジンズ・チェンナイ工業団地」、双日と地場自動車部品メーカーのマザーソンが共同開発した「双日マザーサン工業団地」も進出候補先として関心が高まっている。

3. 日本・インド包括的経済連携協定

日・インド両国間における貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を進めるため、2011 年、日本・インド包括的経済連携協定が締結された。交渉は 2004 年 11 月に日印共同研究会（JSG）を立ち上げてから約 7 年の歳月をかけて進められ、2011 年 2 月 16 日に署名、同年 8 月 1 日に発効した。同協定は、日本からの輸出品に対するインド政府の高関税を撤廃することで、輸出の促進と製造業の調達活動の自由化を図ることを目指したものであり、2011 年時点で関税率 10%であった自動車や 7.5%であった織機は 10 年で、5%であった鉄鋼製品は 5 年で関税撤廃とすることが規定された。

これにより、協定発効から10年間で、往復貿易額の94%相当の品目が関税撤廃されることとなった⁵。同協定では合同委員会を設置することを規定しているが、2021年1月にウェブ会議方式で開催された同委員会の第6回会合でも日印双方の関係者が今後の同協定の運用や実施について協議し、両国間の経済関係に関する意見交換も実施した。

JETROが2021年2月に発表した「輸出に関するFTAアンケート調査結果概要」によると、日・インド貿易に携わっている企業のうち、インドへ輸出を行っている企業の38.5%が当該FTAを活用しており、8.6%が当該FTAの利用を検討している。

同協定で規定されている主要分野は以下の通りである⁶。

(1) 市場アクセス改善

日本側の市場アクセスについては、鉱工業品におけるほぼ全ての品目の関税を即時撤廃。ドリアン・アスパラガスなどの農産品、製材などの林産品、えびなどの水産品の関税を即時撤廃した。なお、マグロなど一部の水産品や米・小麦など穀物の一部、酪農品などがセンシティブ・トラック品目（関税の議論をする際に特段の配慮を要する品目）に分類されている。

インド側の市場アクセスについては、鉱工業分野における鉄鋼製品や電気電子製品、一般機械などの一部品目を発効後5～10年間で関税撤廃、農林水産品においては、桃、いちご、柿などの関税を今後10年間で撤廃するとした。ただし、乗用車、エアバッグなどの一部の自動車部品、エアコンや全自動洗濯機など一部の一般機械、繊維・衣類、化学品などがセンシティブ・トラック品目に分類されているため、注意が必要である。

(2) 物品一般ルール

内国民待遇の供与、関税の撤廃または引き下げなどを義務付け、二国間セーフガード措置の適用のための規則を規定する。

(3) 原産地規則

迂回貿易防止の観点から、一般規則として、関税番号変更基準と付加価値基準の双方を満たす必要を定めた厳格なルールを採用した⁷。また本協定に基づく関税上の特惠待遇を付与するために必要な原産地証明に係る証明方法として、日本商工会議所を証明書発給機関とする第三者証明を採用している。

⁵ 経済産業省「2019年版不公正貿易報告書」（2019年6月）

⁶ 外務省「日本・インド包括的経済連携協定の概要」（2011年8月）を参照、一部引用した。

⁷ 原産地規則を証明するためには、(1)完全生産品、(2)非原材料を用いて生産される産品、(3)原産材料のみから生産される産品のいずれかに該当する原産品を示す必要がある。(2)に該当する場合は、①関税番号変更基準（CTC: Change in Tariff Classification）、②付加価値基準（VA: Value Added）、③加工工程基準（SP: Specific Process）が設けられる（詳細は経済産業省「原産地規則解説」を参照）。当該FTAにおいては①及び②の双方を満たすことが求められる。

(4) 税関手続

税関手続の透明性を確保するとともに、税関手続の簡素化と調和を通じた貿易の円滑化及び効果的な取締りの確保のため、協力・情報交換を推進する。

(5) サービスの貿易

基本電気通信の外資規制改善、シングルブランド及びシングルブランドのフランチャイズの参入自由化、邦銀による支店設置申請に対して好意的配慮を払う旨を約束した。また、市場アクセス義務及び内国民待遇義務に適合しない規制のリスト化に向けて努力することについて合意した。近年の FDI ポリシーの緩和により、シングルブランド小売業は 100%まで外資の出資が可能となっている。

(6) 自然人の移動

入国及び一時的な滞在に必要な手続などの透明性及び円滑化・迅速化を確保し、インド人看護師・介護福祉士の将来における受入れについて継続して協議する。社会保障協定については、3年以内の交渉などの完了を目的として、事前協議及び締結交渉を実施予定としていたが、2016年10月1日に「日・インド社会保障協定」が発効し、駐在員の社会保障費の二重払いや、インドでの加入期間が短いために年金を受け取れないといった問題が解消された。

(7) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置 (SPS)

情報交換、相互承認の取り決めに至る段階的アプローチなどの協議メカニズムを設置する。後発医薬品の承認審査に関しては、他方の締約国からの申請に対し、国内法令の要件を満たしている場合、内国民待遇を与え、合理的な期間内に手続を完了することを規定する。

(8) 政府調達

自国の法令に従い、透明性の確保と情報交換を図るとともに、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、自国の法令に従って非締約国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを規定する。

(9) 投資

投資家及び投資財産に対する投資財産設立前及び後の内国民待遇、投資設立後の最恵国待遇、特定措置の履行要求（パフォーマンス要求）の禁止などを定め、投資活動の更なる自由化を推進する。また、投資家対国の紛争解決手続、収用などに係る公正な補償、資金の移転などを定め、投資家及び投資財産を保護する。

(10) 知的財産

コンピュータ・プログラムを含む発明の特許可能性、広く認識されている商標の更なる保護、商標出願の早期審査などを規定し、知的財産の効果的かつ無差別的な保護を確保する。2013年、インドが国際商標登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟したことで、日本企業はインドにおける商標登録を廉価かつ簡便に行えるようになった。

(11) 競争

反競争的な行為に関し、両国の競争当局が適切な措置をとること及び規制分野で協力を行うことを規定する。また、競争法の適用に関する国籍による無差別の原則、手続の公正な実施、及び実施に係る透明性の促進などを規定する。

(12) ビジネス環境の整備

ビジネス環境の整備に関する小委員会が、両国の協議グループからの情報をもとに、両国政府関係当局に報告・勧告を行える仕組みを規定する。当委員会には、地方政府代表者及び民間部門を含むその他の関係団体の有識者などを招請可能である。2012年10月に東京で第1回会合が開催され、日本側からは税制、金融規制、物流、インフラ、土地収用、強制規格などのビジネス環境の改善が申し入れられ、他方インド側からはインド産エビの輸入に際しての検査や水産物の貿易手続き、ジェネリック医薬品、IT技術者の就労ビザに関する改善の要望があった。

(13) 協力

両国の貿易・投資の自由化・円滑化及び関係強化のために、以下の12の視点から相互の利益に資する協力を行う。

図表 5-6 日インド包括経済連携協定における協力分野

1	環境	7	観光
2	貿易及び投資の促進	8	繊維
3	公共基盤	9	中小企業
4	情報通信技術	10	保険
5	科学技術	11	娯楽及び情報
6	エネルギー	12	冶金

（出所）外務省「日本・インド包括的経済連携協定の概要」（2011年8月）より作成

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 管轄官庁

(1) インド準備銀行 (RBI)

中央銀行であるインド準備銀行 (Reserve Bank of India : RBI) は、対外直接投資 (FDI) のうち自動認可ルートの投資案件の窓口であり、自動認可ルートの FDI は RBI への事後の届出のみを必要とする。また、現地法人や支店など、拠点設立における許認可権限を持つ。更に、国の金融政策を管轄する政府機関として、外為管理規則をはじめとする外国投資関連の規則の制定・発表を行う。

(2) 商工業省 産業貿易促進局 (DPIIT)

インドにおいて、FDI 規則を管轄するのが、商工業省内局の産業国内取引促進局 (Department for Promotion of Industry and Internal Trade : DPIIT) である。同局は産業別の FDI 規制である「統合 FDI ポリシー」 (Consolidated FDI Policy Circular of 2020) を発表している (2022 年 6 月時点、2020 年版が最新)。最新の統合 FDI ポリシーが公表される前の FDI ポリシーの変更については、随時プレスノート (Press Note) として公表される。

2014 年 10 月、同局内に日本企業のインド投資支援チームとして、ジャパン・プラス (Japan Plus) が設置され、日本人向けのウェブサイトも備わっている。2022 年 7 月時点で日本からの派遣職員を含むスタッフが、日本企業のインド投資へのサポートを行っている。主に、インドでの事業パートナーの紹介、販売先の紹介、関係する役所 (中央・地方レベル) への紹介、インドへの投資に関心をもつ日本の中小企業や起業家への総合的なサポート、国営企業とのミーティングの設定などでサポートを実施している。ジャパン・プラスはモディ首相の肝いりで設立されたインドの政府機関である。インド商工省内の一部門として設立された専門組織であり、申請受理後の手続きの進捗状況の確認などのフォローも可能である。後に、ロシアプラス、台湾プラス、韓国プラス、UAE プラスなどが設立されているが、これらは、商工省傘下の非営利組織として設立されたインベスト・インディア (次項) に所属するカントリーデスクであり、ジャパン・プラスとは組織形態が異なる。

(3) インベスト・インディア

インベスト・インディア (Invest India) は、DPIIT、各州政府、商工組合連合会 (Federation of Indian Chambers of Commerce & Industry) によって設立された省庁横断的な組織で、産業別・州別の専門スタッフが外国企業・機関の投資相談や投資手続きに係る窓口紹介などを行っており、日本語のホームページも開設している。また後述の「メイク・イン・インディア」プログラムにおける投資相談窓口でもある。

また、中央政府のみならず、州政府にも投資誘致機関が存在するケースがある。代表的な州の投資誘致機関については、付録 4 「インド国内の相談窓口」を参照のこと。

2. メーク・イン・インド

モディ首相は2014年9月、「メーク・イン・インド」(Make in India)と称される一連の製造業振興プログラムを公式に発表した。インドのこれまでの経済発展は、IT分野やビジネス・プロセス・アウトソーシング(Business Process Outsourcing : BPO)などのサービス産業が牽引してきた。このため、製造業の成長率は相対的に低く、総付加価値の16%を占めるに過ぎない(2014年当初)。このような中、政府は同プログラムを通じてGDPに占める製造業のシェアを2025年までに25%まで引き上げることを目標としている。インド政府はこの方針のもと、国内製造業保護と高付加価値の部品の国産化を推進する。対外的には、特定製品への基本関税引き上げ、輸入規制を行う。一方、インド国内に進出する外資企業に向けては、多くの分野を開放、投資を積極的に誘致する。特に、重点産業として指定された自動車、化学、繊維など25分野の重点産業(図表6-1)においては、国内投資のみならずFDIの積極的な呼び込みが図られている。

図表 6-1 メーク・イン・インドの重点 25 産業

No.	産業	No.	産業
1	自動車	14	鉱業
2	自動車部品	15	石油・ガス
3	航空	16	医薬品
4	バイオテクノロジー	17	港湾・海運
5	化学	18	鉄道
6	建設	19	再生可能エネルギー
7	防衛	20	道路・高速道路
8	電子機器	21	宇宙
9	電子システム	22	繊維・衣料
10	食品加工	23	火力発電
11	IT・BPO	24	観光
12	皮革	25	健康
13	メディア・エンターテインメント		

(注) ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略

(出所) Make in India ウェブサイトをもとに作成

また、インド政府は、2020年4月に国内生産を促す生産連動型優遇策(Product Linked Incentive : PLI)の導入を発表した。PLIスキームは、インド国内で製造された製品の売上高の増加分を補助金として企業へ支払うという政策であり、同政策を通して外国企業によるインドでの拠点設立、既存拠点の拡大を促し、雇用機会を創出するほか、インドの海外輸入への依存を減らすことを目的とした政策である。PLI導入当初は、携帯電話や電子機器・電子部品の分野に焦点を当てた形で始動していたが、その後、国内外で需要拡大が見込まれる化学電池や太陽光発電モジュールといった分野、インド経済への貢献度が高い自動車や医薬品、繊維製品などの分野、農家の収入増加につながる食品といった分野が加えられていった。PLIは分野ごとに異なる省庁が管轄し、各省庁が実施している。そのため、分野ごとにPLI適用を受けるための条件が異なる。2022年6月時点で対象となっている分野は図表6-2に示す通りである。

これらの様々な分野で日本企業 24 社が申請しており、例えば、白物家電の分野では、ダイキン工業、日立と米ジョンソンコントロールズの合弁、日本電産、パナソニックの日系 4 社が同インセンティブの承認を受け、投資を拡大している。

図表 6-2 PLI が適用される 13 分野と品目

分野	品目・項目
自動車部品 (Auto Components)	自動車部品
自動車 (Automobile)	自動車
航空 (Aviation)	ドローン及びドローン部品
化学 (Chemicals)	高度な化学電池
電子製品 (Electronic System)	(1) 携帯電話 (2) 特定電子部品 (3) ノート PC (4) サーバー (5) タブレット (6) オールインワン PC
食品加工 (Food Processing)	(1) Ready to Eat・Ready to cook 食品 (2) 水産加工品 (3) 青果・野菜 (4) モッツァレラチーズ
医療機器 (Medical Devices)	医療機器製品
特殊鋼 (Metals & Mining)	(1) めっき鋼 (2) 高張力鋼 (3) 鉄道レール (4) 合金鋼 (5) 電磁鋼
医薬品 (Pharmaceuticals)	カテゴリー1： (1) バイオ医薬品 (2) 複合ジェネリック医薬品 (3) 特許取得済み医薬品 (4) 細胞・遺伝子治療製品 (5) 希少疾病用医薬品 (6) 特殊カプセル (7) 賦形剤 (ふけいざい) カテゴリー2： 医薬品有効成分・重要な出発原料・薬剤中間体 カテゴリー3： (1) 既存薬の別の疾患への適用 (2) 免疫関連・がん・糖尿病・感染症・心臓血管・精神疾患などの医薬品 (3) 体外診断用医療機器 (4) 植物性医薬品 (5) その他インドで生産されていない医薬品 (6) その他承認された医薬品
再生可能エネルギー (Renewable Energy)	高効率太陽光発電設備
通信・ネットワーク (Telecom)	(1) コア伝送装備 (2) 4G・5G・次世代無線アクセスネットワーク・無線機器 (3) アクセス&カスタマー構内設備・IoT アクセス端末・その他無線機器 (4) 企業向け機器 (スイッチ・ルーター)
繊維・衣類 (Textiles & Apparel)	人工・産業用繊維製品
白物家電 (White Goods)	エアコン・LED

(出所) Invest India ウェブサイトをもとに作成

並行して、行政手続きの電子化や ICT インフラ整備を行う「デジタル・インド」(Digital India)、人材開発プログラムの「スキル・インド」(Skill India) も進められ、製造業の振興に向けて包括的な体制が構築されている。ただし、GDP に占める製造業のシェアは、2021 年 3 月時点で 15% であり、政府の掲げる 25% の目標には達していない。

他方で、インド政府は、海外からの投資誘致を目的に、世界銀行が実施している世界各国の事業環境評価である「Ease of Doing Business」におけるインドのランキング向上をめざし、多方面にわたるビジネス環境の改善に向けた施策を打ち出している(図表 6-3 参照)。その結果、ビジネスのしやすさランキングにて、インドは 190 カ国中 142 位(2014 年)だったのが、直近の「Ease of Doing Business Ranking 2020」では 63 位にランクアップしており、大幅な改善がみられる。

図表 6-3 メーク・イン・インドの事業環境改善の諸施策

カテゴリ —*	制度改革内容
事業の 開始	会社設立時に必要な PAN コード(納税者番号)、TAN コード(税控除番号)、DIN コード(取締役識別番号)の申請フォームが単一フォームに統合
	資本金 15,000 ルピーまでの会社設立手数料を撤廃
	登記手続の簡素化
	従業員年金・保険手続のオンライン化
	ムンバイとデリー都市圏においては、店舗・施設法に基づく登録前検査が不要
	共通社印使用義務の撤廃
建設許可 の取得	デリー、ムンバイ都市圏における建設許可の高速承認システム導入
	デリーにおける統一的な建設条例の施行: 30 日以内の建設許可発行
	建設許可の取得期間について、ムンバイでは 128.5 日から 98 日、デリーでは 157.5 日から 113.5 日に短縮。また手続きにかかる件数も縮小
	建設許可取得にかかる費用は一人当たり所得の 23.2% から 5.4% に減少
越境貿易	中央税関によるシングルウィンドウプロジェクト: 税関における手続のオンライン化、一元化
	必要書類の簡素化: 船荷証券、パッキングリスト付インボイス、輸入申告書 工場でのコンテナの電子セルフシーリングにより、輸出企業の時間とコストが削減
	コンピュータ化されたリスク管理システムにより、透明性が向上し、税関検査の頻度が大幅に減少
	中央税関は、事前入国申告を行うための機能を提供
契約の 履行	高等裁判所における商事部、商事控訴部の設立
	NJDG: 判例検索システムの整備
	デリーとムンバイでは、地方裁判所の新しいケースが自動システムによりランダムに裁判官に割り当てられる。また電子申告を導入
	弁護士への通知、裁判所命令や判決の閲覧、ケースの状況追跡などの機能を備えた管理ツールを開発
信用の 供与	証券化可能な資産の幅を拡大
	統一された電子レジストリで、債務者名による検索が可能
	所有権に、無形資産だけでなく固定資産も含まれるように定義を拡大

カテゴリー*	制度改革内容
電力へのアクセス	デリー、ムンバイにおける配電会社による電力供給：15日以内の電力供給と必要書類の簡素化
	デリーでは、サービスラインと開発費の上限を339.84ドルに設定
不動産登記	固定資産税と登記データの電子化による紐付け
	デリーとムンバイでは、土地紛争の件数に関する統計がオンラインで取得可能
破綻処理	倒産・破産法の施行（2016年）
	中規模企業向けの手続きでは、倒産に関する手続きは90日以内に完了し、さらに最大45日猶予期間が設けられている
租税の支払	中規模企業の法人税を30%から25%に引き下げ
	従業員保険に関する申告の電子化
	e-Verification：所得税当局への書類申請の電子化
	物品サービス税申告の頻度が減少

（注） 「カテゴリー」は世界銀行グループ「Ease of Doing Business」の指標のカテゴリーに準拠
 （出所） Make in India ウェブサイトをもとに作成

なお、インドは投資における内外無差別を原則とする国であることにも留意が必要と思われる。メーク・イン・インディアプログラムにおいても、外国投資の受入れは眼目の一つであるが、外国投資家を内国投資家よりも優遇することは含意されていない。外国企業は、同プログラムの重点産業への投資によって内国企業との熾烈な競争に巻き込まれる可能性が高いことを認識しなければならない。

3. 自立したインド政策

モディ首相は、2020年5月に新型コロナウイルスの影響で低迷する国内経済を回復させるため、総額20兆ルピー（約28兆2,300億円）に上る経済対策を発表した。これにより、財政的な支援に加えて規制緩和も実施し、インフラ整備の拡充や国内産業への投資の呼び込みを目指す。新型コロナウイルスを変革の機会と捉え、大型の支援策を通じて揺らいだ経済の足場を再構築するのが狙いである。この経済政策は、今後インド経済が向かうべき方向性として「自立したインド（Atmanirbhar Bharat / Self-reliant India）」という新たなスローガンのもと、グローバルサプライチェーンに参画し、輸入に頼らない産業構造に転換し、世界から自立することを目指している。

従来からインド製品を世界市場において競争力あるものまで高める必要性は認識されており、国民の多くが先行きの見えない不安を抱える中、モディ政権は改めてインドの進むべき方向性を国民に示したと言える。この「自立したインド」政策パッケージには、様々なセクターを支援するための施策が盛り込まれ、発表当初のロックダウン中に打ち出した経済対策では中小零細事業者向け資金繰り支援や出稼ぎ労働者や農民を含む貧困層向け生活支援、金融機関への流動性供給が中心だったが（図表6-4）、その後、消費・投資誘致策や公共投資促進の比重が高まった。

図表 6-4 20兆ルピーの経済対策

主な内容	金額（億ルピー）
貧困層への食料提供	19,280.0
インド準備銀行による量的緩和	80,160.3
中小企業への融資、配電会社への資金注入	59,455.0
出稼ぎ労働者や農家などへの住宅購入補助や農家の資金調達支援	31,000.0
農業インフラ拡充、小規模食品会社の事業強化	15,000.0
石炭、鉱業、防衛、原子力など8分野の構造改革、及び全国農村雇用保障プログラム、教育や医療のデジタル化、ビジネス環境の改善	4,810.0
合計	209,705.3

（出所）インド政府発表資料をもとに作成

また、同パッケージに農業部門および石炭鉱業、防衛、民間航空、電力、社会インフラ、宇宙、原子力エネルギーの8部門の構造改革を盛り込んだ。例えば、電力部門では、供給、配電の円滑化や民営化などを進めている。これにより、産業向け電力料金が下がる見込みである。石炭鉱業部門の参入基準も緩和され、開放が進む。インドのガス化促進のため、石炭ガス化・液化事業に、共有収益の払い戻しによるインセンティブが提供される。鉱物部門でも、シームレスな複合探査・採掘・生産体制が導入される。太陽光発電分野でのインセンティブ供与や、原子力分野の研究・技術開発における民間開放など、エネルギー分野全体で包括的な改革が実施されようとしている。また防衛分野では、自動ルートで認められる防衛製造業の外国投資出資上限を49%から74%に引き上げる。航空分野では、現在6割しか自由な利用が認められていない空域の制限を緩和し、民間航空の効率化を図る。インド空港局は、12の空港の運営・維持管理を官民パートナーシップ（PPP）で進める方針で、これにより、民間の追加投資が約1,820億円に及ぶことが期待されている。航空機のMRO（メンテナンス・リペア・オペレーション）エコシステムの整備にも注力する。そして、太陽電池や先進的な電力貯蔵用蓄電池などの製造が、新たな重点分野となる。この分野でのインセンティブも設けられる予定である。以上のように、これまで手がつけられていなかった分野の市場開放や規制緩和が進められている。

モディ首相は2014年の政権発足以来、製造業振興策「メイク・イン・インド」を経済政策の柱としてきた。メイク・イン・インドはビジネス環境を改善することによって国内外の投資を呼び込み、産業競争力の強化を図る取組みである。かたや、「自立したインド」はインドがグローバルサプライチェーンにおける輸出ハブとなることを目指したものであり、メイク・イン・インドとの親和性が高い政策であると言える。

第7章 主要関連法規

1. 会社など設立・運営に関する法律⁸

(1) 2013 年会社法

会社の設立、運営、組織変更、閉鎖などについて定める法令である。1956年に制定された旧会社法が、2013年に約60年ぶりに改正された。その後複数回にわたり、改正法及び通達による改正がなされている。重要な改正点は、居住取締役、独立取締役、女性取締役に関する規定の追加、重要な管理職の導入、一人会社の導入、CSR（企業の社会的責任）義務化、監査人のローテーション、簡易な合併手続きの導入などである。その後、2018年1月3日にインド議会で可決された2017年会社（改正）法では、定期的に施行されている2013年新会社法への一部改正が行われている。これに加えて、2019年7月31日に議会で可決された2019年会社（改正）法、2020年9月28日に可決された2020年会社（改正）法でも、いくつかの改正が行われ、随時通達されている。

企業省は2021年3月24日付の通知で、2013年会社法をさらに改正し、2021年4月1日から有効とした。COVID-19により、コンプライアンスを緩和するために複数の通達が出されている。

(2) 有限責任事業組合契約に関する法律

2011年に外国企業が有限責任事業組合（LLP）でインドに進出することが条件付きで認められた。LLP形式での進出には、配当支払税（DDT）が課されないという税制上のメリットがある。

(3) 外国為替管理法

1999年に制定された、外国投資を含む外国為替取引の規制について定める法令である。インド準備銀行は、本法律に基づいて為替管理を実施している。

2. 労務に関する法律⁹

(1) 店舗施設法

店舗または施設に従事する労働者に関する労働条件などを定めた法律である。州法であるため、その規定内容は州により異なる。

(2) 産業紛争法

1948年に制定された、「ワークマン」（「第19章 労働事情」参照）の労働条件、紛争解決について規定する法令である。

⁸ 詳細については第11章を参照。

⁹ 詳細については第19章を参照。

(3) 工場法

1948年に制定された、工場における労働者の労働条件、安全衛生管理などについて規定する法律である。

(4) 賃金法

一定の基準の労働者に関する最低賃金、賃金の支払方法などについて定める法令である。

3. 税制に関する法律¹⁰

(1) 所得税法

1961年に制定された法人及び個人の所得税に関する法律である。

(2) 物品サービス税法

インド国内の物品やサービスの提供に対して課される税を規定する法律である。税率は、物品またはサービス類型に応じて異なる。

(3) 関税法・関税率法

1975年に制定された関税法は、改正を経て、基本関税、社会福祉課徴金、統合物品サービス税、GST 補償税、追加（相殺）関税、特別追加関税について規定する。関税の分類は、1988年より HS 分類に準拠している。

4. 知財・情報に関する法律

(1) 情報技術法

2000年に制定された電子商取引を規制するための法律で、デジタル署名の認証や認証機関の規制を規定する。2006年には、データ保護及びプライバシー保護の観点から、個人情報扱う機関に対し、セキュリティ対策を義務づける規定を盛り込んだ改定がなされた。

(2) 特許法・商標法・意匠法

知的財産権の保護に関する法律である。特許法は2005年に制定されており、保護の対象は、「進歩性を含み、産業上利用可能な新しい製品またはプロセス」と定められている。商標法は1999年、意匠法は2000年に制定され、保護対象は物品に応用された形状、配置、模様、装飾、または線や色彩の組み合わせである。

¹⁰ 税制の詳細については、第12章を参照。

各法とも商工省産業政策・産業振興局のインド特許意匠商標総局特許庁が所轄官庁である（詳細は「第 14 章 知的財産権」参照）。

5. コンプライアンスに関する法律

(1) 競争法

2009 年に制定された競争法では、反競争的協定の禁止、支配的地位の濫用の禁止、企業結合規制及び違反時の執行手続などが規定されている。2011 年にはリニエンス（事前申告による課徴金減免）制度も導入された。

(2) 汚職防止法

贈収賄に関する禁止行為を規定する法律である。2018 年に、贈賄行為も正面から犯罪行為として規定する改正法が成立、施行された。

6. 紛争解決に関する法律

(1) 民事訴訟法

インドの民事訴訟手続について定める法律である。

(2) 商事裁判所法

2015 年に制定された、高等裁判所などにおける商事裁判所または商事部設置及びその手続に関する法律である。訴額が一定金額を超える商事裁判については、商事裁判所または商事裁判部における迅速な審理が受けられることが規定された。2018 年には、調停前置制度の導入を含む改正がなされた。

(3) 仲裁調停法

1996 年に制定された仲裁調停法が 2015 年に改正され、仲裁人の公平性の確保、仲裁手続の迅速化などに関する規定が置かれた。

(4) 破産倒産法

2016 年にインドで初めてとなる包括的な破産倒産法が施行された。同法は会社清算についても規定している。

ひとくちメモ 3： 破産倒産法を活用した地場企業の買収

2016年末に導入された破産倒産法によって、取引先に対する債権額が10万ルピー以上ある企業は、この問題企業の倒産申し立てをすることができるようになった。この法律によって、日本製鉄と欧州アルセロール・ミタルとの共同でインドの鉄鋼メーカー、エッサール・スチールの再建計画を進めることが可能となった。

インドの鉄鋼メーカー、エッサール・スチールは5,000億ルピー以上の負債が不良債権化していた。2017年に破産倒産法の適用を受けて再建手続きが始まり、日本製鉄と欧州アルセロール・ミタルによる再建計画は2018年10月に金融機関を中心とする債権者委員会の承認を取得し、2019年3月には会社法審判所(National Company Law Tribunal: NCLT)の承認を得た。しかしながら、事業債権者が異議を申し立てていた。それが、2019年11月にインドの最高裁判所から共同買収の最終決定が下り、同年12月にエッサール・スチールの共同買収が完了した。

アルセロール・ミタル会長兼CEOは、今回の共同買収におけるコメントの中で、破産倒産法に関して、「今回の取引はまた、インドが倒産破産法から受ける恩恵、すなわち倒産破産法がインド経済全体に広くプラス影響を及ぼす真に前向きな改革であることも表しています。」と言及している。また、これまで複数の法令が絡む企業の倒産・清算手続きを一体的に扱えるようにした点について、モディ政権は高く評価されている。

2020年にインド政府は、破産倒産法に基づく申し出ができる債権の基準を10万ルピーから1,000万ルピーに引き上げた。背景として、コロナ禍による不況から企業を守りたいという政府の意向があり、この法改正でかなりの数の企業が守られた(破産手続きが行われなかった)と言われる一方、基準額引上げにより債権者側としては制度の使い勝手がやや悪くなった。

なお、インドには、DRT(債権回収審判所)という不良債権処理と債権回収を担う機関があり、100万ルピー以上の債権を簡易・迅速に処理し、財産を差し押さえることができるが、2022年現在の現地からの情報によると、現状件数が多すぎて処理しきれないようである。

第8章 投資形態

1. 代表的な進出形態

インド進出にあたっては、主に、現地法人、駐在員事務所 (Liaison Office)、支店 (Branch Office)、プロジェクト・オフィス (Project Office)、有限責任事業組合 (Limited Liability Partnership) の5形態がある。

2. 進出形態の概要

(1) 現地法人

現地法人の設立形式は図表 8-1 の通り、構成員の責任範囲によって3つに分けられる。多くの日系企業は株式払額を限度とする株式有限会社の形態をとる。

図表 8-1 現地法人の設立形態

会社の形態	条件等
株式有限会社 (company limited by shares)	株主が有する株式の引受価額を限度とする責任を負う会社形態
保証有限会社 (company limited by guarantee)	株主の責任が基本定款にあらかじめ定めた金額に限定される会社形態
無限責任会社 (unlimited company)	会社債権者に対して会社とともに無限連帯責任を負う会社形態

株式有限会社は、図表 8-2 の通り、公開会社と非公開会社に分類される。

日系企業が進出するにあたっては、コンプライアンス面で遵守義務などが少なくなるため、非公開会社とする場合が多い。非公開会社を選択する場合には、基本定款において、株式譲渡制限、株主数は原則2名以上200名までであることを規定する必要がある。

図表 8-2 株式有限会社の設立形態

会社の形態	条件等
公開会社	払込資本金が50万ルピー以上である非公開会社でない会社
非公開会社	株主数2名以上200名まで、株式・社債の公募禁止

(2) 駐在員事務所 (Liaison Office)

ビジネス・投資環境の調査や、本社のインドにおける連絡拠点設置の目的で選択されることが多い形態である。営業活動や売買活動を直接的・間接的に行うことを禁止されている。

駐在員事務所は、一般的に海外の本社とインドの潜在的な顧客との間の連絡拠点としてインド市場の情報を集め、本社の製品やサービスを説明する役割のみを担う。全ての経費は本国からの銀行経由の送金により賄う必要があり、インド国内での借入れはできない。

設立には、インド準備銀行（RBI）による事前認可が必要である。認可にあたっては、本国本社が、直近の3会計年度において黒字で、純資産額が5万米ドル相当以上であることなどが条件となっている。承認期間は通常3年間で、3年毎の更新が必要である。

(3) 支店 (Branch Office)

本国本社を代理して貿易、または各種サービス（コンサルティングサービス、技術支援など）の提供などの商取引を目的とする場合に選択されることが多い形態である。一定の営利活動は認められているが、インド国内での製造・加工活動は禁止されている。全ての経費は本国からの銀行経由の送金及び現地獲得利益で賄う必要があり、インドでの借入れはできない。支店は製造ができないこと及び借入ができないことを除き、ほぼ現地法人形態と同様の業務を行えるが、親会社の活動（商品の輸出入、専門的・コンサルティングサービスの提供、調査活動など）の範囲内の業務に限定される。

設立には、駐在員事務所の設立と同様にインド準備銀行（RBI）による事前認可が必要である。認可にあたっては、本国本社が、直近の5会計年度において黒字であり、純資産額が10万米ドル相当以上であることなどが条件となっている。

(4) プロジェクト・オフィス (Project Office)

大規模な建設事業などのプロジェクト実施を目的に設立される形態である。その活動はプロジェクトの遂行業務に限定され、プロジェクト終了後は撤退することが前提となっている。経費は、インド準備銀行（RBI）の許可を得た本国からの送金やプロジェクトの対価などで賄うこととされている。

設立にあたっては、一定の条件のもとインド準備銀行（RBI）の事前承認は不要となっている。

(5) 有限責任事業組合 (Limited Liability Partnership : LLP)

出資者が出資額までしか責任を負わないという有限責任制を有しつつ、パートナーシップ契約に基づき比較的自由に内部を運営することが可能な形態である。

外国直接投資が自動承認ルートで100%認められ、かつ投資にあたり条件付けのない分野については、自動承認ルートで設立可能である。それ以外の分野については、LLPの設立は認められていない。

ひとくちメモ 4： 独資 vs 合併

インド進出にあたり、独資で進出するのが良いのか、合併会社を設立して進出するか、どちらが良いのだろうか。インド進出済み企業に聞いてみると、当然ながら意見は割れた。ただし、傾向としては、既に販路の目星がついている場合や、特定の取引先との取引に限られるケースでは、意思決定が簡単であること、合併相手との確執がないことで独資が選好されやすいようだ。一方、インド国内マーケットで製品を販売する場合は、相手側の商流を利用することができる合併の方が好まれるようだ。また、トラブル発生の場合など、インド流の解決が可能なこと、撤退の際に持分を売却する先があることなども合併が選好される要因のようだ。合併の問題点としては、タフなインド側を相手に事業の方向性などを議論するのに骨が折れる、合併契約を作成するにあたり、解消の条件などを細かく盛り込んでおかなければ後で面倒なことになるなどが指摘された。

第9章 主要投資インセンティブ

インドでは、輸出促進、外貨獲得及び雇用創出を振興するため、様々なインセンティブを設けている。主には、経済特別区への優遇措置、輸出型企業に対する優遇措置、そして特定分野やスタートアップ企業に対する優遇措置である。いずれも、国家予算案発表などによる変更が多いため、活用にあたっては最新情報を確認する必要がある。

1. 経済特別区（SEZ）

(1) 概要

経済特別区（Special Economic Zones : SEZ）は、輸出・雇用振興を目的とした「みなし外国地域（貿易活動や関税などに関して外国領域と同様とみなされる、国内に特別に設置された免税地区）」のことである。ここに立地する入居企業は、一定の条件のもとで各種の税制上の恩典を受けることができる。

こうした連邦ベースの SEZ 施策のほか、各々の州において、州内の工業団地に進出する企業に対し州独自の優遇措置を与えているケースもある。優遇措置の内容は州ごとに、また州との交渉により進出する企業ごとに異なる（日系企業の集積が進む工業団地は「第5章 日インド経済関係」を、各州の工業団地一覧は「地域編」を参照）。

(2) 優遇内容

法人税をはじめとする税の優遇が受けられる。詳細は図表 9-1 の通りである。

図表 9-1 SEZ 入居企業における租税優遇措置

項目	入居企業への恩典
法人税	製造活動または役務提供開始から最初の5年間は100%免税、続く5年間は50%免税。収益を再投資することを条件に、さらに5年間の50%免税。ただし、最低代替税は適用される。なお、製造活動を2020年4月1日以降に開始する企業に対しては免税措置の適用なし。
最低代替税（MAT）	適用（法人税に代わり、約20%のMATを支払う必要がある）
関税	インド国外から調達する商品にかかる100%免税 SEZから海外へ輸出する商品にかかる100%免税 （※なお、SEZ内企業からインド国内企業への販売は輸出と見なされ、関税及びGSTの課税対象となる）
GST（物品・サービス税）	SEZ企業が認可されたオペレーションの目的で、国内一般関税地域（DTA）から物品及びサービスを調達する、または海外から輸入をする場合には、GST課税対象外となる。 また、SEZ企業による他のSEZ企業や国外の顧客への販売についても、GST課税対象外となる。ただし、SEZ企業からDTAへの販売に対しては、通関時にGSTが課せられる。

項目	入居企業への恩典
物品税	原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールに対しては 100%免税。(GST 導入後、上記以外の物品に課される物品税が GST に包含された)
中央販売税	州外から調達される原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールの調達に関しては 100%免税。(GST 導入後、上記以外の物品に課される中央販売税が GST に包含された)
VAT (付加価値税)	州外から調達される原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールの調達に関しては 100%免税。(GST 導入後、上記以外の物品に課される VAT が GST に包含された)

(3) 入居申請

SEZ への入居申請には、自動承認の場合には申請書を SEZ 開発長官 (Development Commissioner, DC) へ提出すると、通常 15 日以内に決定がなされる。個別認可の場合には中央政府の商工省商業局承認委員会 (Board of Approval : BOA) 及び産業政策推進局 (Department of Industrial Policy and Promotion) に回付され、45 日以内に決定がなされる。

2. 輸出型企業に対する優遇措置

(1) 概要

インド国内で製造した製品全てをインド国外に輸出する場合には、原則として輸出指向型企業 (Export Oriented Unit : EOU) の認定を受けることで、その保有工場を保税工場扱いとすることが可能となる。

なお、IT 機器 (電子ハードウェア及びコンピューターソフトウェア) の輸出を加速的に促進させるため、インド政府は電子ハードウェア技術パーク (Electronics Hardware Thecnology Park : EHTP) 及びソフトウェア・テクノロジー・パーク (Software Technology Park : STP) を導入した。EHTP は、電子ハードウェアの製造及び輸出企業を補助するためのスキームであり、STP はコミュニケーションリンクや物理データを利用した専門サービスの輸出を含むコンピュータウェアの輸出促進のための 100%輸出特化型スキームである。EHTP や STP といった IT 機器に特化した輸出企業への優遇措置の他、バイオ・テクノロジー・パーク (Biotechnology Park : BTP) といったバイオ技術に特化した輸出企業への優遇措置もある。これらのスキームが適用された企業に対しても、以下に示す EOU と同じ優遇措置が適用される。

(2) 優遇内容

EOU としての認定を受けることで、製造に必要な原材料・部品の輸入関税、製造に関する統合 GST (Integrated Goods and Service Tax) などが一切免除される。

(3) 留意事項

EOU 認定を受けた場合のインド国内向け販売は、所定の輸入関税などを支払えば、輸出総額（FOB 価格）の 50%を上限として認められる（宝石・宝飾品については 10%が上限）。なお、自動車、アルコール飲料、書籍、紅茶葉、紙製品などについては、国内一般関税地域（DTA）向け販売は認められていない。

3. その他の主な投資奨励業種

(1) 特定分野に対する生産連動型インセンティブ（Production Linked Incentive）

2020 年から 2021 年にかけて、インド政府は戦略分野において、製造業の国際競争力を高め、輸出の強化・輸入の削減を図る目的の下、インセンティブを設けた（対象の分野は「第 6 章 外資導入政策と管轄官庁」を参照）。具体的には、各企業がそれぞれの分野で定められた一定額の投資と売上増を達成した場合に、5 年程度の期間において、当該売上増加分に一定の比率を掛けたインセンティブを受けることができる仕組みとなっている。管轄省庁が設けた募集期間中に、各企業が投資計画を申請し、予め承認を得る必要がある。

(2) スタートアップ企業に対するインセンティブ

モディ政権は企業の促進、スタートアップ企業の保護を進めている。ただしここで言うスタートアップ企業とは、技術革新、新製品・新サービス開発、雇用や価値の創出をもたらして拡大する高い潜在性のある事業を営む企業であり、日系企業の新規進出自体が必ずしも条件に合うとは限らない点について注意が必要である。

第10章 外資規制業種

外国投資規制は大きく2つに分類される。外国投資自体を禁じる規制、及び出資上限による規制である。インド準備銀行（RBI）が所管する外為管理法（FEMA, 1999）に基づき、商工省産業政策促進局（DIPP）が発表する統合版 FDI ポリシー（Consolidated FDI Policy）に、外国投資規制に該当する業種が定められており、統合版 FDI ポリシーは定期的に（年に1回程度）改訂、また、不定期に緩和措置が発表されている。

インドへの投資を検討するにあたっては、予定する業種が規制対象に該当しないか、該当する場合にはどのような規制の対象となるかを確認する必要がある。

1. 外国投資の禁止業種

2020年の統合版 FDI ポリシーにおいて外国投資が禁止されている業種（ネガティブ・リスト）は図表 10-1 の通りである。このネガティブ・リストに該当しなければ、次項に述べる出資上限規制の範囲内で外国投資が自動認可される。

図表 10-1 ネガティブ・リスト対象業種

No.	業種
1	宝くじ（民間・政府宝くじ、オンライン抽選などを含む）
2	賭博、カジノ（賭博場）を含む
3	チット・ファンド（賭博事業）
4	ニディ会社（互助金融会社）
5	譲渡可能開発権
6	不動産業または農家の建設
7	タバコまたはその代替品から生成された葉巻、チェルート、たばこ、およびシガリロの製造
8	原子力および鉄道事業（認められている業務以外）
9	いかなる形態での外国の技術協力は、宝くじ、賭博において禁止

（出所）2020年版統合 FDI ポリシーより作成

2. 出資規制がある業種

個別に出資規制を設けている主な業種は図表 10-2 の通りである。

なお、一定の外資規制を超えて外資による会社を設立する場合には、第 11 章に示す設立手続きの前に DIPP が設置する外国投資ファシリテーションポータル（Foreign Investment Facilitation Portal : FIFP）に申請し、関連する規制分野を管轄する官庁の審査を受けなければならない。FIFP で公開されているフォームに指定される必要書類を添付して申請する必要がある。

図表 10-2 出資規制がある業種

業種	規制概要
銀行業	民間銀行に対して、外国直接投資は上限 74%。49%以下の出資は自動認可ルートで、49%超の出資は政府認可ルートになる。
その他の金融サービス	次の機関で規制されている金融サービス活動について、FDI は出資比率に応じた最低資本金などの条件の下、自動認可ルートで 100%まで可能。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ インド準備銀行 (RBI) ▪ 証券取引管理局 (Securities and Exchange Board of India : SEBI) ▪ 保険規制開発庁 (Insurance Regulatory Development Authority : IRDA) ▪ 積立基金規制開発庁 (Pension Fund Regulatory and Development Authority : PFRDA) ▪ 全国住宅局 (National Housing Board : NHB) ▪ 政府が認めるその他の金融セクター
信用情報会社 (CIC' s)	CIC への外国投資は、100%自動認可ルートの下で許可。外国投資は、2005 年信用情報会社 (規制) 法および RBI からの規制上の認可を条件として許可されており、2020 年の FDI 政策および NDI 規則に定められたその他の条件にも従う。
保険業	保険規制開発庁 (Insurance Regulatory & Development Authority : IRDA) からのライセンス取得および [1938 年保険法] の遵守を条件に、規定された保険事業では、49%を上限に自動認可ルートで出資が可能。保険ブローカー、再保険ブローカー、保険コンサルタント、法人代理店、第三者管理人、調査員、損害査定員、または IRDA が随時通知するその他の団体を含む、仲介業者または保険仲介業者による外国投資は、自動認可ルートで 100%まで出資が許可されている。
民間航空業	定期便 (定期航空・地方航空サービス) の場合、外資 (外国の航空会社を含む) は、自動認可ルートで 49%を上限に出資が可能。 (49%超の出資は政府の認可により認められる。ただし、民間航空省のガイドラインに従う必要がある。)
空港	空港地上業務の場合、外資は自動認可ルートで 100%まで出資可能。また、テクニカルサポート、研修に関する事業も 100%まで自動認可ルートで出資可能。 空港開発の場合、既存および未開発の空港プロジェクトでは、自動認可ルートで 100%の出資が可能。
通信サービス	固定電話、携帯電話、関連付加サービスなどへの外資出資は 100%まで可能。(ただし、49%以下の出資は自動認可とし、49%超の出資は政府による個別認可取得が条件。)
石油 (精製以外)	石油精製品 (ガソリン、ディーゼル、LPG、ケロシンなど) の販売業、小規模・中規模の石油発掘業、石油パイプライン、天然ガスおよび LNG パイプラインの分野に対して、自動認可ルートで 100%の外資出資が可能。(ただし、いずれの分野でも、業種ごとに別途定められている条件、ガイドラインに従う必要がある。)
石油精製および天然ガス	石油精製については、国営企業への出資は上限 49%を条件に、自動認可ルートで出資が可能。 一方、民間企業へ投資する場合には、100%まで自動認可で認められる。

業種	規制概要
建設開発： タウンシップ、 ハウジング、 インフラ整備建設	建設開発プロジェクト（タウンシップの開発、住宅／商業施設の建設、道路または橋、ホテル、リゾート、病院、教育機関、レクリエーション施設、都市および地域レベルのインフラが含まれる）は、政府のガイドラインに従うことを条件に、自動認可で100%まで出資が可能。建設開発プロジェクトの各フェーズは、個別のプロジェクトとみなされる。
石炭・褐炭	自社の電力プロジェクト、鉄鋼製造ユニットやセメント製造ユニット用の石炭・褐炭採掘の場合、100%まで出資が可能。 洗炭場などの石炭加工事業については、石炭採掘をしないこと、洗炭・整粒状の石炭を市場に売却しないことなどの条件を満たせば、100%まで出資可能。さらに、石炭の販売、関連する処理インフラを含む石炭採掘活動については、自動認可で100%まで出資が可能。
商業	卸売業（中小企業からの調達を含む）およびキャッシュアンドキャリー（C&C）のビジネス形態については、自動認可ルートで100%まで出資が可能。 卸売業では、取引日報の記録、ライセンス・登録の取得義務などの条件のほか、同じグループ内の企業・業者への卸売も認められているが、当該卸売が卸売事業の総取引高の25%を超えてはならないと規定されている。
電子商取引分野	電子商取引分野については、FDI政策の要件を満たす場合、自動認可ルートで100%まで出資が可能。しかし、当該電子取引企業は、企業間取引（B2B）はできるが、消費者向け電子商取引（B2C）はできない。
防衛機器産業	自動承認ルートで74%を上限に出資が可能。なお、当該投資実施により、防衛産業に最新式・先端の技術が導入されていることや、その他に規定される目的を達成することを条件に、政府承認ルートで74%超の投資も可能。
農業、畜産業、 プランテーション セクター	次の農業活動については、一定の条件を満たせば、自動認可ルートで100%出資が可能。ただし、これら以外の農業・栽培分野・活動への直接投資は認められていない。
印刷出版業	ニュース・時事を扱う新聞、定期刊行物の印刷出版業、ニュース・時事を扱う外国雑誌のインド版発行については、一定の条件を満たせば、政府認可ルートで26%を上限に出資が可能。
放送業	ニュース・時事を扱うTVチャンネルのアップリンクング事業については政府認可ルートで49%、それ以外のニュース・時事を扱わないTVチャンネルのアップリンクング事業およびテレビチャンネルのダウンリンクング事業については、自動認可ルートで100%まで出資が可能。
薬品・医薬品	薬品・医薬品については、未開発プロジェクト（Greenfield Project）において自動認可ルートで100%まで出資が可能。開発済みプロジェクト（Brownfield Project）では、74%以下の出資は自動認可ルートで、74%超の出資は条件付き政府認可ルートで、外資が認められる。
鉱業	〔1957年鉱業および鉱物（開発・規制）法（Mines and Minerals（Development and regulation）Act, 1957）〕の規定を条件に、ダイヤモンド、金、銀、貴金鉱石を含む（チタン関係鉱石を除く）各種金属・非金属鉱石の探鉱・採鉱は100%まで自動認可。 しかし、チタン関係鉱石・鉱物の探鉱および鉱石の分離、加工については、〔1957年鉱業および鉱物（開発・規制）法〕の規定およびその他に規定されたルールに従うことを条件に、政府認可により100%まで出資が可能。

業種	規制概要
単一ブランドの小売業	単一ブランドの小売業は 100%まで自動認可ルートで出資が可能。ただし、これら小売業は、特定の条件に適合する必要がある。
総合小売業（複数ブランド小売業）	出資比率 51%を上限に、総合小売業への投資が政府認可で可能。
免税品店	保税地域で営業する免税品店については、1962 年関税法の規定を満たすことを条件に、自動認可ルートで 100%まで出資可能。
電力取引所	Central Electricity Regulatory Commission (Power Market) Regulations, 2010 への登録を条件として、電力取引所については、49%まで自動認可で外資出資可能。
年金業	外資は FDI 政策の条件を満たし、かつインドで年金基金資産運用管理活動の従事に関して、Pension Fund Regulatory and Development Authority への必要な登録を行う場合には、49%を上限に自動認可ルートで可能。
製造	セクターごとのキャップまたは条件などが設定されている場合を除き、自動認可ルートにて 100%まで可能。 また、製造業者は政府認可なしに、電子商取引を含む小売・卸売のいずれの方法でも販売できる。
White Labelled ATM (WLA)	WLA の運用について、最新の監査済み財務諸表において 10 億ルピー以上の純資産を持つ海外の NBFC (Non Banking Financial Company) は、自動認可ルートで 100%まで出資が可能。

(注) キャッシュアンドキャリー：現金問屋。卸売業者の一種で、店舗や倉庫に商品を展示して、小売業者・業務用需要者などの顧客に現金で販売し、商品を持ち帰ってもらう仕組み。通常の卸業者のように、信用供与や配送は行わないが、商品の価格を抑えて販売可能な点が特徴。

(出所) 2020 年統合 FDI ポリシーより作成

第11章 許認可・進出手続き

1. 進出手続き

(1) 現地法人（新法人設立）

現地法人を設立するにあたって多くの企業が選択する非公開（株式有限責任）会社の設立の流れは図表 11-1、設立後の主な手続は図表 11-2 の通りである。

図表 11-1 非公開会社設立の流れ

項目	概要・特記事項
会社名の承認	<p>会社名の申請は、会社登記局（Registry of Company : ROC）に Form No. INC-32（SPICe）を提出して申請を行う必要がある。商号については、ウェブで予約して Reserve Unique Name を申請し、ROC の中央登録局（Central Registration Center : CRC）から予約の承認がなされる。予約は承認後 20 日間有効である。</p> <p>Form No. INC-32（SPICe）に添付して提出すべき書類は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新会社の基本定款、附属定款 ・ 住所の証明書、2 ヶ月以内の公共料金の請求書の写し ・ 署名者及び取締役の宣誓供述書および住所を証明する書類（譲渡証書、賃貸借契約書など）など <p>原則、授權資本金額によって異なる会社登録費用を支払わなければならないが、条件を充たせば登録費用がかからないケースもある。</p>
会社設立証明書の取得及び資本金の受領・株式の発行に関する報告	<p>各会社の設立・存在を法的に証明する「会社設立証明書」（Certificate of Incorporation）を、企業登録局の代理となる CRC より取得する必要がある。会社設立証明書を取得後、銀行口座を開設し、株主より資本金の受領後 30 日以内に、RBI に対して資本金の送金額を事後報告する必要がある。また、資本金受領後には会社法において 60 日以内に株式を発行する必要があり、終了後 30 日以内に同じく RBI に報告する必要がある。</p> <p>なお、事業年度に関しては新会社法が施行され、原則として全ての会社が 3 月末を事業年度として定める必要がある。ただし、インド国外の親会社の決算期に合わせるなど会社法に規定された例外要件に当てはまる場合には、会社法審判所（National Company Law Tribunal : NCLT）の承認を得て 3 月以外を決算月とすることができる。</p>

図表 11-2 現地法人設立後に実施すべき主な事項

項目	概要・特記事項
取締役会の開催	登記日から30日以内に開催する必要がある
資本金の振込、株式発行	銀行口座を開設、出資者が資本金を振り込む 株式発行後30日以内に、インド準備銀行（RBI）に対して直接投資の事後報告を行う必要がある
PAN、TANの取得	法人所得税の申告書等に記載する会社の基礎番号であるPAN（Permanent Account Number）や、源泉徴収番号であるTAN（Tax deduction Account Number）を取得する
その他	業態に応じて、輸出入を行う際に必要となる「Import Export Code」、サービス税を支払う際に必要となる「Service Tax Number」、仕入や販売に必要な「VAT Number」などを取得する必要がある

なお、業種によっては事前に産業ライセンスやインド政府の許認可を取得しなければならない。その制限は少なくなってきており、現在は以下のいずれかに該当するのみとなっている。

- ・ ライセンスが義務付けられている業種：航空宇宙用・防衛用電子機器・産業用火薬など
- ・ 規制地域への進出：グレイタームンバイ、コルカタ、デリー、チェンナイ、バンガロールなど、1991年国勢調査時点における人口100万人超の23都市から25km以内に立地する場合
- ・ 1986年環境保護法で提示された特定産業：殺虫剤、大量薬品・製薬、石綿及び石綿製品など
- ・ 一定の金額基準を超えたプロジェクト：河川・渓谷に位置するプロジェクト、石油化学コンビナート、新規工業団地建設など
- ・ 森林保護区域や国立公園、保護区域、政府の管理下にある土地から半径10km以内のプロジェクト

(2) 現地法人（インド地場企業からの株式取得）

インドに現地法人を設立するには、自ら直接投資を行う以外に、設立済み法人の株式を取得する方法もある。

インド居住者からインド非居住者に対して現地法人の株式を譲渡する場合には、インド準備銀行（RBI）が定める株式発行譲渡価格規制（いわゆる「プライシング・ガイドラインズ」、以下同様）の対象となる。同規制は、2022年1月14日付で、SEBIの通達により改正され、その中で上場株式の第三者割当価格に関する規制が改正された。具体的には、上場企業の場合には、インド証券取引委員会（SEBI）の価格決定ガイドラインに従って行われる株式の第三者割当（preferential issue）の割当価格を基準として、基準価格以上の価格で株式を譲渡する必要がある。また、非上場企業の場合は、SEBIの登録を受けたカテゴリー1のマーチャントバンカーまたは勅許会計士が算出する公正評価額（fair value）を基準として、基準価格以上の価格で株式を譲渡する必要がある。

(3) 駐在員事務所・支店

駐在員事務所や支店の設立手順の流れは、図表 11-3 の通りである。ポイントとなるのはインド準備銀行（RBI）からの許可取得である。

図表 11-3 駐在員事務所・支店の設立の流れ

項目	概要・特記事項
インド準備銀行（RBI）への申請と許可の取得	インド準備銀行（RBI）の個別許可が必要となる（一定の要件を満たすことで自動的に認可されることはない）
企業登録局（ROC）への登録	インド準備銀行（RBI）からの開設許可後30日以内に、認可を受けたことを届け出る届出が完了することで、営業拠点設立証明書が交付される
PAN、TANの取得	PAN（Permanent Account Number）、源泉徴収番号であるTAN（Tax deduction Account Number）の取得を行う

(4) プロジェクト・オフィス

プロジェクト・オフィスの設立にあたっては、インド国内でのプロジェクト遂行に関する契約をインド企業と締結し、かつ、下記の4条件のうちの一つを満たす場合にはインド準備銀行（RBI）の承認は不要である。

- ① プロジェクトのための資金が、海外からの送金により賄われる
- ② プロジェクトのための資金が、国際金融機関（世界銀行など）の融資などにより賄われる
- ③ プロジェクトが管轄当局から許可を取得している
- ④ プロジェクト契約を発注する企業が、インドの公的金融機関または銀行からタームローンの設定を受けている

プロジェクト・オフィスの設立手順は、図表 11-4 の通りである。

図表 11-4 プロジェクト・オフィス設立の流れ

項目	概要・特記事項
インド準備銀行（RBI）への開設届出	会社名、受注したプロジェクト内容等をインド準備銀行（RBI）に届け出る
企業登録局（ROC）への登録	インド準備銀行（RBI）への届出後30日以内に、ROCに登録する必要がある届出が完了することで、営業拠点設立証明書が交付される
PAN、TANの取得	PAN（Permanent Account Number）や、源泉徴収番号であるTAN（Tax deduction Account Number）の取得を行う

なお、外国法人がインドに恒久的施設（Permanent Establishment：PE）を持っていればインドにて課税される。

日印租税条約では以下のものが PE に該当するとされ、物理的施設のみならず一定期間の建設工事監督や代理人がいることが PE に該当することもあるため、注意が必要である。

支店、事務所、工場、作業場などの事業を行う一定の場所

建築工事現場または建設・据付・組立工事で 6 ヶ月以上存続する場合

建築工事などに関連して監督活動を 6 ヶ月超行う場合

契約締結、在庫管理、注文取得活動を行う代理人（独立した代理人は除く）

インド税務当局に PE 認定された場合、あるいは PE 組成が確実と認められる場合は、PE としての税務コンプライアンスを満たさなければならない。また、当該 PE に関して出張し、PE が費用負担する場合の出張者は、短期滞在者免税制度を提供することができず、インドで個人所得税の納税義務が発生する。

2. 撤退・倒産処理手続き

(1) 概要

インドにおける会社の清算方法は、以下の 2 パターンに大別される。

- ① 任意清算 (Voluntary Liquidation) : 株主総会決議に基づく清算
- ② 強制清算 (Liquidation) : 債務超過や法定報告を行わなかった場合などにおいて裁判所が主体となって行う清算
- ③ 除名 (Strike-Off) : ROC からの除名による会社清算で、特に事業運営が既に停止している、停止に近い状況にある企業が検討できるメカニズム
- ④ 合併・企業統合 (Merger/Amalgamation) : 合併会社の株式の買い増し、売却に関しては、取引価格に制限があり、Authorized Dealer 銀行を通じたバリュエーションレポートの提出が求められる

インドでの事業からの撤退・拠点閉鎖の障害になりうる法令上の制限としては、1947 年産業紛争法が存在する。1947 年産業紛争法では、従業員数が 100 人（ラジャスタン州では 300 人）を上回る場合には、閉鎖 90 日以上前に州政府に申請し、許可を取得することが必要である。

また、従前、1956 年会社法下で運用されていた会社清算は、任意清算にせよ強制清算にせよ裁判所が関与する手続であり、関係当局から残債務のないことやコンプライアンス違反のないことの確認を要するなど、その完了までに極めて長期の時間がかかり、撤退・拠点閉鎖の手法としては必ずしも現実的な選択肢ではなかった。また、統一的な倒産法は存在していなかった。しかし、後述する 2016 年に施行された破産倒産法により、会社再建手続は手続開始決定から最大 270 日以内に、同手続内において再生計画が承認されない場合には清算手続に移行するが、2 年以内に清算手続が完了するタイムラインが定められたことにより、大幅な清算処理の迅速化が図られた。さらに、破産倒産法においては、株主と債権者の手続は統合され、これまでより強い権限が債権者に認められている。管財人としてインド破産倒産委員会のメンバーとして登録されている倒産専門家が任命される。

(2) 設立形態別の閉鎖の容易性

設立拠点の形態によって、閉鎖の容易度は大きく異なる。詳細は図表 11-5 の通り。

図表 11-5 設立形態別の閉鎖の容易性

拠点の形態	閉鎖の容易性
駐在員事務所	閉鎖を前提としているため、閉鎖の手続きは容易である
プロジェクト・オフィス、支店	駐在員事務所と同様に比較的容易ではあるが、営業利益を上げることが前提であるため、それに係る税務上の承認に若干のリスクがある
現地法人	閉鎖は前提とされておらず、清算には会社法審判所の承認が必要である

(3) 有限責任会社の拠点閉鎖にあたっての現実的な対処例

現実的な対処方法としては、合弁パートナーまたは第三者への株式譲渡などが利用されている。また、従業員数が 100 人未満の場合には政府へ通知するだけで良いとされているため、部門ごとに分社化する会社や、希望退職を募るなどして各社の従業員数を 100 人未満とする会社も見られる。

なお、撤退時に伴う問題を最小限に抑えるためには、進出時から撤退基準・撤退要件を明確に把握しておくことが必要である。その上で、例えば、インド法人の株式を、日本の親会社が直接保有するのではなく、間接的に保有する形とすることや、合弁で出資をする場合は、パートナーとの合弁契約書に撤退要件などを定めておくことなどの対策が考えられる。

(4) 破産倒産法

2016 年 12 月 1 日、破産倒産法 (Insolvency and Bankruptcy Code, 2016。以下、「破産倒産法」という) の主要部分が施行された。破産倒産法が制定される前、インドにおいては統一的な倒産法制が存在せず、シックカンパニー(経営不安に陥った企業)に関する SICA (Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985)、会社法などの複数の法令が適用されていた。SICA は特定の業種の会社のみ(主として製造業)を対象としていたものの、インドの倒産手続の中で中心的な役割を果たしてきた。もっとも、実務上は SICA 以外にも複数の倒産手続が並行して係属することも多く、実効的かつ単一の倒産法制の必要性が議論されていた中で、破産倒産法はそのような問題意識に応えるものとして制定された。尚、破産倒産法の施行に伴い、SICA は 2016 年 12 月 1 日付で失効し、同時にシックカンパニーの再建手続を管轄していた財務省の「産業金融再生委員会」(BIFR、Board for Industrial and Financial Reconstruction)¹¹も廃止された。

¹¹ インド財務省金融サービス局 (Government of India, Ministry of Finance, Department of Financial Services) に設置されていた委員会であり、規制当局の性質を有しながらも公的な見地からシックカンパニーの再建手続を主宰する役割を担っていた。

2020 年には、新型コロナウイルス感染症によって倒産する企業の増加を鑑み、新型コロナウイルス感染症関連の債務不履行（デフォルト）を発端とする破産の申し立てや手続きを最短で半年間、最長で1年間凍結する等の改正が行われた。

第12章 税制

1. インドの税体系

2017年7月、物品・サービス税（Goods and Services Tax：GST）が導入された。それまで、インドの税体系は非常に複雑であると言われてきたが、その多くは、間接税の税体系（物品税、州付加価値税、中央販売税、サービス税など）に起因するものであった。これらがGSTに統合されたことで、企業は業務プロセスを大幅に簡素化することが可能となったと言われている。なお、GST対象外の物品（原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコール）に対しては、旧法の付加価値税（VAT）、中央販売税（CST）、相殺関税（CVD）、追加関税（ADC）・特別追加関税（SAD）が引き続き課せられる。この章では、GSTをはじめ、インドの主な税について紹介する。

なお、インドではこれまで配当実施の際に、配当支払法人に対して配当分配税という税が課されていたが、2020年度税制改正により、2020年4月1日以降に行われる配当について、配当分配税が廃止され、他国と同様に配当時には株主に対して課税が行われることとなった。

2. 法人税

法人税は法人所得に対する税金であり、内国法人（現地法人）・外国法人（支店・プロジェクトオフィス）の区分に応じて課税される。なお、駐在員事務所は法人税を納付することはない。会社法に基づき登録された会社、またはインド国内で設立された法人は、インド内国法人として取り扱われる。それ以外でインドで活動している法人は、外国法人として取り扱われる。内国法人に対しては全世界所得が法人税の対象所得となり、外国法人に対してはインド国内で獲得したあるいは発生した所得が対象所得となる。

法人税率は、基本税率の他、目的税（Cess）と追加税（Surcharge）が課され、以下に示す実効税率となる。

図表 12-1 法人所得税の税率

区分		基本税率	実効税率	
内国法人	売上高 40 億 ルピー超	課税所得 1,000 万ルピー以下	30%	
		課税所得 1,000 万ルピー超～1 億ルピー以下		
		課税所得 1 億ルピー超		
	売上高 40 億 ルピー以下	課税所得 1,000 万ルピー以下	25%	31.20%
		課税所得 1,000 万ルピー超～1 億ルピー以下		33.38%
		課税所得 1 億ルピー超		34.94%
			26.00%	
			27.82%	
			29.12%	

	区分	基本税率	実効税率
外国法人	課税所得 1,000 万ルピー以下	40%	41.6%
	課税所得 1,000 万ルピー超～1 億ルピー以下		42.3%
	課税所得 1 億ルピー超		43.68%

(出所) 各種報道を参考に作成

上記に加え、内国法人については 2019 年以降より新たな法人税制度が整理されている。新制度では内国法人は 22%の税率を選択することができる。当該スキームは内国法人のみ選択できるものであり、また、当該制度を選択した場合には所定の税額控除などは利用できなくなる。さらに、総所得額に関わらず一律で納税額に対して目的税 4%と追加税 10%が適用される。

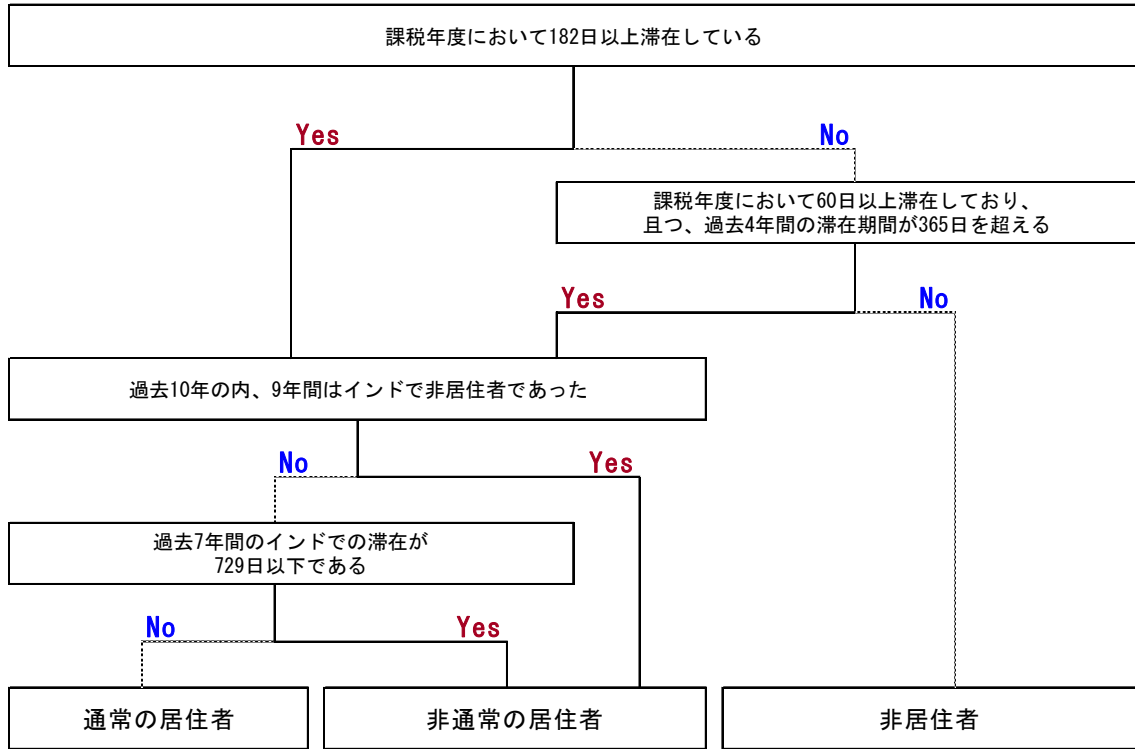
なお、税務の課税年度は所得税法上 3 月末と定められており、企業は法人税申告書を 9 月末までに提出しなければならない。ただし、関連者取引のある企業については、期限が 11 月末までと 2 ヶ月延長されている。また、インドでは、法人税は期中に年間見積額の間納付（前納）を行わなければならない。納付期限は 6 月、9 月、12 月、3 月のそれぞれ 15 日で、納付税額は年間見積税額の 15%、45%、75%、100%となっている。

税務上の欠損金は最大 8 年間の繰り越しが可能で、将来の事業所得と相殺することができる。ただし、損失が発生した年度に申告書を期限内に提出できない場合は繰り越しできず、また非上場会社の場合は株主構成が 49%を超えて変動した場合、繰越金は失効する。

3. 個人所得税

個人所得税は個人所得に課される税金である。居住者の区分（通常の居住者、非通常の居住者、非居住者）に応じて課税範囲が異なり、通常の居住者であれば課税年度におけるインド国内を含む全世界の所得が、非通常の居住者はインドにて受領した所得、インドで発生した所得、インドからコントロールされているビジネスでインド国外で発生・受領した所得、非居住者の場合はインドにて受領した所得またはインドで発生した所得が、それぞれ課税範囲となる。

図表 12-2 納税者の居住区分



(出所) JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

インド政府は2020年度より新個人所得税制度を導入しており、個人は旧制度もしくは新制度のどちらか一方を選択することが可能となっている。また、事業所得がない場合は、申告書を作成する際にどちらか一方を選択することが毎年可能となる。

ただし、事業所得がある場合は、新個人所得税制度を選択した後は毎年の選択が不可能となり、1回のみ旧個人所得税制度への切替えが可能となる。旧個人所得税制度を選択した場合、新個人所得税制度への切替えは事業所得がある限り不可能とされている。旧個人所得税制度及び新個人所得税制度の税率は以下の通りである。

図表 12-3 個人所得税の税率

所得金額の範囲	旧個人所得税制度の税率	新個人所得税制度の税率
25 万円以下	免税	免税
25 万円超～50 万円以下	5%	5%
50 万円超～75 万円以下	20%	10%
75 万円超～100 万円以下	20%	15%
100 万円超～125 万円以下	30%	20%
125 万円超～150 万円以下	30%	25%
150 万円超	30%	30%

(注) 総所得が 500 万円を超える場合は追加税及び目的税が課される。

(出所) JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

4. 最低代替税

最低代替税 (Minimum Alternative Tax : MAT) は、会計上の利益の 15% が法人税額を上回る場合に、法人税に代えて、MAT を納付するものである。納付された最低代替税は、所得税法の規定に基づき、15 年間繰り越して、将来の法人税から控除することができる。

MAT に関しては、基本税率の他、目的税及び追加税が課され、以下のような実効税率となる。

図表 12-4 最低代替税 (MAT) の税率

課税所得の範囲	内国法人	外国法人
1,000 万円以下	15.60%	15.60%
1,000 万円超～1 億円以下	16.69%	15.91%
1 億円超	17.74%	16.38%

(出所) JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

5. 配当に対する源泉徴収税

以前は、配当支払税 (Dividend Distribution Tax : DDT) があり、内国法人から受け取る配当金は非課税所得となっていた一方で、配当支払法人においては、支払配当金に対して 15% の税率 (目的税や追加税も考慮すると実効税率は 20% 超) が課されていた。しかしながら、2020 年に配当税は廃止され、株主へ配当所得に対し課税されることが可決され、配当の支払企業は配当に対する源泉徴収をする必要が出てきた。配当所得に対して適用される税率は、インド居住者に対する配当の場合 10%、非居住者に対する配当の場合 20%、もしくは租税条約上の軽減税率となる。

6. モノ・サービスの流れと間接税

2017年7月1日に物品・サービス税（Goods and Services Tax、GST）が導入された。GSTは、それまでの多岐にわたる間接税を統合したもので、2階建ての構造となっている。

GSTの税率は、5%、12%、18%、28%の4種類となっているが、生活必需品は0%である。このほか、特定の物品・サービスに対しては、州の税収を補償する目的で、GST補償税（GST Compensation Cess）が追加で課税される。GSTは物品・サービスの提供者が納付する義務を有し、事業者は物品・サービスを提供する全ての州でそれぞれGSTの拠点登録を行わなければならない。この拠点は、1事業者につき、各州で最大1拠点である。ただし、特定の物品（原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールなど）はGSTの対象外となることから、旧来の物品税、付加価値税が課税される。

図表 12-5 GSTの分類

区分	課税されるGST
州内での物品・サービスの販売・提供	SGST+CGST
州をまたぐ取引	IGST
国外からの調達	IGST

(注) SGST：州物品・サービス税（State Goods and Services Tax）
 CGST：中央物品・サービス税（Central Goods and Services Tax）
 IGST：統合物品・サービス税（Integrated Goods and Services Tax）

(出所) JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

7. 関税

関税は輸入品または輸出品に対して、中央政府により課税される。税額の計算にあたっては、輸入品または輸出品の取引価格が基となる。基本的には取引価格の評価方法はWTOの評価方法と一致しているが、中央政府は独自の評価方法を公表している。なお、関連者からの輸入については、特別評価局（Special Valuation Branch）によって輸入額の査定が行われる。

GSTの導入により、インドの関税は、基本関税、IGST、社会福祉課徴金、GST補償税で構成されることとなった。なお、原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールは特定物品に指定されており、GSTの対象に含まれない。そのため、旧法の付加価値税、中央販売税、相殺関税、追加関税、特別追加関税が課税される。

図表 12-6 関税の構成要素

種別	税率
基本関税	原則 0%~10%
IGST	0~28%
社会福祉課徴金	基本関税に対し10%
GST補償税	物品ごとの規定の税率

(出所) JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

ひとくちメモ 5: 日系企業の税務に関する悩みはやや改善

進出日本企業には、関税や移転価格税制など、税務問題への対応に悩みを抱えている企業も多い。税務監査は、対応を誤ると事後的に多額のペナルティが発生する懸念もあり、インドの日系企業の事業活動の経営課題の一つと言えるだろう。以下は、インドの税務問題の事例である。

- 広告宣伝費の経費算入。例えば、TV をインドで販売しようとする日本企業のインド子会社が、インドで広告宣伝活動を行ったとする。この場合、広告宣伝費は経費算入できるはずであるが、インドの税務当局は、「この広告宣伝活動は全世界に向けて行っているものであるから、経費算入はインドに係るものしか認めない」と主張する。
- 駐在員の給与支払いに関し、これがサービスの輸入として見なされ、企業がサービス税を支払わなければならないとの判断がなされた。(2022年5月の最高裁判例)
- 2020年、FTAで特惠税率を適用する際の必要文書などを定めた新ルールとして CAROTAR2020 が施行された。実際には、手続が難航し、関税の還付を中々受けられないケースも多い。

税務に関しては様々な制度上の課題はあるものの、近年は若干の改善の動きも認められるようである。モディ政権は、税務訴訟の早期解決を政府の1つの目標としており、現地日系企業からのコメントによると、CITA (Commissioner of Income Tax Appeals) など、税務裁判所が機能することで、長期にわたる係争も以前よりは少なくなっているようである。移転価格税制については、2012年に事前確認制度 (Advance Pricing Agreement: APA) が導入されており、2022年現在、日系企業の中にも既に活用している企業や申請準備中の企業も多い。APAについては、申請手続がかなり大変な様子だが、それでも事後的な訴訟リスクを考えると、申請のメリットは大きいとのこと。実務面では、税務については日本人ではなく、経験豊富な現地ローカル人材に一任している企業が多く、また、各種の申請などの専門的知識が必要な業務については、専門の税理士やコンサルタントに外部委託している企業が多かった。

今後も税務問題への取組みが日系企業にとっての重要課題である点に変わりはないものの、APAなどの制度活用や柔軟な人材活用により、税務リスクを管理し、課題を克服していくことが日系企業には求められている。

第13章 用地取得

一般に、外国企業がインドで土地を取得するのは難しいと言われる。その要因としては、主に土地登記制度と土地収用手続の問題がある。日本同様、インドにも土地の権利を管理する制度が存在するが、それは土地所有権ではなく、過去の権利関係の変遷にかかる土地取引関連書類を登記するシステムであり、州法に応じた制度の相違やローカル言語で作成される書類もある。また、州や地域によってはその整備状況が不十分で、例えば登記情報が電子化されていない地域では現地へ赴いての物理的な権利調査が必要なケースもあるなど、土地の権利関係の確認は容易ではない。

また、政府による土地収用においても、収容要件である公的目的（Public Purpose）の該当性や、収用補償金を巡る地域住民との紛争が少なくない。工業用水・排水の設備、電気の供給手段についても、事前に入手した情報を実態が異なることが多く、現地での確認が必須である。

日系企業が独資¹²で進出する場合には、自前での土地の取得を検討する可能性があるが、その場合、①州政府が収用した土地を取得する方法（具体的には州工業団地への入居）、②産業回廊開発公社（NICDC）から土地を取得する方法（具体的にはNICDC工業団地への入居）、及び、③民間の土地所有者（デベロッパー）から土地を取得する方法（民間の工業団地への入居）のいずれかが一般的である。多くの日系企業は、州政府が整備した工業団地に入居することで大きなトラブルを事前に回避しようとしているが、それでも停電や地元住民からの苦情などは頻発しているため、信頼できる州政府担当者やデベロッパーとの関係を構築・維持することは必須である。

なお、2014年1月1日付で、旧土地収用法（Land Acquisition Act, 1894）を改正する新土地収用法（Right to Fair Compensation and Transparency in Land Acquisition, rehabilitation and Resettlement Act, 2013）が施行され、収用目的に応じた手続詳細が定められ手続の透明性が向上した。また、被収用者らに対する補償の拡充などにより権利保護が図られている。さらに、NICDC工業団地への入居が増えたことにより土地収用問題のほとんどが解決されている。

1. 州工業団地への入居

法令に基づく政府の土地収用がなされた土地の場合には、基本的に、収用された土地の所有権が州政府に帰属することが明確となる。しかし、州開発公社との契約において、「収用対象となった土地所有者から州政府に対し追加の補償金請求などがなされた場合には（州開発公社からの）買主が当該追加金額を最終的に負担する」、「買主は州政府に代わりあるいは協力して補償金請求に対応する」などの条項が、州との契約書フォームに含まれていることが多い。また、實際上、州開発公社との間にかかる条件変更の交渉余地は乏しい。また、州政府が土地所有権に関する表明保証や補償に合意することはまずないため、その結果として、買主は、州政府や元土地所有者からの金銭請求を受けるリスクを負担させられることがある。

¹² 土地の取得が難しいインドでは、インド側パートナーの有する土地に進出すべく合弁形態がとられることも多い。

州政府が開発した工業団地は、通常ほぼ原野のまま譲渡されるため、インフラ整備は原則入居者に任されている。煩雑な各種許認可の手続きもあるため、実際、工業団地を購入・賃借してから操業までには時間がかかることにも留意しなければならない。物流インフラが劣るインドでは、工業団地の選定にあたって、道路インフラ（渋滞を勘案した、販売・調達先へのアクセス、輸出入に利用する港湾や空港へのアクセス）、港湾のキャパシティ、州ごとに異なる電力・水道などユーティリティ事情も含めた判断が必要である。一方で、日系企業が開発主体である、または日系専用工業団地など日系企業を誘致する目的で特別に造成された工業団地については、これらの問題について一定程度改善されている場合もある。

2. NICDC 工業団地への入居

産業回廊開発公社（National Industrial Corridor Development Corporation : NICDC）は、商業省の強力なイニシアチブのもと、インド全土にわたる産業回廊計画に取り組んでいる。産業回廊開発計画は、スマートシティとして新しい産業都市を開発し、インフラセクターで次世代技術を結集することを目的とした、野心的な未来型産業都市開発計画であり、様々な産業回廊プロジェクトを開発している。例えば、デリー・ムンバイ間の基幹インフラ整備計画であるデリー・ムンバイ間産業大動脈（Delhi Mumbai Industrial Corridor : DMIC）構想においては、沿線に8件の工業団地プロジェクトが進められている。こうした、州レベルではなく中央政府自らが予算と開発コンサルを供与することにより、世界レベルの工業団地を確立し、各州政府や民間事業者に対して質の高いモデルケースを示すという取組みである。そのため、州政府による工業団地にて見られるような問題（電力・水道などのユーティリティ事情）に直面することは、ほとんどない。

3. 民間保有の土地の取得

近時、インドでは、日系企業の参画を含む民間デベロッパーにより造成、運営される工業団地も増えてきている。

前述の土地登記制度上の要因もあり、民間保有の土地を取得する場合、インドでは特に、売主の所有権（売主への前者からの所有権移転など）をより慎重に確認（Due Diligence）する必要がある。民間デベロッパーとの間では、基本的には、補償問題を含め土地所有権に瑕疵のないことなどについて表明保証、補償条項の交渉を行うことが可能である。実務上は、過去30年程度の土地取引関連書類で所有権の変遷をたどり、所有権の確認を行うことが多い。

第14章 知的財産権

1. 知的財産権保護の状況

経済発展に伴い、同国の模倣活動は、特定の地域に限定されたものではなく、全国に分散的に広がってきている。インドに進出している日本のメーカーによると、自社や競合する外国メーカーの製品の模倣品が流通していることが少なくなく、場合によってはオリジナル製品よりも模倣品の方が売れているという。現在、模倣品の多くは主に中国からの流入品であり、ネパールやバングラデシュを経由して入ってきており、近年、中東（ドバイ）からの流入も増えている。現状ではインドの資金力・技術力は模倣品を作り上げるレベルに至っていないものの、今後、地場企業の資金力が高まり技術水準が向上するにつれ、同国製の模倣品が広がる恐れもある。

インドの知財関連法は TRIPS 協定¹³に準拠して定められているが、法執行面、特に特許権侵害や刑事での商標・著作権侵害摘発においては、課題が残っている。米国通商代表部（United States Trade Representative : USTR）は毎年「スペシャル 301 条報告書」を公表しており、この中で、米国通商法 182 条に基づき、知的保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定している。警戒レベルとして「優先監視国（Priority Watch List）」と「監視国（Watch List）」の 2 段階に分かれている。例えば、2022 年 4 月に更新された「2022 年版スペシャル 301 条報告書」において、インドは引き続き「優先監視国」リストに含まれており、知財の更なる保護強化が求められており、中国やロシア、インドネシアと同じリストに分類されている。一方で、商標・著作権・意匠に関する民事訴訟を取り扱う裁判所は整備されてきている。

また、知的財産の種類別に出願件数を見てみると、特許、商標、意匠いずれも増加傾向にある。特許出願件数は 2015 年には 4 万 5,000 件を超え、2020 年は約 5 万 6,000 件となった。商標出願件数は 2015 年に 27 万件を超え、2020 年は約 41 万件となった。数年前までは見られなかった中小企業からの出願も増えている。意匠登録の出願件数は 2015 年は約 1 万件、2020 年は約 1 万 2,800 件となった。

2. 技術援助に係る関連法令

日本企業が自社の技術についてインド企業に対して技術援助を行う契約を行う際、関連する法令の概要及び留意点は以下の通りである。

(1) 特許法

特許法は、2005 年に TRIPS 協定上の義務を履行するため大幅に改正され、現在では、一般的に、TRIPS 協定の規定に完全に則っている。

¹³ TRIPS 協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）は、WTO のもとで発効した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」である。加盟国は、同協定を通じ知的財産権保護に関する最低基準（ミニマムスタンダード）の遵守を義務づけられている。

特許権とは、発明を保護するために付与される権利を指し、発明とは技術的分野における科学的問題に対する解決方法を提供する発明者のアイデアを指す。発明は製品・方法、ないしはそれらに関連するもので、新規性、進歩性を有し、工業的に応用可能な場合において特許が許諾される。特許に対する権利は申請者に帰属し、出願日を起算点として 20 年間保護される。

(2) 著作権法

著作権法は、著作者の著作権とその原作品を、他人による違法な使用から保護することを目的とする。保護の対象は、文学、文化的演技の著作、演技者、音楽制作者の業績や放送機関を通じた放送内容である。著作権は、著作物によるものの、おおむね著作者の存命中及び著作者の死後 60 年間存続する。

なお、著作権は、著作物を登録しなくても保護される唯一の知財であるが、近年、訴訟件数が減少している一方、著作権の登録件数は増加している。これは、他の知財と比較して、著作権の侵害が容易に認められる傾向があり、損害賠償額も高額なためと考えられている。

(3) 商標権

商標とは、ある者の商品またはサービスを識別することができる標章である。標章は、単語、文字、数字、図形、記号、形状や色彩などから構成される。商標権により、その標章の所有者に対して専用使用権が付与される。商標の出願は、商標登録局 (registrar of trade marks) で行い、異なる種類の商品またはサービスに対する商標の登録を、1 つの出願で行うことも可能である。また、登録商標権の存続期間は 10 年間であるが、申請により 10 年毎の更新が認められている。2017 年には商標登録規則が改正され、登録手続が簡素化された。

(4) 意匠権

物品の形状、模様、色彩の組み合わせ、またはその材質によって、工業製品や手工芸品に特別な外観を与え、それらが産業上利用可能で新しい場合に工業意匠として登録されうる。また、登録意匠権の存続期間は、登録日から 10 年間である。ただし、期間満了前に、意匠庁長官 (Controller General of Designs) に申請することで、5 年間延長することができる。

(5) 技術援助契約にあたっての一般的な留意点

技術援助と一口に言っても、その内容はケースバイケースであるが、一般的な法的な留意点として以下のような項目が挙げられる。

まず、援助対象となる「技術」、ライセンス対象となる「知的財産」、援助に伴い提供されるであろう「技術サポート」の範囲を、契約上可能な限り明確にして定義を置くことが重要である。

また、契約の相手方に何をどの範囲で認めるのかについて、期間、地理的範囲、権利の範囲、独占的な権利とするか否かなどの契約条件は明確に規定しておくべきである。

秘密保持義務については契約の相手方だけでなく、相手方の従業員その他秘密情報にアクセスできる者に対しても課しておくことができるよう手当しておく必要がある。

契約解除事由についても具体的に規定しておくことが望ましく、また解除を含め契約が終了した場合の情報の破棄や返還義務も明示的に規定しておくべきである。

以上のような契約上の手当の他にも、技術援助契約の交渉において一定の秘密情報を開示することもあるため、契約の前段階で相手方に秘密保持義務を負わせるよう、秘密保持誓約書の提出を求める、自社でできる範囲で登録出願をするなど、知的財産の権利化を進めておくことも検討すべきである。

慎重を期するのであれば、秘密保持義務を相手方に負わせる前提として、相手方の情報セキュリティ体制について相手方の協力によりデューデリジェンスを行うことも考えられる。なお、インドには日本の不正競争防止法のように、営業秘密の漏洩に対して刑事罰をもって禁じる明確な法制がない点には留意されたい。

3. 個人情報保護法に関する動向

EU が一般データ保護規則（GDPR）によって個人データ保護を強化したことを受け、データ脆弱性対策実施や、ユーザープライバシーの侵害防止を求める声が世界中に広がっており、インドも例外ではなく、この領域における取組みを行っている。

現在、インドにおいてこの領域は、情報技術法（Information Technology Act）（IT 法）、および 2011 年の個人情報保護（合理的なセキュリティ実務および手続ならびにセンシティブ個人データまたは情報）規則が現行規制として存在している。しかしながら、これらの法律はその対象領域がかなり限定されているため、不十分であると考えられ、既存の法律が全面的に見直されている。

2019 年 12 月 11 日に国会に個人情報保護法案（the Personal Data Protection Bill）が提出されていたが、2021 年 12 月 16 日に国会合同委員会が本法案に関する勧告報告書を提出した。従来個人情報保護法案は個人データのみを規律の対象としていたが、勧告報告書では法案を個人データと非個人データの両方を規制するものとするのが提案され、データ移転（特にセンシティブ個人データの海外への移転）の制限を強めるなど、大幅な修正が加えられた。また、ソーシャルメディアのプラットフォームの義務、児童や死者などのデータ主体ごとのデータの扱いに関する規律など、従来の法案よりも多様な内容を含むものとするのが提案され、法案名も **Data Protection Bill, 2021** に修正された。今後、インド電子情報技術省によりさらに修正された後に、国会の審議対象となる可能性がある。

個人情報保護法が制定された場合、企業にとっては、個人情報を収集する際の本人への通知義務、処理開始前の本人同意取得義務、国外転送規制において実務上の影響が大きいと予想される。法案では、個人情報の分類に応じて、課される義務や取るべき措置のレベルが異なり、機密性の高い情報の場合、例えば本人同意は「明示的に」取得する必要がある、また国外転送の規制対象となり、原則インド国内に保管することが求められる可能性が高い。

第15章 環境規制

インドの環境関連法の制定はアジア新興国諸国の中では比較的進んでいる。1986年に環境保護法が制定され、環境規制に対する体系的な方針が示されたことを受けて、各種法令が制定または整備された。近時は、電気自動車、廃棄物のリサイクルやクリーン・エネルギーなどへの関心も高まりつつあり、様々な視点から環境負荷を抑えるための取組みが展開されている。また、環境問題に対する市民の関心も高まっており、環境問題に関する公益訴訟も増えている。

1. 環境保護

1986年に制定された環境保護法は、環境保護に関する中央政府と州政府の基本的な役割分担や権限等を規定し、各種個別の環境保護法令の根拠法令となるものである。同法に関する主要な法規則は図表 15-1 の通りである。

図表 15-1 環境保護に関する主要な法規則

法規則名	概要
環境保護法	1986年制定。環境保護に関する基本法で、環境汚染の防止・管理及び削減のための中央政府、州の権限などを規定
環境保護規則	1986年制定。環境保護法に基づいて制定される。工場等設置の条件や工場等から排出される汚染物質の排出基準を規定
森林法	1980年制定。森林保護に関する法律

2. 大気汚染防止

大気汚染に関する主要法令である大気汚染防止法は、州汚染管理委員会（State Pollution Control Boards : SPCB）と、中央汚染管理委員会（Central Pollution Control Board : CPCB）の大気汚染の排出基準の策定権限などを規定する。工場などの建設に先立ち、同法に基づく SPCB または CPCB の建設許可及び操業許可を取得する必要がある。近年は、自動車の排ガス基準も強化されている。大気汚染防止に関する主要な法規則は図表 15-2 の通りである。

図表 15-2 大気汚染防止に関する主要な法規則

法規則名	概要
大気汚染防止法	1981年制定。大気汚染の防止、管理及び削減の促進を目的とした法律。インド中央汚染管理委員会（CPCB）及び州汚染管理委員会（SPCB）の権限を規定。例えば、州汚染管理委員会には汚染管理地域を指定し、その地域における工業活動を制限する権限が付与されている
大気汚染防止規則	1982年制定

3. 水質汚濁防止

水質汚染防止及び管理法は、水質汚濁を防止し管理するため、許可制度及び同意手続について定め、規制対象となる事業者は、定期的な水消費量の届出と納税が義務付けられている。また、SPCB が定める有毒物、有害物または汚染物を、水路（地下水を含む）、河川、井戸、下水道、海、潮汐水、土地にて処分することが禁じられている。水質汚濁防止に関する主要な法規則は図表 15-3 の通りである。

図表 15-3 水質汚濁防止に関する主要法規則

法規則名	概要
水質汚染防止及び管理法	1974年制定。水質汚染の防止や制限及び水質の向上を目的とした法律であり、水質及び排水に関して基準を規定。水質汚濁防止規制のための中央及び州の汚染管理委員会の権限や機能を定める他、河川を排水路として使用する場合は取り決め及び排水口の設置等についても規定する
水質汚染防止及び管理規則	1975年制定。インド中央汚染管理委員会（CPCB）の機能を詳細に規定。インド中央汚染管理委員会（CPCB）が所有する分析機関で水質分析を行う場合等についても規定する

4. 廃棄物処理

インドにおける廃棄物は、都市廃棄物、有害廃棄物及び生物・医療廃棄物に分類される。近年、事業者にもリサイクルシステムの構築や各関係者の責任を明記した個別の法整備が進められている。廃棄物処理に関する主要な法規則は、図表 15-4 の通りである。

図表 15-4 廃棄物処理に関する主要法規則

法規則名	概要
有害廃棄物管理処理規則	1989 年制定。個別法令で規制される排水、排ガス、放射線廃棄物などを除く廃棄物全般に関する管理及び処理に関する規則
生物・医療廃棄物管理処理規則	1998 年制定。医療診断、治療、疫学研究、バイオ製品の生産と実験などの過程で排出される廃棄物の運搬、収集、貯蔵、処理などの管理について規定
都市廃棄物管理規則	2000 年制定。一般の家庭、事業者などから排出されるごみ処理などの都市廃棄物の管理に関する基本規則
電池管理処理規則	2001 年制定。鉛蓄電池の制作、処理、販売、購入、使用などを行う生産者、輸入業者、リサイクル業者などの責任を明記
廃電気・電子機器管理取扱規則	2012 年施行。廃電気・電子機器のリサイクル、処理に関して、メーカー、リサイクル施設など各主体の責務、リサイクル施設などへの許可取得のプロセス、保管方法、規則の対象となる品目、製品中への有害物質の使用抑制などを規定
固形物廃棄物管理規則	固形廃棄物の処理、リサイクル、処理・処分に関して、遵守すべき基準、中央政府及び州政府が負うべき義務を規定
プラスチック廃棄物管理改正規則	2022 年施行。廃棄物排出者について、廃棄物の分別、地方自治体や登録された廃棄物収集者、リサイクル業者、廃棄物回収業者などに引き渡すこと、地方自治体の定める料金の支払いなどについて規定

なお、インド政府は廃棄物発電に注力しており、今後 10 年以内に 10 以上のプラントが稼働する予定である。ただし、廃棄物発電市場の収益性は徐々に改善してきているものの、まだ成熟しているとはいえ、現時点では廃棄物発電用の売電タリフなどの仕組みが策定されておらず、収益を得るモデルができていないという現状がある。

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

貿易政策や貿易管理制度は商工業省商務局・外国貿易部 (Director General Foreign Trade : DGFT) が管轄する。根拠法は「1992年外国貿易（開発・規制）法」(The Foreign Trade (Development and Regulation) Act, 1992) で、実務的な規則は同法に基づいて DGFT が発表する「外国貿易政策 (Foreign Trade Policy : FTP)」とその手続きガイドブック (Handbook of Procedures) であり、これらにおいて輸出入政策を包括的にカバーする外国貿易政策を発表している。外国貿易政策、手続きガイドブックはいずれも5年ごとに発表される。現行の最新版は2015年4月1日に発効され、2021年4月に失効する予定であったが、2022年3月31日まで有効期限が延長された。

(1) 輸入品目規制

インドの輸入品目は①輸入自由品目、②輸入制限品目、③輸入禁止品目、④輸入業者指定品目から構成される (図表 16-1)。工業製品を含め、ほとんどの品目が輸入自由品目に該当する。なお、上記の分類に限らず、一部の特定品目については輸入港が限定されている。

また、インド国内の法規制には特定国からの輸入禁止・制限措置などは設けられていないが、イラクからの武器輸入などについては国連決議に基づいて制限されている。更に一部品目についてはイラク、イラン、北朝鮮との貿易に制限があるほか、イラン、北朝鮮との貿易を禁止している品目がある。

図表 16-1 輸入品目規制

品目区分	内容
輸入自由品目 (Free)	自由に輸入できる品目
輸入制限品目 (Restricted)	輸入に際し、ライセンス、輸入許可、もしくは各種証明書の取得が必要な品目。一部の農産品、鶏肉関連製品、中古品などが含まれる。輸入に際しては、DGFTへの申請が必要
輸入禁止品目 (Prohibited)	輸入が禁止されている品目。動物や一部の農産品、武器、牛肉関連品などが含まれる
輸入業者指定品目 (Canalized)	国有企業など指定された業者 (STE : State Trading Enterprises) へのみ輸入が許可されている品目。原油、石油、一部の穀物等が含まれる

(出所) JETRO より作成

(2) 輸出品目規制

インドの輸出品目は①輸出自由品目、②輸出制限品目、③輸出禁止品目、④輸出業者指定品目から構成される (図表 16-2)。この他、外国貿易法で輸出が規制されている品目はあるが、工業製品を含め、ほとんどの品目は輸出自由品目に該当する。

輸出制限品目に該当する製品の輸出は、DGFT に輸出申請を行う必要がある。輸出地域規制として、対イラク輸出は国連決議に基づき制限されている。

図表 16-2 輸出品目規制

品目区分	内容
輸出自由品目 (Free)	自由に輸出できる品目
輸出制限品目 (Restricted)	輸出に際し、ライセンス取得が必要な品目。農産品などに多い
輸出禁止品目 (Prohibited)	野生動物や武器など輸出が禁止されている品目
輸出業者指定品目 (Canalized)	国有企業など一部指定業者 (STE) に輸出が限定されている品目で、一部の農産品や石油製品などが対象となっている

(出所) JETRO より作成

(3) 輸出入関連法・規制

輸出入業者は「輸出入業者コード」(Importer-Exporter Code : IEC) の取得を義務づけられており、IEC は DGFT にオンラインで申請可能である。ライセンス品目の輸入、輸出促進のための免税スキームの適用には通関前に必要書類を通関に提出する必要がある。

また、外国貿易政策で定められている各種免税スキームなどを活用するには、所属する業界を管轄する輸出促進協議会 (Export Promotion Council : EPC) が発行する「登録証兼会員証」(Registration cum Membership Certificate : RCMC) を所有していなければならない。

2. 関税制度

財務省の中央関税局 (Central Board of Indirect Taxes & Customs) が関税及び関連制度を所管している。根拠法は、「1962 年関税法」(Custom Tariff Act, 1962)、「1975 年関税率法」(Custom Tariff Act, 1975) 及び「2017 年物品・サービス (州への税収補償) 税法」(Goods and Service tax (Compensation to States) Act, 2017) である。

(1) 関税制度

インドの関税制度は、物品・サービス税 (GST) 導入に伴い、基本関税、社会福祉課徴金、統合物品・サービス税 (IGST)、GST 補償税から構成されるようになっている (図表 16-3)。なお、GST の対象外となる原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコール (特定物品に指定) は、旧法下の付加価値税、中央販売税、相殺関税、追加関税、特別追加関税が課税される。関税分類は 1998 年よりおおむね HS 分類に準拠している。

図表 16-3 関税体系の概要

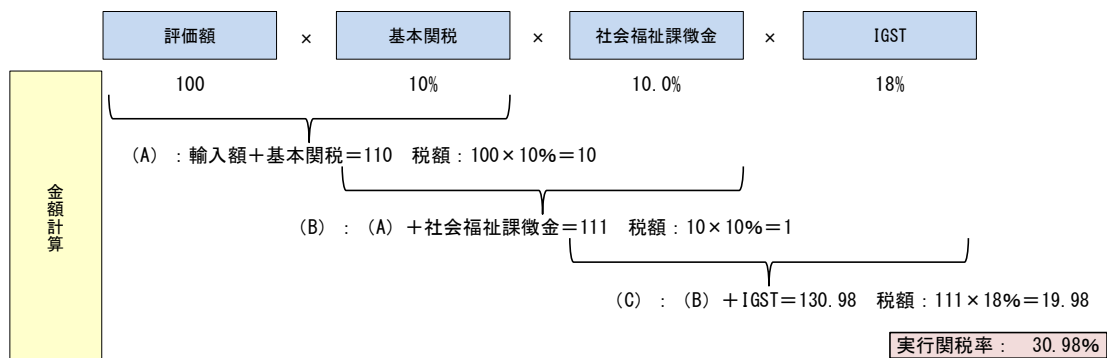
関税名	概要
基本関税 (Basic Custom Duty)	原則、0-10%の税率。但し、農水産物、繊維製品、自動車など同範囲を超える高関税が課せられる品目もある。評価額の計算は以下の通り 基本関税額=基本関税率×評価額 (Assessable Value) 評価額=FOB価格+輸送費+保険料+荷揚げ費用 輸送費 (実額を算出できない場合) =FOB価格×20% 保険料 (実額を算出できない場合) =FOB価格×1.125% 荷揚げ費用 (実額を算出できない場合) = (FOB価格+輸送費+保険料) ×1%
社会福祉課徴金 (Social Welfare Surcharge)	基本関税に10% (特定の物品に対しては3%)
統合物品・サービス税 (Integrated Goods and Service Tax:IGST)	2017年IGST法第5条に基づく。税率は輸入品目により0-28% (最高税率は40%)。2017年6月28日付通知No. 2/2017-Integrated Tax (Rate)において、豆類、野菜、食肉、手織物、新聞、書籍などIGST免税対象物品を規定。
物品・サービス (GST) 補償税 (GST Compensation Cess)	タバコ、炭酸水、高級車等特別な嗜好品などに対して、2017年GST補償税法第8条に基づき課税。GST対象外の原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールに対しては、引き続き旧法の相殺関税、追加関税・特別追加関税が課される。GST補償税が適用となる物品の利用許諾権または所有権などの譲渡の一定のサービスに対しては、GST補償税が適用される。

(出所) JETRO より作成

(2) 関税算出方法

評価額 (CIF 価格+陸揚費用) が 100、基本関税率 10.0%、社会福祉課徴金 10.0%、IGST18%の品目の場合、関税算出方法は図表 16-4 の通りで、実行関税率は 30.98%となる。州への税収補償のための物品・サービス (GST) 補償税が課される品目については、同税の税率が 10%の場合、(輸入額 100+基本関税 10+社会福祉課徴金 1) ×10%=11.1 を加算し (130.98+11.1=142.08)、実行関税率は 42.08%となる。社会福祉課徴金は控除できない。輸入時に課される IGST に係る仕入れ税額控除は、GST 課税売上に係る税額と相殺可能である。また、輸入時に課せられる GST 補償税に係る仕入れ額控除は、GST 補償税の租税債務とのみ相殺可能である。

図表 16-4 関税算出例



(出所) JETRO をもとに作成

(3) 主な関税減免スキーム

インドの外国貿易政策は、輸出振興のため、輸出目的に生産される部材に対して複数の関税減免スキームを定めている（図表 16-5）。

図表 16-5 主な関税減免スキーム

スキーム名	概要
事前認可スキーム (AAS: Advance Authorization Scheme)	特定の輸出製品の製造にかかる中間財・部品の免税輸入を許可するスキーム。免税対象は、基本関税、社会福祉課徴金、GST対象外の物品に課税される追加関税である。免税有効期間は3年間。一部の高額製品を除き、インド国内での最低付加価値基準15%を達成することが条件となる
免税輸入許可スキーム (DFIA: Duty Free Import Authorization Scheme)	AASと同様、特定の輸出製品の製造にかかる中間財・部材の免税輸入を許可するスキーム。基本関税と社会福祉課徴金が免税可能である。AASが加工・輸出を行う製造業者のみを対象にしているのに対し、DFIAによる免税輸入許可は、製造業者の輸出入業務を代行する貿易業者に対しても発行される。インド国内の最低付加価値基準は20%である
輸出促進目的資本財輸入スキーム (EPCG: Export Promotion Capital Goods Scheme)	ゼロ関税EPCGスキーム：免除された関税額の6倍の輸出量を6年以内に達成することを条件に、輸出製品にかかる資本財輸入に対するゼロ関税が認められる。当該資本財の輸入は、EPCG許可日から18ヵ月以内に行う必要がある
	Post Export EPCGスキーム：輸入時に関税が適用されるが、基本関税が譲渡可能なクレジットとして充当可能になる
関税払い戻しスキーム (Duty Drawback Scheme)	輸出者が、輸出用製品をインドで製造した場合、当該製品の原材料や部品、または生産に用いる機械を輸入した際に支払った、関税の払い戻しを受けることができるスキーム。同スキームを使って関税の払い戻しができる品目は約4,000品目である
製品輸出スキーム (MEIS: Merchandise Export from India Scheme)	最新版の外国貿易政策で新たに追加されたスキーム。特定国に一定の製品を輸出する場合に適用される。当該事業者は製品輸出後に譲渡可能なクレジット・チケットを取得でき、基本関税、追加関税の支払に充当可能である
サービス輸出スキーム (SEIS: Service Exports From India Scheme)	最新版の外国貿易政策で新たに追加されたスキーム。一定条件下でサービスの輸出を行う場合に適用される。当該事業者はサービス輸出後に、ネット外貨収入の5-7%相当をクレジットとして取得でき、基本関税、追加関税の支払に充当可能である

(出所) JETRO より作成

3. 通関手続

インド国内において輸出入を行う場合には、輸出入業者コード (IEC) が必要となる。輸入通関には、①税関申告書、②インボイス (商用)、③パッキングリスト (インボイスと併せることも可能)、④船荷証券 (Bill of Lading: B/L) または航空貨物運送状 (Airway Bill) が必要である。

通関手続については、「ICEGATE」(Indian Customs Electronic Commerce/Electronic Data interchange (EC/EDI) Gateway) と呼ばれるポータルサイトで一部手続の電子化や納税者番号、知財情報の登録が可能になっている。ただし、インドに進出する日本企業へのヒアリングによると、貨物について係官の検査が必要になるために通関手続の完了に時間がかかり、インボイスやパッキングリストなどの書類は原本が必要とのことである。なお、輸出による代金回収は船積みから9ヵ月以内、輸入による代金支払は船積みから6ヵ月以内が原則とされている。

4. 貿易における諸問題

経済産業省の「不公正貿易報告書」(2022年6月)などによると、日本・インド間の貿易においては、主に以下のような問題点が指摘されている。

(1) 高関税率

インドの実行関税率は30%近く(図表16-4)、日本企業がインド向けに輸出を行う場合や現地の生産拠点がインド国外から部材を調達する場合、関税費用が価格競争上のネックになっている。また、この税率はインド政府がWTO協定交渉の場で提示する基本税率(10%)と乖離している。最近の動きとしては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2021年に特定の原薬や医療機器・医療キットに対して、輸入関税の一時的な免除やIGSTの一時的な引き下げ措置が行われた。

(2) エアコンの輸入禁止措置

2020年、インド政府は、冷媒封入済みのエアコンに関する輸入禁止措置を公布し、経過措置なく即日施行した。インドは、この輸入禁止措置はモントリオール議定書上の同国の義務と整合していると説明している。ただし、モントリオール議定書上のインドの削減・撤廃義務及びインド国内法上のオゾン層破壊物質フロンガス規制の対象外である冷媒を使用するエアコンを対象を含む点で、正当化の要件を満たさないと考えられる。

日本政府はインド政府に関して、上記の国際ルール上の問題について二国間で懸念を表明し、WTOにおけるTRIMs委員会、物品貿易理事会、市場アクセス委員会にて問題提起を行っている。

(3) ICT製品に対する関税引き上げ

インド政府は、インド国内における生産を促進するために、インドのWTO協定譲許表において無税(0%)を約束しているICT製品について、2014年以降、繰り返し関税引き上げを実施している。

図表 16-6 関税引き上げの主な対象品目及び関税率

主な対象品目	インドの HS 番号	関税率
スマートフォン	8517.1211	0%から 20%に引き上げ
フィーチャーフォン	8517.1219	0%から 20%に引き上げ
携帯電話用基地局	8517.6100	0%から 20%に引き上げ
デジタルマイクロ波通信装置	8517.6290	0%から 20%に引き上げ
携帯電話用プリント回路基板アセンブリ	8517.7010	0%から 10%に引き上げ
スマートフォン用 LCD モジュール	8517.7090	0%から 15%に引き上げ (一部 20%)

(注) いずれもインドの WTO 協定譲許表の税率は 0%

(出所) 経済産業省の「不正貿易報告書」(2022 年 6 月) より作成

日本政府は、WTO 市場アクセス委員会、ITA 委員会、物品理事会の場において、また現地大使館などから繰り返し懸念を表明し、事務レベル会合を開催し、関税措置の早期撤回を要請しているものの、インド政府による状況の改善は見られない状況にある。

(4) 鉄鋼製品に対する貿易障壁

近年、中国の鉄鋼市場における供給過剰に反応する形で、インド政府は国内産業保護のために鉄鋼製品に対するセーフガード（緊急輸入制限）措置を発動した。具体的には 2015 年 9 月に熱延鋼板に対して暫定措置による課税を開始し、2016 年 3 月には暫定課税措置を確定措置として、暫定措置から 2 年 6 ヶ月にわたる課税を決定した。鋼板は日本からインドへの主要輸出品であるため、日本政府はインド政府に対して WTO 協定に基づく協議を要請した。

2008 年 9 月以降、鉄鋼製品の強制規格が導入されている。インド政府は、その目的を製品の安全及び品質の確保、環境の保護としているが、日本としては、そのような目的は鉄鋼製品のような中間財ではなく最終製品の安全規制によって達成されるべきであるとして、各業界団体が既存規制の存続などの要請を提出している。

なお、インド政府は 2016 年 2 月に鉄鋼製品に対する最低輸入価格（MIP）を設定し、当該価格を下回る価格でのインド向け輸出を禁止する措置をとっていたが、これは 2017 年 2 月に撤廃された。

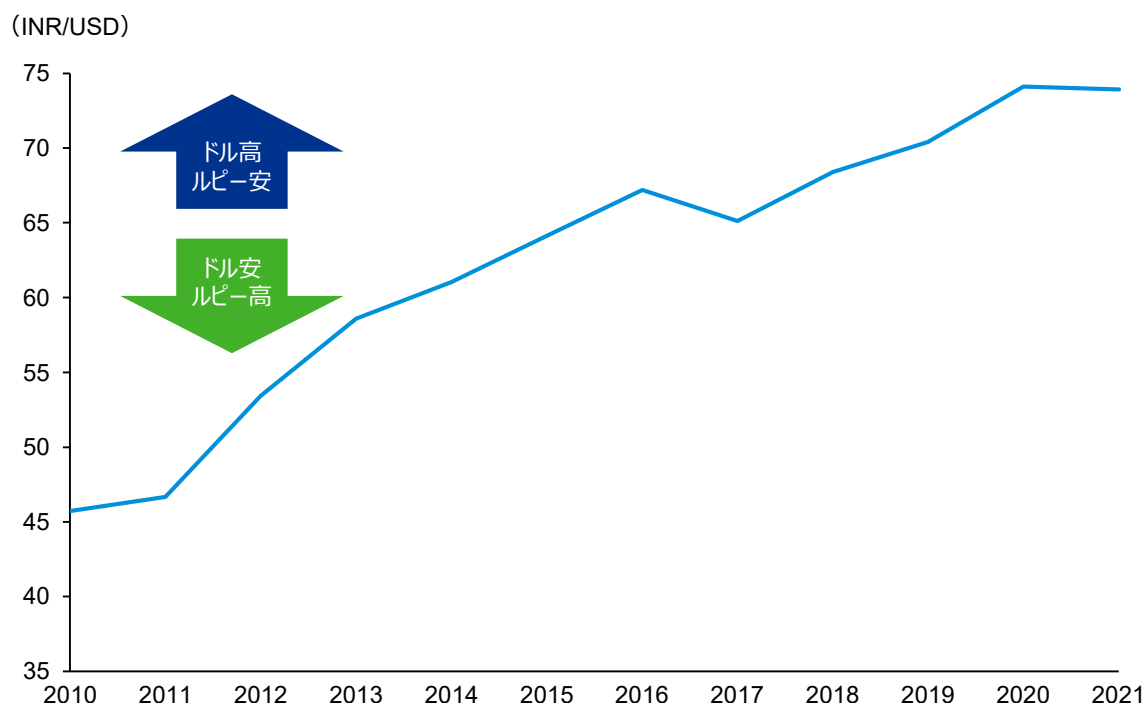
その後、2021 年 3 月、インド政府はサンセット・レビューを開始した。2021 年 9 月にインド商工省から延長の要望が出されたものの、2022 年 1 月インド財務省は、熱延鋼板及び厚板、冷延鋼板に対する課税措置を延長しないことを決定した。

5. 為替相場

1991年の外貨準備急減に対応した2回の通貨切り下げ、1992年の二重為替相場制の廃止と市場レートへの一本化、1993年の管理変動相場制への移行など、インド政府は市場メカニズムを前提とした為替変動を徐々に容認してきた。他方で物価安定を優先するインド準備銀行（RBI）は、必要に応じて為替介入を行っている。

対ドル相場は2011年後半以降、一時2016～2017年にかけてルピー高傾向になったことがあったものの、ルピー安基調が継続している。2020年に入り、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大やロックダウンに伴う景気悪化への懸念などがあるが、段階的な経済活動の再開や経常収支の改善などを支えに、為替相場は安定している。

図表 16-7 為替レートの推移

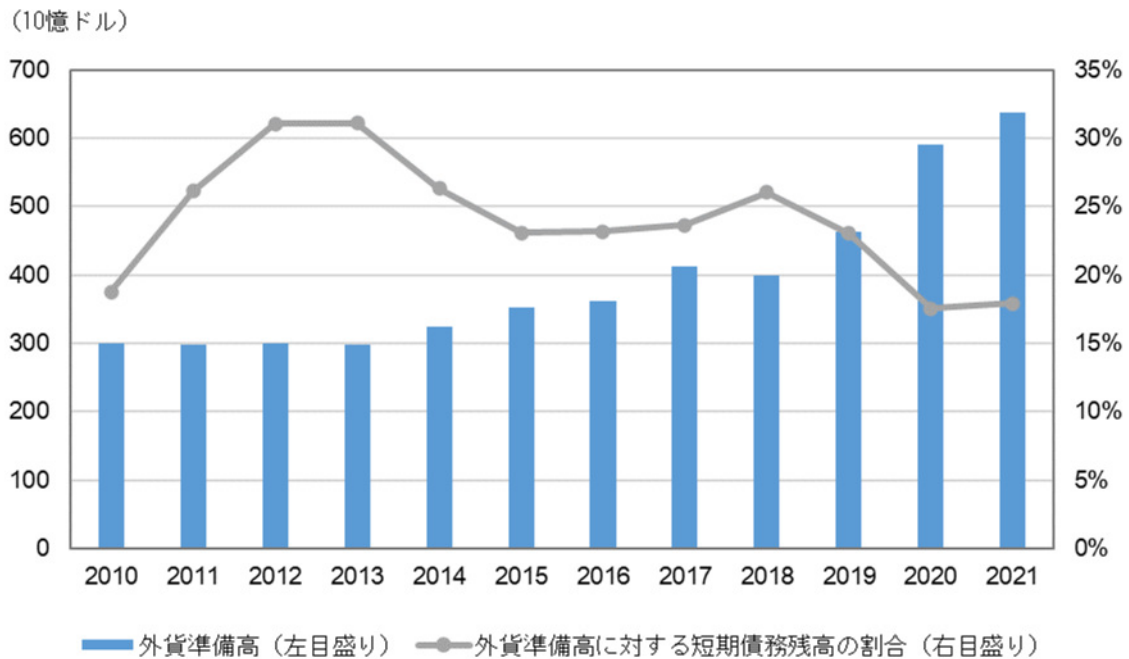


(出所) World Bank より作成

なお、外貨準備高は、2020年末に5,902億ドル（対前年比約27%増）となり、外貨準備高に占める短期債務残高の割合も17%台の水準まで減少している（図表16-8）。

これは、2019年時の原油価格の急落や米国のFRB（Federal Reserve Board）のハト派化によって、ルピーを含む新興国通貨を買い戻す動きが広がったほか、インドは積極的な投資誘致策などにより資金流入の勢いが続いていることを背景に、インド準備銀行（RBI）がドル買い介入で外貨準備を積み増していったためである。

図表 16-8 外貨準備高の推移（2010 年-2020 年）



(出所) 世界銀行より作成

6. 為替管理制度¹⁴

インドにおける為替取引はインド準備銀行 (RBI) が管轄する。根拠法は 1999 年外国為替管理法 (Foreign Exchange Management Act 1999 : FEMA) で、詳細な運用については同法に基づいて RBI が公布する諸法令により定められる。

(1) 貿易取引

經常勘定における為替取引は原則として自由化されており、日本との貿易の場合はドル・ベースが基本となる。ただし、ネパールとブータンとの輸出入では、インドルピーで決済することが義務づけられている。また、輸出で獲得した利益は全額、居住者外貨預金 (Exchange Earners Foreign Currency : EEFC) 口座に外貨で保有が可能である。

(2) 貿易外取引

RBI は 2015 年 6 月、居住者の海外送金について定めた「送金自由化スキーム」 (Liberalised Remittance Scheme : LRS) を緩和した。

¹⁴ 法人の対外商業借入など、資本取引に区分される取引については、「第 18 章 資金調達」を参照。

それによって以下を目的とする外貨獲得の場合は、一年度あたり 25 万ドルまでの金額についてはインド準備銀行（RBI）からの事前認可が不要となった（図表 16-9）。これを超える場合は事前認可が必要となる。なお、出稼ぎ、海外での治療に関連するサービス、留学を目的とした支出については 25 万ドルを超える場合でも RBI の事前認可は不要であるが、当該目的に関連した証憑の提出が必要である。

図表 16-9 送金自由化スキームの対象用途

	目的
1	私的な海外旅行（ネパール及びブータンを除く）
2	ギフトや寄付
3	雇用のための海外渡航
4	海外移住
5	海外の親類への生活支援
6	海外出張、海外での会議・専門的な研修への参加、同行に関する渡航費用
7	海外での治療、健康診断に関連する費用（同行者の渡航費用も対象）
8	留学
9	その他（美術品の購入、海外有価証券・不動産投資など）

（出所）インド準備銀行「Master Direction - Liberalised Remittance Scheme (LRS)」より作成

第17章 金融制度

1. 金融機関

インドの金融機関は、銀行部門、ノンバンク金融機関（Non-Banking Financial Institutions）に大別される。銀行部門はさらに指定商業銀行（Scheduled Commercial Banks）、地域銀行（Local Area Banks）、地域農村銀行（Regional Rural Banks）、協同組合信用機関（Credit Cooperatives）に分類される（図表17-1）。銀行部門の総資産を見ると、指定商業銀行が圧倒的であり、そのなかでもインドステイト銀行（State Bank of India：SBI）をはじめとする国有銀行12行で構成される公営銀行のシェアが大きい。インドでは、2017年から2020年にかけて公営銀行を中心に銀行の再編・統合が進み、2017年に21行あった公営銀行は、12行まで減少した。今後、民間企業の間で統合が進むと予測されており、大手銀行が事業規模の拡大に向け、財務状況や経営状況に問題を抱える中小銀行の買収を行うとの見方がある。

図表 17-1 インドの金融機関（2021年3月末）

業態 (英名・機関数)		総資産 (10億ルピー)	
銀行部門 (Banking Sector, 98,187)	指定商業銀行 (Scheduled Commercial Banks, 100)	公営銀行 (Public Sector Banks, 12)	117,314
		民間銀行 (Private Sector Banks, 37)	64,310
		外国銀行 (Foreign Banks, 45)	12,646
		小規模ファイナンス銀行 (Small Finance Banks, 6)	1,635
	地域銀行 (Local Area Banks, 2)	12	
	地域農村銀行 (Regional Rural Banks, 43)	6,516	
	協同組合信用機関 (Credit Cooperatives, 98,042)	都市協同組合銀行 (Urban Co-operative Banks, 1,534)	3,015
		農村協同組合信用機関 (Rural Co-operative Credit Institutions, 96,508)	12,600
ノンバンク金融機関 (Non-banking Financial Institutions, 9,705)	全インド金融機関 (All India Financial Institutions, 4)	全国農業農村開発銀行 (NABARD)	10,755 (4行合計)
		インド輸出入銀行 (EXIM Bank)	
		全国住宅銀行 (NHB)	
		小規模産業開発銀行 (SIDBI)	
	ノンバンク (Non-banking Finance Companies, 9,680)	預金受入型 (NBFCs-D, 52)	5,180
		非預金受入型 (NBFCs-ND, 9,500)	29,574

業態 (英名・機関数)			総資産 (10億ルピー)
ノンバンク金融 機関 (Non-banking Financial Institutions, 9,705)	ノンバンク (Non-banking Finance Companies, 9,680)	資産形成型 (Asset Reconstruction Companies, 28)	N/A
		住宅金融型 (Housing Finance Companies, 100)	N/A
	プライマリーディー ラー (Primary Dealers, 21)	銀行型 (Bank-PDs, 14)	N/A
		独立型 (Standalone-PDs, 7)	N/A

(出所) インド準備銀行「Report on Trend and Progress of Banking in India 2020-21」、「Statistical Tables Relating to Banks in India (STRBI) 2020-21 and Other Tables, 2020-21」より作成

図表 17-2 指定商業銀行の総資産ランキング (2022年3月末)

順位	和名	英名	分類	総資産 (兆ルピー)
1	インドステイト銀行	State Bank of India	公営銀行	45.3
2	HDFC銀行	HDFC Bank Ltd.	民間銀行	17.5
3	パンジャブ・ナショナル銀行	Punjab National Bank	公営銀行	12.6
4	ICICI銀行	ICIC Bank Ltd.	民間銀行	12.3
5	バロダ銀行	Bank of Baroda	公営銀行	11.6
6	カナラ銀行	Canara Bank	公営銀行	11.5
7	ユニオン銀行	Union Bank of India	公営銀行	10.7
8	アクシス銀行	Axis Bank	民間銀行	10.0
9	バンク・オブ・インド	Bank of India	公営銀行	7.3
10	インディアン銀行	Indian Bank	公営銀行	6.3

(出所) インド準備銀行をもとに作成

(1) 中央銀行

インド準備銀行 (RBI) は中央銀行として 1935 年に準備銀行法 (Reserve Bank of India Act 1934) に基づき設立された。設立当初は民間銀行であったが、1949 年にインド準備銀行法の改正を受け国有化された。1949 年銀行規制法により、銀行への規制、監督、検査の権限が付与され、銀行、支店の新設には、いかなる場合も同行の許可が必要となった。

1994 年 11 月に、金融監督委員会（Board for Financial Supervision）がインド準備銀行内に設立され、金融機関とノンバンク及びその他全ての金融組織を監督している。金融監督委員会の指導のもとに、インド準備銀行にある個別の監督局¹⁵が金融機関を監督している。

2022 年 11 月時点の総裁はシャクティカーンタ・ダース（Shaktikanta Das）氏である。中銀の独立性を巡りモディ政権と対立してきたウルジット・パテル前総裁が突然辞任したことを受けて、2018 年 12 月に就任した。総裁任期は 3 年間であった。インド政府は、2021 年 10 月にダース総裁を再任すると発表し、任期を 3 年とし続投することとなった。ダース氏は財務次官出身であり、2016 年の高額紙幣廃止を推進した一人であり、モディ首相とは近い人物であるとされている。新型コロナウイルスからの経済立て直し支援で指揮をとり、政策金利を過去最低水準に引き下げ、金融システムに大量の資金を供給した。ダース氏には、モディ政権との近い関係から政府の介入が強まることを懸念する声も出ているものの、透明性の向上と直接対話を重視しており、RBI はダース氏の下、積極的に対話する方針をとってきた。ダース氏の再任は IRB の政策スタンスに対する信任の証であるとも評価されている人物である。

(2) 商業銀行

商業銀行は、公営銀行（Public Sector Banks、12 行）、民間銀行（Private Sector Banks、37 行）、外国銀行（Foreign Banks、45 行）、小規模ファイナンス銀行（Small Finance Banks、6 行）に分類される。

公営銀行であるインドステイト銀行は、単体で 51.8 兆ルピーの総資産規模を有するインド最大手の銀行である。同行は 1806 年にインド初の銀行として設立されたカルカッタ銀行（Bank of Calcutta）、1921 年に設立されたインド帝国銀行（Imperial Bank of India）を前身とし、1955 年に政府の経済開発方針に基づき国有化された。インドステイト銀行は、その関連銀行 5 行と「インドステイト銀行グループ」を形成していたが、2017 年 4 月、国営銀行の体制を問題視している政府の主導により、関連銀行 5 行と公営銀行である Bharatiya Mahila 銀行を吸収合併した。その他の国営銀行の合併を含め、近年の公営銀行の合併状況を整理したものが下表となる。

図表 17-3 近年の国営銀行の合併状況

発表時期	合併母体となる銀行	吸収された銀行
2017年2月	インドステイト銀行 (State Bank of India)	ビーカーネール・アンド・ジャイプル・ステート銀行 (State Bank of Bikaner and Jaipur) マイソール・ステート銀行 (State Bank of Mysore) トラバンコール・ステート銀行 (State Bank of Travancore) パティヤーラー・ステート銀行 (State Bank of Patiala)

¹⁵ 銀行監督局（Department of Banking Supervision）、ノンバンク監督局（Department of Non-Banking Supervision）、金融機関監督部（Financial Institutions Division）の 3 つ。

発表時期	合併母体となる銀行	吸収された銀行
		ハイデラバード・ステート銀行 (State Bank of Hyderabad)
2019年4月	バロダ銀行 (Bank of Baroda)	ビジャヤ銀行 (Vijaya Bank) デーナ銀行 (Dena Bank)
2020年4月	パンジャブ・ナショナル銀行 (Punjab National Bank)	オリエンタル商業銀行 (Oriental Bank of Commerce) インドユニテッド銀行 (United Bank of India)
	カナラ銀行 (Canara Bank)	シンジケート銀行 (Syndicate Bank)
	インドユニオン銀行 (Union Bank of India)	アーンドラ銀行 (Andhra Bank) コーポレーション銀行 (Corporation Bank)
	インディアン銀行 (Indian Bank)	アラハバード銀行 (Allahabad Bank)

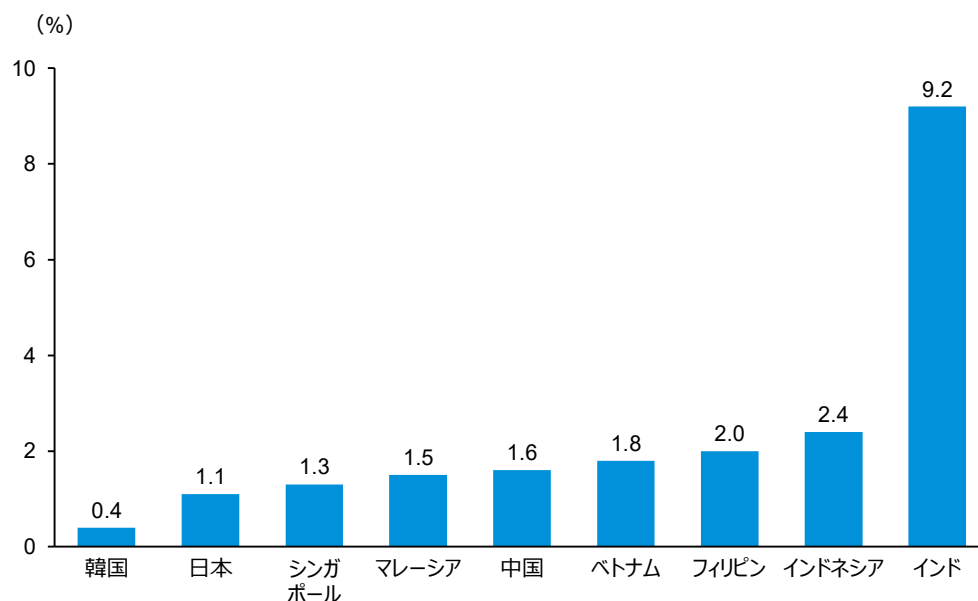
(出所) JETRO 資料より作成

公営銀行の合併は2020年4月に完了し、公営銀行は当初の27行から12行へスリム化された。政府としてはこれ以上の公営銀行の合併に否定的で、今後は民間への売却が選択肢となっており、インド政府は12行ある公営銀行うち、さらに4行¹⁶の民営化を進める方針であることを示している。

こうした政府主導による公営銀行における合併や民営化促進の背景には、インド政府による不良債権問題への取組みの強化がある。当局は2015年以降、銀行に対する検査を厳格化して貸出債権の区分を見直すとともに、引当金の積み増しを指示した。結果、公営銀行部門ではインフラ関連プロジェクトを中心に不良債権が大幅に増加し、不良債権比率は2015年3月末の4.96%から2016年3月末の9.27%へと急上昇、2018年3月末も14.58%と高水準を維持している。破産倒産法の下、債権回収が進み、不良債権比率はこの2年程で徐々に減少傾向ではあるものの、2021年時点で8.2%となっている。ただし、不良債権の比率が縮小した理由としては、不良債権の8割を占める国営企業において、合併や政府による資金流入の影響がより大きいと考えられ、民間銀行の不良債権額は支払いに問題のある企業顧客や貸付金の増加で拡大傾向にある。インドの不良債権問題は他のアジア主要国と比較しても、次の図に示す通り極めて深刻な状況であり、インド政府とインド準備銀行はこの問題の早期解決を目指し、様々な取組みに着手している。

¹⁶ 民営化の優先候補は、政府が直接・間接的に過半数株を保有するパンジャブ・アンド・シン
ド銀行、バンク・オブ・マハラシュトラ (BOM)、UCO 銀行、IDBI 銀行の4行

図表 17-4 アジア主要国およびインドの不良債権比率比較



(出所) JETRO 資料より作成

特に注目されていたのは、2021年7月に発足した国際資産再建会社（NARCL：バッドバンク）への約2兆ルピーほどの不良債権の移管である。国際資産再建会社には、インドステイト銀行やパンジャブ・ナショナル銀行、電力融資公社などが出資している。また、新型コロナウイルスの打撃を受けている状況を踏まえ、民営化を通じて政府の歳入増を図ることも必要との考えを示している。

なお、外国銀行支店は国内銀行、民間銀行と同等の業務を行うことが認められている。日本のメガバンク3行もインドにおけるフルバンクライセンスを取得し支店を展開しているものの、進出日本企業への融資や貿易金融が中心で、リテール業務は行っていない。小規模ファイナンス銀行は、政府の金融包摂政策の一環として、金融サービスへのアクセスに制約がある層（地方部、低所得者）に対してサービスを提供している。

(3) 非銀行金融機関

非銀行金融機関（Non-banking Financial Institutions）には、国策的な融資を提供するための政府系金融機関である「全インド金融機関」（All India Financial Institutions）、非銀行与信機関であるノンバンク（Non-banking Finance Companies）、国債引き受けを行う政府公認のプライマリーディーラー（Primary Dealers）が含まれる。全インド金融機関には中小企業向け融資を目的に設立された小規模産業開発銀行（Small Industries Development Bank of India：SIDBI）、農業、地方開発向け融資を目的に設立された全国農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development：NABARD）、貿易金融を行うインド輸出入銀行（EXIM Bank）、住宅金融を提供する全国住宅銀行（National Housing Bank：NHB）の4行がある。なお、2018年秋には大手ノンバンクであるIL&FS（インフラストラクチャー・リーシング・アンド・ファイナンシャル・サービス）や、DHFL（デワロン・ハウジング・ファイナンス）の債務不履行が相次いだ。

結果、IL&FS に関しては経営破綻に陥り、政府の介入により同社の経営陣が刷新された。DHFL に関してはインド準備銀行（RBI）が同社の破綻処理に乗り出し、経営陣を更迭した。ノンバンク業界の流動性不安が顕在化し業界全体として株価の下落や格付けの引き下げが続く中、新型コロナウイルス感染の影響で債務不履行に陥る企業の増加を見越して、零細企業向けや個人向けの無担保ローンの新規取扱いを停止、住宅ローンや自動車ローンの審査が強化されるなどの貸し渋りが深刻化している。

(4) 投資基金

インド政府は、インフラ整備を着実に進めるべく、行政手続きの簡素化とともに、投資を呼び込むためのさまざまな事業手法を導入している。その一環として、国家インフラ投資基金（National Investment and Infrastructure : NIIF）を設立した。NIIF は、アジア開発銀行（Asian Development Bank : ADB）、アジアインフラ投資銀行（Asian Infrastructure Investment Bank : AIIB）、アラブ首長国連邦のアブダビ投資庁、カナダ年金基金投資委員会（Canada Pension Plan Investment Board : CPPIB）等国際開発金融機関や他国からの融資を受け、資金を確保している。

さらに、インド政府は、国内外のインフラ事業への投資を進めるべく、2021 年に開発金融機関として、金融インフラと開発のための国立銀行（National Bank for Financing Infrastructure and Development : NaBFID）を設立し、2,000 億ルピーの出資を拠出、500 億ルピーの助成金を交付しており、今後数年間で 3 兆ルピーの資金調達を目指している。長期にわたる事業への融資に消極的な銀行とは異なる役割をもつ。

(5) 金融包摂政策

インドはもともと地方や低所得者層において金融サービスへのアクセスができない人口が多かった。そんな中、政府によるデジタル化への促進、金融包摂政策や通信料引き下げなどによるスマートフォン普及率の上昇によって、デジタル金融サービス（フィンテック）を利用できる人口が増加した。フィンテックによる個人ローンの平均融資額は 1 万ルピー以下まで低下し、耐久消費財ローン（分割支払い）も増加した。

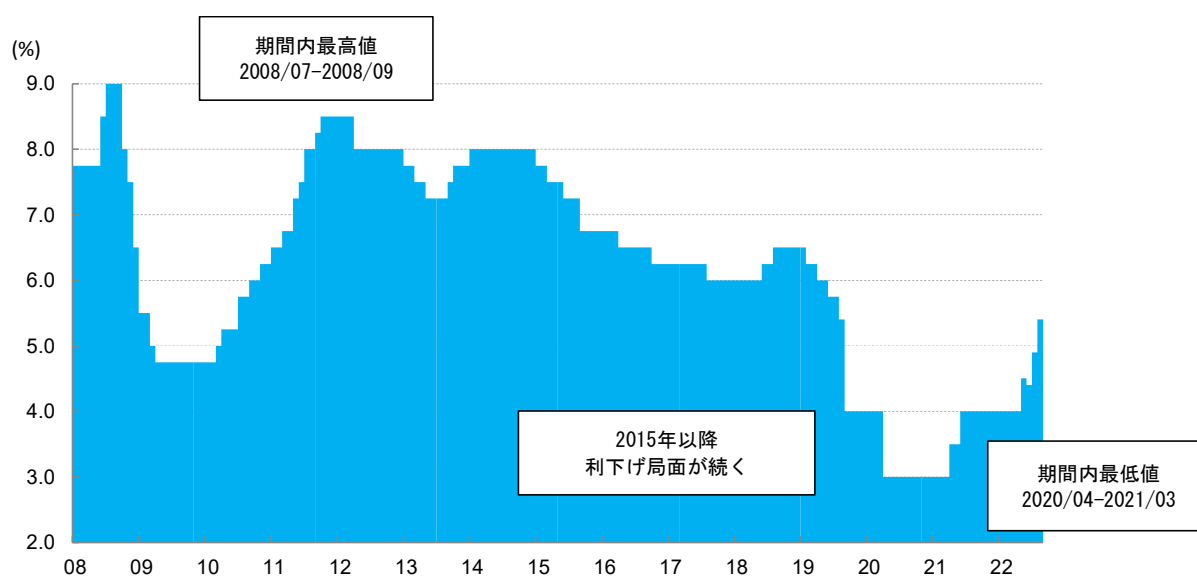
アイルランドの信用調査会社エクスペリアンとインド商工省の投資促進機関インベスト・インディアが共同で行った調査報告書によれば、融資の手続きをオンライン化した「デジタルレンディング」の市場は、2013 年は 140 億米ドルだったのが、2023 年には 3,500 億米ドルに達する見通しである。

2. 金融市場

インド準備銀行は、2016 年からインフレ目標を重視した金融政策の枠組みを導入している。その枠組みにおいては、インフレ目標値 4%とし、それに対して±2%以内の許容幅を設定している。インフレ目標は、中央政府により 5 年ごとに見直される。インド準備銀行は、インフレ抑制と経済成長促進の両立が求められており、特に新型コロナウイルス感染拡大の収束後の経済安定成長は重要課題である。

直近の動向としては、2022 年 8 月の金融政策決定会合において、政策金利（レポ金利）を 0.5% 引き上げ、5.4%にすると決定した。これは、3 会合連続で利上げとなる。インド準備銀行は 2022 年 5 月の緊急会合にて、3 年 9 ヶ月ぶりに利上げに踏み切り、その後 6 月にも追加利上げを実施し、そして 8 月の会合にて追加で利上げを行い、結果 5.4%に引き上げられ、コロナ以前の 2019 年 8 月の水準にまで戻した。背景として、期待インフレ（市場関係者からの予想物価上昇）と実際のインフレを抑制しつつ、堅調な成長の維持を両立することが挙げられる。

図表 17-5 政策金利（INREPO）の長期推移（2001 年 4 月-2019 年 8 月）



(出所) インド準備銀行 (RBI) より作成

3. 資本市場

(1) 株式市場

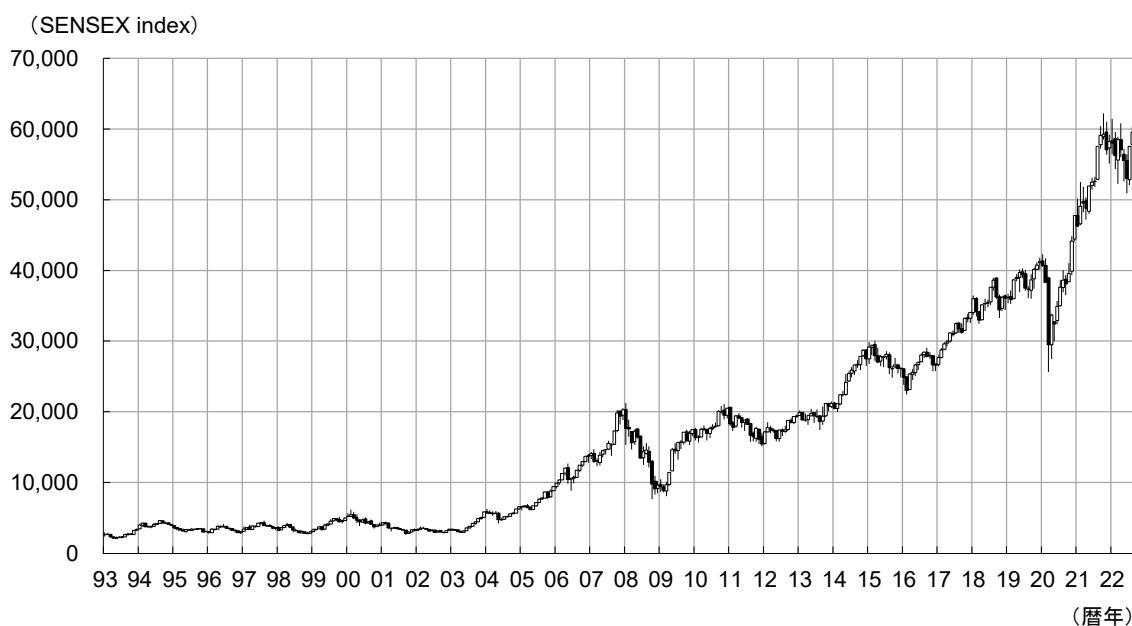
資本市場の規制・監督機関であるインド証券取引委員会 (Securities and Exchange Board of India) は、投資家が金融上の不正行為から保護されるよう、市場を監督する権限を与えられている。損害を受けた投資家は、関係する株式市場について、インド証券取引委員会に書面で報告することにより、救済を求めることができる。投資家保護のためのインド証券取引委員会の規制に加えて、1956 年会社法 (Companies Act, 1956) 及び 1956 年証券契約 (規制) 法 (Securities Contracts (Regulation) Act, 1956) には、投資家の利益保護のための規定が含まれている。対内証券投資については、海外機関投資家に対して発行市場及び流通市場で取引される証券に対する投資が許可されている。2014 年 6 月より、従来 3 つに区分されていた海外投資家のカテゴリーが「外国ポートフォリオ投資家」(Foreign Portfolio Investors : FPI) という新たなカテゴリーに統一され、制度の簡素化が図られた。FPI によるインド企業への出資比率は 10%を超えてはならず、当該企業に他の海外投資家が出資している場合には、海外投資家合計で出資比率が 24%を超えてはならないことから、依然として規制の強い市場である。

インドには数多くの証券取引所が存在するが、時価総額が大きいボンベイ証券取引所（Bombay Stock Exchange : BSE）、ナショナル証券取引所（National Stock Exchange : NSE）が主要な取引所である。ボンベイ証券取引所の上場企業数は 5,280 社、ナショナル証券取引所の上場企業数は 1,641 社、である（2022 年 8 月末時点）。特に海外投資家にとっては、インドの浮動株比率の低さが投資拡大の妨げになっていることから、2019 年 7 月、政府はインド証券取引委員会に対し、浮動株比率の下限を 25%から 10%程度引き上げることを検討するように指示したと報じられている。

さらに、インド証券取引委員会（Securities and Exchange Board of India : SEBI）は、市場のリスク要因を定期的に公表する方向で検討を進めている。これが実現すれば、世界で初めての試みとなる。このような検討に踏み込む理由としては、インドでは個人投資家が増加しており、パニック売りのような値動きが見られるため、過度に不安定な市場の値動きを抑制するためである。ただし、これが導入されるまでには多くの時間を要すると思われる。

ボンベイ証券取引所が公表する「S&P BSE SENSEX」はインドを代表する株価指数である。ボンベイ証券取引所に上場する代表的な 30 銘柄の時価総額加重平均指数であり、1978～1979 年の時価総額を 100 として算出される（図表 17-6）。

図表 17-6 株価指数（SENSEX）の推移



（出所）ボンベイ証券取引所より作成

(2) 債券市場

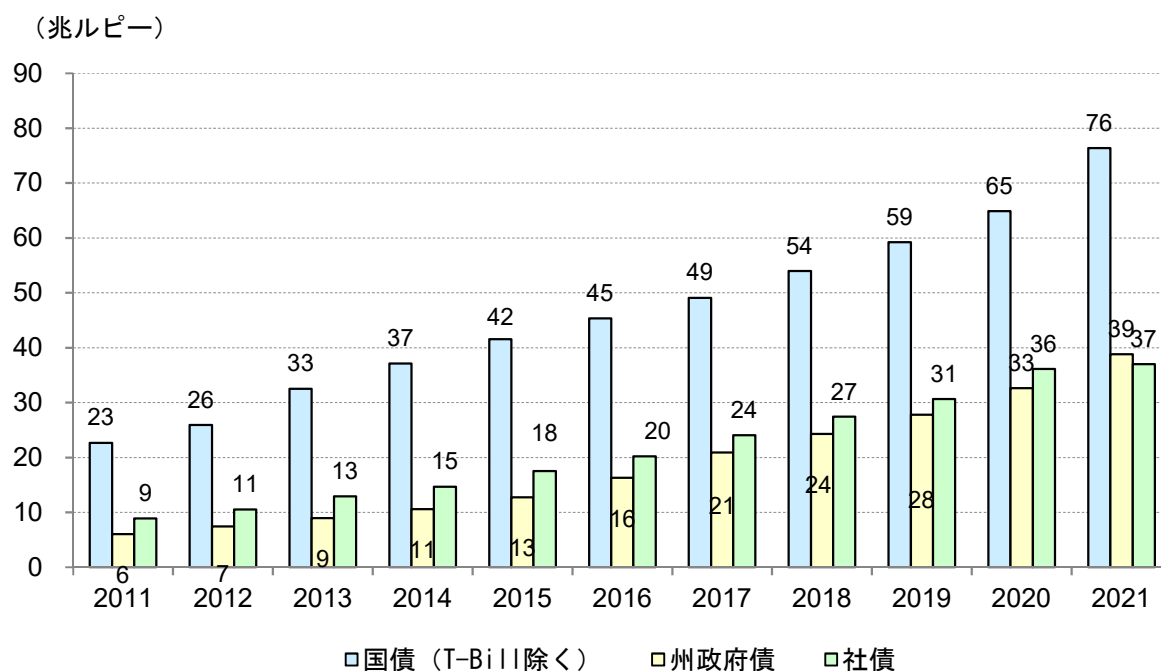
インド準備銀行、インド証券取引委員会によれば、2022 年 3 月末のインド国内市場の債券発行残高は、連邦政府債 76 兆ルピー、州政府債 39 兆ルピー、社債 37 兆ルピーであった（図表 17-7）。インドの債券市場においては、伝統的に国債などの公債が大部分を占めているが、これは恒常的な歳入不足を補うために国債が発行され、それが国内市場で消化される仕組みが作られていたためである。

インドでは、非居住者の債券投資に対する規制が設けられる一方で、国内の金融機関に対しては一定割合の国債保有を義務づけるなどの政策がとられてきた。国債の保有比率を見ると、商業銀行が首位（34%：2019年3月末）であるが、これはインド準備銀行の定める法定流動性比率（Statutory Liquidity Ratio：SLR）規制により、銀行は負債の一定割合を政府債で調達する義務を課せられているためである。

また、インド企業は社債ではなく、銀行借入や株式による資金調達を選好してきた経緯があり、社債の発行による長期資金の調達が必要な場合も公募ではなく私募が選ばれてきたため、国内社債市場の発達が遅れたと言われている。

インドの国債市場は、2021年5月頃から軟調な展開が続いている。インド準備銀行が政策金利を据え置くなど緩和的な金融環境は市場を後押ししているものの、米国の長期金利の上昇や原油高騰がインドの債券市場に影響を及ぼしている。新型コロナウイルスの感染が収束し経済活動が正常化すれば、インド経済の優位性が際立つと見られており、そんな中で、インド国債の相対的に高い利回り水準が再注目されるとの見方もある。

図表 17-7 インド債券市場の残高推移



(出所) インド準備銀行、インド証券取引委員会より作成

第18章 資金調達

1. インドでの資金調達

(1) 資金調達方法

インドでの資金調達方法を大別すると、①現地での銀行借入、②インド国外からの銀行や企業からの借入（対外商業借入、External Commercial Borrowing：ECB）、③社債発行、④株式発行の4種類となる。図表 18-1 は、4種類の資金調達方法について、資金提供者、調達通貨、為替リスクや金利コストの相対比較、資金使途の制約の有無を表したものである。特に②ECB ローンの場合は、資金使途、平均借入期間、借入可能業種などの制約がある点には留意が必要である。

図表 18-1 インドでの主な資金調達方法

	現地銀行借入	対外商業借入 (ECBローン)	社債	増資 (株式)
主な資金提供者	現地銀行	日本の親会社 インド国外の銀行	日本の親会社 インド国外の 投資家	日本の親会社 現地合弁会社 不特定多数の投資家
主な調達通貨	インド・ルピー	米ドル 日本円	インド・ルピー	インド・ルピー
為替リスク	小	大	小	小
金利コスト	高	低	高	低
資金使途の制約	特になし	設備資金 運転資金	特になし	特になし

(出所) 現地ヒアリングをもとに作成

(2) ヒアリングに基づく現状 (2022年8月)

進出日系企業（中堅規模）の資金調達の手段としては、親会社からの出資（増資など）や借入が多い。出資の大半が普通株による増資だが、一部には配当権なしの優先株もある。また、対外商業借入（ECB ローン）は払込資本金及び内部留保（外貨建てで受取った株式プレミアムを含む）（paid-up capital and free reserves including the share premium received in foreign currency）に応じて借入額の上限が決められているため（Debt Equity Ratio の上限は、2018年のECB規制の変更により4倍から7倍に緩和された）、ECB ローンで新たに資金調達することが難しい場合には、転換社債の発行を利用するケースもあるようである。

現地企業へのヒアリングによると、日系企業もその進出形態によって資金調達方法を使い分けている。初期投資や設備資金については、ECB ローンを借入して邦銀やJBIC などから長期で調達しているケースが多い。一方、短期の運転資金については、現地銀行から借り入れるケースもあるようである。地場企業とJVを組んでいる場合は、JV企業の信用力が活かせるため、現地での銀行借入も有力な資金調達の選択肢となっている。

運転資金目的の場合は、例えば仕入から製品売上までの時間的なギャップを埋めるために1~3ヵ月程度の借入で回していく手元資金としての性格が強く、為替リスクはあるもののルピー建てで借りるケースが多い。為替ヘッジは可能だが、ルピーの信用力が低いために1年以上の市場の流動性が乏しく、1年未満で行うことが多いようである。

長期リースの場合は、土地など現地の担保評価が困難なため、親会社の保証や借款契約を以って担保に替えることが多い。

2. 現地での銀行借入

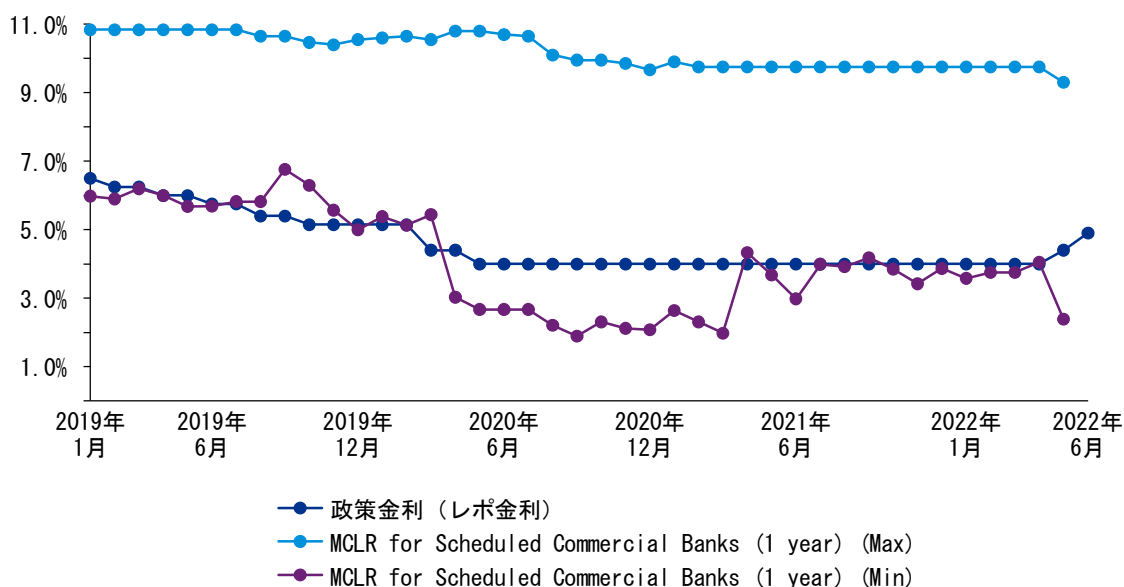
(1) 現地での借入のメリット・デメリット

現地での銀行借入のメリットに、インドの通貨ルピーを機動的に調達しやすいこと、支払利息を損金算入できること、売上の殆どがインド国内で発生する企業では、為替変動による収支計画の変動リスクを抑制できることが挙げられる。一方、日本からの借入と比較すると金利水準が高い点や日本の親会社保証を求められるケースが多い点がデメリットとなっている。

(2) 足下の金利水準

2016年4月、インド準備銀行は、貸出基準金利の計算ガイドラインとして、MCLR (Marginal Cost of Funds based Lending Rate) を定めた。各行はガイドラインで定められた計算式に従い、短期(翌日、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年)の貸出基準金利を設定している。当時の目的は、政策金利の引き下げにより市中金利を押し下げることにあつたが、銀行側が新規貸し出しのリスクプレミアムを引き上げて貸出金利の引下げを回避したため、意図したほどの効果は出なかったようである。図表 18-2 は政策金利(レポ金利)とMCLR(1年物、レンジ)の推移を示す。

図表 18-2 政策金利と貸出基準レートの推移



(出所) インド準備銀行より作成

図表 18-3 は、2022 年 6 月 28 日時点の各行ウェブサイトに掲載されている MCLR を示している。これによると、邦銀 2 行はいずれも地場大手銀行より金利水準が低いことが分かる。ただし、MCLR は時点によって変わる点に留意が必要。また、上に記載した通り、MCLR は必ずしも実際の貸出金利を示していない。現地での邦銀支店へのヒアリングを踏まえると、邦銀の実際の貸出金利が地場銀行より安いとは一概には言えないようである。

図表 18-3 邦銀と地場銀行の貸出基準レート

	邦銀		地場銀行	
	三井住友	三菱 UFJ	SBI	ICICI
実効日	6/1	6/1	6/15	6/27
翌日物	4.25	4.85	7.05	7.3
1 ヶ月	4.25	5.05	7.05	7.3
3 ヶ月	4.65	5.00	7.05	7.35
6 ヶ月	5.00	5.90	7.35	7.5
1 年	5.70	5.85	7.40	7.55
2 年	-	5.35	7.60	-
3 年	-	-	7.70	-

(出所) 各行ウェブサイトの 2022 年 6 月 28 日掲載中の資料より作成

インド準備銀行は、2020 年 3 月の緊急会合にて、新型コロナウイルスのパンデミックの深刻な悪影響がインド経済に及ぶ恐れがあるとして、1 年 1 ヶ月ぶりに利下げ (0.75 ポイント) に転じ、同年 5 月の緊急会合でも連続の利下げ (0.40 ポイント) を行った。ただし、その後は、インド政府は、コロナ禍の経済への悪影響を抑制すべく、経済対策を維持しつつ、金融政策についても緩和的なスタンスを維持する方針とされ、政策金利は、4.0%のまま 2022 年 4 月まで据え置きされた。

2022 年 5 月、消費者物価指数の上昇と世界的なインフレ圧力の強まりを受け、インド準備銀行は政策金利を 0.40 ポイント引き上げることを全会一致で決定した。2022 年 6 月には、世界経済のインフレと成長率の鈍化、ウクライナ情勢にかかる経済制裁、新型コロナウイルス関連のサプライチェーンの混乱などを背景に、景気拡大を支援しつつもインフレ率が目標内に収まるよう緩和策の縮小に焦点を置くとの方針とともに利上げが決定され、続く 2022 年 8 月にも利上げが決定された。3 会合連続での利上げにより、現在の政策金利は 5.40%となっている。

3. 海外からの借入

(1) 対外商業借入 (External Commercial Borrowing : ECB) の概要

ECB には、インド準備銀行の認可が不要な「自動認可ルート」と、同行の事前認可を必要とする「政府認可ルート」がある。規制に定められた要件を満たす範囲の商業借入であれば、「自動認可ルート」に則り、銀行による審査のみで借入できるが、資金使途、金利、借入限度額などが要件から逸脱する場合は、事前にインド準備銀行から承認を得なければならない。

ECB の枠組みは 2019 年 1 月に大幅に改正された。従前は「外貨建て中期」、「外貨建て長期」、「ルピー建て中長期」の 3 つのカテゴリーでガイドラインが構成されていたが、新規制では「外貨建て」と「ルピー建て」の 2 つに統合された。

また、借入対象業種が FDI を受け入れられる全ての業種に開放されたため、これまで制限を受けていた商社、販売会社、販売金融会社も ECB の活用が可能になった。さらに、最低平均借入期間は金額に拘らず 3 年に統一された（例外あり）。返済期間は厳密に計算されているようである。実際、小数点第 2 位で基準を満たしていなかったケースで、インド準備銀行から借入期間の延長を求められたケースもあるようである。資金の用途についてはネガティブ・リストが定められている（図表 18-4）。従来、運転資金や経費性資金、インドルピー建て現地借入の返済を目的とした ECB の利用は、「外国株主」からの借入に限定されていた。しかし、2019 年 7 月の規制緩和では、貸付人の対象が「ECB 規定を満たした貸付人（インドの銀行の外国支店、子会社を除く）」に拡大された。その他、主要な要件を以下に示す。

- 上限金利 : 外貨建ての場合は Libor 6 ヶ月若しくはその他の 6 ヶ月のインターバンクレート+450bps、ルピー建ての場合は同期間のインド国債金利+450bps
- 上限借入金額 : 外貨建て・ルピー建てともに USD750 百万相当
- ヘッジ義務 : インフラ関連企業である場合かつ平均借入期間 5 年未満の場合、70%のヘッジ義務

(2) ECB による資金調達のメリット・デメリット

ECB による資金調達のメリットには、①金利水準の低い通貨で借入することで支払利息を抑制できる、②原材料価格がドル建ての商品市況に連動し、販売価格もドル建てにリンクする場合、ドルの借入とすることで事業計画の安定化を図ることができる、③通貨ルピーが増価した場合には利息や元本の実質的な返済負担が減少する、などがある。

一方、デメリットとしては、①為替変動リスクを負うことになるため、想定以上のルピー安になった場合は為替差損が膨らんでしまう、②ECB で定められた金額を上回る借入を求める場合は、インド準備銀行の事前認可が必要となる、などが挙げられる。

図表 18-4 対外商業借入（ECB）の概要

	外貨建て	ルピー建て
平均借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上 ・製造業者による5,000万ドル以下の借入の場合は1年以上 ・外国株主からの借入で、用途が運転資金、一般的な事業資金、ルピー建て借入の返済の場合は5年以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
借入の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・借入（銀行借入を含む） ・変動・固定利付債、社債、普通社債等 ・3年超のトレードクレジット ・外貨建て転換社債（FCCB） ・外貨建て転換条項付社債（FCEB） ・ファイナンス・リース 	<ul style="list-style-type: none"> ・借入（銀行借入を含む） ・変動・固定利付債、社債、普通社債等 ・3年超のトレードクレジット ・ファイナンス・リース ・海外発行のルピー建て普通社債
借入資格者	<ul style="list-style-type: none"> ・FDIを受けることができる全ての企業 ・ポートトラスト ・特別経済地区（SEZ）入居企業 ・インド中小企業開発銀行（SIDBI） ・輸出入銀行（EXIM Bank） 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の企業 ・マイクロファイナンスに従事する非営利企業、協会・信託・信用組合、非政府組織
貸出資格	<p>金融活動作業部会（FATF）または証券監督者国際機構（IOSCO）の加盟国の居住者</p> <p>※国際的・地域的な金融機関、個人、インドの銀行の海外支店・子会社も可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
上限金利	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヵ月LIBOR + 450bps またはその他の6ヵ月物インターバンク金利レート + 450bps 	<ul style="list-style-type: none"> ・同期間のインド国債金利 + 450bps
資金用途	<p>次の用途に使用不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産事業 ・資本市場への投資 ・株式市場への投資 ・前記を目的とする他企業への転貸 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
借入上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・750百万米ドル相当 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
D/Eレシオ	<ul style="list-style-type: none"> ・海外直接投資者からのECB金額が5百万米ドル超の場合、資本金：ECB=1：7を上限 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

（出所）JETRO ウェブサイト、インド準備銀行より作成

4. 社債市場での資金調達

(1) 債券発行による資金調達のメリット・デメリット

社債の発行による資金調達には、①インド国外でルピー建ての社債を発行し、日本本社などが引き受ける方法と、②インドの証券取引所に上場する社債を海外投資家向けに発行する方法がある。これらの調達方法に関する管轄は、①がインド準備銀行（ECB 適用あり）で、②はインド証券取引委員会（Securities and Exchange Board of India : SEBI）である。なお、上場にあたっては、SEBI に登録済みの格付機関から外部格付を取得する必要があるが、格付基準の制限はない。また、①②ともに、償還までの期間は 3 年以上でなければならない。

社債発行による資金調達のメリットには、①ルピー建てで発行するので発行体（インドの子会社）は為替リスクを負わないこと、②支払利息の損金算入ができること、③親会社保証がなくても子会社の信用力次第で金利コストを抑えられること、④比較的長期の資金が調達できること、などが挙げられる。

他方、デメリットとしては、①格付取得や発行手続きに時間を要するため、銀行からの借入枠がある場合に比べると機動性に劣ること、②債券市場の環境次第では、借入金利よりも高い金利コスト（クーポン・レート）負担となることなどが挙げられる。

5. 株式上場での資金調達

(1) 株式上場によるメリット・デメリット

株式の上場には、証券取引所が求める上場審査基準を満たす必要がある。例えば上場後の払込済資本金や時価総額、過去 3 年間の利益水準、株式の分布など、各証券取引所はメインボード（主に大企業向け）、SME ボード（新興企業向け）などの株式市場ごとに、それぞれ基準を定めている。

株式上場による資金調達のメリットには、資金調達手段の多様化が挙げられる。また、当該企業が安定的に利益を上げており、流通市場（株式市場）で簿価以上の価格で評価されていれば、日本の親会社は保有株式の売却でキャピタルゲインを得る可能性もある。

他方、デメリットとしては、親会社の議決権比率が低下すること、上場証券取引所のルールに則り財務情報などの適時開示を求められることが管理コストの増加につながるなどが挙げられる。

第19章 労働事情

1. 労働法の体系

インド憲法は、連邦政府及び州政府にインドにおける雇用と労働を規制する法律制定権を与えており、インドの労働法は各州法を確認する必要がある場合が多い。また、日本における労働基準法や労働契約法にあたる包括法令は未だ存在せず、同じ項目について、業種に応じて異なる法令が存在するなど、連邦レベルでも多数の労働関連の法が存在するため、理解を難しくする要因となっていた。

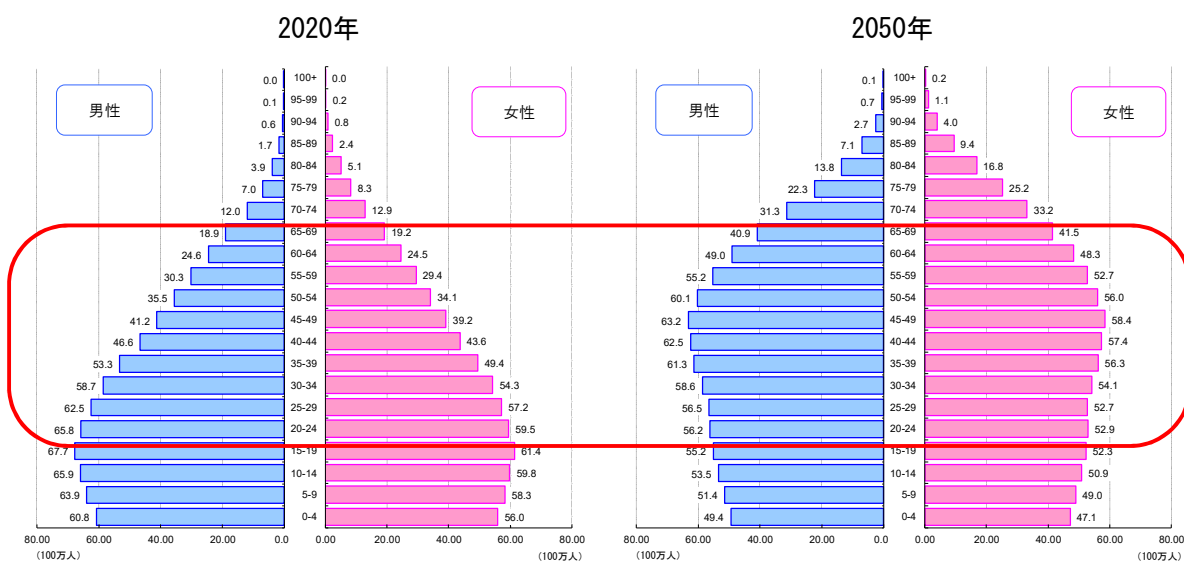
この問題を踏まえ、インド政府は、29の連邦労働法をまとめて4つの連邦法（(1) 2020年労使関係法、(2) 2020年労働安全衛生法、(3) 2020年社会保障法、(4) 2019年賃金法）に整理することとした。このうち、2019年賃金法については、2020年12月28日付通知（Notification）により、一部の条文（第42条、62条及びおよび69条）が即時施行されているが、その他の新労働法は、まだ施行されていない。現地企業ヒアリングによると、2022年現在、年内には施行されるとの噂もあったようであるが、連邦法と連動した各州の制度改正が進まず、何度も延期を繰り返しており、具体的な時期などは定まっていない。

2. 労働市場と雇用情勢

モディ首相は、2014年の首相就任以降、Make in India政策の推進により2022年までの雇用1億人創出を掲げるなど、雇用対策を政策の柱として掲げてきた。ただし、2018年には失業率が、都市部で7.8%、農村部5.3%という過去45年間で最悪の水準に達するなど、目立った成果は挙げられておらず、2020年には、コロナ禍で雇用は更に打撃を受けた。2021年のオミクロン株の流行以降は、政府の経済対策によりコロナ禍の影響は抑制され、2020年現在インド経済は回復・成長基調となっているが、失業率は引き続き高位で推移しており、雇用対策はインド経済の課題と言える。

図表 19-1 は、インドの年齢グループ別人口構成を2020年と2050年で比較したものである。2020年は富士山型で、15才から64才までの人口は男女合わせて9.4億人であった。2050年の推計では、釣鐘型となつてはいるものの、15才から64才までの労働力人口は11.2億人で、1.8億人増加している。インドは今後も豊富な労働力の恩恵を得ることができる。

図表 19-1 インドの人口構成の変化



(出所) 国際連合「World Population Prospects 2022」より作成

一方で、宗教的・文化的理由もあり、女性の社会進出は遅れている。東南アジアのように工場ワーカーとして女性を大量に採用することは困難であるといわれる。ただし、日系企業の中には、女性ワーカーのみの生産ラインを設けるなど、女性登用に積極的に取り組んでいる企業も存在する。歴史的にインドは、男性優位の国と言えるが、近年は徐々に女性の社会進出も進んでいる。

3. 賃金

2019年賃金法では、1936年賃金支払法、1948年最低賃金法などの4つの賃金関連法が統合された。賃金法では、賃金の定義や最低賃金額、支払いについて規定されている。原則として全ての従業員がその適用の対象になる。賃金法によると、賃金とは、給与や手当など、支払いの名目に関わらず、金銭あるいは金銭と同視できる全ての報酬を意味し、基本給、物価調整手当、残留手当などを含む。ただし、賃金法では、法定賞与、住居手当など、賃金に含まれない手当¹⁷が定められており、これらの手当が報酬総額の50%を超えることはできず、仮に50%を超えた場合、超過部分は報酬であるとみなされ、賃金の一部に加算されるとされた。

¹⁷ (a) 法定賞与、(b) 住居手当、光熱、水道、医療、その他の便宜の提供、一般または特別命令により賃金の計算から除外されるサービスの提供、(c) 年金または社会保障拠出金 (Provident Fund) とこれらに対する利子、(d) 通勤手当、(e) 特別経費、(f) 家賃手当、(g) 当事者間の裁定や和解、裁判所や審判所の命令に基づいて支払われる報酬、(h) 時間外手当、(i) 手数料、(j) 退職金、(k) 普通解雇に伴う補償やその他退職に伴う手当。

また、報酬の一部が現物支給されている場合、現物支給の価額が賃金総額の 15%を超えない限り、当該現物支給は賃金の一部とみなされる。

(1) 最低賃金

従前、法的拘束力を持たない指針として、全国最低賃金水準が定められていたが、2019 年賃金法では、最低賃金水準に関する規定が設けられた。賃金法では、連邦政府で各地域の労働者の生活水準を考慮し最低賃金水準を定めるものとされ、最低賃金水準は地域毎にその水準が異なる可能性がある。州政府が定める最低賃金率は、連邦政府が定める当該地域の最低賃金水準を下回ってはならず、州政府が定める最低賃金率が、連邦政府が設定した最低賃金水準よりも高い場合、州政府が定める最低賃金率が基準となる。

(2) 賃金の支払い

1936 年賃金支払法では、賃金期間は 1 ヶ月を超えてはならず、支払期限は、事業所の従業員数に応じて、賃金支払期間の満了日から 7 日目または 10 日目までとされていた。2019 年賃金法では、支払いに関するルールが細分化され、日給・週給・隔週給・月給の各支払方法に応じて、異なる支払期限を定めている。また、使用者は、従業員の解雇や自主退職などの雇用終了時において、雇用終了日から 2 営業日以内に支払いを行わなければならない。なお、1936 年賃金支払法では、使用者は、罰金・立替金の回収などにつき、賃金の 75%を超えない限り賃金から控除できるとされていたが、2019 年賃金法では、控除額の合計が賃金の 50%を超えてはならないとされた。

(3) 賞与

1965 年賞与支払法では、月額賃金が 21,000 ルピー以下の従業員に対して賞与の支払義務があるとされていたが、2019 年賃金法では、各州政府が賞与の支払義務の対象範囲を決定するとされたため、支払対象となる従業員の範囲を確定するには、各州政府の通知を確認する必要がある。また、1965 年賞与支払法上、従業員は、事業所内での詐欺行為、暴動・暴力行為、窃盗・横領・器物損壊により解雇された場合には賞与受給資格を喪失するとされていたが、2019 年賃金法では、これらに加え、性的暴行に関する罪での有罪判決を受けたことも喪失事由となった。

図表 19-2 インド主要都市の賃金水準（月額、米ドル、基本給）

		ニューデリー	アーメダバード	チェンナイ	ベンガルール	ムンバイ	
賃金	製造業	ワーカー（一般職）	261	252	236	280	328
		エンジニア（中堅技術者）	510	478	397	625	944
		中間管理職（課長クラス）	1,573	827	854	1,451	1,852
	非製造業	スタッフ（一般職）	628	n. a.	405	585	712
		マネージャー（課長クラス）	1,727	n. a.	1,126	1,368	1,971
		店舗スタッフ（アパレル）	459~479	403~673	n. a.	歴2年平均：285 歴8年平均：444	n. a.
		店舗スタッフ（飲食）	483~597	309~632	n. a.	歴2年平均：223 歴8年平均：336	242~269
	法定最低賃金	非熟練工	月額：188	日額：3.71	月額：179	月額：157	月額：146
		準熟練工	”：207	”：3.82	”：186	”：171	”：161
		熟練工	”：228	”：3.94	”：192	”：176	”：177
	賞与支給額 （固定賞与+変動賞与、対基本給与：カ月分）		1.15	0.99	1.14	1.15	1.37
	社会保険負担率		事業主：13%* ¹ （内訳）年金基金：8.33%* ² 、積立基金：3.67%* ³ 、管理費：0.5%* ⁴ 、保険料：0.5%* ⁵ 従業員（本人）：12% （内訳）従業員積立基金（EPF）：12%				
	名目賃金上昇率	2017年	9.0%	11.6%	11.0%	16.4%	11.5%
		2018年	10.0%	11.4%	10.5%	13.0%	18.0%
		2019年	6.5%	5.5%	8.1%	7.1%	6.4%

（注1）事業主負担率は適用金額などにより変動

（注2）年金基金は8.33%か1,250ルピーの低い方

（注3）積立基金は12%から年金基金負担分を差し引いたもの

（注4）管理費は0.5%か500ルピーの高い方

（注5）保険料：対象上限15,000ルピー

（出所）JETRO「2020年度 アジア大洋州・日本投資関連コスト比較調査（2021年3月）」より作成

4. 雇用関係

（1）従業員の募集

進出日系企業では、インターネット、新聞広告、人材派遣会社などを通じて採用を行っている。特に、携帯電話やインターネットの普及により、人材紹介会社（日系含む）への登録や相談が一般的となっている。自社で募集する場合には、技術専門学校に直接出向いて卒業生をエンジニア候補として面接・採用したり、学生のインターンシップを受入れ条件が合えばそのまま採用したりするなどしている。インド人の従業員の多くが、より高い給与水準を提示されれば他社に転職することを厭わない傾向にあるため、ヘッドハンティングを活用して人材を集めている企業、業界も少なくない。2022年7月の現地企業ヒアリングによると、特にホワイトカラーの人材については転職が多く、社内の昇給ベースだと優秀な人材の希望を満たすことが難しいとの意見もあった。

ワーカーの雇用では、一般にインドにおいて従業員（正社員）の解雇が困難であることから、日系製造業企業では、まず期間工（契約社員）として採用し、パフォーマンスの良い場合に正社員とする方法が多くとられている。また、特定職業についてはカーストの影響が強く、企業のニーズに合った人材が採用しにくいというケースもある。

東南アジア諸国などで多く見られる、工場のワーカーの大半を女性従業員が占めるような工場は、繊維関連の工場の一部あるようではあるが、日本企業では殆どみられないようである。女性ワーカーを採用する場合は、犯罪に巻き込まれるのを防止するため、通常勤務は日中のみとすること、残業があった場合は自宅まで当人を送ること、などの措置が必要となることもある。

インドには、幾つかの就労経験と組み合わせた人材育成制度があり、進出日系企業の中には、こうした制度を活用・連携しながら、人材育成と人材確保に取り組んでいる企業もある。日本政府は、2016年11月には、日印首脳会談で「ものづくり技能移転推進プログラムに関する協力覚書」を取り交わし、日本式ものづくり学校（Japan-India Institute for Manufacturing : JIM）と、インド国内大学への寄附講座（Japanese Endowed Courses : JEC）からなる JIM&JEC プロジェクトにて、以下の NEEM や Apprenticeship などの制度と連携した取組みを行っている。

- ・ 国家雇用拡大ミッション（National Employability Enhancement Mission : NEEM）

インド政府認可の教育制度で、家庭の事情で教育を受けられない若者に実践的な教育を施し、雇用を促進することを目的とする。学びながら稼ぐ「Learn and Earn モデル」を特徴とし、教育機関と企業が共同でものづくり学校を運営する。企業が学校と契約して、高校教育を委託するか、社内の人間が教師となっても良い。業界毎（例えばプレス業界）に定められたカリキュラムがある。生徒は実践的なスキルを習得しながら、手当を得る。規定のプログラムを修了した生徒には、教育内容に準じたディプロマ（高等専門学校の卒業資格に相当）が与えられる。

- ・ 徒弟訓練（Apprenticeship）

1961年徒弟訓練法（Apprenticeship Act）が特定の産業の使用者に、6ヵ月から4年間の徒弟訓練制度（Apprenticeship Training Scheme）を実施することを義務づけている。対象者は中途退学者及び産業訓練研修所の卒業生で8～12学年と同等の学歴を有する者。徒弟訓練契約を締結し、中央または州の徒弟訓練相談所に登録する。訓練中は、基礎訓練やOJTを行い学齢や訓練期間に応じた最低手当が支払われる。年2回全インド職業検定が実施され、それに合格すると国家徒弟訓練証明書を付与され、就職先を見つけやすくなる。なお、非正規の派遣社員の場合、最長でも8ヵ月の雇用であるが、徒弟訓練の場合、より長期で雇用できるという点は企業にとってもメリットとなる。

(2) 雇用契約の締結

インドでは労働者を雇用する場合、労働者に対してオファーレターという形で雇用条件を記載した書面を交付する場合や会社と労働者の間で書面の雇用契約を締結する場合が一般的である。実務上は全ての被雇用者に共通する出退勤時間や休暇などの雇用条件をサービス規定（Employee Handbook や Employee Manual などと呼ばれる）として策定している。個別契約では給与や手当などの個別条件のみを規定し、「その他の勤務条件はサービス規定に従う」旨を記載することが多い¹⁸。

¹⁸ 日本とは異なり、一定の場合を除き、サービス規定の策定が法律上要求されているわけではない。

2020 年労使関係法上、「労働者 (Worker)」は、企業が雇っている全ての従業員ではなく、一定の従業員に限定されている。同法上、「労働者 (Worker)」とは、手作業的、非熟練的、熟練的、技術的、作業的、事務的または監督的業務を行うために雇用されている者のうち、月額賃金が 18,000 ルピーを超えており監督的立場で雇用されている者、経営的または管理者的立場にある者などを除いた者とされる。なお、旧法では、労働法の保護の対象となる「労働者」は、「Workman」という用語で定義されていたが、新法では、「Worker」という用語を用いている。従来、月額 10,000 ルピーを超える賃金を受領しているかが金額基準とされていたが、これが月額 18,000 ルピーに変更され、規制の対象となる労働者の範囲が拡大している。

(3) 従業員の解雇

産業紛争法上の解雇規制は原則、「労働者 (Worker)」のみに適用される。「非労働者」については、一部の州法を除き一般に法令上の解雇規制が存在しないため、解雇は雇用者と非労働者の間の契約の規定に従って行われる。労働者の解雇については、1947 年産業紛争法が規制しているが、日本と同様、解雇の実体規定は記載されておらず、解雇の手続き内容のみの規定に留まる。解雇の日に先立つ 1 年間に継続的雇用されていた労働者は図表 19-3 の条件が満たされない限り、解雇されない。また、日本と同様、インドでも解雇手続きに加え、労働裁判所 (Labor Court) における判例上、解雇には相当な理由が必要とされる。少なくとも、労働者については整理解雇や能力不足などによる解雇は簡単ではなく、実際は自主退職を促すのが一般的と言える。

なお、1947 年産業紛争法上、使用者は、過去 12 ヶ月間において 1 営業日平均 100 人以上の労働者が雇用されている事業所で雇用されている労働者の解雇、人員削減、または事業所の閉鎖をする場合、州政府から事前の許可を得なければならないとされていた。2020 年労使関係法では、同様の規制枠組みが維持されているものの、適用対象となる事業所における労働者の人数要件が 100 人から 300 人（または州政府が通知する 300 人を超える人数）に引き上げられ、規制が緩和されている。

図表 19-3 ワーカーの解雇手続き

No.	条件
1	最低1ヵ月前までに解雇の理由を示した書面による通知が行われること または、通知に代えて通知期間の賃金相当額が支払われること
2	継続的雇用にあった期間の1年ごと、または6ヵ月を超える1年において、「平均給与（月払いの労働者の場合、過去3ヵ月の賃金の平均）」の15日分の割合で計算した解雇補償金が解雇時に支払われること
3	所定の様式による通知が、当該地域を管轄する労働審判所に、条件2の通知から3日以内に書留郵便で送付されること

5. 労働条件

2020年労働安全衛生法は、1948年工場法、1952年鉱山法、1951年プランテーション労働法などを含む13の法律を統廃合するかたちで制定され、労働時間などの労働安全衛生について規定した。労働安全衛生法では、原則1日当たりの労働時間を8時間と規定しており、1948年工場法では、1日9時間までの労働が認められていたところ、1時間短縮された形となった。

図表 19-4 連邦法・州法の定める労働条件の概要

	2020年労働安全衛生法	デリー店舗及び商業施設法	タミルナドゥ店舗及び商業施設法
基本労働時間	1日あたりの労働時間を8時間とし、週6日を超えて労働者を働かせてはならない。(6条(1)(f)) (今後、更に州政府が定める可能性有)	所定の繁忙期を除き、原則として、1週間に48時間、1日に9時間まで(8条。ただし18才以上の場合)	原則として1日8時間、1週間に48時間(9条。ただし17才以上の場合)
休憩	(今後、更に州政府が定める可能性有)	5時間の労働の後、少なくとも30分(10条)	4時間の労働の後、少なくとも1時間(9,14条)
時間外労働	時間外労働については、2倍の賃金を支払わなければならない。(27条) (今後、更に州政府が定める可能性有)	1日に9時間、または1週間に48時間以上労働した場合、当該時間外労働部分について通常賃金の2倍の賃金(8条)	1日に8時間、または1週間48時間以上労働した場合、当該時間外労働部分について通常賃金の2倍の賃金(31条)
年次有給休暇と買取義務	年間180日以上を労働に従事した全ての労働者は、20日毎に1日の有給休暇を取得。(32条(1)(ii)) 30日を超えない限度で、次年に持ち越すことが可能。 年間累積休暇日数が30日を超える場合、買取りを使用者に請求できる。 解雇または退職に際して、未消化の有給休暇の買い取りを使用者に対して請求できる。(32条(1)(vii))	4ヵ月間の連続勤務の後に5日以上、12ヵ月間の連続勤務の後に15日以上(22条)	12ヵ月の連続勤務の後に12日間(25条)
賃金支払原則	規定なし(賃金法に従う)	支払単位は毎月またはそれより短い期間とする必要があり、かかる期間終了後7日以内に原則現金での支払が必要(19条)	支払単位は毎月またはそれより短い期間とする必要があり(30条)、かかる期間終了後5日以内に原則現金での支払が必要(32条)

6. 年金・社会保険

2020年社会保障法は、これまでの社会保障に関する法律を改正して統合するために制定された。従業員および労働者に加え、ギグワーカー、プラットフォームワーカー、非組織ワーカーなどもその対象に含め、社会保障の範囲を拡張している。また、一定規模以上の使用者に対して、従業員積立基金制度、従業員国家保険制度、退職金や出産給付金などの支給を義務付け、労働者の社会保障の拡充を図っている。

なお、インドに駐在する日本人労働者については、2016 年 10 月 1 日付で日印社会保障協定が発効したことにより、日本とインドでの社会保険料の二重負担が解消されるなど、インド現地の日系企業と日本人駐在員のインド側での社会保険料の負担が大幅に軽減された。

図表 19-5 社会保障関連法規の概要¹⁹

法規	概要
従業員積立基金制度	工場、その他施設で雇用されている従業員、かつ月額賃金が 6,500 ルピー以下の者は加入義務がある。雇用者が支払う拠出金は、毎月、基本賃金、物価補償手当及び引止手当の 12%（中央政府が交付する一定の施設の場合は 10%）に相当する金額となる なお、2020 年社会保障法は、20 人以上の従業員が所属する全ての事業所まで適用範囲を拡大している
従業員年金制度	従業員積立基金および雑則法が適用される工場、その他の施設で雇用されている従業員に対して適用される。雇用者は、従業員積立基金制度に基づく雇用者の拠出金から、従業員による支払いの 8.33%に相当する拠出金の一部を従業員年金基金に送金しなければならない。これに対して、中央政府が、従業員の賃金の 1.6%分の拠出を行う。従業員年金制度に基づき、従業員は、退職、定年退職、ならびに恒久的及び全面的障害などの場合に年金を受け取ることが可能
従業員預金リンク保険制度	適用条件は従業員年金制度と同様。従業員預金リンク保険制度上、従業員は拠出を行う必要がない。雇用者は、従業員の賃金の 0.5%に相当する額を拠出する。当制度は基本的に生命保険プランであり、このプランに従い、従業員が雇用中に死亡した場合、当該従業員が指名した者またはその家族に対して一括金が支払われる
退職金支払法	原則、以下に掲げる事由が生じた場合に従業員に退職金が支払われる ・ 定年退職 ・ 退職（解雇含む）または辞職 ・ 事故または疾病による死亡または障害
従業員州保険法	疾病給付金、出産給付金、雇用中の傷害または死亡による障害給付金、扶養家族給付金、医療給付金及び葬儀給付金などの給付金について定めた法。当法は全従業員に適用されるが、月額賃金が 15,000 ルピーを超える従業員には適用されない。従業員州保険法に基づき設立された保険基金に対する雇用者及び従業員の拠出金は、それぞれ賃金の 4.75%及び 1.75%である

（出所）JETRO「インド投資ガイド」より作成されたものを一部改訂。

¹⁹ 2008 年に従業員積立基金制度及び従業員年金制度が改正され、国際労働者にも適用されることとなった。

図表 19-6 社会保障負担率

事業主		従業員	
負担率	: 13% (注1)	負担率	: 12%
(内訳)		(内訳)	
年金基金	: 8.33% (注2)	従業員積立基金 (EPF)	: 12%
積立基金	: 3.67% (注3)		
管理費	: 0.50% (注4)		
保険料	: 0.50% (注5)		

(注1) 事業主負担率は適用金額などにより変動

(注2) 基金は 8.33%か 1,250 ルピーの低い方

(注3) 基金は 12%から年金基金負担分を差し引いたもの

(注4) 管理費は 0.5%か 500 ルピーの高い方

(注5) 保険料: 対象上限 15,000 ルピー

(出所) JETRO「2020 年度 アジア大洋州・日本投資関連コスト比較調査 (2021 年 3 月)」より作成

7. 労使関係

2020 年労使関係法は、1926 年労働組合法、1946 年産業雇用（就業規則）法、および 1947 年産業紛争法が統合されたものである。解雇に関する制限規制や、就業規則の作成義務などに加えて、労働組合やストライキ、ロックアウトなどの集団的労使関係を整理した労働者の定義などが示されている。2020 年労使関係法では、団体交渉の主体が明確化されており、事業所に労働組合が一つしか登録されていない場合には当該労働組合、複数の労働組合が登録されている場合には事業所において 51%以上の労働者の支持を得ている労働組合が交渉の相手方となる。複数の労働組合が設置されているもののいずれの労働組合も 51%以上の労働者の支持を得ることができていない場合、使用者は、事業所における 20%以上の労働者が支持する労働組合の代表者で構成される交渉評議会 (Negotiating Council) を構成し、交渉評議会との交渉を行う。

労働組合を組成するにあたり特別な要件はなく、いかなる労働者も労働組合を組成することができる。ただし、労働組合法 (Trade Unions Act, 1926) 上の登録を受けるためには一定の要件を満たすことが必要である。登録は義務ではないが、登録された労働組合のみが、労働争議に関して民事及び刑事上の免責を受けることができる。労働者 (「Worker」) を組合員とする労働組合の場合、「①その労働組合に関係する施設に従事する労働者のうち 10%または 100 人のうちいずれか少ない方の人数が組合員であって、且つ、②その施設に従事する労働者のうち少なくとも 7 人が組合員であること」が労働組合法に基づく登録の要件とされている。

労務管理における組合対策としては、日系企業の対応としては、総務や人事担当にインド人を置き、労働者の賃金交渉などを任せるケースが多い。特に英語が話せない労働者が多い場合には、現地人に任せる利点は大きい。その観点からは、総務・人事を現地ローカルパートナーに依頼できる合弁形態の進出にメリットがあるとも言えるが、一方で 100%出資による進出で優秀な総務・人事担当者を新規採用し、日本的な訓練を施す方が事業の現地化を進める観点からも良いとの意見もある。また、2022 年 7 月の日系企業へのヒアリングによると、労働争議防止の観点から、従業員が地元出身者や特定の地域出身者に偏ってグループ化しないよう、州外・域外からも人材を採用するという企業もあった。

なお、統計・事業実施省の「Statistical Yearbook 2018」によると、2016 年のインド州別の労働争議件数及びその概要は図表 19-7 の通りである。

図表 19-7 インド州別の労働争議件数及びその概要（2016 年）

州名	件数（件）	参加人数（人）	損失日数（日）
グジャラート	27	73,976	133,095
ケララ	24	134,637	459,148
ラジャスタン	10	67,414	100,876
タミル・ナドゥ	10	2,507	50,641
ヒマーチャル・プラデシュ	5	691	50,346
ウッタル・プラデシュ	4	86,092	86,092
カルナタカ	3	72,946	72,946
アッサム	2	25,275	25,275
チャッティスガル	2	2,052	2,993
ゴア	2	158	1,288
ハリヤナ	2	891	78,098
マディヤ・プラデシュ	2	50,107	48,567
マハラシュトラ	2	7,719	7,719
パンジャブ	2	2,900	31,900
テランガナ	2	500	71,400
西ベンガル	2	6,168	6,168
ウッタラカンド	1	45,000	45,000

（注） 10 名以上が参加した労働争議。テランガナは 2014 年 6 月以降の数値。

（出所）統計・事業実施省「Statistical Yearbook 2018」

8. 労働紛争の解決

（1）個別労使紛争

訴訟社会であるインドにおいて、労使関係に不満をもった労働者が使用者を提訴する訴訟は多く、日系企業もその例外ではない。

訴訟解決の方法は、大きく分けて労働者（「Worker」）と非労働者で異なる。ノンワークマンの場合、原則として労働契約の規定に従った紛争解決がなされ、仲裁合意をすることも可能である。一方、ワークマンの場合には、原則として産業紛争法が定める労働調停官、労働裁判所などが使用者との紛争を管轄する。労働者、非労働者の場合を問わず、インドでは、一般に労働者に有利な判断がなされる傾向にあるとされる。

(2) 集団的労使紛争

インドにおける団体交渉のプロセスは地域性があるが、一般的には以下のように整理される。

- ① 交渉開始 (Charter of Demands) : 労働組合が使用者との交渉を求める事項 (賃金、ボーナス、労働時間、福利厚生など) について要求事項を書面で提示。
- ② 団体交渉 (Negotiation) : Charter of Demands の提示を踏まえた労使間交渉。
- ③ 労使協定の締結 (Collective Bargaining Agreement) : 交渉で合意に至った事項に関する労使協定の締結。合意に至らない場合には、労働組合がストライキなどの手段に出ることもある。
- ④ 調停手続 (Conciliation) : ストライキなどの通知を受けると調停官 (Conciliation Officer) が選任される。調停官は事案を調査して調停を実施し、労使に対する和解案 (Settlement) の提示または労働裁判所 (Labour Court) 若しくは産業紛争審判廷 (Industrial Disputes Tribunal) への事件回付を行う。
- ⑤ 裁判・仲裁 (Dispute Resolution) : 調停が不調に終わった場合、当該紛争は、労使間の同意を不要とする仲裁 (Compulsory Arbitration)、労働裁判所 (Labour Court) または産業紛争審判廷 (Industrial Disputes Tribunal) に付される。

2020年労使関係法では、一定の場合のストライキが禁止され、違法であると明記された。労働者がストライキを実施するためには、ストライキの開始前14日前から60日前までの間に使用者に通知をしなければならず、事前通知のないストライキは違法なストライキとなる。また、ストライキの開始日が当該通知に記載されている場合、当該開始日前に実施されたストライキは違法なストライキとなる。違法なストライキまたはそのストライキの継続に対しては、1万ルピー以下の罰金、1ヵ月以下の禁錮、またはその両方が科せられる。

なお、ストライキの定義は、2020年労使関係法上、拡張されており、あらゆる業界で雇用される労働者の集団が共同して行う作業の停止、集団での作業の拒否、または現に雇用されもしくは雇用されたことのある者が共通の理解のもとに作業の継続または雇用の承諾を拒否することに加えて、50%以上の労働者が共同して臨時休暇をとる場合を含むものとされた。

他方、使用者が実施するロックアウトについても、ストライキ同様の通知要件を満たさないなどの一定の場合違法となる。違法なロックアウトを開始または継続した場合、10万ルピー以下の罰金、1ヵ月以下の禁錮またはその両方が科せられる。

9. 外国人就労規制と労働許可取得

インドでは、外国人の就業規制は特に設けられていない。就労ビザは原則、初回は上限3年間有効の数次ビザが発給されることが多い。延長手続きは、インド外国人登録局 (Foreigner's Regional Registration Office : FRRO) で行う必要がある。

ひとくちメモ 6： 労働運動への対応と労働法改正

インドは、1947年の独立直後の民主主義体制下で、労働組合指導者が政治家に転進したという背景から、地域差や労働法改正など近年の改革の動きは認められるものの、元来政治と労働組合との結びつきが強く、労働運動が活発な国である。

健全な労使交渉や正当な労働者の権利主張については、積極的に推進されるべきものであり、雇用者側も誠意をもって対応すべきであるが、権利に胡坐をかいて不当に権利を主張する（例えば、働かずに給与だけを受け取る、など）労働者もゼロではない。こうした労働者への対応は、費用面でも労力面でも、雇用者側の大きな負担となり、ひとたび労働者・組合との間で問題が生じると、生産活動の継続が困難になり、経営に大きな影響を与えることとなる。したがって、進出日系企業にとっても、安定した労使関係の維持や組合対策は重要な課題となっているが、労務問題には、地域的特性や文化も深く関わってくるため、外国人である日系企業の社員や経営者にとって、その対応は容易ではない。

現在インドでは、複雑な労働法体系を4つの法律に整理した新労働法施行の準備が進められている。全般的には、経済振興や競争力強化を重視するモディ政権の方針を受け、解雇規制の緩和など、経営側に有利な改正となった。複雑な労働法体系が分かりやすくなった点も、日系企業にとってのメリットであろう。改正の重要なポイントは、ストライキの事前通知（14～60日）が定められたことであり、現行法でも一部の会社を対象に事前通知が規定されていたが、新労働法は全ての会社を対象となった。

ただし、新労働法については、労働者側や野党の反対など軋轢も生じている。報道によると、「新労働法は2022年7月に施行予定」との情報もあったが、6月下旬になると「再び延期で施行時期は不明」と一転した。新労働法は、連邦法と州法の改正がそろわないと発効できず、州の中には新制度に懐疑的な州政権が立法作業を渋っているケースもあることも背景となっているようである。

ひとくちメモ 7： インドの人材の特徴

現地に進出する日本企業へのヒアリングによると、インド人材の特徴としては以下が挙げられる。

ビジネスコミュニケーションにおいては、なかなか話の結論が見えてこない、人間関係を悪化させないために「その場しのぎ」や「悪意のない嘘」で誤魔化することが多いとされる。また業務の進め方では、マニュアルや業務分掌を重視するため、柔軟な対応を取るのが苦手であるといったことが聞かれ、マネジメントに苦勞する日本人駐在員も少なくないようだ。

コミュニケーションにおける特徴	業務における特徴
一度心を開くと、色々とサポートしてくれる	マニュアル通りに作業を進めるのが得意だが、自分で考えて行動するのが苦手
交渉・議論を好み、自己主張が強い	転職を一般的な選択肢として捉えている
ビジネス上の会話でもなかなか結論に至らないことがある	昇給、海外研修、スキル獲得などのインセンティブに敏感である
「その場しのぎ」的な便法をよく用いる	業務分掌を遵守する傾向が強いものの、ロジカルに説得されれば上長の指示によく従う

日本人と異なり転職も一般的であるため、社員が定着してくれず苦勞している企業も多いようである。また、メーカーでは工場における安全靴や手袋の着用を義務づけても、なかなか遵守されないことが悩みの種になっているようだ。他方、研修プログラムを充実させるなど手厚い福利厚生で離職率を下げた企業、現地人材を育てマネジメントを任せられる段階が視野に入った企業も散見される。

数字に強い、交渉事を苦にしないなど、インド人材には日本と異なる長所がいくつも認められる。日本人のマネジメント層としては彼らの価値観や時間軸の違いを理解するよう努め、彼らが強みを発揮できる人材活用・育成の方法を模索することが重要である。

ひとくちメモ 8： 世界最古の大学

仏教発祥の地として知られるインドでは、仏教研究や修行僧に対する仏教教育も盛んであった。とりわけ北東部ビハール州で運営されてきたナーランダ・マハーヴィハラ（ナーランダ大学）は一流仏教教育機関として名高く、インド国内のみならず国外からも留学僧を受け入れていたほどである。

ナーランダ大学は紀元5世紀ごろ設立され、世界最古の大学のひとつとされる研究・教育機関である。最盛期には1万人以上の学生、2,000人の教師がいたとされ、12世紀末ごろにイスラム王朝の征服を受けて破壊されるまで仏教研究・教育の中心地として栄華を誇った。その文化的価値が評価され、2016年には「ビハール州ナーランダのナーランダ・マハーヴィハラ（ナーランダ大学）の考古遺跡」として世界遺産にも登録された。同大が破壊されてから約8世紀後、当時のインドの大統領であったアブドゥル・カラーム氏が2006年、再びアジアの軸となる教育機関の設立を目指し、ナーランダ大学の復興に関する議論を開始した。ほぼ同時にシンガポール外相（当時）のジョージ・ヤオ氏によるナーランダ大学復興計画の提案がインド政府に対してなされ、日本を含む諸外国の協力も受けて2014年に第1期の学生を受け入れ、大学院教育が開始された。

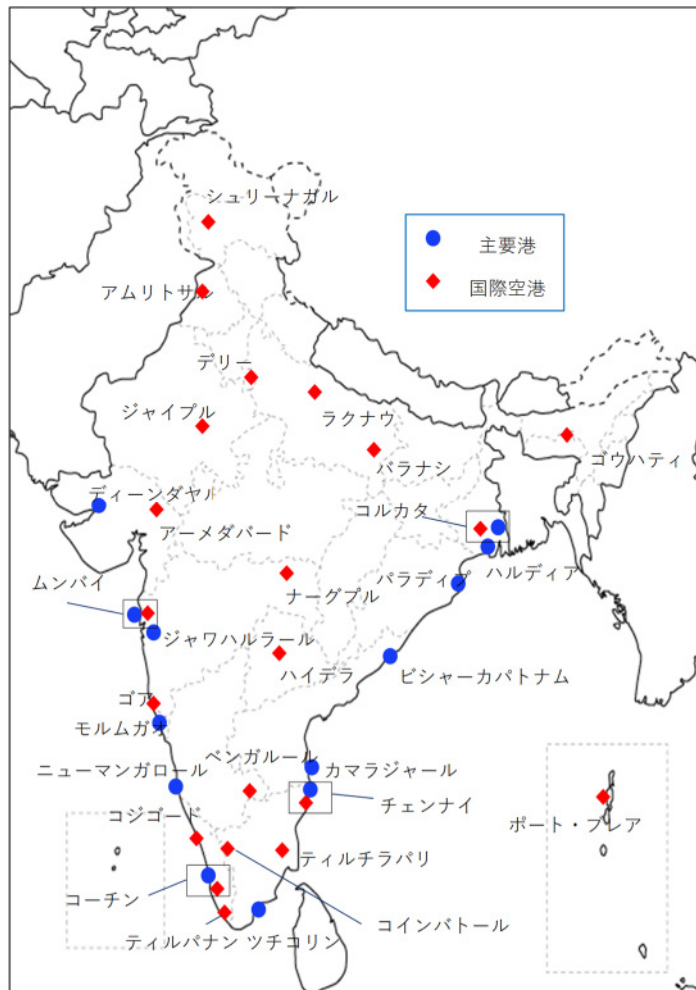
現在のナーランダ大学は歴史学、環境学、仏教学・哲学・比較宗教学の3学部制を採っており、旧ナーランダ大学と同様留学生の受入れにも熱心である。キャンパスは旧ナーランダ大学跡と同じビハール州に建設された。ちなみにビハール州はインドの中でも貧困州として知られるが、JICAが近隣の幹線道路建設に対して200億円以上の円借款を貸し付けるなど、周辺環境整備も急速に進んでいるようである。

参考文献：ゴーパ・サバロワール「ナーランダ大学の復興計画」（所収：東洋哲学研究所『東洋学術研究』）第50巻2号，2011年）

第20章 物流・インフラ

図表 20-1 にて、インドにおける主要な港湾と国際空港の位置を示した。

図表 20-1 主要な国際空港とメジャーポートの位置



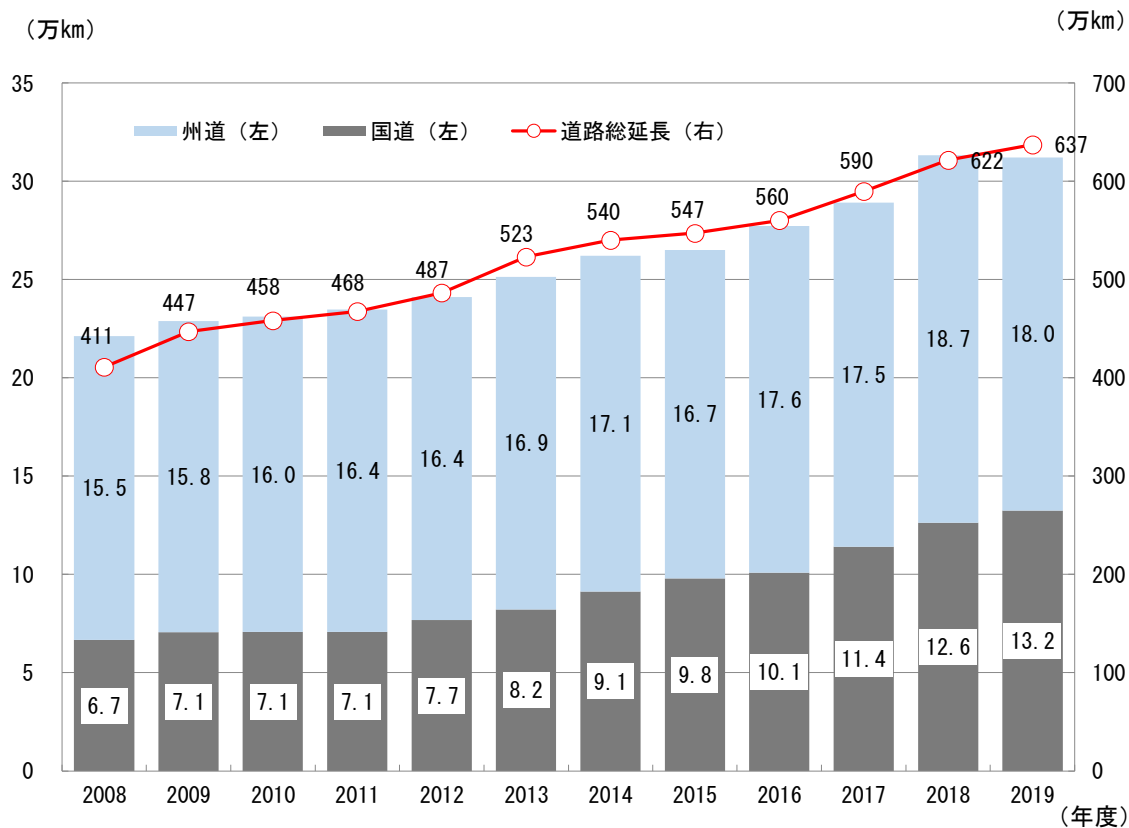
(出所) インド海運省、インド空港局ウェブサイトより作成。

白地図は白地図専門店 (<http://www.freemap.jp/>) よりダウンロード、加工して掲載

1. 道路

インド道路交通省によると 2019 年 3 月末時点のインドの道路総延長距離はおよそ 637 万 km であり、これは米国に次いで世界第二位の長さである。このうち、約 13 万 km (総延長の 2%) が国道で、州道は約 18 万 km (同 3%) である。舗装率は、国道が 100%、州道で 99% となっている。しかし、道路全体では、舗装率は 2006 年時点の約 50% からは徐々に改善しているものの、2019 年 3 月末時点でも 64.6% に過ぎない。このため、工業団地周辺であっても道路が未舗装の場合もある。

図表 20-2 道路の総延長距離推移



(出所) Ministry of Road Transport and Highways より作成

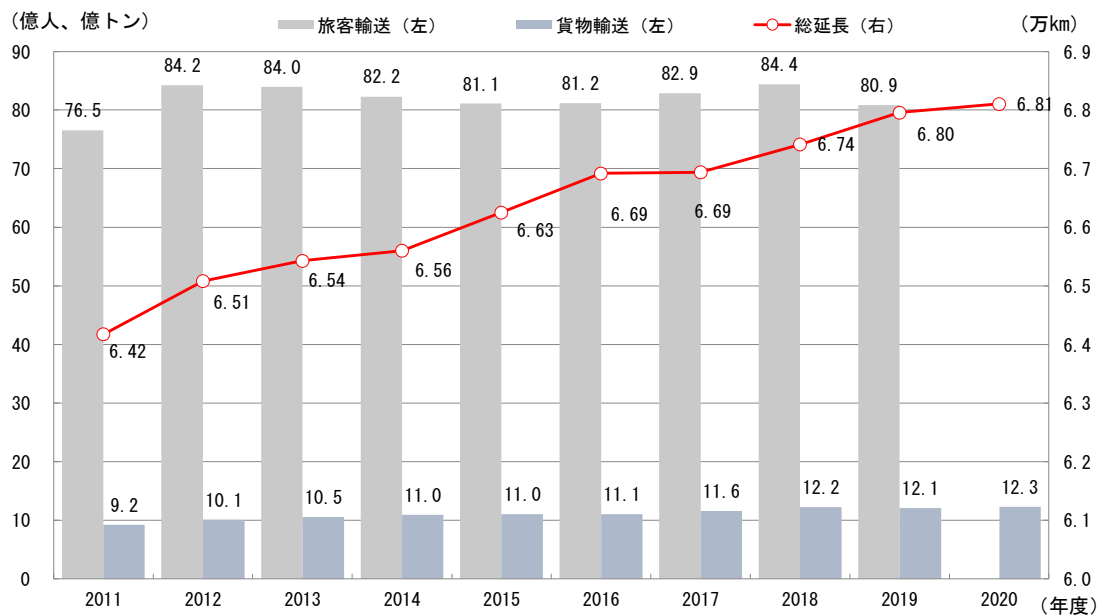
2. 鉄道

インドの鉄道は国有企業であるインド国鉄 (Indian Railways) の独占事業であり、鉄道省 (Ministry of Railways) が管轄している。インド国鉄は、英国統治時代の 1853 年に創業し、2021 年 3 月末時点で約 125 万人の従業員を抱える、世界有数の巨大鉄道事業者である。

2020-21 年度における鉄道の総延長は対前年度比 0.2% 増の 68,103 km である。2019-20 年度 (2020-21 年度は未集計) の貨物輸送量は対前年度比 9.2% 減の 10.5 億トン、旅客輸送数は同 4.2% 減の 80.9 億人であった。(図表 20-3)。

連邦政府は、原則として鉄道事業に対する外国企業の出資を禁止しているが、2014 年頃から高速鉄道、貨物専用鉄道、信号機など、鉄道開発や関連する事業への FDI 規制の緩和を進めてきた。日本企業もインドでの鉄道事業に関心を示しており、主としてデリー・ムンバイ産業大動脈構想に係る貨物専用鉄道に関連した受注実績が多い。日本の円借款による、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道の建設も進められている。

図表 20-3 鉄道輸送量と軌道延長の推移



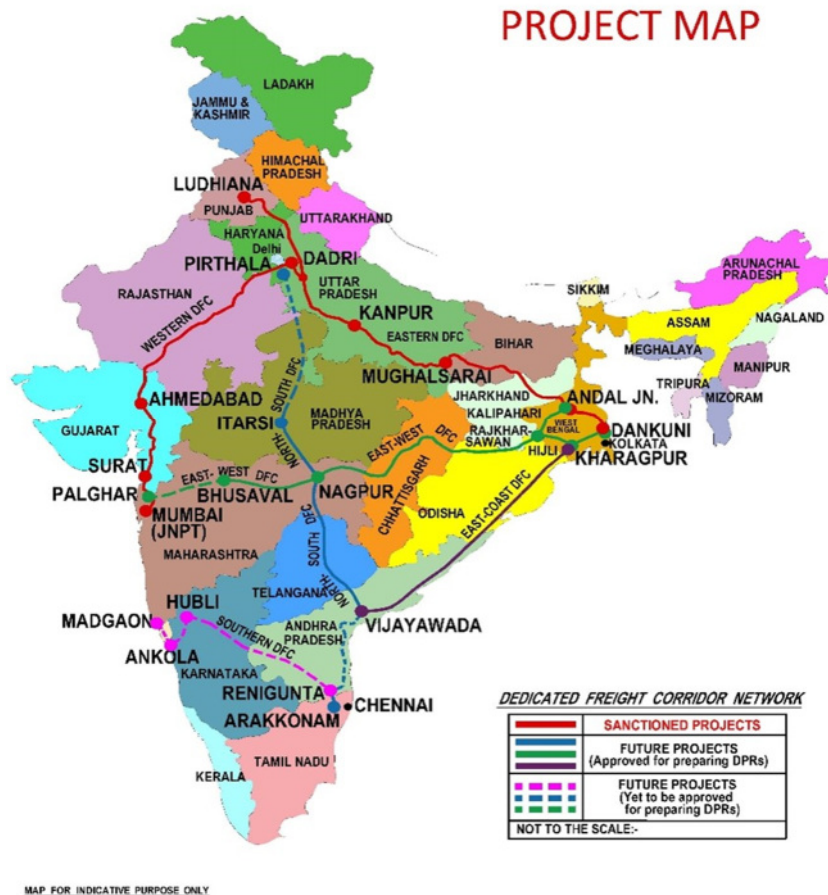
(出所) INDIAN RAILWAYS ANNUAL REPORT & ACCOUNTS より作成
(2020年度の旅客輸送データは未集計)

(1) 貨物専用鉄道 (Dedicated Freight Corridor : DFC)

DFCは、インド貨物輸送を担う西回廊(デリー～ムンバイ間)と東回廊(ルディアナ～デリー～コルカタ間)における貨物輸送力を強化するための貨物専用鉄道を建設する計画である。2008年10月の日印首脳会談において、日本は本邦技術活用条件(STEP)を活用した円借款をインド政府に提供し、DFC西回廊を、日印協力の新たな象徴的プロジェクトとして実現することについて合意が形成された。DFC西回廊が完成すれば、デリー～ムンバイ間でこれまで3日かかっていた輸送時間を1日に短縮することができるため、物流効率を大幅に改善し、インド経済の発展に大きく寄与することができる。DFCは、後述するデリー・ムンバイ間産業大動脈(DMIC)構想の根幹をなす計画であり、DMICでは、DFCをその背骨とし、周辺に工業団地、港湾、空港、電力、物流ネットワークを整備することが想定されており、これらのインフラ開発は日本企業の対インド進出促進にも有意義と考えられる。

DFC西回廊の工区全体は、フェーズ1(両端を除くレワリ～ヴァドダーラ間947km)とフェーズ2(ダドリ～レワリ間127km、ヴァドダーラ～JNPT間430km)から構成されている。2021年1月には、レワリ～マダル間の第1工区306kmが部分開通した。DFCでは、海上コンテナを2段積みで輸送できる世界初の広軌電化鉄道であり、世界でも最高水準の自動列車制御システムなどの最新技術が導入されており、安全で効率の良い列車運行システムの実現が図られている。建設工事は、土地収用の問題などにより、全体的に計画に遅れが認められるものの、現地企業へのインタビューによると、ムンバイまでの全線開通にはもう暫くかかりそうであるが、デリー近郊からグジャラート州までは間もなくの開通が期待されているとのことであった。DFCにより貨物輸送量と速度の双方が大幅に改善することとなり、デリーからグジャラート州までがDFCで繋がれば、日系企業を含むインド経済に大きなメリットを与えるものと期待される。

図表 20-4 DFC プロジェクトマップ



(出所) Dedicated Freight Corridor Corporation of India Limited

(2) ムンバイ～アーメダバード間高速鉄道

インド第 2 の大都市マハラシュトラ州のムンバイと、商工業都市であるグジャラート州のアーメダバードこの 2 都市を結ぶ約 500 km の区間において、日本の新幹線システムを利用した高速鉄道の建設が進められている。高頻度の大量旅客輸送システムの構築により、旅客の交通利便性を向上し、交通公害の減少、地域連結性の強化および対象地域の経済発展に寄与することが期待されている。高速鉄道の完成により、在来線で約 6 時間かかった両都市間の移動が約 2 時間に短縮される。

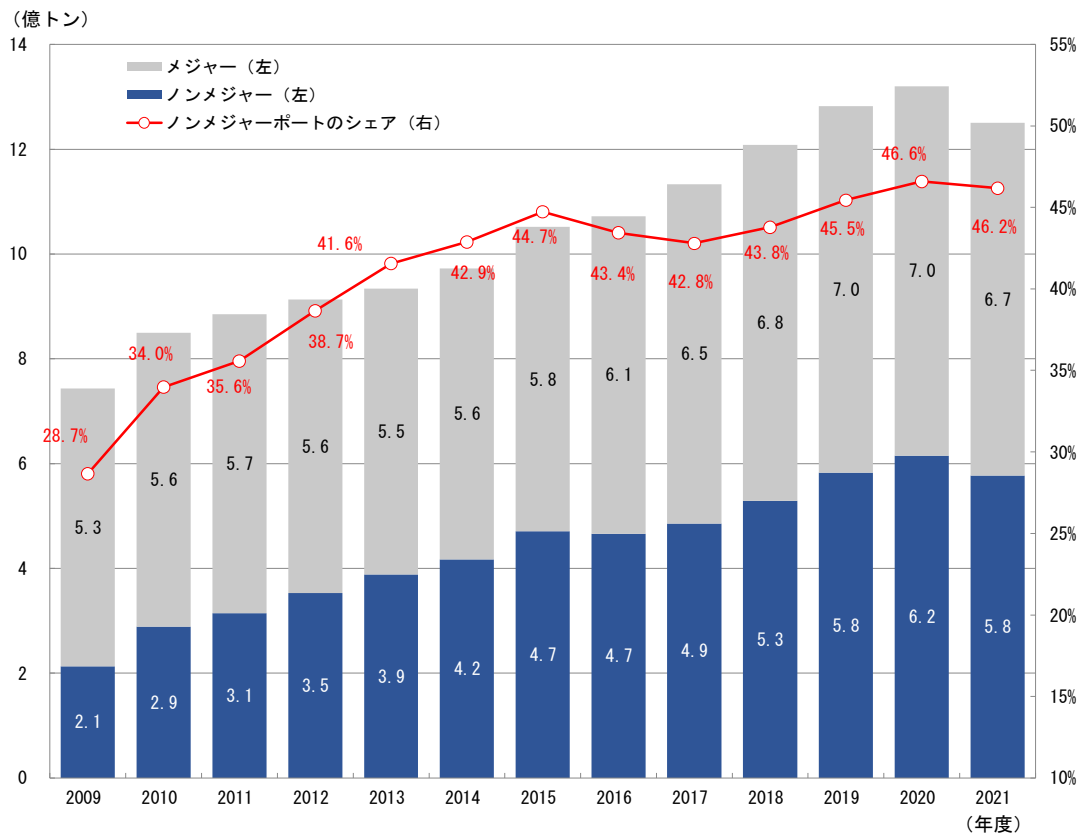
高速鉄道は、当初 2023 年の開通を目指し、2017 年 9 月に起工式が行われたが、2020 年に土地収用の問題などにより完成を 5 年程度延期する旨がインド政府より発表されている。現在も引き続き、日本の支援を活用した同鉄道の建設が進められている。

3. 港湾

インドは7,517kmに及ぶ長い海岸線を有しており、歴史的に海上輸送が発展してきた。現在インドには、中央政府・海運省が管轄する主要港湾（メジャーポート）12港と、州政府の管轄によるノンメジャーポート約180港がある。メジャーポートにおける総取扱貨物量とノンメジャーポートの総取扱貨物量はいずれも右肩上がりでも拡大している。全体に占めるノンメジャーポートの総取扱貨物量は増加傾向で推移している。2009年度時点では、ノンメジャーポートの貨物量は2.1億トンでメジャーポートの5.3億トンの半分以下、全体の28.7%を占めるにすぎなかったが、2021年度にはメジャーポート6.7億トンに対しノンメジャーポートが5.8億トンで、メジャーポートの8.5割の水準に達し、全取扱貨物量の半分近くを占めるに至っている。

港湾別の総取扱貨物量（2019-20年度）を見ると、中西部グジャラート州のディーンダヤル港が最大で、総取扱量は約1億2,200万トン、メジャーポート全体の17.39%のシェアを占めた。ディーンダヤル港の本格的な稼働は1952年以降であるが、高い成長率を維持し、国内最大の港へと発展した。グジャラート州にはタタやフォードなど内外の自動車メーカーが操業しているため、自動車や自動車部品の取扱いが多い。同州には地場の新興財閥企業であるアダニグループが開発・運営するマイナーポートのムンドラ港も存在する。インド随一の国際港湾であるジャワハルラー・ネルー港が伸び悩む中、国際貨物の取扱いにおいて、インドの主要港湾へと急成長している（図表20-6）。

図表 20-5 メジャーポート・ノンメジャーポートにおける総取扱貨物量の推移



(出所) Indian Ports Association より作成

図表 20-6 メジャーポートにおける港湾別貨物取扱量（2019～2021 年度）

港		貨物取扱量（100 万トン）		
		2019-20	2020-21（暫定）	2019/20 構成比
ディーンダヤル（カンドラ）	西海岸	122.61	84.37	17.39%
パラディプ	東海岸	112.69	82.44	15.99%
ジャワハルラール・ネルー	西海岸	68.45	44.74	9.71%
ビシャーカパトナム	東海岸	72.72	51.95	10.32%
ムンバイ	西海岸	60.7	38.03	8.61%
チェンナイ	東海岸	46.76	30.5	6.63%
ハルディア	東海岸	46.68	32.6	6.62%
ニューマンガロール	西海岸	39.14	25.79	5.55%
カマラジャール（エノール）	東海岸	31.75	17.19	4.50%
V. O. チダンバラナル	東海岸	36.07	23.61	5.12%
コーチン	西海岸	34.04	21.39	4.83%
モルムガオ	西海岸	16.02	14.53	2.27%
コルカタ	東海岸	17.3	10.62	2.45%
	東海岸 計	363.97	248.91	51.63%
	西海岸 計	340.96	228.85	48.37%
計		704.93	704.93	477.76

（出所）インド海運省「Annual Report 2020-21」より作成

インドの港湾が抱える問題に、自然的・地理的問題と制度・オペレーションの問題がある。また、自然的・地理的問題としては、水深が浅いため大型船舶が接岸できないこと（コルカタ港など）、モンスーンの被害を受けやすいこと（チェンナイ港など）が挙げられる。制度・オペレーションの問題として、メジャーポートの場合、各港湾が独自に貨物取扱料金（Tariff）を設定できないためにサービス向上のインセンティブが乏しいことが挙げられる。また、ストライキも混雑・滞貨に拍車をかけている。最近では、2022年7月にチェンナイ港において、労働組合が燃料費高騰による運賃の引き上げを要求し事前通知なしでストライキを敢行、コンテナの配送に影響が出た模様である。

海を隔てた隣国のスリランカが海運立国をめざし港湾の整備に注力する中で、連邦政府は港湾の国際競争力を高めるため官民パートナーシップ（Public Private Partnership：PPP）の導入を積極的に進めている。また、ターンアラウンドタイム（入港後から積み下ろしにかかる日数）の短縮も進んでおり、メジャーポート全体の平均ターンアラウンドタイムは、2011-12年度には107.3時間であったが、2019-20年度には62.11時間まで短縮されている（図表 20-7）。

図表 20-7 メジャーポートのターンアラウンドタイム

	2019-20	2020-21 (2020年12月まで)
コルカタ	101.10	74.10
ハルディア	86.88	72.96
パラディプ	71.42	67.24
ビシャーカパトナム	59.49	67.60
チェンナイ	48.08	51.74
V. O. チダンバラナル	48.24	52.08

	2019-20	2020-21 (2020年12月まで)
コーチン	36.15	37.96
ニューマンガロール	45.84	46.79
モルムガオ	64.64	81.77
ジャワハルラール・ネルー	48.00	48.48
ムンバイ	61.37	68.19
ディーンダヤル（カンドラ）	70.56	83.28
カマラジャール（エノール）	44.40	44.94
メジャーポート全体	62.11	63.70

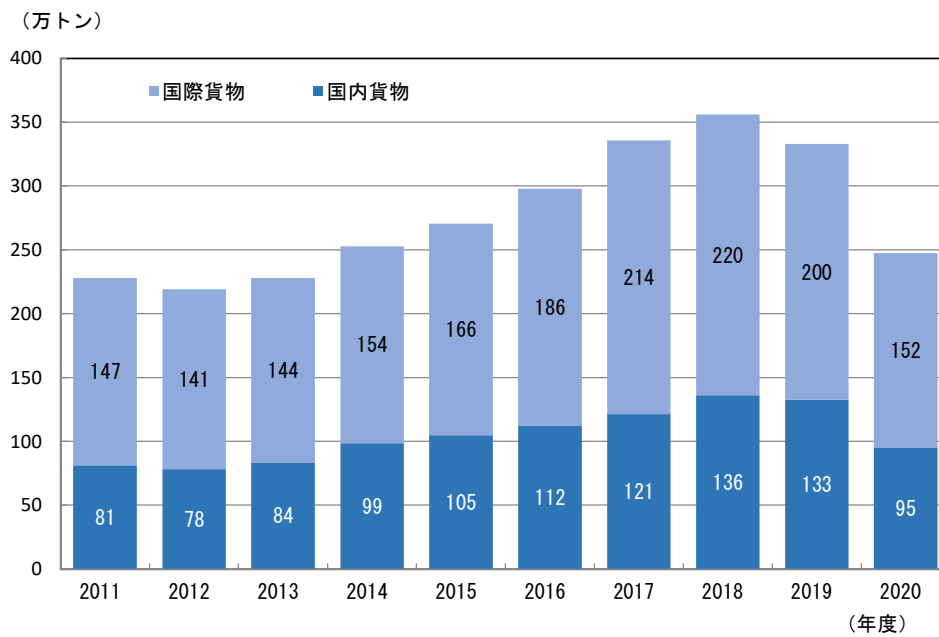
(出所) インド海運省「Annual Report 2020-21」より作成

なお、港湾の政府管理体制について、2020年11月8日、海運省（Ministry of Shipping）の名称を、港湾・海運・水路省（Ministry of Ports, Shipping and Waterways）に変更することがモディ首相により発表され、これにより同省が海運だけでなく、港湾・内陸水路の責任機関であることが明確化された。

4. 空港

インド空港局（Airport Authority of India : AAI）によると、インドには国際空港が24、国内空港が81存在する（2020年度）。同国の国際・国内空港を合わせた総取扱貨物量は、2013年度以降のトレンドとしては増加基調にあった。しかしながら、COVID-19の影響により、貨物量は2018年度の356万トンから、2019年度には333万トン、2020年度には247万トンにまで落ち込んでいる（図表20-8）。

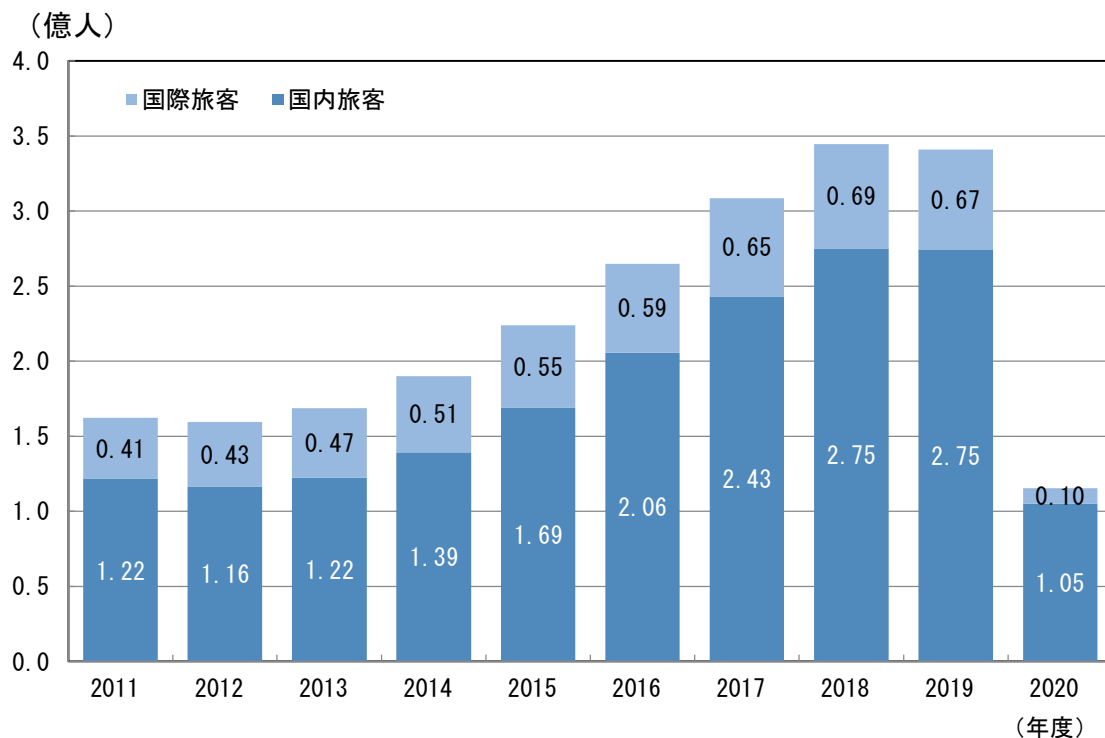
図表 20-8 インドの空港における総取扱貨物量の推移



(出所) Airports Authority of India より作成

旅客輸送量も同様に、2013 年度以降は増加傾向にあったものの、2018 年度の 3.45 億人から、2019 年度には 3.41 億人、2020 年度には 1.15 億人と大きく縮小している (図表 20-9)。2020 年度の内訳は国内旅客が 1.05 億人 (シェア 91%)、国際旅客輸送が約 0.1 億人 (同 9%) となっている (図表 20-9)。

図表 20-9 インドの空港における旅客輸送量の推移



(出所) Airports Authority of India より作成

現在は、インド空港局が各空港の管理を行っているが、港湾と同様に PPP に基づく民営化が積極的に進められている。第 11 次 5 年計画では、ベンガル、ハイデラバード、デリー、ムンバイでの新たな空港整備に加え、チェンナイとコルカタの主要空港と 35 都市における空港の拡充が進められた。2021 年にはモディ首相が大型インフラ投資計画を発表し、今後も空港を含む物流インフラの整備を進めていく方針を示している。

インドの航空会社は 1990 年には国営航空会社 2 社 (Indian Airways と Air India) のみであったが、1993 年の規制緩和以降、格安航空会社 (Low Cost Carrier : LCC) を中心に参入が進んでおり、現在は国営のエア・インディア (Air India) の他、2000 年代に相次いで設立された LCC のインディゴ (IndiGo : 2005 年)、ゴーエア (GoAir : 2005 年)、スパイスジェット (SpiceJet : 2006 年) などが運航している。同時に、外資の国内線参入事例も散見されるようになっており、マレーシアの LCC 大手エアアジア (AirAsia) は同国最大手の財閥であるタタ・グループと組んで 2014 年 6 月から就航し、また、シンガポール航空も同じくタタ・グループと組んで、2014 年 10 月よりビスタラ (Vistara) の名称で国内線に就航した。

航空会社の競争が激化する中、1992 年に設立された民間大手のジェットエアウェイズ (Jet Airways) は経営が悪化し、2019 年 4 月、取引先銀行グループの金融支援が拒否されたことを受け、運行を停止した。また、2022 年にはタタ・グループがエア・インディアの買収を完了させるなど、航空会社業界に再編の動きが見られている。

5. 通信

インドの電気通信事業は、2016年7月に情報通信技術省が2つに分割されて誕生した通信省（Ministry of Communication）とエレクトロニクス・情報技術省（Ministry of Electronics and Information Technology : MeitY）、独立行政機関の電気通信規制庁（Telecom Regulatory Authority of India : TRAI）の3機関が主に管轄する。モディ政権はデジタル・インド・プログラム（Digital India Program）と呼ばれる情報化プログラムを打ち出し、デジタルインフラの強化、行政手続の電子化、デジタル技術を通じた市民のエンパワーメントを目標に、9つの重点分野（pillars）を設定し取組みを行っている（図表 20-10）。また、インド政府は「クラウドファースト」を推進し、公共調達等の政府システムのクラウド化を進めている。様々な情報がネットワーク化されていく流れは必然であり、企業に対してはより強固な通信インフラ構築やセキュリティ管理が求められる。

なお、日本政府は、インド政府との間での ICT/デジタル分野での連携・協力の取組みを進めている。2021年1月15日に日本側総務省は、インド側通信省との情報通信技術分野における協力覚書に署名し、5G や海底ケーブルなどの技術開発に協力すること、サイバーセキュリティ分野などで人材育成や両国の産業間の対話を促進していくことについて合意した。

図表 20-10 デジタル・インド・プログラムの重点分野

No.	内容
1	ブロードバンド整備
2	ユニバーサルアクセスに向けたモバイルコネクティビティ
3	公衆インターネットアクセス拠点の整備
4	電子政府
5	サービスの電子的提供
6	オープンデータプラットフォーム
7	国内での電子機器製造
8	ICT関連産業による雇用創出
9	全大学におけるWi-Fi構築

（出所）日本国総務省「情報通信白書 平成 28 年度版」より作成

2021年12月、インド政府は次世代高速通信サービス「5G」を2022年から国内13都市で始めると発表し、5G 商用化に向け動き出した。世界第2位の携帯電話大国インドにおけるユーザー向け高速データ通信が可能となると共に、5G の導入は、機械通信や拡張現実・メタバース体験など、様々なソリューションを可能とする可能性を秘めている。2022年7月26日に開始された5G オークションが8月1日に終了した。対象となったのは、低周波（600/700/800/900/1800/2100/2300/2500MHz）、中周波（3300MHz）、高周波（26 GHz）の周波数帯の合計72,098MHzで、対象の71%に当たる51,236MHzが落札され、落札総額は約1兆5000億INRとなった。落札者、落札周波数、落札金額等の情報は以下のとおりである²⁰。

²⁰ 一般財団法人マルチメディア振興センター 2022年8月22日付 ICT ワールドニュースより。

①	リライアンス・ジオ	24,740MHz (700/800/1800/3300 MHz 帯、26GHz 帯)	8,807 億 8,000 万 インドルピー
②	バルティ・エアテル	19,867 MHz (900/1800/2100/3300MHz 帯、26GHz 帯)	4,308 億 4,000 万 インドルピー
③	ボーダフォン・アイデア	6,228MHz (1800/2100/2500/3300 MHz 帯、26 GHz 帯)	1,879 億 9,000 万 インドルピー
④	アダニグループ	400MHz (公衆用ではない 26GHz 帯)	21 億 2,000 万 インドルピー

通信省電気通信局は、2022年8月12日までに、承認・割当て・前払金の受取りなどの手続きを完了し、10月までに5Gの展開を開始するとしている。5Gは自動運転や人工知能などの新技術に不可欠であり、今後2~3年でインド全土において5Gが順調に普及する見込みである。

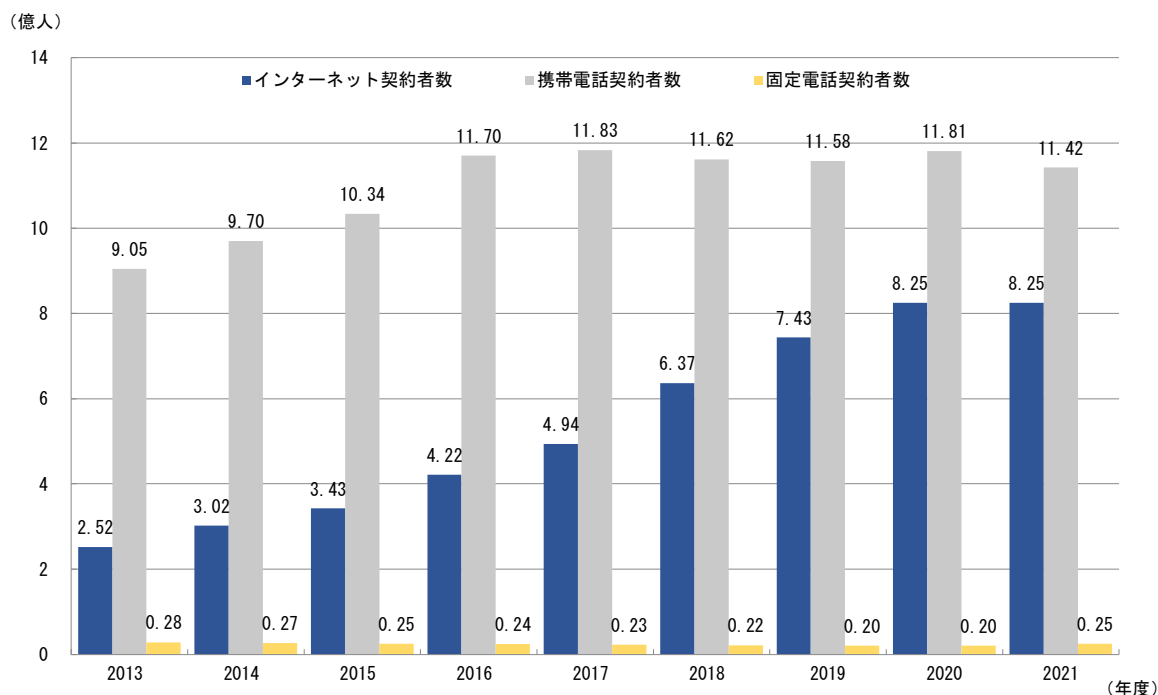
(1) 電話

インドでは、2000年代前半から携帯電話の普及が進み、2022年3月時点の契約者数は約11.5億人（図表20-11）で、固定電話の契約者数の46倍の規模となっている。

(2) インターネット

2022年3月時点のインターネット契約者数は8.3億人で、年々増加傾向にある。2022年3月時点で、2014年3月時点の3倍強の規模となっている。

図表 20-11 インドにおける電話・インターネットの普及状況



(出所) Telecom Regulatory Authority of India より作成

(3) 郵便・宅配

郵便事業は、情報通信省 (Ministry of Communication) 傘下の「インディア・ポスト」(India Post) によって行われている。郵便局数は減少傾向にあるものの、全国約 15.5 万 (2021 年 3 月末) の拠点と約 41.5 万人のスタッフを有する世界最大の郵便ネットワークが維持されている。郵便局では送金、決済のようなサービスを受けたり、預金、保険、投資信託などの金融商品を購入したりできる。約 90% の郵便局は農村部に存在し、農村部の重要な情報伝達手段、金融手段として機能している。近年はサービスの電子化を進めており、追跡システムの導入等によって、安定的な配送システムが整備されつつある。

6. 水

インドでは、半乾燥地帯である北部を中心に、水不足が深刻な問題となっている。その背景には、農業用水の需要増や、工業化・都市化による水需要の増大で、帯水層の自然涵養水量を上回る規模で地下水を過剰に揚水してきたことがある。また、井戸を深く掘ることで、ヒ素などの不純物が基準値を超えて検出されたり、井戸に塩水が流れ込む塩害被害も出たりしている。インド政府も安全な水の供給に向けた取組みに注力している。水省 (Ministry of Jal Shakti) による National Rural Drinking Water Programme / Jal Jeevan Mission では、情報・教育・コミュニケーションなどの要素を取り入れたコミュニティアプローチにより、2024 年までにインドの農村部の全世界帯に家庭の蛇口から安全で十分な飲料水の供給を実現することを目指している。進出日本企業へのヒアリングによると、上水道での水供給に不安がある場合は、業者と契約し、年に数回タンクで水を購入する場合もあるとのことである。

7. 電力

インド全体の発電設備容量は2021年3月末時点で382GWである。電源別内訳を見ると、火力発電が234GWと全体の約6割を占める。次いで、水力を除く再生可能エネルギーが94GW（総発電容量に占めるシェア25%）、水力が46GW（同12%）、原子力が6.8GW（同2%）である（図表20-12）。

地域別では、西部の発電容量が125Wと最も多く、次いで南部が115GW、北部が102GW、東部が34GWとなっている。また、地域によって、電源別発電設備構成に特徴がみられ、東部は石炭火力への依存度が最も高く全体の82%を占める。一方、南部と島嶼部は再生可能エネルギーの構成比が比較的高く、南部では38%、島嶼部では46%となっている。

図表 20-12 インドの発電設備容量（2021年3月末時点）²¹

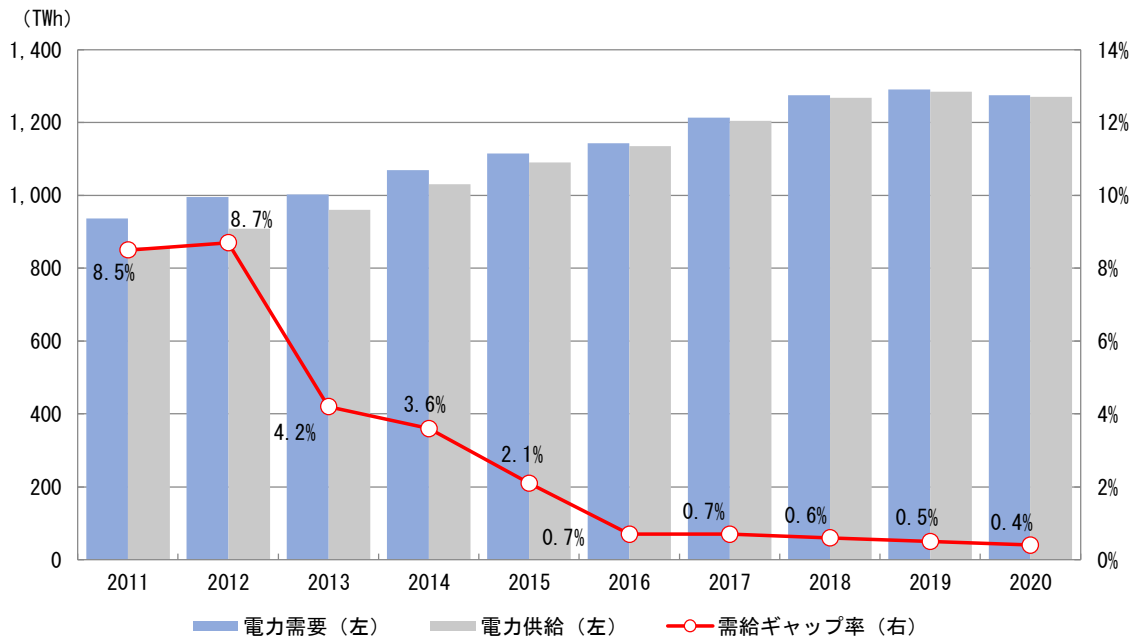
(単位：GW)	火力				原子力	水力	再生可能エネルギー	計
	石炭	ガス	ディーゼル	計				
北部	56.41	5.78	0.00	62.19	1.62	20.29	18.59	102.69
西部	75.72	10.81	0.00	86.53	1.84	7.56	29.25	125.18
南部	48.54	6.49	0.43	55.47	3.32	11.77	44.60	115.16
東部	27.85	0.10	0.00	27.95	0.00	4.64	1.59	34.18
北東部	0.77	1.74	0.04	2.55	0.00	1.94	0.37	4.86
島嶼部	0.00	0.00	0.04	0.04	0.00	0.00	0.04	0.08
計	209.29	24.92	0.51	234.73	6.78	46.21	94.43	382.15

(出所) Central Electricity Agency 「Annual Report 2020-21」より作成

インド全体では、経済成長と人口増加を背景に電力需要が増加している一方、電力インフラ整備に伴い電力供給量も増加傾向にある。需要に対する供給不足は近年解消されてきており、2011年に8.5%だった需給ギャップ率は、2019年度には0.5%に、2020年度には0.4%にまで縮小している（図表20-13）。

²¹ 自家発電（キャプティブプラント）を除いた数値である。

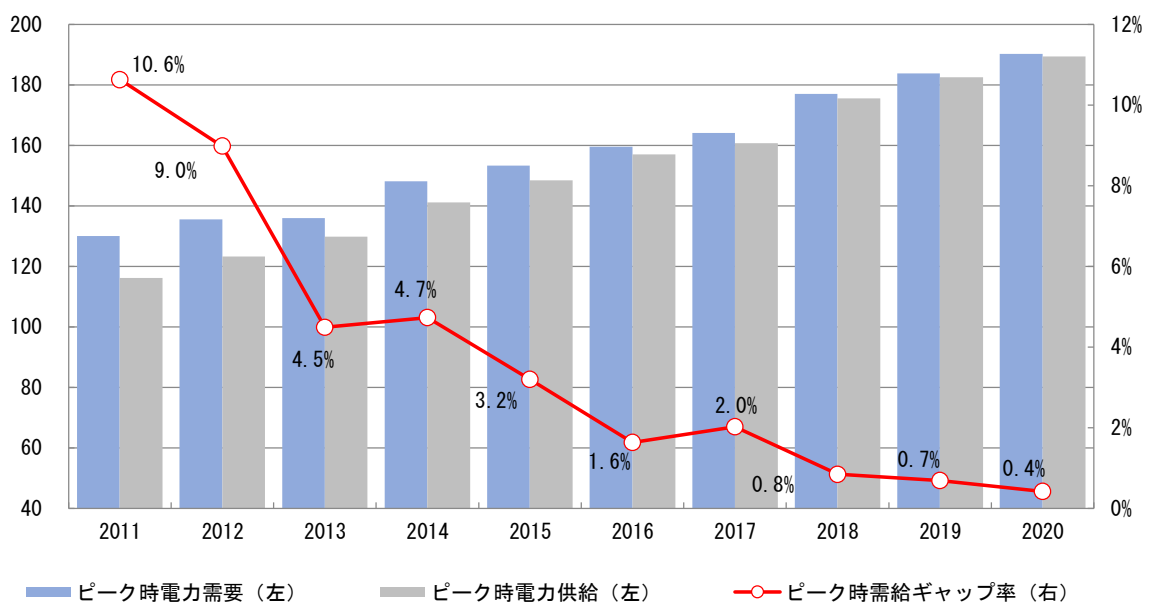
図表 20-13 電力の需給状況と不足率



(出所) Central Electricity Authority 「Annual Report 2020-21」より作成

ピーク時の電力需給状況も同様であり、電力供給の伸長率が需要の伸長率を上回ってきたことから、ピーク時の電力不足は改善される傾向が見られる。2011年に10.6%だったピーク時需給ギャップ率は2020年度には0.4%まで縮小している(図表20-14)。

図表 20-14 ピーク時電力の需給状況と不足率



(出所) Central Electricity Authority 「Annual Report 2017-18」より作成

図表 20-15 では、電力供給超過を正の値、需要超過を負の値で示している。ジャンム&カシミール、及びアンダマン・ニコバルでは電力供給が大きく不足し、ピーク時の供給不足の比率も高い。また、ジャルカンド、アッサム、ナガランドではピーク時の電力供給不足率が比較的高くなっている。

図表 20-15 各州の電力需給と需給ギャップ（2020年度）

地域	州・連邦直轄領	電力需要 (GWh)	電力供給 (GWh)	需給 ギャップ (%)	ピーク時 需要 (MW)	ピーク時 供給 (MW)	ピーク時 需給ギャップ (%)
北部	チャンティガル	1,523	1,523	0.0%	383	383	0.0%
	デリー	29,560	29,555	0.0%	6,314	6,314	0.0%
	ハリヤナ	53,161	53,108	-0.1%	10,982	10,982	0.0%
	ヒマチャル・ブラデシュ	10,186	10,130	-0.5%	1,932	1,932	0.0%
	ジャンム&カシミール	19,773	17,222	-12.9%	3,280	2,680	-18.3%
	パンジャブ	58,445	58,377	-0.1%	13,148	13,148	0.0%
	ラジャスタン	85,311	85,205	-0.1%	14,441	14,441	0.0%
	ウッタル・ブラデシュ	124,367	123,383	-0.8%	23,797	23,747	-0.2%
	ウッタラカンド	13,827	13,818	-0.1%	2,372	2,372	0.0%
西部	チャッティスガル	30,472	30,449	-0.1%	4,682	4,682	0.0%
	グジャラート	111,622	111,622	0.0%	18,528	18,483	-0.2%
	マディヤ・ブラデシュ	83,437	83,437	0.0%	15,756	15,668	-0.6%
	マハラシュトラ	150,679	150,663	0.0%	25,576	25,513	-0.2%
	ダマン&ディウ	2,223	2,223	0.0%	356	355	-0.3%
	ダドラ&ナガルハベリ	5,497	5,497	0.0%	889	888	-0.1%
	ゴア	4,083	4,083	0.0%	612	612	0.0%
	南部	アンドラ・ブラデシュ	62,080	62,076	0.0%	11,193	11,193
テランガナ		66,998	66,994	0.0%	13,688	13,688	0.0%
カルナタカ		68,851	68,831	0.0%	14,367	14,367	0.0%
ケララ		25,118	25,102	-0.1%	4,275	4,269	-0.1%
タミル・ナドゥ		101,194	101,189	0.0%	16,263	16,263	0.0%
ブドゥチェリー		2,644	2,644	0.0%	429	429	0.0%
ラクシャディープ		56	56	0.0%	11	11	0.0%
東部		ビハール	34,171	34,018	-0.4%	5,995	5,938
	DVC	21,368	21,368	0.0%	3,173	3,173	0.0%
	ジャルカンド	9,953	9,675	-2.8%	1,651	1,527	-7.5%
	オディシャ	29,848	29,848	0.0%	4,984	4,984	0.0%
	西ベンガル	51,644	51,543	-0.2%	8,846	8,846	0.0%
	シッキム	546	546	0.0%	120	120	0.0%
	アンダマン・ニコバル	346	323	-6.6%	58	54	-6.9%
	北東部	アルナチャル・ブラデシュ	719	714	-0.7%	158	149
アッサム		10,192	9,815	-3.7%	2,072	1,987	-4.1%
マニプール		974	969	-0.5%	252	249	-1.2%
メガラヤ		2,031	2,005	-1.3%	384	384	0.0%
ミゾラム		728	723	-0.7%	132	132	0.0%
ナガランド		826	822	-0.5%	160	155	-3.1%
トリプーラ		1,484	1,481	-0.2%	317	315	-0.6%
計		1,275,937	1,271,037	-0.4%	231,576	230,433	-0.5%

(注) DVC (Damodar Valley Corporation) : ダモール河谷開発公社。西ベンガル州、ジャルカンド州に水力・火力発電を行う。

(出所) Central Electricity Authority 「Annual Report 2020-21」より作成

CIA の“*The World Factbook*”によると、インドの電力消費量は 122 万 GWh (2019 年) であり、中国、米国に次いで世界第 3 位となっている。同データによると、2019 年時点のインド全体の電化率は 99%となっている。

インドに進出した日本企業に対するヒアリングによると、企業によって回答に温度差はあったものの、停電などの問題は各地で発生しており、特に電力が重要な製造業については、生産への影響を軽減するために、自家発電設備によるバックアップを行っている企業が多かった。供給の不安定さの背景には、総発電量の不足のみならず、盗電や送配電ロス率の高さ、供給制度上の課題が挙げられる。インフラが整っていない場所にインフラを自社で整備することは困難であることから、インフラがある程度は整っており、トラブル発生時に運営会社を通じての対応が可能であることから、工業団地への入居を前提として進出地域を検討したという企業も多かった。

また、政治的・社会的配慮から農民向けの電力料金が極めて低く抑えられていることや、無料となっている地域がある。そのため、州の配電公社は電力の供給コストを回収できず、財務状況が常態的に厳しく、新規の設備投資や設備の更新を行う体力を欠いていることが多いため、老朽化して効率の低い設備を使い続けざるを得ないことも少なくない。

更に 2015 年 11 月、連邦政府は UDAY (Ujwal DISCOM Assurance Yojana) と呼ばれる配電公社の経営健全化に関する政策を打ち出した。これは配電公社の負債の 75%を各州政府が負担し、残りの 25%を配電公社の債券発行によって証券化するスキームで、並行して連邦政府による石炭価格や売電契約の適正化を進めることで、州による電力供給能力の引き上げを図るものである。現在 22 の州と連邦直轄領が参加している。近年では州政府の配電会社 (Distribution Companies) の財務状況悪化に伴い、発電事業者への未払い問題が課題となっており、インド政府による財政支援や未払金に対する返済方法の見直し、一定の罰則規定を設けるなどの対策が図られている。

8. インフラ開発計画

モディ首相は、2019 年 8 月 15 日の独立記念日の演説で、自身の最終的な目標として国民の「暮らしやすさの向上」を挙げ、2024 年までの 5 年間で 100 兆ルピー (約 160 兆円) のインフラ投資を行うことを表明している。その中で、2,000 万人以上の貧困層のために住宅を提供すること、農村部での 1.5 億世帯への飲料水提供/1.25 km の道路建設、全ての村落で光ファイバーによるブロードバンド接続を可能とすることなどが表明されている。これらは、2019 年 4 月から 5 月にかけて実施された総選挙の際の BJP (インド人民党) のマニフェスト (図表 20-16) にも盛り込まれている。

図表 20-16 BJP のマニフェストに盛り込まれた主なインフラ関連事項

都市交通の改善、公共交通機関の整備、2024年までに50都市で地下鉄を運行
全住居へのトイレの設置
全家庭への水道の整備
2024年までに60,000kmの幹線道路（国道）を建設
2020年までに幹線道路（国道）の総延長を2倍にする
2022年までに全ての線路を広軌にする
2022年までに全ての鉄道を電化する
2022年までに主要鉄道駅でWi-Fiを設置する
2024年までに空港の数を2倍にする
2014年までに港湾能力を2倍にする
2022年までに再生可能エネルギーの発電能力の175GWへの拡大
2022年までに全ての村落部に高速光回線ネットワークを導入する

（出所） Bharatiya Janata Party 「Sankalp Patra Lok Sabha 2019」より作成

モディ首相は、2021年8月15日、**Gati Shakti Master Plan** と呼ばれる約150兆円規模の国家計画を表明した。この計画は、鉄道や道路を含む16の省庁が、インフラ開発プロジェクトの統合計画と協調実施のためのものである。

Gati Shakti は、複合一貫（マルチモーダル）輸送によるインド経済の接続性強化という基本的考え方の下、様々な省庁や州政府のインフラ計画を取り入れることとされており、工業団地や経済特区などの産業クラスター、産業回廊における物流網、農林水産業エリアの全てが、インドのビジネス競争力強化のためにカバーされる。また、インド宇宙研究機関の空間計画ツールなど、テクノロジーが広範囲に活用される予定となっている。

9. デリー・ムンバイ間産業大動脈構想

国家産業回廊開発計画（National Industrial Corridor Development Programme : NICDP）は、スマートシティとして新たな産業都市を開発し、インフラ部門全体で次世代技術の融合を目指す、野心的なインフラ計画である。同計画のもと、インド政府は、さまざまな産業回廊プロジェクトを開発しており、これにより、雇用機会が創出され、社会経済全体の発展につながる経済成長が期待されている。現在、11回廊で4フェーズ・32プロジェクトが実施されている。

デリー・ムンバイ間産業大動脈開発公社（Delhi Mumbai Industrial Corridor Development Corporation : DMICDC）は、デリー・ムンバイ間の回廊開発を目的とした商工省の行政管理下における特別目的事業体として2008年1月に法人化された。同公社は、2020年2月に国家産業回廊開発公社（National Industrial Corridor Development Corporation : NICDC）に改名し、様々な産業回廊プロジェクトの開発と州政府の支援を担っている。

デリー・ムンバイ間産業大動脈（Delhi-Mumbai Industrial Corridor : DMIC）は、国家産業回廊開発計画の根幹を成す構想であり、デリー・ムンバイ間に貨物専用鉄道を敷設し、周辺に工業団地、物流基地、発電所、道路、港湾、住居、商業施設などのインフラを民間投資主体で整備する、日印共同のインフラ開発プロジェクトである。

DMIC 構想の対象となるのはウッタル・プラデシュ、ハリヤナ、ラジャスタン、グジャラート、マディヤ・プラデシュ、マハラシュトラの 6 州に跨る 8 つの開発地域で、雇用、工業生産、輸出量の拡大を目標としている。同計画は 2006 年 12 月、シン首相（当時）が訪日した際の日印首脳会談で合意され、経済産業省とインド商工省の間でタスクフォースが重ねられた。各事業のマスタープランの作成や案件形成調査の実施などは NICDC が担当し、屋台骨となる貨物専用鉄道の建設は貨物専用鉄道公社（Dedicated Freight Corridor Corporation of India Limited : DFCCIL）が担当している。日系企業の参画動向としては、DMIC の根幹を担う貨物専用鉄道（DFC）プロジェクトには、双日が軌道敷設工事を行う他日系建設各社が関与している。また、NEC による RFID タグを用いた物流可視化サービス展開や豊田通商によるグジャラート州でのテクノパーク開発などの事業も遂行されている。

ひとくちメモ 9： 現地 SIM カード

最近では日本国内でも SIM フリー携帯が一般化してきたこともあり、連絡手段として現地の携帯会社が販売する SIM カードを購入する日本人も多くなった。インドの場合でも、デリー空港（インディラ・ガンディー国際空港）内では到着ロビー内に現地大手 Airtel のブースがある。ただし、空港で購入する場合は、選べるプランに制約があり、1.5GB で 28 日間有効で、無制限ローカルフリーコールなどが含まれたパッケージで、価格はおよそ 600 ルピーとのこと。なお、空港外で購入する場合は、選べるプランの選択肢も広がり、また安価となる。ただし、空港外で購入する場合は証明写真・現地の住所・現地の知り合いの連絡先などが求められるなど格段に手間がかかるため、空港で調達する方が効率的かもしれない。インドの場合は州をまたいだ通信にローミングが必要になるため、その点にも注意が必要だ。

購入してカードを機器に挿入してもすぐには電波が入らず、最短 30 分程度待つ必要がある。更にデータ通信にはアクティベーションという手順が必要で、カードを購入した際に渡される番号に掛け、サポート番号の下 4 桁など指示される情報を入力するとデータ通信ができるようになる。

チャージした分を使い切った場合には、市中の携帯ショップや通信会社の看板を掲げた商店で再チャージができる（一部ホテルでもチャージ可能）。

第21章 インド投資の優位性と留意点

1. 日本企業からの投資環境評価

国際協力銀行の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 – 2021年度 海外直接投資アンケート結果（第33回）」によると、海外現地法人3社（うち生産拠点1社以上を含む）以上を有する製造業企業965社を対象とするアンケート調査（回答社数：515社、回答率：53.4%）では、中期的（今後3年程度）な有望事業展開先国・地域としてインドが38.0%の得票率で2位となっている（図表21-1）。

図表 21-1 中期的有望事業展開先国・地域（2021年度）

順位	国・地域	回答者数 n=345	得票率 %	【参考】 2020 順位
1	中国	162	47.9	1
2	インド	131	38.0	2
3	米国	113	32.8	5
4	ベトナム	105	30.4	3
5	タイ	77	22.3	4
6	インドネシア	67	19.4	6
7	フィリピン	31	9.0	7
8	メキシコ	30	8.7	9
9	マレーシア	27	7.8	8
10	台湾	19	5.5	12

（出所）国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告（2021年）」より作成

2009年から2021年の推移を見ると、インドは2014～2016年、2019年で1位、それ以外は2位（2009～2013年、2017～2018年、2020～2021年）と、高く評価されている。インドを有望に挙げた社数の比率を表す得票率でも、インドは40%～60%の間での比較的安定した推移となっている。ただし、2021年度の調査では、前年度の45.8%から38.0%となり、大きくポイントを下げた。COVID-19の感染爆発が影響したものと考えられる。

長期的な有望国（今後10年程度）としては、インドは2020年には50.0%、2021年には49.4%の得票を得て、中国を逆転して世界第一位と評価されている。

上記の国際協力銀行の調査では、回答企業の考えるインドの有望理由の第1位は「現地マーケットの今後の成長性」（回答比率87.7%）で、全ての年度において最大の有望理由となっている。次いで「現地マーケットの現状規模」（同47.7%）が挙げられており、人口増加や所得水準の向上に裏打ちされた消費の伸びを期待しての将来・現在の市場規模を有望視する企業が多いことが窺える。

一方、課題については、1位が「他社との厳しい競争」（回答比率 46.6%）、2位が「インフラが未整備」（同 45.8%）、3位が「法制の運用が不透明」（同 43.2%）であった。引き続き、物流・配送サービスが未整備なことに加え、COVID-19 の影響で増加した電子商取引にネットワーク環境が追い付いておらず、商機を逸していることを問題視している企業もあった。

図表 21-2 有望理由と課題

順位	有望理由(回答者数 130 社)	社数	比率(%)
1	現地マーケットの今後の成長性	114	87.7%
2	現地マーケットの現状規模	62	47.7%
3	安価な労働力	43	33.1%
4	組み立てメーカーへの供給拠点として	27	20.8%
5	安価な部材・原材料	20	15.4%

順位	課題(回答者数 118 社)	社数	比率(%)
1	他社との厳しい競争	55	46.6%
2	インフラが未整備	54	45.8%
3	法制の運用が不透明	51	43.2%
4	徴税システムが複雑	43	36.4%
5	治安・社会情勢が不安	31	26.3%

(出所) 国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 (2021 年度)」より作成

2. 米国国務省「投資環境報告」

米国国務省 (Department of State) は、毎年主要国の投資環境に関する基礎情報の集約と定性的な評価を含む「投資環境報告」(Investment Climate Statements) を発表している。2019 年版では、①外国投資に対する開放性と規制 (Openness to, and Restrictions Upon, Foreign Investment)、②二国間投資協定と租税条約 (Bilateral Investment Agreement and Taxation Treaties)、③法制度 (Legal Regime)、④産業政策 (Industrial Policies)、⑤財産権保護 (Protection of Property Rights)、⑥金融セクター (Financial Sector)、⑦国有企業 (State-Owned Enterprises)、⑧責任ある事業行為 (Responsible Business Conduct)、⑨汚職 (Corruption)、⑩政治・セキュリティ環境 (Political and Security Environment)、⑪労働政策・慣行 (Labor Policies and Practices)、⑫海外民間投資公社、その他の投資保険プログラム (U.S. International Development Finance Corporation (DFC), and Other Investment Insurance or Development Finance Programs)、⑬海外直接投資と海外証券投資統計 (Foreign Direct Investment Statistics)、の 13 項目について、インドの現状を解説している。

同報告では、COVID-19 を契機としたインド政府の野心的な経済構造改革、懸案であった新労働法制が 2021 年ようやく可決されたこと、モディ政権による積極的なインフラ開発 (「Gati Shakti」イニシアチブ) などについて、インドの投資環境上の進展を評価している。

一方、データの現地化措置、関税引上げ、根拠のない植物検疫措置、国際基準と整合しないインド固有の基準と保護主義的措置が、インドと多国の貿易・投資促進の制限要因となっていることも併せて指摘している。

3. インド投資の魅力と留意点

(1) インド投資の魅力

日本の 10 倍の広大な国土を有し、連邦制で州政府の権限が強いインドでは、投資環境の面でも地域間・地域内の差が生じつつある。主要地域別の詳細は<地域編>で言及するが、インド全体の投資環境を概観した際、その魅力や優位性は主に以下の 3 点に集約される。

- ① : 巨大な消費市場・豊富な労働力
- ② : モディ政権の製造業・インフラ開発への積極投資
- ③ : 対中東・アフリカ輸出拠点

まず、「巨大な消費市場・豊富な労働力」であるが、14 億人という世界 2 位の人口を有するインドは人口増加率も高く、国連による世界人口予測によると 2023 年には中国を上回り、世界一の人口となることを見込まれている。大手金融機関クレディ・スイスの推計では、2020 年時点でのインドの成人 1 人あたり資産（金融資産・不動産など非金融資産の合計）は 14,252 ドルであり、世界平均 79,952 ドルと比較するとまだ少ない。しかしながら、総資産 100 万ドル以上の人口は 698,000 人と推定されており、富裕層にターゲットを絞ったビジネスも成り立つようになっている。

また、年齢別人口構成は綺麗な富士山型となっており、25 歳以下が全人口の 45%（2017 年推計）を占める若年層中心の人口構成で、人口ボーナス期は 2040 年ごろまで持続すると予測されている。英語話者や技術系人材も豊富であることから、単純ワーカーのみならず高度人材の調達先としてもインドは有望である。特に高度人材に関しては、インドの優秀なエンジニアを活用するための IT 分野の企業の進出が目立つ。インドにおいて IT エンジニア職は（様々な意見はあるものの）カーストに影響されない職種として若者から人気を集めており、インドは多数の IT エンジニアを抱えており、そのレベルも高い。スキルを有する IT エンジニアの場合、人件費の要求水準や昇給率も高いものの日本と比べるとまだまだコストメリットがある。日系企業の中には、地場の有力 IT 企業を買収し、豊富な内需を取り込もうとしている IT 企業も存在する。日本や欧米等の先進国向けにインドをグローバルなオフショア拠点として活用するといった戦略も考えられるだろう。

第 2 に「モディ政権の製造業・インフラ開発への積極投資」である。モディ政権は製造業振興に向けて「Make in India」キャンペーンを始め、人材育成や ICT 技術の振興など各種の全国的な政治的キャンペーンを打ち出している。自動車、電機・電子、化学など日本企業の進出数の多い分野も重点分野に指定されているため、投資機会の拡大が期待されている。

インフラについても、モディ首相はグジャラート州首相時代に同州の電力改革や道路・港湾インフラ整備を成功させてきたことで知られており、連邦レベルでもインフラ開発に意欲的である。インフラの分野では、日本政府による協力が積極的に行われている。具体的なプロジェクトとしては、日本がパートナーとなって進めてきたデリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想におけ

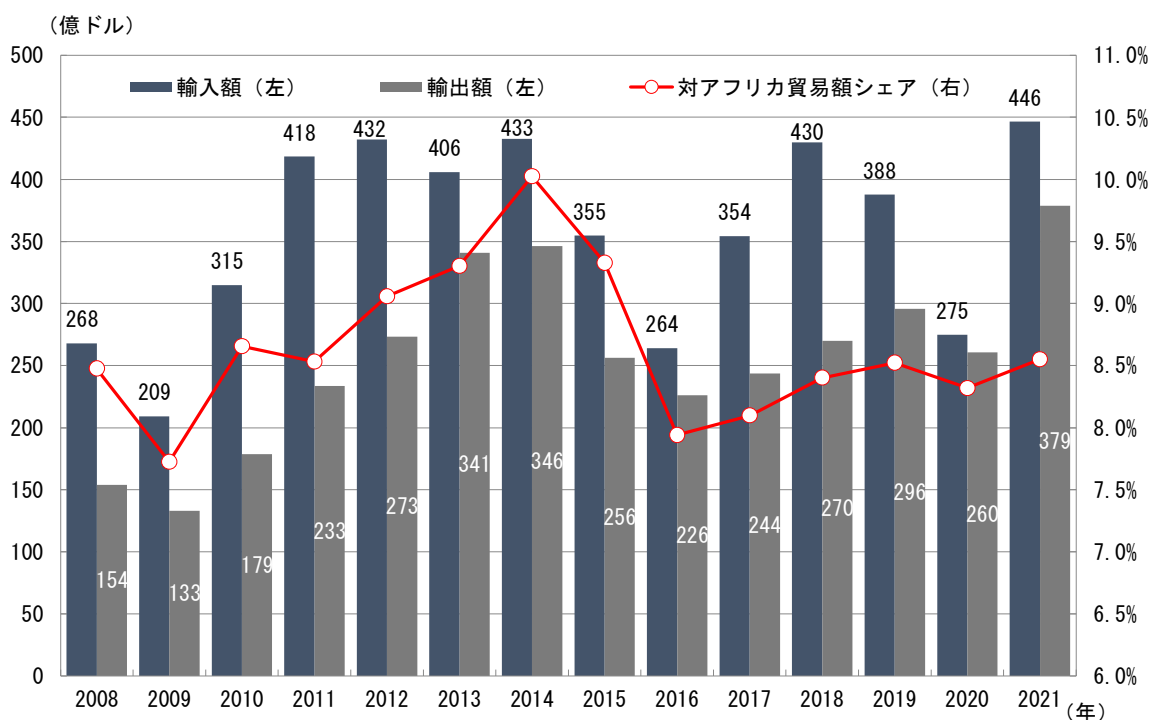
る貨物専用鉄道に関して日本企業の受注が目立つ。

また、モディ首相は主要都市間に日本の新幹線方式の高速鉄道を整備することを決定し、第1弾となるムンバイ・アーメダバード間の整備が進められており、2022年7月には第3期の円借款1,000億円の調印が行われた。

最後に「対中東・アフリカ輸出拠点」での優位性である。アフリカには、インド人ディアスポラが300万人以上住んでいると言われる。インドとアフリカの間には、アフリカの独立運動や人種差別反対運動に対してインドが支援を行ってきたという歴史的背景があり、また、インド政府は、アフリカ諸国との関係強化のためのインド・アフリカ・フォーラムが2008年(ニューデリー)、2011年(アディスアベバ)、2015年(ニューデリー)の3度にわたり開催されるなど、アフリカとの繋がり強化を図っている。

インドの対アフリカ貿易は、図表21-3の通り近年増加してきており、全貿易額に占めるアフリカのシェアは8%~10%程度で推移している。

図表 21-3 インドの対アフリカ貿易の推移



(出所) UNCTAD Stat より作成

インドに進出する外資製造業企業の中には、既に中東・アフリカ市場への輸出をかなりの割合で行っている企業もあるという。南アフリカ、ナイジェリア、エジプト、ケニア、モザンビーク、タンザニアなどの国々が、インドのアフリカ向け輸出の主要な目的地であり、品目別では石油製品が最も多く、医薬品、自動車、穀物などが続く。

最近では、生産連動型優遇策（Product Linked Incentive：PLI）の恩恵を受け、アップル社やサムソン社による携帯電話の輸出が急増している。現時点での最大の携帯電話の輸出先は UAE であるが、アフリカ各国への輸出も増加している。

日系企業では、ダイキンがエアコンを、マルチスズがハッチバックタイプの自動車の中東・アフリカ向けに輸出している。

ただし、日本企業の輸出拠点としてのインドの活用は遅れており、JETRO による「2021 年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」では、インド進出日本企業のうち、半分近く（41.1%）の企業が完全な内販型（売上高に占める輸出比率 0%）で、売上高に占める平均輸出比率は 17.8%と、対象のアジア・オセアニア諸国 19 ヶ国の中で、パキスタンに次いで低かった。インド国内競争の激化を懸念する日本企業も増える中で、中東・アフリカ市場を見据えた輸出拠点としてのインドの活用も今後は視野に入りうると思われる。

ひとくちメモ 10： インド桁電卓、カレー洗濯機：ツボを押さえた日本メーカーのヒット商品

人口約 14 億人をおかかえるインドは、企業にとっても魅力的な市場だ。例えば、自動車メーカーのスズキは、車種や車体サイズにおける徹底したローカライズで、インドでのシェア獲得に成功している。インドの消費財市場は、複雑で厳格な外資規制もあり、地場企業や多国籍メーカーの支配力が強いものの、日本企業がインド市場のニーズに合わせた商品を市場投入した例が散見される。

その代表例が、カシオ計算機の電卓である。インドでは 10 万をラーク（lakh）、1,000 万をクロール（crore）などと表示し、1000 以上の場合には数字 2 つおきに桁区切りを挿入する独特の命数法が用いられているが、同社はインドの桁区切りに合わせた数表示が可能な電卓を市場に投入し、検算機能とも併せて消費者のニーズを掴んだ。

2017 年には、パナソニックの現地法人がカレー汚れ用の機能「ステインマスター」を搭載した全自動洗濯機の販売を開始した。普通のコースでは落ちにくいしつこいカレーの染みを落とせるよう、インド各地のカレーの成分を分析し、洗浄に適した水温や水流を追究したとのことである。パナソニックはその後も、さらに汚れ落ちがパワーアップした「ステインマスタープラス」を搭載した新モデル「S8」「V8」シリーズを 2019 年に発売している。「サリーコース」や「ジーンズコース」など、インド独自の機能も搭載されており、実勢価格 3 万ルピー程度で 2022 年現在も販売中だ。

伝統的文化や慣習面で、伝統と革新が混在するインドにおいて、インド人のニーズを掴むアイデア商品については、まだまだ開発の余地がありそうである。

(2) 留意点

一方、インド投資に際して留意しなければならない点もある。

第 1 に、インドで利益を出すことは概して容易ではないということである。先述の通り、国際協力銀行の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 - 2021 年度 海外直接投資アンケート結果（第 33 回）」によると、インドでの事業の課題として最も多い回答は「他社との厳しい競争」で、55 社、全体（118 社）の 46.6%が課題として挙げている。また、JETRO の「2021 年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」でも、インドでは 133 社の 50.4%が「競合相手の台頭（コスト面で競合）」を経営上の問題点として挙げている。この要因として、東南アジアとは異なるインドの経済発展の経緯が考えられる。

進出日本企業の多くが、東南アジアや中国での日本の成功モデルがインドでは通用しないと述べている。東南アジアでは地場産業の存在しなかった国に日本企業が進出し、産業育成を目的とした現地国政府の保護・支援政策を受けて事業を発展させてきた（タイの自動車産業など）が、インドの場合は1947年の独立後、約半世紀にわたる閉鎖的な経済政策の下、自動車や自動車部品を含む多くの産業が育成されてきた歴史がある。品質の面では先進国に及ばないものの、価格の面では地場企業が概して有利な立場にあり、低価格を重視するインド人の消費マインドとも相まって、外資企業にとって厳しい競争環境が待ち受けている。

このような環境下で利益をあげられるようになるには、時間がかかることを認識する必要があるほか、地場企業をパートナーとして販売網や調達ルートを活用する、税制や法務関連の様々なトラブルに対処できる有能なインド人スタッフを雇用する、インド人の消費者に有効な宣伝・広告方法を吟味するなど、幅広い事業上の工夫が求められる。

第2に、輸送や電力といったインフラが質・量ともに日本企業の求める水準に達していないことがある。都市部の道路渋滞や、港湾・通関に関する手続の長期化は依然として課題である。電力については近年大幅な供給不足は解消されつつあるものの、スポット的な停電による工場装置の停止を防ぐため、自家発電設備によるフルバックアップが必要な場合もある。なお、工業団地に入居する場合でも、東南アジアや中国と異なり、分譲時には土地収用が完了しているというだけで、電力・上下水道などは自前で用意しなければならないといったケースもあり、土地代が安価でも設備投資の費用が負担になる恐れもある。民間の工業団地は土地代が比較的高いものの、デベロッパーが質の高い基礎インフラを整備してから分譲することもあるため、最終的な費用や時間を考えて政府開発か民間開発かを選択することが重要である。

第3に、法制度の運用における不透明さが広範な分野にわたって挙げられる。例えば、用地取得については、正式な手続きを経て土地を収用し工業用地として開発された後になって、地権者であった農民が値上がり益を要求してくるようなケースが生じている。また税制面では、税金の還付手続きが長期にわたり完了せず、キャッシュ・フローを圧迫しているケースや、州政府が外資企業向けの優遇税制を突然廃止しようとするなどの事例があるとのことである。制度自体の変更が必要な場合でも、州政府の独立性が強く、統治システムが複雑で政策の意思決定に時間がかかるため、民意反映の意思決定は極めて遅い。

第4に、近年は、高成長の持続や投機的な不動産取引の活発化などを背景に、地価や賃金が上昇していることがある。図表21-4は、JETROの「2020年度 アジア大洋州・日本投資関連コスト比較調査（2021年3月）」から、インド各都市（ニューデリー、アーメダバード、チェンナイ、バンガロール、ムンバイ）とバンコク（タイ）の投資コストを比較したものである。ニューデリーやムンバイなどの大都市の一部の職種の賃金水準は既にバンコクよりも高くなっている。転職が盛んなインドの慣習とも相まって昇給の交渉はタフであるといわれる。マーサーの「Mercer Cost of Living Survey – Worldwide Rankings 2022」によると、インドで駐在員の生活コストが最も高いのはムンバイ（127位）で、ニューデリー（155位）、チェンナイ（177位）、ベンガロール（178位）、コルカタ（203位）と続いた。

第5に、労務管理の難しさが挙げられる。ワーカー管理について、インドでは、元来労働者の権利が強く、労働関連制度も労働者寄りの立場をとっているとされる。労働運動も活発で、組合が結成され、労使関係に争点が生じると、その対応に多大の負担を強いられるため、労使関係を円滑に回すための取組みと仕組みが必要となる。

他方、専門職・管理職レベルの人材については、ジョブホッピングが一般的で離職率が高いという問題があり、結果として、社内の人材育成が困難となっている。こうした人材に関しては、高水準の給与と福利厚生と、キャリア構築支援に取り組むことで、優秀な従業員をつなぎとめて、モチベーションを上げる仕組みが必要と思われる。ただし、給与に関しては、インフレ率に合わせた昇給と、能力・実績に応じた昇給の双方が必要となるため、雇用者側には大きな負担となる。さらに、広大なインドにおいては、地域によって文化や慣習が異なるため、地域特性に応じた労務管理が必要となる。

このように、インドにおける労務管理には様々な難しさがあるが、日系企業にインタビューしたところ、工夫を講じながら良好な労務管理を実現している企業も幾つかあった。効果的なローカル人材活用は、インドにおける労務管理の重要ポイントであると言える。日系企業には、ローカル人材の活用が進んでいる会社と進んでいない会社の双方があるが、労務管理がうまくいっている会社は、総じてローカル人材への権限移譲が進んでいる社であるようだ。インドには、肩書や役職を重んじる文化背景があるため、人材に責任と権限を与えることでモチベーション向上にもつながる。また、地元の文化や目には見えないカースト制の名残なども含め、現地事情に精通した人材の存在は、日系企業にとって大きな武器となる。

最後に、日本人にとって生活面でのハードシッが強いことがある。在留邦人数は、デリー首都圏を中心に拡大しているものの、インド全土で9,313人（2021年10月時点：外務省「海外在留邦人数調査統計」）である。この数字は中国（107,715人）の12分の1、タイ（82,574人）の9分の1、ベトナム（22,185人）の半分程度と、日本企業の進出が多いアジア新興国と比べると少ない。この背景として、日本人学校や日本語対応の病院が非常に少ないため、駐在員が家族を同伴して赴任するケースが少ないことが考えられる。生活環境一般でも、地方都市では日本食レストランが少なく、日本食の食材の入手が困難であること、ゴルフや映画を除くとカラオケのような娯楽に乏しく、州によっては肉や酒類が入手しにくいなど、日常生活面の不自由は依然として多い。ただし、最近では日本人にとっての住環境にも改善が認められる地域もあり、特にインドで最も日本人が多いと言われるデリー近郊のハリヤナ州グルガオンについては、日本料理店や日本人学校など含め、日本人向けの生活インフラも数年前と比べて非常に充実している。

図表 21-4 都市別投資コストの比較（月額、単位：ドル）

		ニューデリー	アムダバード	チェンナイ	ベンガルール	ムンバイ	
賃金	製造業	ワーカー（一般工職）	261	252	236	280	328
		エンジニア（中堅技術者）	510	478	397	625	944
		中間管理職（課長クラス）	1,573	827	854	1,451	1,852
	非製造業	スタッフ（一般職）	628	n. a.	405	585	712
		マネージャー（課長クラス）	1,727	n. a.	1,126	1,368	1,971
		店舗スタッフ（アパレル）	459~479	403~673	n. a.	歴2年平均: 285 歴8年平均: 444	n. a.
		店舗スタッフ（飲食）	483~597	309~632	n. a.	歴2年平均: 223 歴8年平均: 336	242~269
	法定最低賃金	非熟練工	月額: 188	月額: 3.71	月額: 179	月額: 157	月額: 146
		準熟練工	": 207	": 3.82	": 186	": 171	": 161
		熟練工	": 228	": 3.94	": 192	": 176	": 177
	賞与支給額 （固定賞与+変動賞与、対基本給与:カ月分）		1.15	0.99	1.14	1.15	1.37
	社会保険負担率		事業主: 13% ^{*1} （内訳）年金基金: 8.33% ^{*2} 、積立基金: 3.67% ^{*3} 、管理費: 0.5% ^{*4} 、保険料: 0.5% ^{*5} 従業員（本人）: 12% （内訳）従業員積立基金（EPF）: 12%				
	名目賃金上昇率	2017年	9.0%	11.6%	11.0%	16.4%	11.5%
2018年		10.0%	11.4%	10.5%	13.0%	18.0%	
2019年		6.5%	5.5%	8.1%	7.1%	6.4%	
地価・事務所賃料等	工業団地（土地）購入価格（1m ² あたり）	ニムラナ: 61 IMTパワル: 103	サナンドII: 51 マンダル: 39 バカブーラ: 48	ヴァラム・バダガル: 57 スリ・シティ: 28	オバデナハリ: 66 ヴァサント・ナラサブラII: 36 ナルサブラ・フェーズII: 29	チャカン: 64 スバ: 28	
	工業団地借料（1m ² あたり、月額）	3	マスコット: 2.03	インドスペース: 3.04~4.05	ボマサンドラ: 3.62~4.00 デヴァナハリ: 3.47~4.00 ビダディ: 3.47~3.77	チャカン3: 28	
	事務所賃料（1m ² あたり、月額）	18	4.33~5.06	11	23	家具付き: 29~43 家具なし: 26~36	
	市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料（1m ² あたり、月額）	サウス・デリー、モール内店舗: 87 ウエスト・デリー、モール内店舗: 47 グルガオン、モール内店舗: 51	26.90~33.64	31	M. G. ロード: 33 ブリゲード・ロード: 38 インディラナガル: 22	28~58	
	駐在員用住宅借上料（月額）	1,615	家具付き: 2.13~2.83 家具なし: 3.77~5.38	1,211~2,018	942~1,345	家具付き: 1,749~3,633 家具なし: 1,345~2,960	

（注1）事業主負担率は適用金額などにより変動

（注2）年金基金は8.33%か1,250ルピーの低い方

（注3）積立基金は12%から年金基金負担分を差し引いたもの

（注4）管理費は0.5%か500ルピーの高い方

（注5）保険料: 対象上限15,000ルピー

（出所）JETRO「2020年度アジア大洋州・日本投資関連コスト比較調査（2021年3月）」より作成

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

1. インドの主要産業

2020-21 年度の名目 GVA（総付加価値）の産業構成比は、第 1 次産業が 20.2%、第 2 次産業が 16.1%、第 3 次産業が 63.7%と、第 3 次産業の比率が高い（図表 22-1）。2019-2020 年度、2020-2021 年度にかけて、第一次産業と第二次産業の中でも貿易、宿泊、輸送、通信、放送サービスの GVA が大きく減少しており、これは明らかに COVID-19 パンデミックに伴う影響によるものと思われる。モディ首相は「Make in India」の推進などにより、製造業振興政策の推進を掲げており、今後の動向が注目される。そこで、次節以降に取り上げるインドの主要産業として、製造業からは「自動車」、「バイク」、「食品加工」を取り上げる。また、構成比が上昇しているサービス業の中からは、「小売業」、「不動産業」を挙げる。

図表 22-1 インドの産業構成比（名目）

産業	2018-19	2019-20	2020-21	前年度比	
				2019-20	2020-21
第一次産業					
1. 農業、林業、漁業	3,016,277	3,394,033	3,616,523	12.5%	6.6%
第二次産業					
2. 鉱業、採石業	377,171	355,833	292,129	-5.7%	-17.9%
3. 製造業	2,805,330	2,712,269	2,586,740	-3.3%	-4.7%
第三次産業					
4. 電気、ガス、水道、その他 公共サービス	450,631	483,644	484,477	7.3%	0.2%
5. 建設	1,349,795	1,368,638	1,282,048	1.4%	-6.3%
6. 貿易、宿泊、輸送、通信、 放送サービス	3,200,285	3,480,240	2,941,477	8.7%	-15.5%
7. 金融、不動産、専門サービス	3,542,458	3,915,848	3,950,786	10.5%	0.9%
8. 行政、防衛、その他	2,419,266	2,750,837	2,761,996	13.7%	0.4%
名目 GVA	17,161,213	18,461,343	17,915,167	7.6%	-3.0%

（注） 単位は 1000 万インドルピー（₹ Crore）

（出所） NATIONAL STATISTICAL OFFICE, MINISTRY OF STATISTICS & PROGRAMME

2. 自動車

(1) 自動車産業の歴史

インドの自動車産業は植民地時代の 1920 年代に GM とフォードがノックダウンによる組立生産を行ったことが始まりである。1940 年代には財閥グループの参入が相次ぎ、ビルラ・グループがヒンドスタン・モーターズを、タタ・グループがタタ・モーターズを、マヒンドラ・グループがマヒンドラ & マヒンドラをそれぞれ設立した。

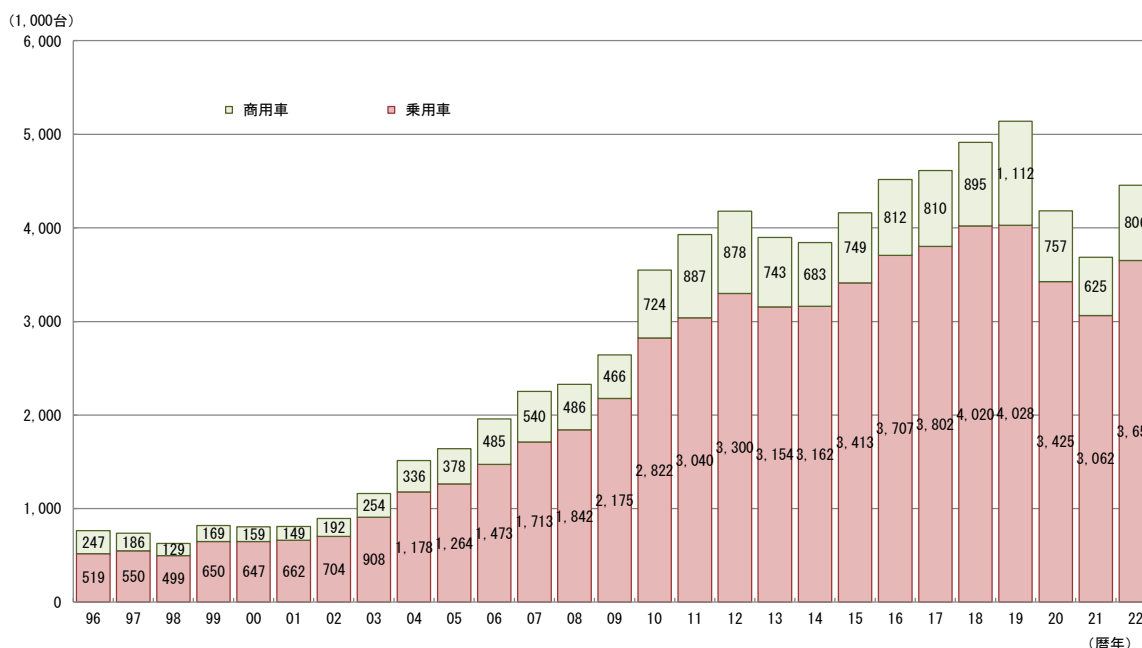
その後、1947年の独立後の国内産業保護政策のもとでGMとフォードは撤退したが、1980年代に入ると部分的自由化が行われ、日系のスズキが乗用車部門（インド政府との合弁でマルチ・ウドヨグを創設、その後2007年9月に社名をマルチ・スズキ・インドに変更）に、ホンダが二輪部門（ヒーロー・グループと合弁企業を設立。ただし、2010年12月、ヒーローとホンダは合弁を解消）にそれぞれ参入した。

このような歴史的経緯からインドの自動車産業は、新興国としては稀なことに一定の技術ベースを備えている。1991年以降の自由化政策のもとで、自動車産業に関しては1993年に乗用車部門のライセンスを撤廃し、2000年に輸入枠規制を撤廃した。また、外資について自動認可制のもとで100%出資を容認するようになったため、外資系企業の参入が相次いだ。

(2) 足元のインド自動車市場は回復基調だがリスク要因も存在

インド自動車工業会（Society of Indian Automobile Manufacturers：SIAM）が公表する統計の内、乗用車（Passenger Vehicle）と商用車（Commercial Vehicle）を合算した「自動車」の生産台数は、COVID-19の影響を受け、2019-20年度、2020-21年度と大きく減少したが、2021-22年度は回復基調にある。2021-22年度の生産台数は対前年比増加となる約446万台であった。

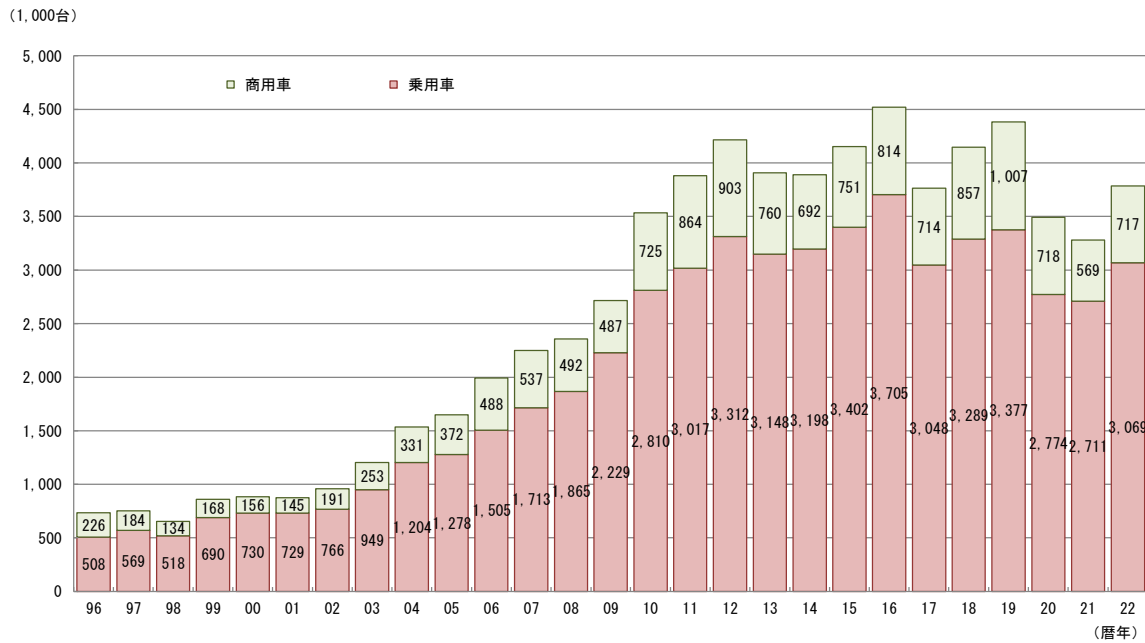
図表 22-2 自動車（乗用車+商用車）の生産台数の推移



(出所) インド自動車工業会より作成

2021-22年度、インドの自動車の販売実績も改善された。新型車投入の増加が、販売台数を押し上げた形であるが、半導体危機、仕入・材料コストの上昇、燃料価格の変動、タイトな流動性、COVID-19の再流行などは、インドの自動車販売に引き続き影響を与えている。

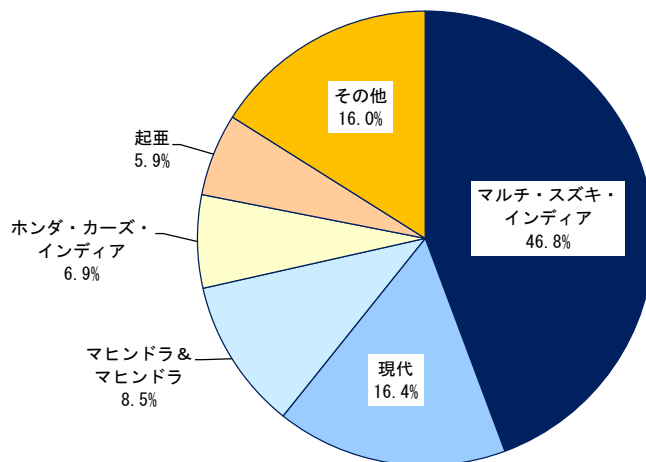
図表 22-3 自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移



(出所) インド自動車工業会より作成

COVID-19 の影響から元々のベースラインが低かったこともあって、2021-22 年度は多くのメーカーが高い成長率を示した。メーカー別の販売シェア（台数ベース）を見ると、Multi Suzuki（以下、スズキ）がシェア 1 位となる 44.3%を確保している。第二位の現代のシェアは 16.4%、第三位の Tata Motors のシェアは 10.8%である。スズキ以外の日系メーカーのシェアは、トヨタ 4.2%、ホンダ 2.9%、日産 1.3%、いすゞ 0.02%と、やや苦戦しており、インドの自動車市場における日系メーカー全体のシェアは、やや低下傾向にある。

図表 22-4 自動車のメーカー別販売シェア（2022 年）



(出所) Mark Lines より作成

なお、インドの乗用車市場は、継続的にコンパクト SUV（2020年 17.4%⇒2021年 23.6%）やユーティリティビークル（UV）（2020年 19.4%⇒2021年 22.6%）のセグメントへとシフトしている。ハッチバックやコンパクトセダンを含むコンパクトカーの市場シェア（2020年 45.1%⇒2021年 38.2%）は UV セグメントの出現により年々減少している。

(3) 2026 年に向けた自動車・二輪車産業のターゲット及び環境規制

インド自動車工業会（Society of Indian Automobile Manufacturers：SIAM）は、2006年に立案された「年次行動計画（Automotive Mission Plan：AMP）2006-16」に続くターゲットとして「Automotive Mission Plan 2016-26」（AMP 2016-26）を掲げている。「AMP 2016-26」では、インドの自動車関連産業（Automotive industry）について、①今後新たに 6,500 万人の雇用機会を創出すること、②モディ首相の進める「メイク・イン・インド」や製造業の中での牽引役となること、③車両輸出を 5 倍に、同部品輸出を 7.5 倍に増やすことを企図すること、④インドの名目 GDP の 12%超を占めること、⑤2015 年比で産業規模を 3.5～4.0 倍とすること、などが記されている。また、製造業の競争力を維持・強化し、環境や安全性の問題に対処するために、特定の（政府）介入が想定されるとも示されている。

(4) 排ガス規制

インドの排ガス規制は、2017年3月末まで、大都市が BS4（欧州基準の「ユーロ 4」相当）、大都市以外では BS3（「ユーロ 3」相当）が適用されてきた。その後、2017年4月からはインド全国で BS4 が適用されていたが、2020年4月には当初 2024年に導入の予定だった BS6（「ユーロ 6」相当）が前倒して適用され、BS5を経ずに一気に環境規制を強化することとなった。具体的には、排ガス中の窒素酸化物（NOx）を、ガソリンエンジン車、ディーゼルエンジン車で大幅に削減することが求められることとなった。

インドの乗用車シェア第1位のマルチ・スズキは、2019年8月、ガソリンエンジン車の約 70%を BS6 に先行適合させたと発表した。シェア第2位のヒュンダイやインド地場のマヒンドラ・マヒンドラも BS6 に準拠した製品の投入を進めている。

(5) 政府の EV 推進策

インド政府は国内の EV 普及を奨励するために、2015年4月から2019年3月まで、電動バス、電気自動車・ハイブリッド車、電動二輪車・三輪車を対象としたインセンティブによる FAME（Faster Adoption and Manufacturing of Electric Vehicles in India）I を実施した。FAME II は、2019年4月から3年間約 13.5 億ドルの総予算で実施され、その多くが EV 需要を創出するためのインセンティブに割り当てられている。FAME II のインセンティブは、EV の販売価格を軽減するために消費者が利用できるデマンドインセンティブ、充電ステーションの整備、情報・教育・コミュニケーションなどを含む制度の管理に活用される。FAME II は当初 2022 年までの予定であったが、2021年6月に2024年3月までの延期が決定された。

また、インド政府は、自動車・自動車部品産業向けの生産連動型優遇策 (Product Linked Incentive : PLI) を導入し、これにより、先進自動車技術製品の国内製造を促進している。自動車産業の PLI には、優良 OEM 優遇策と、優良部品メーカー優遇策という 2 つの構成要素があり、優良 OEM 優遇策は、全てのセグメントのバッテリー電気自動車 (BEV) と水素燃料電池車に適用されるスキームである。2022 年 3 月時点で 95 社 (OEM20 社、部品 75 社) が承認を受けている。

(6) EV 化に係る OEM 各社の動向

インドでの EV 販売は増加基調であり、FADA (自動車ディーラー連合会) によると、2020-21 年度の 4,984 台に対し、2021-22 年度には 1 万 7,802 台の EV が販売されている。しかし、インドの EV 販売は依然として都市部のみに集中し、市場シェアの 1%にも達していない。Tata Motors が、EV 販売では 85%以上の市場シェアを誇るマーケットリーダーとなっている。主要 OEM の動向は以下の通りである。

- Tata Motors

2021 年 12 月、完全子会社である Tata Passenger Electric Mobility Limited (TPEML) を設立。2025 年までに 10 車種の新型 BEV を投入し、インド国内に充電インフラを整備するための積極的な投資をグループとして行う予定。また、インドと欧州においてバッテリー製造の提携を積極的に検討し、バッテリーの供給確保に努めている。

- MG Motor

上海汽車傘下の MG Motor は、インドで第 2 位の EV メーカーである。同社は、今後数年で車両販売の 25%を電気自動車で達成することを目指しており、バラット石油との提携による充電インフラ構築、ACMA (インド自動車部品工業会) との提携による EV 部品分野での教育と人材育成、インド工科大学 (IIT) デリー校との提携による研究開発などに取り組んでいる。

- Muruti Suzuki

2022 年 3 月、親会社のスズキがインドのグジャラート州と、BEV および BEV バッテリーの現地製造に約 1,044 億ルピーを投資する覚書 (MOU) を交わした。2022 年 8 月には、グジャラート州に建設予定の BEV 向け車載用電池工場およびハリヤナ州カルコダに建設を予定している新工場の定礎式を実施した。BEV 向け車載用電池工場は 2026 年、カルコダ四輪工場は 2025 年の稼働予定となっている。

上記 OEM の他、ヒュンダイや KIA など、完成車輸入によりインドで既に EV を販売している。国際的な EV 化の潮流とインド政府の EV 普及政策、排ガス規制への対応の必要性などから、今後も OEM 各社は強力に EV 化を推進していくものと思われる。

ひとくちメモ 11： 電気自動車（EV）重視の政策

2013年1月、電動車の普及や現地生産の促進を目指す「National Electric Mobility Mission Plan 2020」が発効し、バイクを中心に新車販売台数 600~700 万台が目標とされた。その実現に向けた電動車普及策（FAME-India）の第1フェーズ（期間は2015年4月から2018年12月まで）のもと、電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HEV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）の購入への補助金給付やインフラなどの設備投資が実施された。

2019年4月には、FAME-Indiaの第2フェーズが開始し、国産化率（バス：40%、その他車両：50%）などを条件に、補助金を支給することとした。FAME IIには約13.5億ドルの予算が割当てられ、ハイブリッドを含む電動4輪車 55,000台、電動3輪車 50万台、電動二輪車 100万台に補助金を与えるほか、充電ステーション数の拡充や公共バスの電動化支援も目的とされた。ただし、2021年にはコロナ禍の影響もあってEV販売台数が減少し、当初計画の目標達成が困難と判断されたことから、インド政府は、2021年7月にFAME IIの期限を当初の2022年3月末から2024年3月末まで2年間延長すると発表した。

なお、インドにおける2020年時点での新車販売におけるEV比率は約1.5%で、日本の0.59%、アメリカの1.8%と比べても遜色ない割合と言える。インドにおけるEV市場は急速に拡大の兆しを見せており、2015年には2万台程度だったEVの販売台数は、2020年には30万台近い販売台数となった。現在、政府が掲げる電動化の目標値は2030年までに乗用車の40%、2輪車・3輪車の80%である。

一方、HEVはGSTの高い税率が普及のネックとなっていると言われる。EVの場合、GST税率12%+目標税率0%となっている一方、HEVについては、GST税率28%+目標税率15%が課税され、政府が推進するEVと比べてはるかに高い税率となっている。GST税率は、消費税のように消費者に転嫁されることとなるため、消費者にとってはその分価格が上がることとなる。

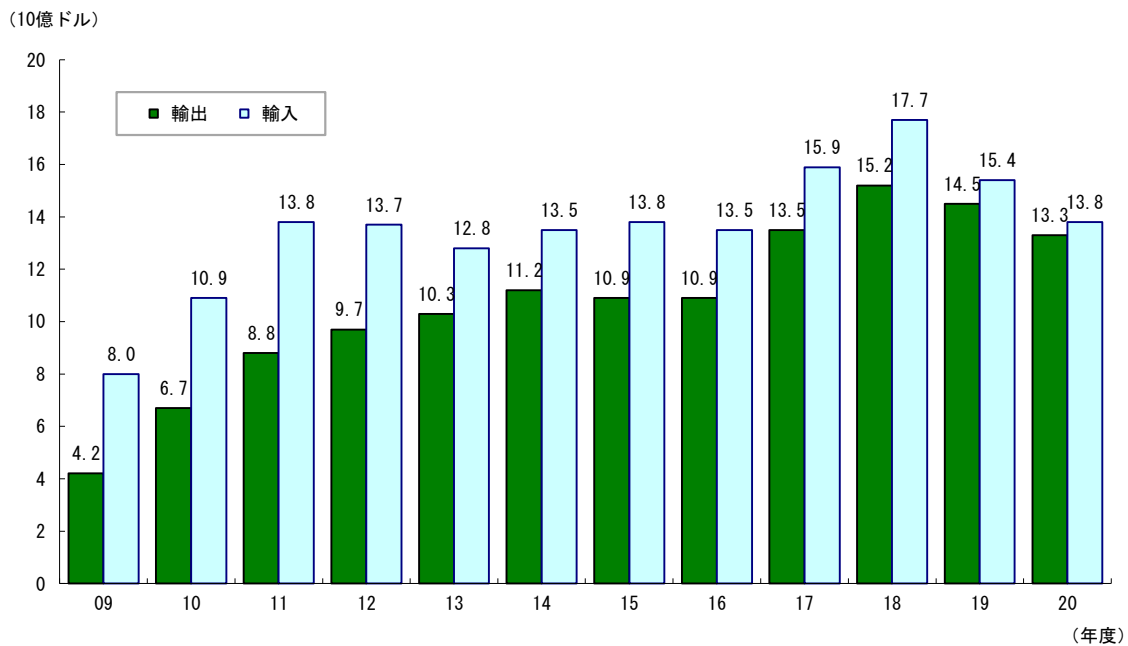
(7) 自動車部品産業は輸入超過が続く

2015 年 9 月に発表された「Automotive Mission Plan 2016-26」(AMP2026)の中で、車両の輸出を 5 倍、車両部品の輸出を 7.5 倍にするとの目標を掲げており、その実現には自動車産業の集積が一段と進む必要があると推察される。インドの自動車部品産業では、業界団体としてインド自動車部品工業会 (Automotive Component Manufacturers Association of India : ACMA) があり、加盟企業 (外資系を含む) 数は 800 社以上となっており、当該企業全体の売上高は、自動車部品産業の 85% 以上を占めている。

日系自動車部品メーカーへのヒアリングによると、インドの自動車・自動車部品セクターでは、設備や金型については、ある程度現調化が進んでおり、ローカルサプライヤーもレベルアップしているとのこと。Make in India 政策を推進するインドにおいて内国生産を促進していくことは、メーカーにとっての命題でもあり、日系自動車・自動車部品メーカーとしては、一定程度の生産・技術支援によりローカルサプライヤーの強化に取り組んでいくと思われる。

ACMA の Annual Report によると、インドの自動車部品産業の輸出額は 2020-21 年度で 133 億ドルであった。過去 2 年の輸出額は減少基調で推移している。貿易収支としては輸入超過が続いている。2020-21 年度は 133 億ドルの輸出に対し、輸入は 138 億ドルと輸出を上回った (図表 22-5)。日系完成車メーカーも基幹部品、特に日本品質の維持に妥協はできない部品であるエンジンやトランスミッション、電装品などは輸入に依存している。これらの日系サプライヤーがインドに進出して現地生産を行うことで、輸入超過の解消に寄与することが見込まれる。他方、これらのサプライヤーがインドに進出すれば、インドからの部品輸出の増加にもつながると思われる。

図表 22-5 自動車部品の輸出入額の推移



(出所) インド自動車部品工業会より作成

(8) 拡大する自動車部品生産

自動車の項でも述べた通り、先進自動車技術製品の国内製造を促進するため、優良部品メーカーに対しても PLI によるインセンティブが与えられる。2022 年 3 月時点で 75 社の自動車部品メーカーが PLI の承認を受けている。日系自動車部品メーカーからのヒアリングでも、特に EV 関係の受注が増えている様子が見て取れた。

日系部品メーカーはコロナ禍により投資計画を先延ばしした例もあるが、取引先からの要請やインド市場の中期的拡大を見越した生産体制の増強を図っている。新規進出では、ダイセルのエアバッグ用インフレーター工場、THK の直動部品工場、スズキ・東芝・デンソーのリチウムイオン電池合弁工場などがあり、生産能力増強では、三菱ケミカルの熱可塑性エラストマーの製造設備新設、三菱電機の電動パワーステアリング用モーターコントロールユニット新工場、八千代工業の燃料タンク生産ライン追加などが見られる。

また、インド企業との提携強化も活発で、愛知製鋼はインドメーカーに出資し、同社製特殊鋼をタイ・フィリピンに供給する計画である。また、スタンレー電気の HVAC パネルやパナソニックの電気バス用充電器設置などでの提携が見られる。合弁事業では、三井物産の台湾企業との EV 駆動用モーター合弁工場や、アルプスアルパインの車載機器、ヨコオの車載アンテナ事業でインド企業との合弁会社設立などがあった。開発拠点強化では、アイシン精機の AI 分野の共同研究でインド理工科大学院との契約、ジェイテクトのインド技術センター拡張、堀場製作所のエンジンシステムの試験のためのテクニカルセンター増強、三菱マテリアルのインドテクニカルセンター開設などがあった。

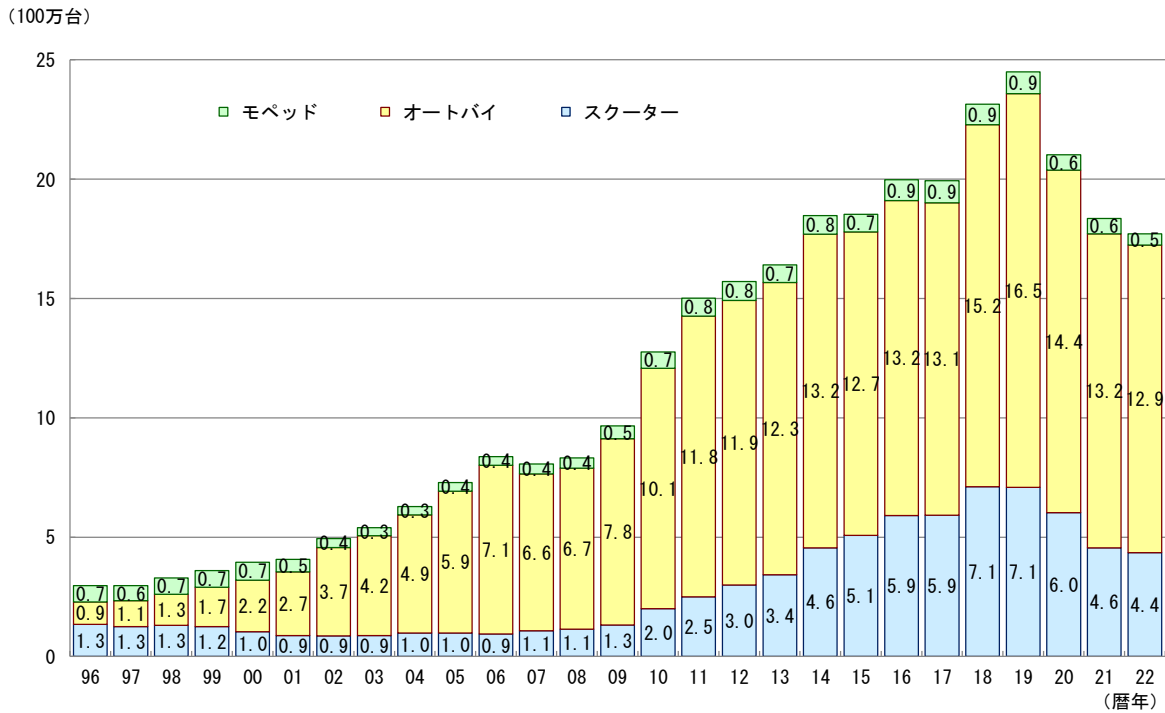
3. バイク

(1) バイクは販売・生産共に 3 年連続の減少

インドは、2017 年 4 月にユーロ 3~4 と同等の BS4 を導入してから 3 年で BS6（2020 年 4 月導入）に移行し、また安全規制でも、2019 年 4 月から 125cc 以上のバイクにアンチロック・ブレーキ・システム（ABS）の装着を義務化するなど、近年は消費者にとっては購入判断のタイミングが難しい側面もあった。しかし、足下の販売の不振にも関わらず、公共交通機関が不足しているインドでは、引き続きバイクに対する需要は大きいと期待される。また、インドや ASEAN 諸国で、電動二輪車の普及を促進する政策が掲げられ、大手二輪車メーカーが電動モデルの導入を進める一方で、新興メーカーの台頭が著しく、バッテリー交換サービスや充電網の整備など新事業の立ち上げや企業間の提携も活発化している。

2019 年度（2019/4~2020/3）は、COVID-19 の影響を受けた金融機関の貸し渋りや不作為を背景とした農村部での消費の冷え込み、ロックダウンの影響などを受け、インドの二輪販売台数は前年度比で大きく減少した。その後の年度も、販売・生産ともに減少傾向が続き、直近の 2022 年度（2021/4~2022/3）の販売台数は約 1,347 万台（前年度比 13.2%減）、生産台数は 1,771 万台（前年度比 3.5%減）となっている。2022 年度の生産台数に占めるセグメントの比率は、スクーター 24.6%（約 435 万台）、オートバイ 72.8%（約 1,289 万台）、モペッド 2.7%（約 47 万台）であり、近年存在感が強まっていたスクーターの比率はやや減少している。

図表 22-6 バイクの生産台数の推移



(出所) インド自動車工業会より作成

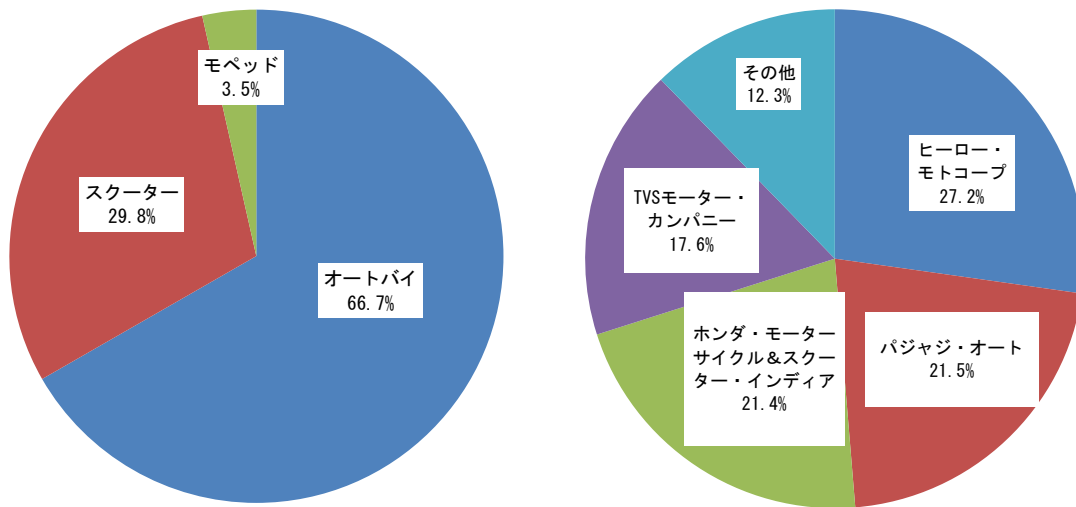
(2) バイクの販売市場は大手 4 社で生産台数約 9 割を占める

2022 年度 (2018/4~2019/3) のメーカー別の生産台数見みると、最大手がヒーロー・モトコープ (22.8%)、2 位がパジャジ・オート (18.0%)、3 位がホンダ・モーターサイクル&スクーター・インド (以下「ホンダ」、17.9%)、4 位が TVS・モーター・カンパニー (14.8%) となっている。これら上位 4 社で全体の 87.7%を占めている (図表 22-7)。

ホンダ以外の日系メーカーでは、5 位にスズキ (スズキ・モーターサイクル・インド:3.5%)、6 位にヤマハ (インド・ヤマハ・モーター:3.5%)、9 位にカワサキ (インド・カワサキ・モーターズ:0.02%) となっている (図表 22-7 では「その他」に含まれる)。

バイク市場全体で見れば地場のヒーロー・モトコープが最大手であるが、セグメント別では様相は異なる。スクーター部門では、ホンダの生産台数は約 215 万台であり、シェアが 54.9%と、2 位の TVS・モーター・カンパニーの約 93 万台やヒーロー・モトコープの約 32 万台を大きく引き離している。また、スズキの同部門での生産台数は約 63 万台、23 万台と、日系メーカーのスクーター部門での存在感が高くなっている。

図表 22-7 バイクの種類別販売シェアとメーカー別生産シェア（2021~22年度）



（出所）Mark Lines より作成

(3) 二輪車における電動化トレンド

インドでは、世界的な電動モビリティのトレンドに合わせて、電気自動車の普及に向けた取り組みが推進されている。世界最大の二輪市場のひとつであり、通勤・通学手段として広く活用されている二輪車は、電動化トレンドを受け入れる最初のカテゴリーになると予想されている。

インドでは、まだ電動自動二輪車の市場シェアは二輪車総販売台数の1%未満ではあるものの、電動二輪車の販売は増加傾向で推移している。成長を牽引している主な要因には、政府の政策、充電インフラの改善、燃料価格の高騰、現地製造の増加、eコマースの導入などがある。例えば、Hero MotoCorp、Bajaj、TVS Motorなどの主要OEM各社はすでに電動化計画を発表している。また、Ola Electric、Ather Energy、Wardwizard、Simple Energy、Okinawaなどのスタートアップ企業の参入・投資の動きも認められる。バッテリー交換サービスや充電網の整備など新事業の立ち上げや企業間の提携も活発化している。

なお、電動二輪車導入の課題としては、1回の充電で限られた距離しか走行できないという航続距離に対する懸念が挙げられる。また、充電時間が長いことも使用を制限している。事実、電動二輪車は都市部市場に比べて、充電インフラが不十分な地方では普及率が低い。こうした課題を受け、道中でバッテリーを交換できるバッテリーシェアリングサービスは、インドにおける電動二輪車普及の原動力になり得る可能性があると考えられている。

4. 食品

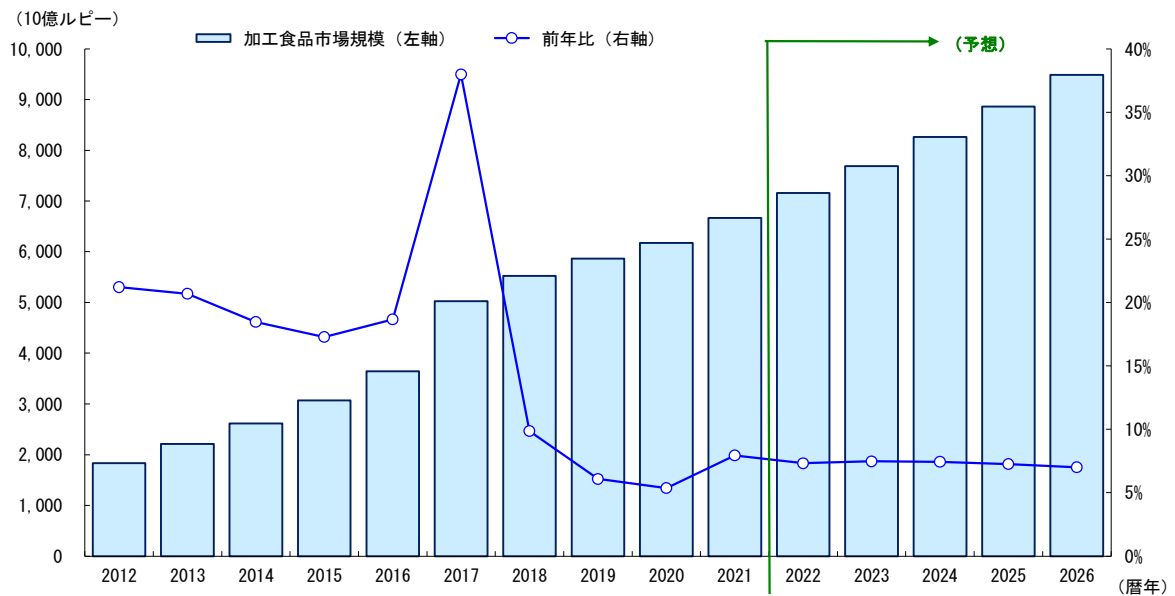
(1) 食品加工業の市場規模とその推移

2021年のインドの加工食品市場規模は約6.7兆ルピー（約930億ドル=13兆円、Euromonitor調べ）である（図表22-8）。

インドの人口は世界第 2 位であるが、加工食品の市場規模が 20 兆円をこえる日本と比較するとまだ小さい。しかし、成長スピードは早い。

2011 年からの 10 年間、インドの加工食品市場の成長率は年率 8.3% と高い成長率を見せている。ただし、2019 年と 2020 年は、COVID-19 の影響からか、やや成長に鈍化傾向が認められる。インドの食品製造業は、COVID-19 による経済的混乱から大きな影響を受けた。また、ホテルやレストランの利用の減少も加工食品市場に影響を与えたと想像される。ただし、コロナ禍の 2019 年、2020 年においても、インドの加工食品市場は年率 5% 強の成長を維持しており、市場全体としては底堅かったと言える。2021 年以降は、再び個人消費が上昇へ向かうと予想されている。

図表 22-8 加工食品の売上高と伸び率の推移



(出所) Euromonitor より作成

図表 22-9 加工食品の売上高と品目別構成比（2011年→2021年）

分類	金額（10億ルピー）			構成比		
	2011	2021	年率成長率	2011	2021	差分
加工食品	2,921	6,667	8.6%	100.0%	100.0%	-
調味料・食材	692	2,040	11.4%	23.7%	30.6%	6.9% ↑
食用油	565	1,696	11.6%	19.4%	25.4%	6.1% ↑
パームオイル	205	461	8.4%	7.0%	6.9%	-0.1%
菜種油	50	262	18.0%	1.7%	3.9%	2.2% ↑
大豆油	94	295	12.1%	3.2%	4.4%	1.2%
ひまわり油	66	306	16.6%	2.3%	4.6%	2.3% ↑
その他の食用油	145	361	9.5%	5.0%	5.4%	0.4%
レディー・ミール	6	13	8.2%	0.2%	0.2%	-0.0%
ソース・ドレッシング・香辛料	107	288	10.4%	3.6%	4.3%	0.7%
調味料	69	208	11.7%	2.4%	3.1%	0.8%
スープ	4	9	9.5%	0.1%	0.1%	0.0%
スプレッド	10	34	12.9%	0.3%	0.5%	0.2%
乳製品等	990	2,133	8.0%	33.9%	32.0%	-1.9% ↓
ベビーフード	40	69	5.6%	1.4%	1.0%	-0.3%
乳製品	950	2,063	8.1%	32.5%	30.9%	-1.6% ↓
バター・マーガリン	152	233	4.4%	5.2%	3.5%	-1.7% ↓
チーズ	16	57	14.0%	0.5%	0.9%	0.3%
飲料乳製品（ミルク、豆乳等）	686	1,434	7.7%	23.5%	21.5%	-2.0% ↓
ヨーグルト・乳製品	74	300	15.0%	2.5%	4.5%	2.0% ↑
その他乳製品（コンデンスミルク等）	22	39	5.7%	0.8%	0.6%	-0.2%
菓子等	822	1,371	5.2%	28.1%	20.6%	-7.6% ↓
チョコレート菓子・ガム類	207	277	3.0%	7.1%	4.2%	-2.9% ↓
チョコレート菓子	109	149	3.2%	3.7%	2.2%	-1.5%
ガム	30	20	-3.8%	1.0%	0.3%	-0.7%
キャンディ等	68	108	4.6%	2.3%	1.6%	-0.7%
アイスクリーム・冷凍デザート	85	107	2.3%	2.9%	1.6%	-1.3%
ナッツ・クラッカー類	199	488	9.4%	6.8%	7.3%	0.5%
ソルティアー・スナック	104	281	10.5%	3.6%	4.2%	0.7%
その他	37	99	10.4%	1.3%	1.5%	0.2%
ビスケット菓子類	330	498	4.2%	11.3%	7.5%	-3.8% ↓
ビスケット	306	423	3.3%	10.5%	6.3%	-4.1% ↓
主食	417	1,123	10.4%	14.3%	16.8%	2.6% ↑
パン類	145	207	3.6%	5.0%	3.1%	-1.8% ↓
パン	107	134	2.2%	3.7%	2.0%	-1.7% ↓
ケーキ	28	54	6.7%	1.0%	0.8%	-0.2%
朝食用シリアル	13	35	10.8%	0.4%	0.5%	0.1%
加工果物・野菜	11	20	6.2%	0.4%	0.3%	-0.1%
加工肉・シーフード	9	21	9.0%	0.3%	0.3%	0.0%
米・パスタ・麺類	240	839	13.4%	8.2%	12.6%	4.4% ↑
麺	55	119	8.0%	1.9%	1.8%	-0.1%
インスタント麺	0	1	1.4%	0.0%	0.0%	-0.0%
袋タイプ	10	22	8.5%	0.3%	0.3%	-0.0%
常温の非インスタント麺	11	36	12.8%	0.4%	0.5%	0.2%
パスタ	11	36	12.8%	0.4%	0.5%	0.2%
米	174	685	14.7%	5.9%	10.3%	4.3% ↑

(注) 矢印は構成比でプラスマイナス 1.5 以上の差分が生じたもの
(出所) Euromonitor より作成

(2) カテゴリー別に見た加工食品の市場規模

2011 年から 2021 年にかけての大分類で見た加工食品市場の売上高構成比の変化を見ると、4 つの大分類の内、構成比の伸びが相対的に大きかったのは「調味料・食材」(+11.4%)と「主食類」(+10.4%)である。中でも、食用油は「菜種油」(+18.0%)、「大豆油」(+12.1%)、「ひまわり油」(+16.6%)を含め、全てのカテゴリーの市場規模が大幅に増加している。

(3) 今後の見通しと日本企業の事業機会

Euromonitor の調べに基づく、インドの加工食品市場は、2026 年までも年平均 7.3%と引き続き高成長が期待される。構成比については、これまでと同様の傾向で、「調味料・食材」と「主食類」の成長率が高い(図表 22-10)。

インドの場合、当面、食文化に大きな変化を与えるほどの社会環境の変化や所得の増加は到来しないと思われる。東アジアや東南アジアの国々では、所得の増加、都市への人口流入、家族構成の変化、海外旅行や各種メディアでの他国の食文化への接触などで、ファストフード、レディー・ミール、アイスクリームなどの市場が顕在化した。インドでは当面は伝統的な食用油への志向が一層進むとみられるなど、他国よりも保守的な食市場である。一般的に、味覚や嗜好などは各国・各地域の社会・文化などに深く根ざしており、食に係る風習、文化は保守的と捉えられることが多い。他方、デリーやグルガオンなどの都市部では近年日本人向けの日本食レストランも増加しており、またインド人の中でも寿司やラーメンなどを中心に人気を集めつつあるとのことで、日本の飲食・食品企業の商機も増えつつある。

今後、日系企業の事業機会として注目される分野として、①インドの農産物を利用した加工食品の製造と在外インド人ネットワークの活用による第三国市場への輸出、②都市部の高所得層をターゲットとした日本食外食産業などの事業展開が挙げられる。

インドは世界有数の農業生産国で、コメ、小麦などの穀物、バナナ、パパイヤ、マンゴー類、ナス、ニンニク、たまねぎ、トマト、カシューナッツ、オクラなどの生産量は、世界上位 3 カ国にランクインしている。保管・輸送過程でのロス率が高いという問題もあるものの、インドの農産物を利用した食品加工分野には、事業機会があると思われる。輸出先としては、「印僑」と呼ばれるインド系移民や在外インド人が多い中東やケニアなどの東アフリカが有望な候補先となろう。政府もさまざまな制度や有利な補助金によって、この分野への投資を奨励しており、例えば、COVID-19 の大流行にも関わらず、2020 年に政府は、21 の農産物加工クラスター、47 のコールドチェーン、43 の食品加工ユニットを含む 134 の食品加工プロジェクトを承認した。

インドの食文化の特徴に「油物が多い」や「糖分が高い」などが挙げられるが、今後は所得水準の上昇に伴い、富裕層を中心に「健康(ヘルシー)」指向が高まると期待される。「日本食」はヘルシーさに定評があることから、所得水準の高いムンバイやデリー、IT 産業が盛んなベンガルールやハイデラバードなどでは、富裕層を想定した「日本食」の事業展開も有望と思われる。

図表 22-10 加工食品の売上高と構成比（2021年→2026年）

分類	金額（10億ルピー）			構成比		
	2021	2026	年率成長率	2021	2026	差分
加工食品	6,667	9,483	7.3%	100.0%	100.0%	-
調味料・食材	2,040	3,147	9.1%	30.6%	33.2%	2.6% ↑
食用油	1,696	2,667	9.5%	25.4%	28.1%	2.7% ↑
パームオイル	461	641	6.8%	6.9%	6.8%	-0.2%
菜種油	262	469	12.3%	3.9%	4.9%	1.0% ↑
大豆油	295	451	8.9%	4.4%	4.8%	0.3%
ひまわり油	306	563	13.0%	4.6%	5.9%	1.4% ↑
その他の食用油	361	528	7.9%	5.4%	5.6%	0.2%
レディー・ミール	13	19	8.2%	0.2%	0.2%	0.0%
ソース・ドレッシング・香辛料	288	398	6.7%	4.3%	4.2%	-0.1%
調味料	208	292	7.0%	3.1%	3.1%	-0.0%
スープ	9	13	7.3%	0.1%	0.1%	-0.0%
スプレッド	34	50	8.1%	0.5%	0.5%	0.0%
乳製品等	2,133	2,901	6.3%	32.0%	30.6%	-1.4% ↓
ベビーフード	69	78	2.6%	1.0%	0.8%	-0.2%
乳製品	2,063	2,821	6.5%	30.9%	29.7%	-1.2% ↓
バター・マーガリン	233	256	1.9%	3.5%	2.7%	-0.8%
チーズ	57	94	10.3%	0.9%	1.0%	0.1%
飲料乳製品（ミルク、豆乳等）	1,434	1,956	6.4%	21.5%	20.6%	-0.9%
ヨーグルト・乳製品	300	467	9.3%	4.5%	4.9%	0.4%
その他乳製品（コンデンスミルク等）	39	49	4.6%	0.6%	0.5%	-0.1%
菓子等	1,371	1,649	3.8%	20.6%	17.4%	-3.2% ↓
チョコレート菓子・ガム類	277	318	2.7%	4.2%	3.3%	-0.8%
チョコレート菓子	149	180	3.8%	2.2%	1.9%	-0.3%
ガム	20	19	-1.2%	0.3%	0.2%	-0.1%
キャンディ等	108	119	1.9%	1.6%	1.3%	-0.4%
アイスクリーム・冷凍デザート	107	206	13.9%	1.6%	2.2%	0.6%
ナッツ・クラッカー類	488	557	2.7%	7.3%	5.9%	-1.4% ↓
ソルティー・スナック	281	311	2.1%	4.2%	3.3%	-0.9%
その他	99	111	2.4%	1.5%	1.2%	-0.3%
ビスケット菓子類	498	569	2.7%	7.5%	6.0%	-1.5% ↓
ビスケット	423	481	2.6%	6.3%	5.1%	-1.3% ↓
主食	1,123	1,787	9.7%	16.8%	18.8%	2.0% ↑
パン類	207	251	3.9%	3.1%	2.6%	-0.5%
パン	134	150	2.3%	2.0%	1.6%	-0.4%
ケーキ	54	73	6.3%	0.8%	0.8%	-0.0%
朝食用シリアル	35	63	12.6%	0.5%	0.7%	0.1%
加工果物・野菜	20	25	4.2%	0.3%	0.3%	-0.0%
加工肉・シーフード	21	29	6.5%	0.3%	0.3%	-0.0%
米・パスタ・麺類	839	1,419	11.1%	12.6%	15.0%	2.4% ↑
麺	119	194	10.3%	1.8%	2.0%	0.3%
インスタント麺	1	1	8.2%	0.0%	0.0%	0.0%
袋タイプ	22	34	9.3%	0.3%	0.4%	0.0%
常温の非インスタント麺	36	64	12.3%	0.5%	0.7%	0.1%
パスタ	36	64	12.3%	0.5%	0.7%	0.1%
米	685	1,160	11.1%	10.3%	12.2%	2.0% ↑

（注） 矢印は構成比でプラスマイナス 1.0 以上の差分が生じたもの

（出所） Euromonitor より作成

5. 小売

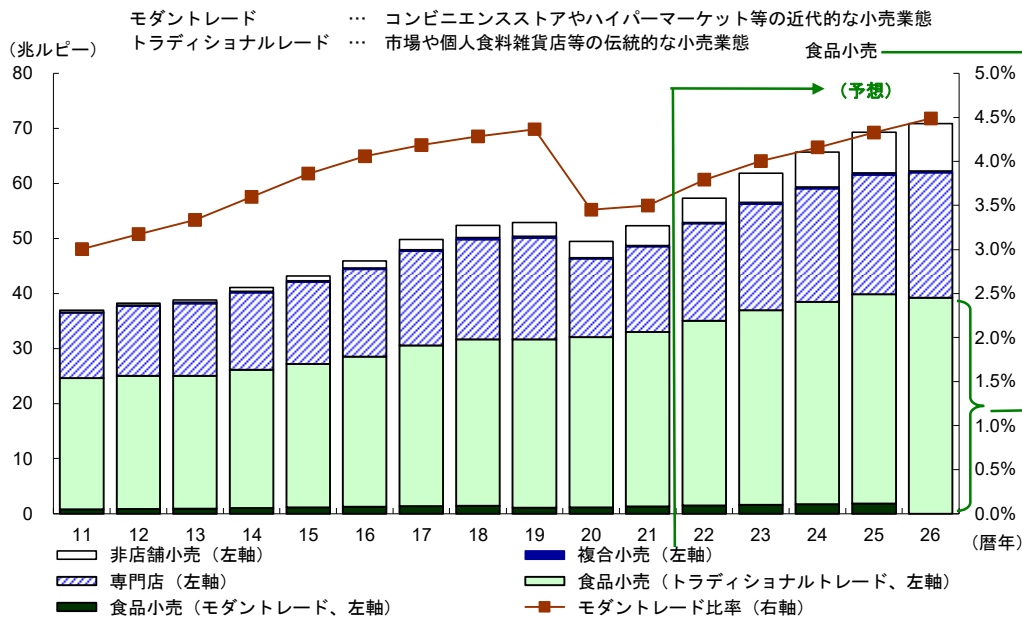
(1) 市場概況

2021 年の小売市場の市場規模は約 52 兆ルピー（約 78 兆円、Euromonitor 調べ）。市場全体の伸びは 2011 年からの 10 年間で年率 3.5%である（図表 22-11）。

2011 年からの 10 年間での変化としては、①従来小売販売額の大きな割合を占めていた市場や個人食料雑貨店などのトラディショナルトレードの構成比が年々減少し、コンビニエンスストアやハイパーマーケットなどの近代的なモダントレードの割合が年々増加していること、②インターネット小売市場は、過去 10 年で年平均 37.0%と、全セグメントの中でも特出して成長していること、③所得の向上に伴い、非食品専門店では、時計・宝飾品やスポーツ用品など、嗜好性の高いセグメントの構成比が拡大していること、が挙げられる（図表 22-12）。

小売市場拡大の陰で、食品市場の近代化の遅れが見られる。コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ハイパーマーケットなどの近代的な小売（モダントレード）における食品小売は、金額としては年率 4.5%で成長しているものの、小売市場全体に占める割合は 2021 年時点で 2.2%に留まり、2011 年の 2.0%からあまり伸びていない。これは、比較的所得水準の近いベトナムやインドネシアと比べても低い水準と言える。

図表 22-11 小売販売額の推移



(出所) Euromonitor より作成

図表 22-12 業態別販売額構成比 (2011年→2021年)

分類	金額 (10億ルピー)			構成比		
	2011	2021	年率成長率	2011	2021	差分
小売売上高	36,875	52,153	3.5%	100.0%	100.0%	-
店舗型小売	36,592	48,536	2.9%	99.2%	93.1%	-6.2%
食品小売店	24,572	32,866	3.0%	66.6%	63.0%	-3.6% ↓
モダントレード	738	1,150	4.5%	2.0%	2.2%	0.2%
(内、コンビニエンスストア)	27	45	5.1%	0.1%	0.1%	0.0%
(内、ガソリンスタンド付店舗)	4	3	-2.0%	0.0%	0.0%	-0.0%
(内、ハイパーマーケット)	187	383	7.5%	0.5%	0.7%	0.2%
(内、スーパーマーケット)	520	719	3.3%	1.4%	1.4%	-0.0%
トラディショナルトレード	23,834	31,716	2.9%	64.6%	60.8%	-3.8% ↓
非食品専門店	11,867	15,467	2.7%	32.2%	29.7%	-2.5% ↓
アパレル・靴専門店	3,008	3,720	2.1%	8.2%	7.1%	-1.0% ↓
電化製品専門店	2,929	3,078	0.5%	7.9%	5.9%	-2.0% ↓
健康・美容関連製品専門店	1,224	2,027	5.2%	3.3%	3.9%	0.6%
(内、美容専門小売店)	15	20	2.8%	0.0%	0.0%	-0.0%
(内、調剤薬局)	931	1,772	6.7%	2.5%	3.4%	0.9%
(内、メガネ等小売店)	278	235	-1.7%	0.8%	0.4%	-0.3%
日用品、家具、園芸専門店	1,522	1,945	2.5%	4.1%	3.7%	-0.4%
D I Y	441	476	0.8%	1.2%	0.9%	-0.3%
家具・日用品専門店	1,082	1,470	3.1%	2.9%	2.8%	-0.1%
レジャー、スポーツ用品専門店	3,002	4,487	4.1%	8.1%	8.6%	0.5%
(内、靴)	147	160	0.8%	0.4%	0.3%	-0.1%
(内、時計・宝飾品)	2,448	3,967	4.9%	6.6%	7.6%	1.0%
(内、メディア製品)	121	41	-10.2%	0.3%	0.1%	-0.2%
(内、ペットショップ)	5	12	9.8%	0.0%	0.0%	0.0%
(内、スポーツ用品)	147	182	2.2%	0.4%	0.3%	-0.0%
(内、文具・オフィスサプライ)	87	63	-3.2%	0.2%	0.1%	-0.1%
(内、玩具・ゲーム)	47	62	2.8%	0.1%	0.1%	-0.0%
その他非食品専門店	182	210	1.4%	0.5%	0.4%	-0.1%
百貨店等	153	203	2.9%	0.4%	0.4%	-0.0%
(内、デパート)	153	203	2.9%	0.4%	0.4%	-0.0%
非店舗型小売	283	3,618	29.0%	0.8%	6.9%	6.2% ↑
訪問販売	116	163	3.5%	0.3%	0.3%	-0.0%
通販 (除くインターネット決済)	21	77	13.6%	0.1%	0.1%	0.1%
インターネット小売	146	3,378	37.0%	0.4%	6.5%	6.1% ↑
自動販売機	-	-	-	-	-	-

(注) 矢印は構成比でプラスマイナス 1.0 以上の差分が生じたもの
(出所) Euromonitor より作成

(2) 外資規制が残るインド小売市場。当面は単一ブランド小売への外資参入が市場拡大を牽引

インドでは外国企業の参入について、業種毎に①自動認可、②政府による個別認可、③禁止、の 3 種類に分けられている。①の自動認可される業種は、②の出資比率上限規制やガイドラインがある業種や、③で禁止されている業種以外の業種となる。

流通セクターに係る業種でいえば、「卸売業」は①の自動認可に該当し、外国資本による完全子会社の設立が可能である（図表 22-13）。一方、小売業は②の政府による個別認可が必要な業種である。ただし、小売業は、単一ブランド小売業と総合小売（マルチブランド）業に分けられ、規制はそれぞれ異なる。

単一ブランド小売業とは、販売する製品を単一ブランドに限定している小売業である。かつては外資比率が 49%を超過するには政府による個別認可を必要としていたが、2018 年 1 月、「2017 年版統合 FDI 政策（Consolidated FDI Policy 2017）」の一部が改訂され、外国企業は完全子会社であっても自動認可ルートで出資が可能となった。最新の 2020 年版統合 FDI 政策でも、小売業については同様の内容となっている。既に進出している企業に、家具量販チェーンのイケア、アパレル大手の H&M（以上、スウェーデン）、「ZARA」を有するインディテックス（スペイン）、時計ブランドのフォッシル（米国）などがある。日系企業では、「無印良品」ブランドを展開する良品計画が進出している。2018 年 5 月には、「ユニクロ」のファーストリテイリングが、2019 年 10 月にインドに初出店すると発表し、2019 年 10 月 4 日にインド 1 号店をニューデリーにオープンした。その後もユニクロは徐々に店舗網を拡大し、2022 年 7 月には、インド北部ウッタール・プラデシュ州ラクノーにおいて、デリー首都圏以外では初となる国内 7 店舗目をオープンした。

図表 22-13 小売・卸売市場の外資規制

	卸売 Cash & Carry	電子商取引 E-commerce activities	単一ブランド小売 Single Brand Product Retail Trading	総合小売 Multi Brand Retail Trading
事業内容	卸売 (B to B)	電子商取引	小売 (B to C)	小売 (B to C)
自動認可	100%まで可能	100%まで可能	100%まで可能	不可
政府認可に基づく上限	(自動認可の対象)	(自動認可の対象)	(自動認可の対象)	51%
国内調達比率 (内、中小企業等からの調達)	規定なし (-)	規定なし (-)	30% (奨励)	30% (必須)
最低投資額	規定なし	規定なし	規定なし	1億ドル
電子商取引	企業間取引のみ可能	企業間取引のみ可能	可	不可

(出所) Consolidated FDI Policy (Effective from October 15, 2020)より作成

単一ブランド小売では、消費者向け e コマースが認められており、2019 年 8 月には、実店舗を運営する前にオンラインストアを開設することも可能となった（オンライン販売の開始から 2 年以内に実店舗をオープンさせることが条件）。

なお、インドでは、電子商取引分野は FDI 政策の要件を満たす場合、自動認可ルートで外国企業の全額出資が可能である。ただし、当該 e コマース企業は、企業間取引は認められているが、消費者向け取引は認められていない（2020 年版統合 FDI 政策、項目 5.2.15.2）。

このため、地場の出店者と消費者を仲介するマーケットプレイス事業や、出店者の商品の保管と配送などを代行する事業が、外資 e コマース企業の主な事業内容となっている。

総合小売業での外資規制は、流通分野で最も厳しいものとなっている。総合小売業とは、食品小売や百貨店など、複数のメーカー、サプライヤーから商品を仕入れ、消費者に販売する小売業で、当該業態への外国企業の出資は全て政府の認可が必要となる。

また、最低投資額は 1 億ドルとされている。ちなみに、単一ブランド小売業に最低投資額規制はない。更に、総合小売としての進出が可能かどうかは州によって異なり、2020 年版統合 FDI ポリシーによると、総合小売店の設立が可能な州は、アンドラ・プラデシュ州、デリー準州、ハリヤナ州、カルナタカ州、マハラシュトラ州、ラジャスタン州など 11 州と 3 つの連邦直轄地に限られている。

制度的には外資が総合小売業に進出する方法はあるものの、地場零細小売店の保護を優先するという政治的な判断が依然として強く働いており、現実的には困難である。

コンビニエンスストアのような事業内容では、フランチャイズ形式での進出が現実的である。2021 年 10 月、セブン-イレブン・ジャパンは、インドのフューチャー・グループとのマスターフランチャイズ契約を通じ、インド西部・マハラシュトラ州の州都ムンバイに一号店をオープンした。

(3) 今後の見通し

Euromonitor の調べに基づくと、2021 年から 2026 年までの 5 年間の小売市場の成長率は年率 6.9%と予想されている。インターネット小売市場は、年率 19.5%程度のペースで拡大が続き、2026 年には小売市場全体の 11.3%を占めるまでになると見込まれている。その他では非食品専門店の時計・宝飾品の市場拡大も続くと見られ、今後更に多くのブランドがインドに進出すると期待される。

図表 22-14 業態別販売構成比（2021 年→2026 年）

分類	金額（10億ルピー）			構成比		
	2021	2026	年率成長率	2021	2026	差分
小売売上高	52,153	72,702	6.9%	100.0%	100.0%	-
店舗型小売	48,536	64,144	5.7%	93.1%	88.2%	-4.8%
食品小売店	32,866	41,106	4.6%	63.0%	56.5%	-6.5% ↓
モダントレード	1,150	1,843	9.9%	2.2%	2.5%	0.3%
(内、コンビニエンスストア)	45	94	16.0%	0.1%	0.1%	0.0%
(内、ガソリンスタンド付属店舗)	3	4	6.4%	0.0%	0.0%	-0.0%
(内、ハイパーマーケット)	383	804	16.0%	0.7%	1.1%	0.4%
(内、スーパーマーケット)	719	941	5.5%	1.4%	1.3%	-0.1%
トラディショナルトレード	31,716	39,262	4.4%	60.8%	54.0%	-6.8% ↓
非食品専門店	15,467	22,707	8.0%	29.7%	31.2%	1.6%
アパレル・靴専門店	3,720	6,400	11.5%	7.1%	8.8%	1.7%
電化製品専門店	3,078	3,681	3.6%	5.9%	5.1%	-0.8%
健康・美容関連製品専門店	2,027	2,683	5.8%	3.9%	3.7%	-0.2%
(内、美容専門小売店)	20	37	13.1%	0.0%	0.1%	0.0%
(内、調剤薬局)	1,772	2,239	4.8%	3.4%	3.1%	-0.3%
(内、メガネ等小売店)	235	406	11.6%	0.4%	0.6%	0.1%
日用品、家具、園芸専門店	1,945	2,597	5.9%	3.7%	3.6%	-0.2%
D I Y	476	470	-0.2%	0.9%	0.6%	-0.3%
家具・日用品専門店	1,470	2,127	7.7%	2.8%	2.9%	0.1%
レジャー、スポーツ用品専門店	4,487	7,059	9.5%	8.6%	9.7%	1.1%
(内、鞆)	160	275	11.5%	0.3%	0.4%	0.1%
(内、時計・宝飾品)	3,967	6,325	9.8%	7.6%	8.7%	1.1%
(内、メディア製品)	41	27	-7.9%	0.1%	0.0%	-0.0%
(内、ペットショップ)	12	14	2.2%	0.0%	0.0%	-0.0%
(内、スポーツ用品)	182	275	8.6%	0.3%	0.4%	0.0%
(内、文具・オフィスサプライ)	63	66	0.9%	0.1%	0.1%	-0.0%
(内、玩具・ゲーム)	62	77	4.5%	0.1%	0.1%	-0.0%
その他非食品専門店	210	288	6.5%	0.4%	0.4%	-0.0%
百貨店等	203	331	10.3%	0.4%	0.5%	0.1%
(内、デパート)	203	331	10.3%	0.4%	0.5%	0.1%
非店舗型小売	3,618	8,558	18.8%	6.9%	11.8%	4.8% ↑
訪問販売	163	217	5.9%	0.3%	0.3%	-0.0%
通販（除くインターネット決済）	77	111	7.8%	0.1%	0.2%	0.0%
インターネット小売	3,378	8,229	19.5%	6.5%	11.3%	4.8% ↑
自動販売機	-	-	-	-	-	-

(注) 矢印は構成比でプラスマイナス 2.0 以上の差分が生じたもの

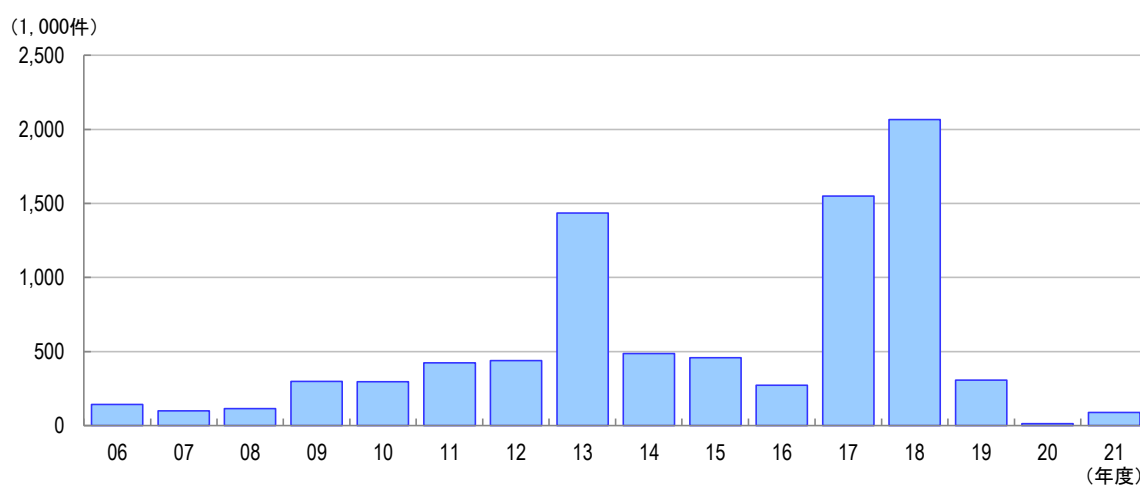
(出所) Euromonitor より作成

6. 不動産（居住用）

(1) 居住用不動産市場

住宅都市開発公社（Housing and Urban Development Corporation）の統計によると、インドでは、2017年度から2018年度にかけて、住宅完工件数大きな伸びを見せたが、2019年以降はCOVID-19の影響も受け、大きく減少した（図表 22-15）。この内の多くの割合（年によって5割～9割以上）は社会的弱者層（Economically Weaker Section）向けの住居で、中高所得層向けの住宅供給数は少ない。

図表 22-15 住宅完工件数の推移



（出所）Housing and Urban Development Corporation Limited より作成

(2) 日本企業の進出と外国投資に関する課題

新興国の中には、不動産事業について外資規制を厳しくし、外資企業の進出を難しくしているケースがある。しかし、インドでは不動産開発や不動産仲介事業では、外資100%の子会社設立が可能である。

「2020年統合版FDI政策」（項目5.2.10）に、住宅・不動産に関する規制の有無や内容が記されている（図表22-16）。これによると、政府のガイドラインに従うとの条件はあるが、住居、商業施設、ホテル、リゾート、娯楽施設などに関する土地開発・建物建設プロジェクトでは、自動認可で100%まで外国企業の出資が認められている。また、不動産仲介企業は不動産事業とは定義されておらず、自動認可ルートで外国企業の100%出資が可能となっている。

しかし、用地取得が困難なインドで外国企業が不動産事業を行うことは容易ではない。このため、地場財閥や大手デベロッパーと合弁会社を設立するか、または州政府が実施する都市開発の競争入札に参加することが重要となる。

図表 22-16 住宅・不動産業の外資規制

1	タウンシップ、都市・地域のインフラ、住居、商業施設、ホテル、病院、道路と橋、教育機関、リゾート、娯楽施設に関する土地開発・建物建設プロジェクトについては、政府のガイドラインに従うことを条件に、自動認可で100%まで出資が認められる。
2	撤退は、プロジェクトあるいは道路、水道、街灯、下水・排水道等のインフラ主要開発業務を完了した後可能。尚、当該出資金をプロジェクトを完了せずに本国送金する場合、その出資金の拠出時期単位ごとに、それぞれの拠出時から3年後となる。 しかし、SEZの開発、ホテルならびに観光施設、病院、老人ホーム、教育用施設、非居住のインド人（Non Resident Indian：NRI）による投資に関しては、前述の3年の投資期間の条件は課せられない。
3	不動産事業、農家の建設業、移転可能な開発権（TDRs）のトレーディング事業に従事している（または従事しようとしている）企業に、外資は認められていない。 不動産事業とは、土地等の固定資産の取扱いにより利益を得ることで、タウンシップの開発、住居・商業施設、道路や橋、教育施設、娯楽施設、都市・地域等のインフラやタウンシップの建設を含まない。
4	不動産を譲渡ではなく、賃貸またはリースし、所得を得る場合、不動産事業とはされない。 尚、不動産仲介企業は不動産事業とはされず、自動認可ルートで100%出資が可能。

（出所）JETRO ウェブサイト、インド商工業省より作成

（3）日本企業の進出と事業機会

近年、日本企業によるインドの不動産開発市場や住宅設備市場への進出が増えている（図表 22-17）。インドでは、2017 年に施行した不動産規制法により、デベロッパーはプロジェクトの工期順守が要求され、計画が遅れた場合は罰則が科されると規定されている。日本企業の製品の多くは、競合する地場企業に比べて価格が高いため、製品コストでは不利となるが、施工方法がシステム化されており、作業時間を大幅に短縮することができる。不動産開発の規制が厳しくなる中、品質の高さに加え、このような短納期実現を可能とする付加価値の高さが、日本企業に有利に働くと考えられる。

近年、不動産開発に進出した日本企業として、住友商事、三菱商事、住友不動産、三井不動産、東急不動産が挙げられる。2018 年 2 月、住友商事はハリヤナ州グルガオンで、地場のクリシュナ・グループが開発するマンション事業への参画を発表した。同社によれば、日本企業が参画するインドでのマンション開発・分譲事業としては、当該プロジェクトが初となるようである。また、同年 9 月には、三菱商事がタミル・ナドゥ州チェンナイにて、地場のシュリラム・プロパティーズが手掛ける住宅開発プロジェクトに出資すると発表した。更に、2019 年 7 月には、住友不動産がマハラシュトラ州ムンバイにて、オフィスビル用地取得につき、ムンバイ都市圏開発機構から承認されたと発表した。本案件は、日本企業が土地取得から不動産開発を行うプロジェクトとなる。2020 年 1 月には三井不動産が同社初のインド事業として、バンガロールでオフィスビル開発事業に参画することを決定した。2021 年 1 月からは、東急不動産が投資ファンドを通じてチェンナイ及びムンバイの分譲住宅開発プロジェクトへの投資を実行している。

一方、住宅設備分野は、不動産開発分野よりも日本企業のインド進出は速い。TOTO は 2011 年にムンバイに現地法人を設立し、2014 年にはグジャラート州に衛生陶器工場を開業し、2019 年にはデリーに直営のショールームをオープンしている。同じく衛生陶器関連では、LIXIL が 2018 年にアンドラ・プラデシュ州を拠点とする地場企業を買収し、衛生陶器工場を稼働している。同社は、ハリヤナ州に住宅サッシなどを主要製品とする「ハウジングテクノロジー事業」の子会社を有しており、2 拠点目のインド工場となる。

この他、2007年に地場企業を買収し、照明器具や配線器具を生産していたパナソニックは、2018年にシステムキッチンなどの販売を開始し、住宅部材事業を本格展開すると発表した。同社は地場のデベロッパー大手ブリゲイド社と共同で、南部のベンガルールにモデルハウスを設置し、ブリゲイド社の開発する分譲住宅などに商材を納入していく計画である。

図表 22-17 日系企業のインド不動産関連市場への進出などの動き

■日系企業の動き

年月	企業	場所	内容
2011年1月	TOTO	マハラシュトラ州 ムンバイ	現地法人TOTO INDIAを設立
2014年8月	TOTO	グジャラート州	衛生陶器工場を開業
2018年1月	LIXIL	アンドラ・プラデシュ州	Sentini Sanitarywares Private Limited社の買収を完了。「70億円超を投資し、生産能力を年間200万台まで引き上げ可能に」と発表。
2018年2月	住友商事	ハリヤナ州 グルガオン	地場クリシュナ・グループと折半出資で合弁会社を設立。グルガオンに計5,000戸を供給する計画。第1期プロジェクトは、2021年完成予定で、総戸数はマンション約433戸。総事業費は約160億円。
2018年7月	パナソニック	カルナタカ州 ベンガルール	インドでシステムキッチンなどの販売を開始し、住宅部材事業を本格展開すると発表。デベロッパー大手のブリゲイド社と共同でモデルハウスを設置し、同社の開発する分譲住宅などに商材を納入していく意向。2025年の住宅部材の売上高100億円を目指す。
2018年8月	LIXIL	アンドラ・プラデシュ州	衛生陶器工場を稼働
2018年9月	三菱商事	タミルナドゥ州 チェンナイ	地場シュリラム・プロパティーズが手掛ける住宅開発プロジェクト「シュリラム・パーク63」に出資。同プロジェクトでは1,450戸以上の住宅を開発する計画。
2019年2月	TOTO	デリー連邦直轄地	直営ショールームをオープン
2019年7月	住友不動産	マハラシュトラ州 ムンバイ	金融街バンドラ・クルラ・コンプレックス（BKC）のオフィスビル用地取得につき、ムンバイ都市圏開発機構から承認されたと発表。現地法人ゴイス・リアルティを通じてBKCの一区画を22億8,000万ルピー（約358億円）で取得し、オフィスビルを開発する。
2020年1月	三井不動産	カルナタカ州バンガロール 市	オフィスビル開発事業に参画
2021年1月	東急不動産	タミル・ナードゥ州チェン ナイ市 マハーラーシュトラ州、ム ンバイ市	分譲住宅開発プロジェクトへの投資を実行

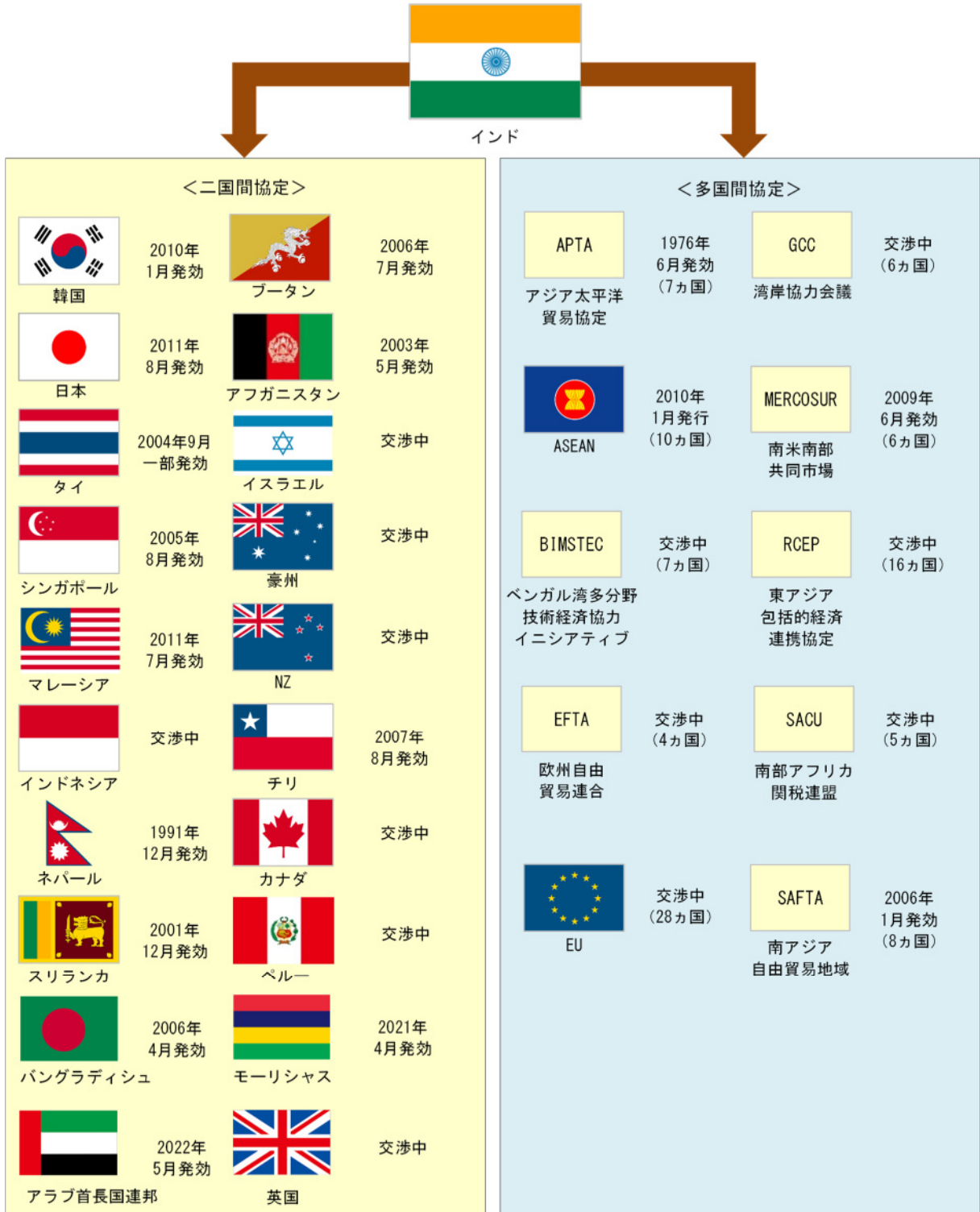
（出所）各種報道資料、各社プレスリリースより作成

7. FTA、EPA の進捗状況

図表 22-18 から図表 22-20 に、インドの各国との FTA や EPA の交渉・発効の進捗状況をまとめた。インドはアジア諸国を中心に、積極的に経済・貿易交渉を進めている。同国は 2000 年頃まで保護主義的な通商政策をとっていたが、その後は中国による ASEAN への接近に対する警戒感から、政策方針を転換したと考えられる。

他方で、関税障壁撤廃などによる自由貿易の拡大に伴う国内産業圧迫への警戒心は産業界にまだまだ根強く、思惑通りに交渉が進まない協定も少なくない。

図表 22-18 インドの二国間、多国間経済・貿易協定の概要（2022 年 9 月時点）



(注) 多国間協定の () 内は加盟国・交渉参加国数。インドが加盟する地域連合ではインドを除いた数 (出所) JETRO「世界の FTA データベース」より作成

最近の二国間協定の進捗として、2021年4月のモーリシャス・インド包括的経済協力連携協定の発行（インドからの輸出品について、食品や飲料、農産品、繊維製品、電気器具などの310品目が優遇措置の対象。モーリシャス側は、砂糖、酒、衣類など615品目のインドへの市場アクセスが改善）と、2022年5月のアラブ首長国連邦・インド包括的経済連携協定（両国間で取引される品目の80%近くについて関税を撤廃）が挙げられる。ウズベキスタンとは2022年1月に、英国とは2022年1月にFTA交渉開始を発表し、2022年4月の首脳会談において2022年10月末までに大部分の交渉を完了する目標が設定されたが、2022年12月時点で交渉継続中となっている。なお、日本・インド包括的経済連携協定の詳細と直近の進捗については「第5章 日インド経済関係」を参照のこと。

多国間協定については、EUとのFTA協定交渉が2007年6月に始まったものの、EUの主要輸出品（自動車、ワインなど）に対するインド市場の開放、金融サービスの取扱いなどに関して折り合いがつかず、2013年に一旦交渉は中止となった。2018年には両者の上級官僚が面談し、長らく停滞していたFTAの交渉を再開する可能性をはじめ、様々な課題について議論した。2021年5月に開催されたEU・インド首脳会議にて、交渉の再開について合意された。EU側は、引き続きインドとの経済的連携の強化を目指し、互恵的なFTAの締結を求めているが、関税引き下げ交渉のほか、政府調達、医薬品特許、サービス、持続可能な開発に関する規定を設けるかどうかなどの点で交渉が難航していると見られる。2022年6月、EUとインドは正式に交渉再開を発表し、第1回交渉会合をニューデリーで開催された。

また、東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership：RCEP）は日本も含めたアジア・太平洋16カ国（ASEAN、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド）の経済連携枠組みで、日本にとっては中国への牽制やインドの厳格な原産地規則の緩和などのメリットが期待されていたが、インドは、2019年11月に交渉から離脱した。

インドがRCEP交渉から離脱したのは、関税撤廃・削減により、安価な輸入品が大量に流れ込み、自国製造業や農業・畜産業、雇用などに悪影響を与える可能性を懸念したことが一因として挙げられる。インドは、RCEP加盟の多くの国との間で貿易赤字を抱えている。モディ政権はMake in India政策や「自立したインド」政策により、製造業を振興し、輸入品への依存度を下げ、輸出を促進するイニシアチブを打ち出しているが、広範囲の関税撤廃を求める他のRCEP加盟国との隔たりは大きいものであった。

政権は、バランスの取れた貿易を実現させるには、発効済みの貿易協定を見直し、更新することも必要であるとの考えのもと、アジアから米国、欧州に軸足を移し、他国との接続を維持しようとしている。2022年11月には、EU、デンマーク、イタリア、ルクセンブルクとバーチャルサミットを実施するなど、欧米との自由貿易協定締結に向けた交渉または交渉再開への準備を加速させている。

図表 22-19 インドの二国間 FTA・EPA の詳細

【発効済】

地域	対象国	名称	発効年月	主な内容
東アジア	韓国	韓国・インド包括的経済連携協定	2010/1	【自由貿易協定】 インドは韓国からの輸入のうち、金額ベースで74.5%を8年以内にゼロ関税とする。韓国はインドからの輸入のうち、金額ベースで84.7%を8年以内にゼロ関税にする。除外品目として、インド側は輸入金額ベースで14.5%、768品目、韓国側は同4.8%、765品目に相当する品目をそれぞれ指定している。共通して除外品目リストに含まれる主な品目には、乗用車、貨物自動車、エアコン、洗濯機（全自動）、ガソリンエンジン等。
	日本	日本・インド経済連携協定	2011/8	【自由貿易協定】 物品貿易では、日本側は輸入額の97%を10年以内に無税化。鉱工業品はほぼ全ての品目を即時関税撤廃。農水産品のうち、ドリアン、製材、エビ等は即時撤廃。インド側は同90%を10年以内に無税化。液晶パネルや衣類などについては即時撤廃。鉄鋼製品の多くについては5年以内に関税撤廃。
東南アジア	タイ	インド・タイ経済協力枠組協定	2004/9 (一部)	【自由貿易協定】 アーリーハーベストの82品目については、2004年9月以降段階的に引き下げられ、2006年9月には完全撤廃された。アーリーハーベスト発効後、対象品目の貿易動向ではタイからインド向けの輸出が拡大し、インド側の対タイ貿易収支の赤字が拡大した。
	シンガポール	インド・シンガポール包括的経済協力協定	2005/8	【自由貿易協定】 対象分野は、物品貿易、サービス貿易、投資保護協定、二重課税防止、その他保険・教育・メディア・観光分野での協力。インド側は506品目の関税を協定発効時に即時撤廃。2,202品目の関税を2009/4までに段階的に撤廃。2,407品目の関税を2009/4までに段階的に50%まで引き下げ。2007/12の修正議定書により新たに539品目を段階的撤廃・引き下げ。シンガポールはインドからの全ての輸入品の関税を撤廃。原産地規則は、現地調達比率40%以上の付加価値基準とHSコード4桁の関税番号変更基準の併用型。
	マレーシア	インド・マレーシア包括的経済連携協定	2011/7	【自由貿易協定】 協定内容は、物品貿易、サービス貿易、投資、経済協力。関税撤廃・引き下げスケジュールでは、ノーマルトラック1が2013/9末までに撤廃、同2が2016/6末までに撤廃、センシティブトラックは2016/6末までに5%へ引き下げとされており、いずれもASEAN・インドFTAに比べ、早いスケジュールが適用される。
南アジア	ネパール	インド・ネパール貿易協定	1991/12	【特惠貿易協定】 双方からの一次産品輸入に対しては関税が免除されている。さらに、インドはネパールからの輸入品に対して30%の付加価値基準と関税番号4桁変更を条件に関税を免除。インド政府は4%の特別追加関税についても条件付きで免除を決定。両国は協定発効時に、協定の有効期間を7年間と設定し、その後は7年単位で自動更新することに合意している。同協定はインドがネパールの産業振興を支援することが目的であり、現在インドは、サービス貿易や投資を含めた協定を提案している。
	スリランカ	インド・スリランカ自由貿易協定	2001/12	【自由貿易協定】 基本関税が免除される品目、経過措置をとる品目、クォータ制をとる品目、対象外品目に分類されている。すでにインド側196品目、スリランカ側1,180品目を除く品目の関税を撤廃済み。
	バングラデシュ	インド・バングラデシュ貿易協定	2006/4	【自由貿易協定】 両国間の貿易において、互いの水路・道路・鉄道の利用ができるようになった。2015年に、5年間の更新と、その後5年単位で自動更新することを決定。
	ブータン	インド・ブータン貿易協定	2006/7	【自由貿易協定】 発効後、10年間は有効。一定の条件を満たせばブータン製造・生産の特定の物をインドに輸入する際、インド製造・生産の特定の物をブータンへ輸出する際に関税が免除。両国の政府は貿易に関して全面的な相互援助と協力を行うことで合意。この協定によりブータンが他国（第三国）と貿易を行う際に、その輸出入品目がインドを経由する場合、インドにおいて免税通過対象。2017年7月に新たな二国間貿易協定が発効。
西アジア	アフガニスタン	インド・アフガニスタン特惠貿易協定	2003/5	【特惠貿易協定】 対象品目（インド側38品目、アフガニスタン側8品目）に対し、50～100%の範囲で関税を引き下げる特惠関税を適用。主な対象品目は果実やスパイス等。
中東	アラブ首長国連邦	アラブ首長国連邦・インド包括的経済連携協定	2022/5	【自由貿易協定】 両国間で取引される品目の80%近くについて関税を撤廃する。
アフリカ	モーリシャス	モーリシャス・インド包括的経済協力連携協定 (CECPA)	2021/4	【自由貿易協定】 インドからの輸出品目について、食品や飲料、農産品、繊維製品、電気器具などの310品目が優遇措置の対象。モーリシャス側は、砂糖、酒、衣類など615品目のインドへの市場アクセスが改善。
米州	チリ	インド・チリ特惠貿易協定	2007/8	【特惠貿易協定】 2007年にHSコード8桁レベルでインド側178品目、チリ側296品目の関税を10～50%の範囲で引下げること合意した。2016/9には、両国がPTAの拡大に署名。チリ側がインドに1,798品目について関税を引き下げ、インドは1,031品目について関税を引き下げることで合意。最終的に2017/5に同拡大協定は発効した。

【交渉中】

地域	対象国	名称	交渉開始年月	経緯
東南アジア	インドネシア	インド・インドネシア 包括的経済協力協定	2011/10	2005/11：覚書署名 2007/10：共同研究グループ設立 2009/9：共同研究レポート提出 2011/10：公式交渉開始
中央アジア	ウズベキスタン	インド・ウズベキスタン 特惠貿易協定	2022/1	2022/1：交渉開始
西アジア	イスラエル	イスラエル・インド 自由貿易協定	2010/5	2010/5-2013/11：計8回の交渉 2013/11には第8回目の交渉がイスラエルで開催されたが、交渉妥結には時間を要する模様。
欧州	ロシア	インド・ロシア包括的 経済協力協定	2014/12	2014/12：交渉開始合意
	英国	英国・インド自由貿易協定	2022/1	2021/5月：FTA交渉を開始することに合意 2022年1月：交渉開始を発表
米州	カナダ	カナダ・インド包括的 経済連携協定	2010/11	2010/11：交渉開始 両国の共同研究結果は、協定はカナダのGDPを60~150億カナダドル、インドのGDPを60~120億カナダドル押し上げると試算。また、貿易面では、カナダの対インド輸出を39~47%、インドの対カナダ輸出を32~60%増加させる模様。
	ペルー	インド・ペルー自由貿易 協定	2017/8	2013/10：FTA交渉開始で合意 2017/8：第1回交渉 2018/4：第2回交渉
オセアニア	ニュージーランド	インド・ニュージーランド 自由貿易協定	2010/4	2007年に共同研究開始に合意（2009/2完了） 2010/4~2015/10までに計10回の交渉 交渉範囲は競争政策、政府調達、労働、環境など多岐にわたる。
	豪州	インド・豪州自由貿易協定	2011/7	2008/4：共同研究開始に合意 2008/4-2010/5：共同研究 2011/5：交渉開始合意 2011/7-2015/11：計9回の交渉 共同研究では「同FTA締結により、今後20数年の間で豪州のGDPは320億ドル、インドのGDPは340億ドル増加する」と試算される。 2021/9：交渉再開に合意し、2022年末までに最終合意を目指す。

(出所) JETRO「世界と日本のFTA一覧(2018年12月作成)」、各種報道より作成

図表 22-20 インドの多国間 FTA・EPA の詳細

【発効済】

地域	対象国	名称	発効年月	主な内容
アジア	中国、韓国、 バングラデシュ、 ラオス、スリランカ、 モンゴル	アジア太平洋貿易協定 (APTA)	1976/6	【 特惠貿易協定 】 第3次関税減免措置が実施され、関税引き下げ品目は合計4,270品目となった。 第4次関税減免措置では、バングラデシュは78品目について30～70%の特恵 マージンを提案している。 第4回関税引き下げ交渉に伴い、第2次改正が2018年7月より正式に発効した。 中国、インド、韓国、スリランカ、バングラデシュ、ラオスの参加6カ国は、 10,312品目について平均33%に関税引き下げを行った。
	ASEAN	ASEAN・インド包括的経済 協力枠組協定	2010/1	【 自由貿易協定 】 関税については、2013年末と2016年末の2つの時点で自由化・引き下げが実施 される。物品貿易では、2008/8にインド側489品目のネガティブリストを含む 内容で合意、2010/1に発効した。
	バングラデシュ、 ブータン、モルディブ、 ネパール、パキスタン、 スリランカ、 アフガニスタン	南アジア自由貿易地域 (SAFTA)	2006/1	【 自由貿易協定 】 域内先進国（インド、パキスタン、スリランカ）は2007年末までに20%以下ま で関税を引き下げ、その後2012年末までに0～5%に引き下げた。域内後発展 途上国（バングラデシュ、ネパール、ブータン、モルディブ）は、2007年末ま でに30%以下まで引き下げ、2016年末までに0～5%に引き下げる予定。
米州	メルコスール加盟国	インド・メルコスール 特惠貿易協定	2009/6	【 特惠貿易協定 】 インド側450品目、メルコスール側452品目の関税を10～100%の範囲内で引き 下げる。インド側引下げ品目には、肉類・肉製品、有機・無機化学品、染料・ 塗料、皮革類・皮革製品、ウール、綿糸、ガラス・ガラス製品、鉄鋼製品、機 械類、電気機械・部品、光学機器、写真・映画用機器などが含まれる。
世界	GSTP42カ国・地域	途上国間貿易特惠関税制度 (GSTP)	1989/4	【 特惠貿易協定 】 1988/4：署名、1989/4：発効

【交渉中】

地域	対象国	名称	交渉開始年月	経緯
アジア	タイ、バングラデシュ、 ブータン、ミャンマー、 ネパール、スリランカ	ベンガル湾多分野技術協力 イニシアティブ (BIMSTEC)	2004/9	BIMSTECはASEANとSAARCを橋渡しする経済協力関係として位置付けられてい る。また、BIMSTECはインドの「ルックイースト戦略」においても重要な位置 付けとも考えられている。関税譲許、税関の協力関係の構築、サービスや投資 の促進についての交渉も行われている。 2017/8には、第4回BIMSTEC関係者会合がネパールで行われた。当該会合におい て、BIMSTECにおける特定分野における協力活動についての進展・成果の見直 し、協力促進方法を巡る議論が行われた。
	日本、中国、韓国、 ASEAN、豪州、 ニュージーランド	東アジア地域包括的 経済連携 (RCEP)	2013/5	2012/11：RCEP交渉立上げ宣言 2013/5～2018/10：計24回の交渉 2018/11：第2回RCEP首脳会合 2019/11：第3回RCEP首脳会合 2018年の第2回RCEP首脳会合で公表された首脳声明には「2019年に妥結する決 意」と明記されたが、2019年中には妥結できなかった。2019/11の第3回RCEP 首脳会合の共同声明では、「RCEP参加15カ国が全20章に関する条文ベースの交渉 及び15カ国の基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組みを終了したこと に留意し、2020年における署名のために15カ国による法的精査を開始するよう 指示した」や「インドには、未解決のまま残されている重要な課題がある。全 てのRCEP参加国は、これらの未解決の課題の解決のために、相互に満足すべき 形で、共に作業していく。インドの最終的な決断は、これらの未解決の課題の 満足すべき解決にかかっている」と述べられている。
欧州	EU	EU・インド自由貿易協定	2007/6	2007/6：交渉開始 2013年夏以降、交渉は停滞している。2018年12月にはブリュッセルで両国の上 級官僚が面会し、長らく停滞していたFTAの交渉を再開する可能性をはじめ、 さまざまな課題について議論した。最も大きな論点は、ワイン、蒸留酒、自動 車への市場アクセス、環境対策を議論に含むことである。 2022/6：交渉再開
	EFTA (スイス、ノルウェー、 リヒテンシュタイン、 アイスランド)	EFTA・インド自由貿易協定	2008/1	2008/1：交渉開始 2009/7：共同研究報告発表 2017/9：第17回交渉 ⇒ 第17回交渉では、商品取引、原産地規則、サービス貿易、 知的財産権等の部門が継続交渉となった。
中東	GCC (湾岸協力会議) 加盟国	GCC・インド自由貿易協定	2014/12	2014/12：交渉開始合意
アフリカ	SACU加盟国	インド・南部アフリカ関税 同盟 (SACU) 特惠貿易協定	2007/10	2004/9：枠組決定 2007/10：交渉開始

(出所) JETRO「世界と日本の FTA 一覧 (2018 年 12 月作成)」、各種報道より作成

ひとくちメモ 12： インドの電子商取引

若年人口、インターネットとスマートフォンの普及率の向上、比較的良好な経済パフォーマンスを主要な推進要因として、電子商取引（e-commerce: EC）の市場が拡大している。InvestIndiaによれば、インドのEC市場は2030年までに流通取引総額で3,500億ドルを超え、世界で3番目に大きな市場となると予想されている。

法制度面での後押しもある。外資規制も緩和され、2016年にはマーケットプレイス型（ECサイト運営事業者が在庫を持たず、運営するECサイト上で取引の仲介のみを行う形態）の企業間電子商取引について、外資出資比率規制が撤廃された。また、2017年のGST（Goods and Services Tax）の導入（以前の制度では物流輸送は州を越えるたびに税金を支払う必要があったため、インド各地を配送エリアとしてオンライン小売ビジネスを行うためには、配送を行う各州に倉庫などを持つ必要があった）がされ、ビジネスがしやすくなっている。

代表的なECサイト運営事業者として、地場Snapdeal、地場リライアンス・グループによるJioMart、Flipkart（2018年、米ウォルマートにより買収される）、米系のAmazon Indiaが挙げられる。各社とも顧客満足度の向上をめざし、積極的な新サービスのリリースに取り組んでいる。

一方、インドの小売りチャネルとしては、「キラナ」と呼ばれる零細商店の販売力は2022年においてもまだ根強く、CBインサイツによれば、インドの日用消費財売上高の90%余りを占めているという。上記のEC事業者もキラナの経済圏に着目し、提携などを模索しているようだ。例えば、JioMartは顧客自らが近所のキラナで注文した商品を受け取るサービスを行っているほか、Amazon Indiaはインドで「ローカルショップ（Local Shops）」プログラムを提供している。このプログラムに自社のキラナを登録している小売事業者は、アマゾンで買い物する地元客に商品を販売できる。

また、これらのEC事業者はキラナの在庫管理や配送など、売り上げ増加・コスト拡大のためのデジタル化の支援も行っているようだ。キラナ向けテックスタートアップも複数存在し、米国大手VCのセコイアキャピタルや中国テンセントなどもこれらのスタートアップに出資しているようである。

参考：CBインサイツ「インド零細商店の巨大販売力、米Amazonも注目」（2022年4月25日）

第23章 最近のトピックス

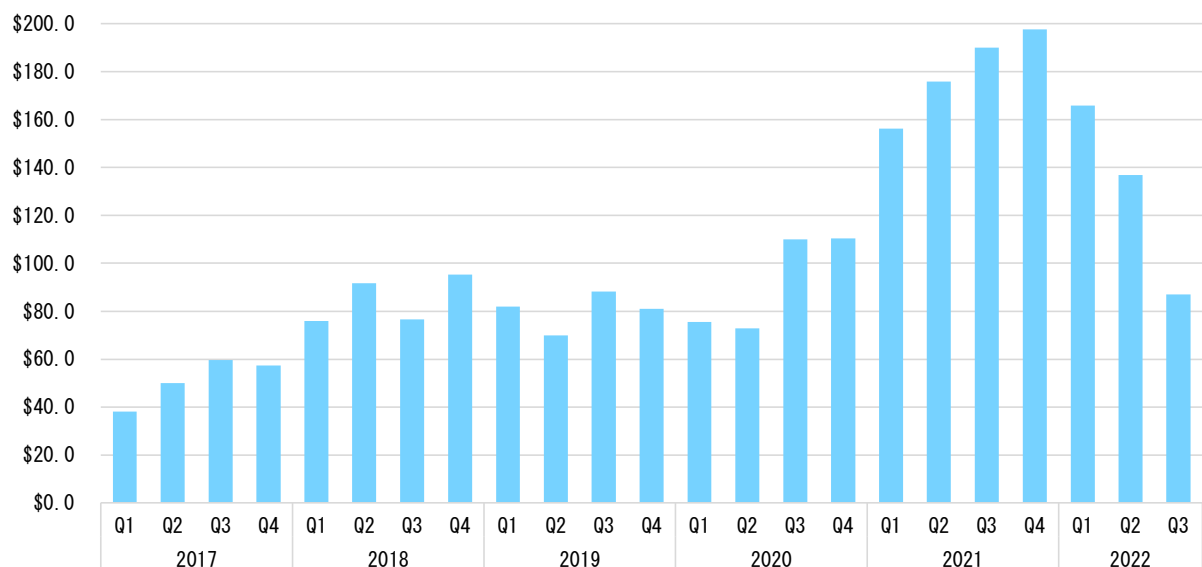
1. インドのスタートアップ概況

NASSCOM²² によれば 2011 年から 2021 年にインドで誕生したスタートアップは 25,000～26,000 社とされている。また、2021 年時点での同国のユニコーン数は 70 社になり、米国（444 社）、中国（301 社）に次いで世界 3 位のユニコーン数を誇るとされる。このうち、2021 年単年度で 42 社のユニコーンが誕生している。このようにインドは世界でも有数のスタートアップ産出国であり、海外投資家からも熱い視線を集めている。

特に 2021 年は COVID-19 パンデミックを端緒とする各国の金融緩和により、豊富な資金がインドのスタートアップ市場にも流入していたと考えられる。一方、現地インタビューにおいては 2022 年に入ってから金融引き締めに伴い、スタートアップへ流入する資金にも陰りが見えるという声もあり、実際にスタートアップの企業価値算定への影響も見られるということであった。

ベンチャーキャピタル（VC）による投資額推移を見ると、グローバルでもアジア地域で見ても、2021 年第 4 四半期には過去最高レベルとなっているものの、2022 年第 3 四半期は低水準に落ち込んでいる。

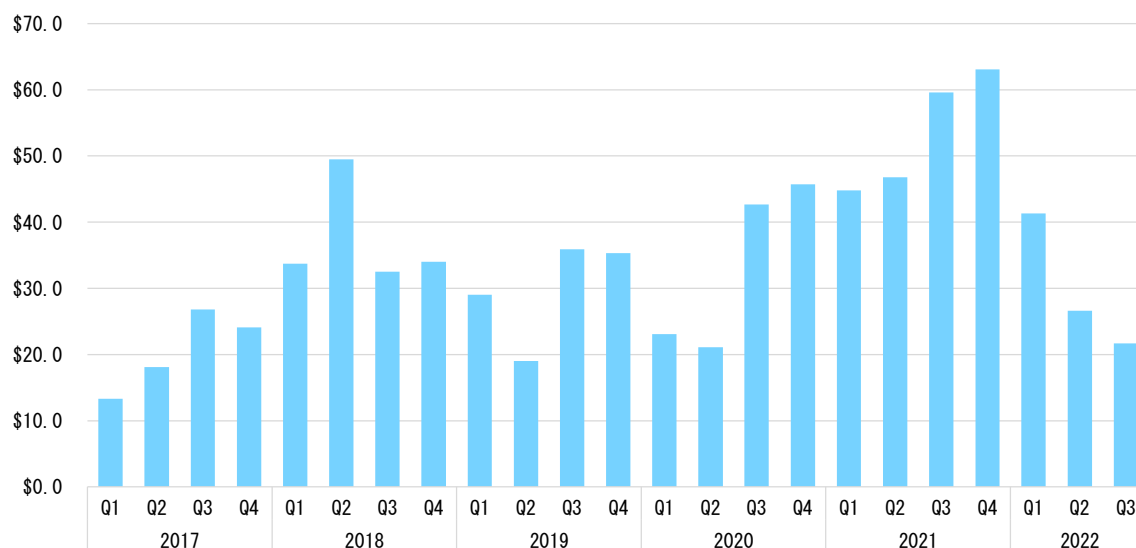
図表 23-1 グローバルでの VC によるスタートアップ投資額



(出所) KPMG "Venture Pulse Q3 2022" より作成

²² National Association of Software and Services Companies（ソフトウェア・サービス企業協会）。インドの主要 IT 関連企業が加盟している団体である。

図表 23-2 アジアでの VC によるスタートアップ投資額



(出所) KPMG "Venture Pulse Q3 2022" より作成

KPMG "Venture Pulse 2022 (Q1,Q2)" によれば、インドでの VC 投資は 2022 年にはやや鈍化したものの、e コマース、金融 (Fintech)、教育 (Edtech)、ソーシャルプラットフォーム、ゲームなど広範囲の分野への関心は続いており、マクロ経済環境や市場の人口動態が比較的良好であることから、中長期的にはベンチャーキャピタルにとって魅力的な国であり続けると予想されている。

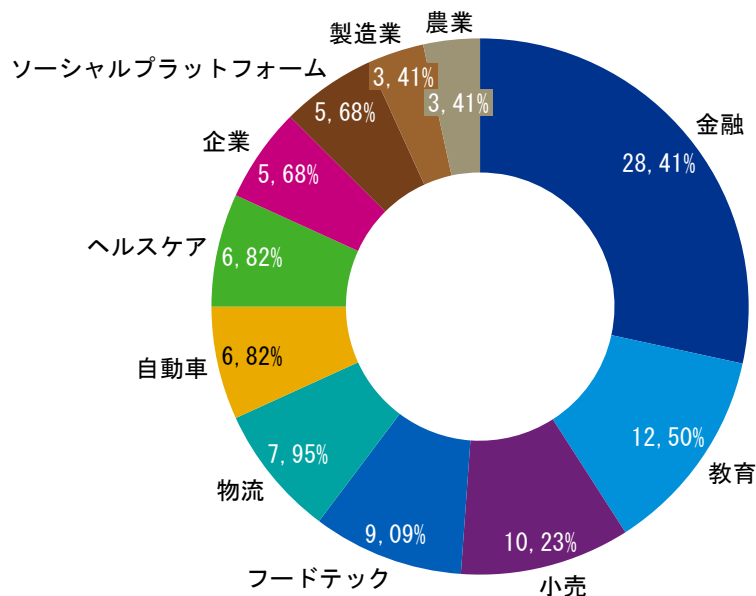
インドは優秀なテック系人材を豊富に擁することや、比較的スタートアップ・エコシステムが整っていることなどから、インドから有力なスタートアップが今後も数多く誕生すると大いに期待できる。

(1) インドのスタートアップの特徴

インドのテックスタートアップの主なセクターは、教育 (Edtech)、企業向け (Enterprise tech)、金融 (Fintech)、ヘルスケア、小売りであり、それらのセクターがスタートアップ全体の 5 割強を占めている。また、スタートアップ全体の約 1 割強が AI、IoT、ブロックチェーン、AR/VR といったディープテックの領域である。

なお、多くのエクイティ投資を集めているのは金融 (Fintech) となっており、スタートアップ投資額全体の約 4 分の 1 を占める。教育セクターがそれに続いている。

図表 23-3 セクター毎の資金供給割合（2011年から2021年に起業したスタートアップが対象）



（出所）NASSCOM “Indian Tech Start-up Ecosystem 2021 Edition” より作成

（2）スタートアップ・エコシステム

Startup Genome（シリコンバレーを拠点とするリサーチ会社）による、世界の都市のスタートアップ・エコシステムランキング²³では、インドの都市のランキングはベンガルール 22位、デリー 26位、ムンバイ 36位（杭州、メルボルン、モントリオール、ミュンヘンと同位）となっている²⁴。

ベンガロールの強みの一つとして、人材の豊富さが挙げられている。Google、アマゾン、マイクロソフトなどのいわゆるテック・ジャイアントが研究開発拠点を構えていることなどから、ベンガルールにはインドのデジタル人材の4分の1が集まっており、毎年9万人のエンジニアがベンガルールにある大学を卒業しているとされる。

また、ベンガルールを擁するカルナタカ州では、IT分野における州政府と民間の連携のための Karnataka Digital Economy Mission が立ち上がっており、インキュベーションセンターの設立を行うなど、州政府も積極的なスタートアップ育成のための施策を行っている。なお、日系企業のマルチ・スズキ・インディアは、インド経営大学院ベンガルール校（IIM-Bangalore）と提携して、マルチ・スズキ・インキュベーション・プログラム（MSIP）²⁵を立ち上げ、有望なアーリーステージのスタートアップ企業を育成する取組みを行っている。

²³ Startup Genome “Global Startup Ecosystem Report 2022” <https://startupgenome.com/>

²⁴ 1位はシリコンバレー。アジアの他都市でランクインしているのは、北京5位、上海8位、ソウル10位、東京12位、シンガポール18位など。

²⁵ <https://www.marutisuzukiinnovation.com/incubation>

カルナタカ州に隣接するケララ州は、2022 年を「アントレプレナーシップの年」として、今後 5 年間で 15,000 社の起業を創出するという意欲的な目標を掲げている。インキュベーションやアクセラレーションに関して、ケララ州政府による様々なイニシアチブが立ち上げられているほか、Kerala Technology Innovation Zone²⁶という南アジア最大級のスタートアップ・ハブをコチに設置するなど、スタートアップを育成する環境が整備されている。ケララ州政府機関である Kerala Startup Mission (KSUM)²⁷による、スタートアップと投資家を結びつけるための“Seeding Kerala”²⁸というイベントなども行われている。Startup Genome の分析によれば、ケララ州のスタートアップは製造業の高度化・ロボティクス、AI、ブロックチェーンといった分野に強みを有するとされている。

中央政府のスタートアップ支援としては、Ministry of Commerce and Industry（インド商工業省）が、2016 年に Startup India を掲げ、下表で示すような 19 の施策を通じてスタートアップ・エコシステムの形成支援を強化している。

図表 23-4 Start-up India のアクションプラン

各種手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> 自己申告制度導入を通じたコンプライアンス関連報告の簡素化 Startup India Hub の立ち上げ 政府機関とスタートアップ間の情報交換を促進する、モバイルアプリ/ポータルサイトの導入 特許審査手続きの簡素化と各種リーガルサポートの提供 スタートアップに対する、公共入札への参加要件緩和 会社清算手続きの簡素化
資金援助とインセンティブの供与	<ul style="list-style-type: none"> ファンド・オブ・ファンズの設定を通じた資金調達支援 スタートアップへの信用保証制度の整備 投資家へのキャピタルゲイン減税スキームの導入 3 年間にわたる法人税の免除 公正価値を超える投資に対する減税スキームの導入
産学連携とイノベーションの促進	<ul style="list-style-type: none"> スタートアップ関連イベントの企画/開催 Atal Innovation Mission の立ち上げ インキュベーター創出に向けた官民協業体制の整備 31 カ所の国立イノベーションセンターの設立 7 カ所の R&D 拠点の設立 BioTechnology 分野のスタートアップ促進 学生の研究・イノベーション活動への資金援助 優れた活動を実施したインキュベーターへの表彰制度 / 資金援助

(出所) 経済産業省「東南アジア・インドにおけるスタートアップ投資の現状と日本企業への提言」²⁹

²⁶ <https://innovationzone.in/>

²⁷ <https://startupmission.kerala.gov.in/>

²⁸ <https://seedingkerala.com/>

²⁹ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kaigaima/kanren/southeastasia_india.html

(3) 事業会社によるスタートアップへの投資・オープンイノベーション

海外からのインドのスタートアップへの投資は、米国からの直接投資が最も多いが、シンガポール、英国からの投資も活発となっている。また、NASSCOMによれば、2021年は、前年度までと比較して、投資、M&A、オープンイノベーションプログラムといった形での事業会社によるスタートアップへの関与が増加している。活発に投資を行っている企業は、ソフトバンク、Google、テンセントなどのグローバル企業やインドの地場企業などが挙げられる。

インドのテクノロジー関連コンサルティング会社への現地インタビューにおいて、事業会社が関与する投資による投資ではシードステージでの投資が増加していることや、事業会社によるM&Aについて2021年に増加したが、比較的成熟したステージのスタートアップが対象となっていると分析していた。

インドのテクノロジー関連コンサルティング会社への現地インタビューにおいて、日本企業によるインドへのスタートアップ投資について、以下のような助言を得た。インドの優秀な人材を活用して、グローバルビジネスの拠点とするというアイデアは興味深い。

- ▶ インドをグローバルビジネスの拠点として活用することを考えても良いのではないか。
- ▶ インド人は語学力に長けており、能力の高い人材も多く、グローバル市場を獲得するための拠点としての条件が良い。
- ▶ 米国・中国への投資は、Exitまでの期間が短いですが、インドへの投資は、高いリターンを期待する場合、Exitまでの期間が長くなる。

なお、スタートアップに日本の技術も注入しつつ、インド市場に参入しようとするケースにおいては、日本側の技術の流出について契約内容などで留意が必要となる。また、デューデリジェンスの段階での法令違反発覚するようなケースも存在するようだ。

図表 23-5 日本の事業会社によるスタートアップ投資例

日本企業（出資年）	対象スタートアップ	スタートアップの事業概要
ニチレイ（2018）	Delightful Gourmet Private Limited	オンライン食肉マーケットプレイス「Licious（リシャス）」を運営している。小規模なコールドチェーンの構築と、情報技術を活用した需要予測を行う。
豊田通商（2019）	Super Highway Labs Pvt. Ltd.	グルガオンを拠点に6都市で中・長距離バスアプリサービス「Shuttle（シャトル）」を展開している。
村田製作所（2019）	Niramai Health Analytix	乳がん診断支援 AI 技術を提供している。

日本企業（出資年）	対象スタートアップ	スタートアップの事業概要
中部電力（2022）	OMC Power Private Limited	ウッタル・プラデシュ州およびビハール州で 280 箇所の分散型電源・グリッド（太陽光+蓄電池）を運営・管理している。
武蔵精密工業（2022）	Booma Innovative Transport Solutions Private Limited	EV 製造。

（出所）各社ウェブサイト、報道資料より作成

なお、ジェットロでは、日本企業とスタートアップなどの海外企業の国際的なオープンイノベーション創出のためのビジネスプラットフォームである J-Bridge³⁰を運営しており、スタートアップの情報収集や個別の支援を行っている。インドも重点対象国となっており、オンラインでのピッチイベントなども開催されている。

2. インドの脱炭素戦略

モディ首相は、2021 年 11 月に開催された国連気候変動枠組み条約第 26 回締約国会議（COP26）において、2070 年ネットゼロ（温室効果ガス（GHG）純排出ゼロ）を達成すると表明した。非化石エネルギー容量を 2030 年までに 500 GW 導入、エネルギー需要の 50%を再エネでまかなうなどの目標も新たに設定している。一方で、石炭火力発電に関する宣言については、「段階的廃止（phase out）」ではなく、「段階的削減（phase down）」という表現への修正を強く主張し、経済成長に伴う電力需要への安定的な電力供給の確保を優先させる姿勢を見せた形となった。

COP26 でモディ首相が掲げた目標は以下の通りである³¹。

- ・ 2070 年までにネットゼロを実現する。
- ・ 非化石エネルギー容量を 2030 年までに 500 GW に拡大する。
- ・ 2030 年までにエネルギー需要の 50% を再生可能エネルギーで賄う。
- ・ 2030 年までに予測されている GHG 排出量を 10 億トン削減する。
- ・ 2030 年までにカーボン・インテンシティ（GDP あたりの排出量）を 45%以上削減する。

なお、インド国内には石炭および天然ガス資源が存在し、エネルギー供給においては石炭を活用してきたが、経済成長に伴う急速な国内需要の伸びに対して国内生産が追いつかず、化石燃料の輸入量は増加傾向にある。

³⁰ <https://www.jetro.go.jp/jdxportal/j-bridge.html>

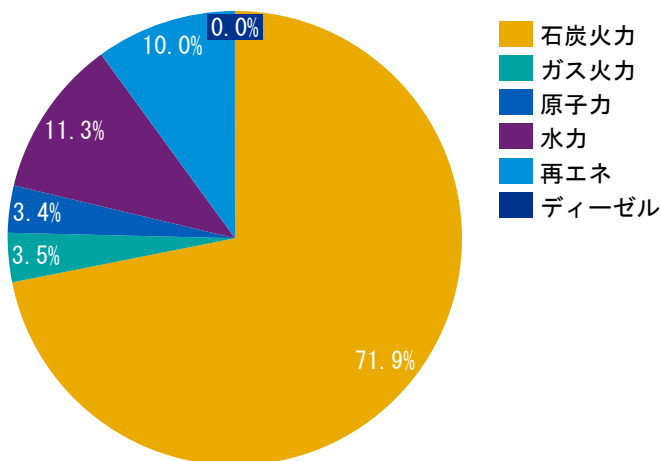
³¹ <https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1768712>

特に石油の輸入依存度は 8 割を超え、米国、中国に次ぐ世界 3 位の輸入国となっている。また、石炭の輸入比率は 2 割、天然ガスの輸入比率は 5 割となっている。エネルギー安全保障や貿易収支の観点からも、化石燃料の輸入依存度の削減は重要な政策課題となっている。

(1) 電力部門の低炭素化

電力供給に関しては、急激に増加する電力需要に対して石炭火力の開発によって対応しており、2019 年の発電電力量に占める石炭火力の割合は 71.87%となっている。

図表 23-6 2019 年度の発電量の電源別割合



(出所) Central Electricity Authority, All India Electricity Statistics より作成

①再生可能エネルギー

再エネに関し、太陽光発電および風力発電は、いずれも入札制度に移行しており、逆オークション (reverse auction) という制度により、最も低い価格を提示した入札者が落札する仕組みとなっている。このため、インドの再エネ価格は大きく低下している。

インドでは特に太陽光発電のポテンシャルが高いこともあり、近年は容量ベースでも発電量ベースでもインドにおける変動性再エネの比率は高まっている。発電量ベースでは、カルナタカ州では太陽光と風力の割合が 25%を超えており (2020-2021 年度)、ラジャスタン、タミル・ナドゥ、アンドラ・プラデシュ、グジャラートなど複数の州で 10%を超えている³²。

電力システムにおける変動性再エネの比率が高まると、電力システムの安定化が課題となる。州間をまたぐ送電網の整備や配電高度化といった送配電網の整備などが進められているが、系統用バッテリーなどのエネルギー貯蔵技術への導入についても関心が高い。

³² <https://iea.blob.core.windows.net/assets/7b6bf9e6-4d69-466c-8069-bdd26b3e9ed1/RenewablesIntegrationinIndia2021.pdf>

再エネとバッテリーを組み合わせたハイブリッド型の入札や、バッテリー単体での入札も行われるようになってきている。なお、インドにおけるアンシラリーサービス市場の創設は、2022年7月の時点でまだ検討中となっている。

国際エネルギー機関（International Energy Agency : IEA）の STEPS（Stated Policies Scenario）シナリオでは、太陽光発電モジュール、風力タービン、リチウムイオンバッテリーのインド国内市場は、合わせて2040年までに年間約400億ドルに成長する見込みとなっている。現在、インドは太陽光発電やバッテリーなどの製品の純輸入国であり、主に中国からの輸入に頼っている。このため、国内生産の拡大を目指しており、生産連動型優遇策（Product Linked Incentive : PLI）（第6章参照）でも太陽光モジュールや電池セル製造が対象領域となっている。PLIスキームは、インド国内で製造された製品の売上高の増加分を補助金として企業へ支払うという政策である。

②石炭火力発電の低炭素化

先述の通り、インド政府は石炭火力発電を引き続き活用していく方針を示しているが、大気汚染緩和や農業残滓（稲わら）の活用を目的として、石炭火力発電へのバイオマス混焼の導入推進にも取り組んでいる。2022年7月には、電力省（Ministry of Power）が各州に対して、石炭火力での混焼のためのバイオマス利用計画を策定するよう指示を出している。

インドでは、稲わらなど農業残滓の野焼きが大気汚染の原因の一つになっており、これらを野焼きせずに活用することでできれば、大気汚染の緩和にもつながる。また、農業残滓を燃料として売ることができれば農家の追加的な収入にもなる。このような背景のもと、政府は農業残滓のバイオマス燃料としての活用を意欲的に推進しており、インドの政府機関はこの分野の技術導入に非常に高い関心を持っている。

なお、現地調査において、この分野に進出するには現地パートナーが必要ではないか、というコメントも聞かれた。日本企業の進出事例としては、三井物産がインドの農業残滓サプライチェーンマネジメント企業である PRESP 社に出資を行っているという事例がある。また、AI を用いて効率的に農業残滓を追跡・収集し、バイオ燃料に変換するという事業を行っているインドのスタートアップも存在する³³。

石炭火力発電の低炭素化という点では、日本が開発するアンモニア混焼の実証事業も進められている。IHI 及び興和株式会社は、インドの大手電力事業者 Adani Power（アダニ パワー） Ltd. と3社共同で、アダニ・パワー所有の Adani Power Mundra（アダニ パワー ムンドラ）石炭火力発電所へのアンモニア混焼の適用の技術及び経済性の検証を共同で行う MoU（基本合意書）を2022年3月に調印している。2022年8月には NEDO の実証事業にも採択されており、今後実証事業が進められる予定となっている。

³³ A2P 社。UNDP（国連開発計画）などから賞も受賞している。 <https://www.a2penergy.com>

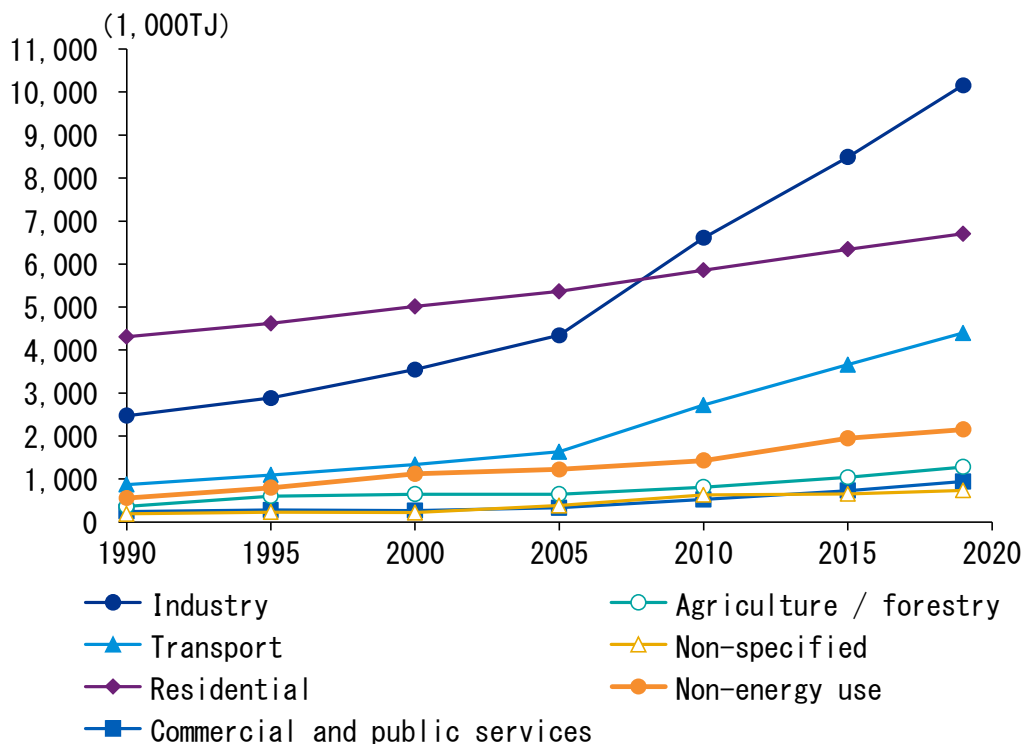
③原子力発電

インド国内ではウラン資源は乏しいものの、豊富なトリウム資源を有することから、独自の原子力開発を進めている。IAEAによれば、6GWの原子力発電が建設中となっており、中国に次ぐ規模となっている³⁴。また、2022年8月には国営電力会社NTPCによる原子力発電建設の検討が活発化しているとの報道がなされている³⁵。なお、2017年に日本政府はインド政府と原子力発電開発に関する協定を結んでいる。

(2) エネルギー消費の削減・効率化

化石燃料の使用を減らし、ネットゼロを目指す上では、エネルギー使用の効率を高め、エネルギー消費を抑えること（省エネ）も重要である。インドの最終エネルギー消費の2019年の部門別内訳は、産業39%、住宅25%、運輸交通17%、農業・林業5%、商業・公共サービス4%と、産業部門、住宅部門、運輸交通部門におけるエネルギー消費が大きい。

図表 23-7 インドのセクター別最終エネルギー消費量の推移



(出所) IEA データより作成

³⁴ 2022年12月7日閲覧 IAEA

<https://pris.iaea.org/PRIS/WorldStatistics/UnderConstructionReactorsByCountry.aspx>

³⁵ Bloomberg 2022年8月24日

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2022-08-24/RH3NO3T0G1KW01>

a) 産業部門

IEA の STEPS シナリオでは、産業部門の最終エネルギー消費は 2030 年には 2019 年の約 1.5 倍、2040 年には約 2 倍となり、インドにおける最終エネルギー消費の約半分を占めることになると見込まれている。化石燃料の使用を減らしつつ、産業の発展を推進することは、インド政府にとっても大きな課題となっている。IEA は、重工業セクターのエネルギー効率化において、インドが世界 2 位の生産量を誇る鉄鋼セクターのポテンシャルが高く、また、中小企業も多いテキスタイルや食品加工業などのポテンシャルも高いとしている。

鉄鋼セクターのエネルギー効率化については、鉄鋼省 (Ministry of Steel) の関心も非常に高い。鉄鋼分野での革新的な技術としては、日本製鉄などが実証を行っている水素還元製鉄といった技術が期待されるが、商用化は 2030 年頃の予定となっている。なお、鉄鋼分野では日本鉄鋼協会が中心となって、インドとの協力を推進している。

食品加工業などのエネルギー効率化については、100°C未満の熱需要に対して産業用ヒートポンプを導入することが有効な手段の一つと考えられる、この分野では海外と比較して日本での導入事例が多く、日本企業が強みを持つ分野である。ただ、インドでは電力供給が不安定であることや、特に中小企業は省エネ投資を行う余力がないといった障壁もある。

b) 住宅部門

IEA は、インドでは今後 20 年間で建築面積が 2 倍以上となり、新規建築物の 70%が都市部で建設されるという予測のもと、家電製品の所有率の上昇と冷房需要により、住宅用の電気使用量がほぼ 3 倍になると予測している³⁶。このため、この電力消費を抑えることが今後の課題となっている。冷房に関して、インド政府は 2019 年 3 月より India Cooling Action Plan (ICAP) という行動計画を策定しており³⁷、2037-38 年までにセクター全体の冷房需要を 20% ~25% 削減することや、2037-38 年までに冷媒需要を 25%~30% 削減すること、冷却エネルギー要件を 2037-38 年までに 25% から 40% とすることなどを挙げている。また、インドエネルギー効率局 (Bureau of Energy Efficiency) は、全ての大規模な商業 (非住宅) 建物向けの省エネルギー建築基準 (ECBC) と住宅向けの Eco-Niwas Samhita (ECBC-R) を発表している。なお、エアコン、LED は上述の PLI スキームの対象となっている。

c) 運輸交通部門

インド政府は、大気汚染の緩和と原油輸入依存度の低減を目的として、xEV 普及を推進している。2013 年に「National Electric Mobility Mission Plan 2020 (NEMMP2020)」を掲げ、2020 年までに 600~700 万台の xEV を販売するという目標のもと、研究開発とインフラ構築などを推進する計画を発表した。

³⁶ IEA “India Energy Outlook 2021”

³⁷ <https://pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=1805795>

現在は重工業省 (Ministry of Heavy Industry) は FAME I (Faster Adoption and Manufacturing of (Hybrid &) Electric Vehicles India) を 2015 年に施行し、充電インフラ整備や EV 購入のための補助金の設定を行っている。

2018 年には、2030 年までに乗用車新車販売の 3 割を xEV とする目標について政府より言及があり、2019 年に重工業省は FAME II を施行しており、e-バス 7,000 台、3 輪車 5,000 万台、乗用車 (ストロング・ハイブリッドを含む) 55,000 台、2 輪車 10,000 万台の需要を生み出すためのインセンティブが主な内容となっている。FAME II スキームの適用期間は、当初は 2019 年から 2022 年までの 3 年間とされていたが、2021 年に、2024 年 3 月まで延長されることが発表された。インド政府は、xEV の国内製造のエコシステムの発展を促進させるため、上記の FAME スキームによるインセンティブ設定のほか、輸入規制、PLI スキームの 3 つの施策を実施している。

(3) 水素の製造と利活用

水素は、化石燃料の代わりに利用することで産業部門や運輸交通分野などで低炭素化を可能にすること、また、電力を大規模かつ長期間で貯蔵することを可能とするなど、様々な面から低炭素社会を実現するための切り札として大きな期待が寄せられている。

日本は世界に先駆けて 2017 年に水素戦略を発表し、世界的に脱炭素の機運が高まった 2020 年以降は欧州を中心に各国・地域で水素戦略が次々と公表され、国際的に水素への注目度は高まっている。特に再エネを用いた水電解により製造する「グリーン水素」への注目度は大きい (日本政府は CCUS を用いて CO₂ 排出を抑えつつ化石燃料から取り出すブルー水素についても注力している)。

インドは再エネポテンシャルが高いこともあり、グリーン水素の製造コストが将来的に低減しうる国の一つとして注目されている。インド政府は、「Green Hydrogen Mission」を掲げ、水素製造のグローバルハブとなる意欲を示している。また、水素の需要創出策として、肥料、石油精製といった分野におけるグリーン水素の使用の義務化や、輸送などの各種技術の実証事業を推進していく方針である。

なお、水素分野では欧州企業が積極的にインド地場企業との提携を進めている。例として、デンマークの Styesdal A/S 社とインド地場の Reliance New Energy Solar は、2021 年 10 月に電解槽の技術開発及び製造に関する協力協定を締結しており、フランスのエネルギー企業 Total は、2022 年 6 月に Adani とグリーン水素エコシステムを共同構築するためのパートナーシップを締結している。

また、イタリアのエンジニア企業 Maire Tecnimont はアダニと提携している。日系企業の動きとしては、やまなし hidroジェンカンパニーとスズキが NEDO の実証事業として「インドの工場における効率的な熱運用を実現するための水素技術など実証要件適合性調査 (インド・ハリヤナ州)」が採択されている。当該事業は、インド国内の変動性再エネの余剰電力を利用し、Power to Gas (P2G) システムによって水素製造を行い、工場内における最適な熱運用システムの構築の可能性を検討するものである。

(4) ガスエコノミーへの移行

インド政府はガスについて 2030 年にエネルギー消費の 15%に拡大する目標を設定している。そのためにガスパイプライン網（グリッド）、LNG 受入基地、圧縮天然ガス（CNG）ステーションなど関連インフラの整備・拡充を図るとしている。

2021 年 12 月に、大阪ガスがシンガポール子会社を通じてインドの都市ガス事業に参入することを発表した。日本企業初のインド都市ガス事業進出事例となる。同じく 2021 年 12 月には静岡ガスがインドで天然ガス供給事業を展開する IRM Energy Private Limited（以下、IRM 社）に出資し、業務提携することで基本合意している。

ひとくちメモ 13：「IT 職種は、カーストは関係ない」という言説は本当か？

よくインドの IT 業界が発展した理由として、IT 職種が「旧来のカーストにない職業」であり、下位カースト出身者も目指すことができるから、というような説明をよく耳にする。この言説は実際のところ正しいのだろうか？

京都大学の南アジア地域研究者による著書「インド残酷物語 世界一たくましい民」（集英社新書、2021 年）によれば、IT 業界で働く技術者のカーストに関する統計はなく、カーストとの関連性をデータとして証明できるものはないとのことである。しかしながら、同著においては、インドの IT 業界とカーストに関する社会研究がいくつか紹介されている。2000 年代半ばに行われたベンガルールで働くソフトウェア技術者に関する調査（Carol Upadhyya, 'Employment, Exclusion and 'Merit' in the Indian IT Industry', Economic and Political Weekly, Vol.42, No.20, 2007）では、132 人の技術者の出身カーストを聞いたところ、48%が最上位カーストのバラモンで、上位カーストである「再生族（バラモン、クシャトリア、ヴァイシャ）」は実に 71%にも上った、とのことである。また、親の学歴では父親の 80%、母親の 56%が大卒以上。技術者の 36%がインドの 5 大都市（デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ、ベンガルール）出身で、29%がマイルールやブネのような 2 級（tier two）と呼ばれる都市の出身であり、農村出身者はわずか 5%であった、ということである。

IT 産業では就職の時に同業者からの推薦状が必要とされることや、IT 産業で英語力が求められることなどから、低カーストの人々やダリットと呼ばれる人々が IT 業界で職を得ることは容易ではないのではないかと同著では指摘している。

近年では米国 IT 業界でもカースト差別が問題となっており、各社が行動指針の策定などの対応に追われているようである。2020 年には、上位カーストに属する 2 人の上司により昇進を阻まれたとする下位カーストに属するエンジニアの申し立てを受けカリフォルニア州の雇用監督当局が、ネットワーク機器大手シスコシステムズを提訴するという事案が起きている。

また、ロイターの取材によれば、米国の IT 産業で働く 20 人以上のダリット出身者は姓や出身地、食習慣や宗教上の習慣といった出身カーストを示す手がかりによって、採用や昇進、社会活動の中で同僚から無視されることになり、仕事を辞める原因になることもあるということであった³⁸。

新しい産業においても、古来から続くカースト制度を乗り越えることは容易ではなさそうだ。

参考：池亀彩「インド残酷物語 世界一たくましい民」（集英社新書、2021 年）

ロイター「カーストとシリコンバレー、IT 企業が問われる差別対応」（2022 年 8 月 17 日）

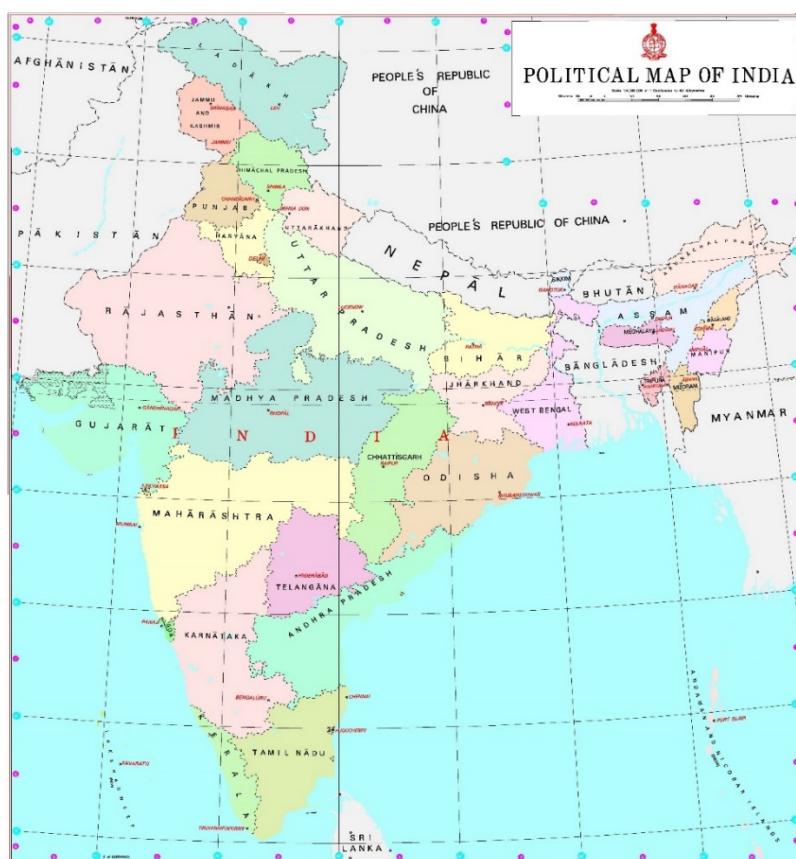
³⁸ ロイター「焦点：カーストとシリコンバレー、IT 企業が問われる差別対応」（2022.8.17）
<https://jp.reuters.com/article/tech-caste-idJPKBN2PN052>

第24章 地域別の概要

1. 地域分類と地域別の人口

インドの国土面積は 328.7 万 km²、世界で 7 番目に広く、日本の国土面積の約 8.7 倍に相当する。「第 1 章 概要」で既述の通り、インドは宗教、文化、言語、気候などの面で著しい多様性が見られるが、本章では便宜的にインドの国土を北部、西部、南部、東部の 4 つに区分した³⁹。州別の面積と人口では、それぞれラジャスタン州 (34 万 km²)、ウッタル・プラデシュ州 (約 2 億人) が最大である。

図表 24-1 インドの地域マップ



(注) インド内務省が示している地図。

(出所) 内務省

³⁹ インド内務省 (Ministry of Home Affairs) によると、インドの国土は北部、中央部、東部、西部、南部、北東部の 6 つに分類されるが、本書では各州の経済関係や日本企業の進出動向を踏まえ、北部と中央部、東部と北東部とをそれぞれ統合して「北部」、「東部」と区分した。また、上の分類に含まれない島嶼部 (アンダマン・ニコバル諸島連邦直轄領、ラクシャデーブ連邦直轄領) については、便宜的に南部に含めた。

図表 24-2 各州の面積、人口比較

	面積		人口	
	km ²	構成比	人	構成比
全国	3,286,835	100.0%	1,210,203,548	100.0%
北部	1,454,174	44.2%	466,963,172	38.6%
ウッタル・プラデシュ	240,928	7.3%	199,812,341	16.5%
ラジャスタン	342,239	10.4%	68,548,437	5.7%
マディヤ・プラデシュ	308,252	9.4%	72,626,809	6.0%
* デリー	1,483	0.0%	16,787,941	1.4%
ハリヤナ	44,212	1.3%	25,351,462	2.1%
パンジャブ	50,362	1.5%	27,743,338	2.3%
チャッティスガル	135,192	4.1%	25,545,198	2.1%
ウッタラカンド	53,483	1.6%	10,086,292	0.8%
ヒマチャル・プラデシュ	55,673	1.7%	6,864,602	0.6%
ジャンム・カシミール	222,236	6.8%	12,541,302	1.0%
* チャンディガル	114	0.0%	1,055,450	0.1%
西部	507,659	15.4%	174,272,570	14.4%
マハラシュトラ	307,713	9.4%	112,374,333	9.3%
グジャラート	196,244	6.0%	60,439,692	5.0%
ゴア	3,702	0.1%	1,458,545	0.1%
南部	644,487	19.6%	252,857,699	20.9%
タミルナドゥ	130,060	4.0%	72,147,030	6.0%
カルナタカ	191,791	5.8%	61,095,297	5.0%
アンドラ・プラデシュ	275,045	8.4%	84,580,777	7.0%
テランガナ				
ケララ	38,852	1.2%	33,406,061	2.8%
* ポンディシェリ	490	0.0%	1,247,953	0.1%
* アンダマン・ニコバル諸島	8,249	0.3%	380,581	0.0%
東部	680,515	20.7%	316,110,107	26.1%
* 西ベンガル	88,752	2.7%	91,276,115	7.5%
ビハール	94,163	2.9%	104,099,452	8.6%
オリッサ	155,707	4.7%	41,974,218	3.5%
アッサム	78,438	2.4%	31,205,576	2.6%
ジャルカンド	79,714	2.4%	32,988,134	2.7%
トリプラ	10,486	0.3%	3,673,917	0.3%
メガラヤ	22,429	0.7%	2,966,889	0.2%
ナガランド	16,579	0.5%	1,978,502	0.2%
マニプル	22,327	0.7%	2,855,794	0.2%
シッキム	7,096	0.2%	610,577	0.1%
アナチャル・プラデシュ	83,743	2.5%	1,383,727	0.1%
ミゾラム	21,081	0.6%	1,097,206	0.1%

(注) *印は連邦直轄領。ダマン・ディーウ連邦直轄領、ダードラー及びナガル・ハヴエーリー連邦直轄領、ラクシャディープ連邦直轄領を除く

(出所) 中央統計局、World Atlas「The States Of India By Land Area」より作成

2. 地域別の 1 人あたり GDP

図表 24-3 は 2019 年度の州別名目 GDP と州別の 1 人あたり GDP である。州別では金融・商業都市ムンバイや製造業の集積が進むプネなど大都市を擁する西部マハラシュトラ州が最も GDP が高く、約 3.9 億ドルとなっている。次いで南部タミル・ナドゥ州、北部ウッタル・プラデシュ州と続く。

1 人あたり GDP では、ゴア州、デリー連邦直轄領、シッキム州、チャンディガル連邦直轄領が全国平均の 2 倍を超えているが、デリーを除くといずれも人口の少ない州や連邦直轄領である。地域別のトレンドとしては、南部、西部に 1 人あたり GDP が全国平均以上を上回る比較的裕福な州が多く、逆に東部地域には貧困州が多い。なお、北東部の諸州（アッサム、アナチャル・プラデシュ、マニプル、トリプラ、ミゾラム、メガラヤ、ナガランド）には経済的な後発州が多いため、連邦政府による開発支援が重点的に行われている。

図表 24-3 地域別 1人あたり GDP (2019 年度)

	名目 GDP		1人あたり GDP	
	100万ドル	構成比	ドル	全国=100
全国	2,930,111	100.0%	2,421	100
北部	952,211	32.5%	2,039	84
ウッタール・プラデシュ	238,066	8.1%	1,191	49
ラジャスタン	140,909	4.8%	2,056	85
マディヤ・プラデシュ	132,221	4.5%	1,821	75
* デリー	117,194	4.0%	6,981	288
ハリヤナ	110,105	3.8%	4,343	179
パンジャブ	76,123	2.6%	2,744	113
チャットティスガル	48,656	1.7%	1,905	79
ウッタラカンド	35,780	1.2%	3,547	147
ヒマチャル・プラデシュ	22,965	0.8%	3,345	138
ジャンム・カシミール	24,032	0.8%	1,916	79
* チャンディガル	6,160	0.2%	5,837	241
西部	638,056	21.8%	3,661	151
マハラシュトラ	397,556	13.6%	3,538	146
グジャラート	229,945	7.8%	3,805	157
ゴア	10,555	0.4%	7,236	299
南部	882,548	30.1%	3,490	144
タミルナドゥ	253,499	8.7%	3,514	145
カルナタカ	229,760	7.8%	3,761	155
アンドラ・プラデシュ	136,991	4.7%	3,216	133
テランガナ	135,014	4.6%	3,216	133
ケララ	120,554	4.1%	3,609	149
* ポンディシェリ	5,360	0.2%	4,295	177
* アンダマン・ニコバル諸島	1,371	0.0%	3,602	149
東部	457,297	15.6%	1,447	60
* 西ベンガル	170,363	5.8%	1,866	77
ビハール	83,786	2.9%	805	33
オリッサ	77,289	2.6%	1,841	76
アッサム	47,285	1.6%	1,515	63
ジャルカンド	45,299	1.5%	1,373	57
トリプラ	7,879	0.3%	2,144	89
メガラヤ	4,897	0.2%	1,650	68
ナガランド	4,166	0.1%	2,106	87
マニプル	4,484	0.2%	1,570	65
シッキム	4,346	0.1%	7,117	294
アナチャル・プラデシュ	3,956	0.1%	2,859	118
ミゾラム	3,547	0.1%	3,233	134

(注 1) *印は連邦直轄領。ダマン・ディーウ連邦直轄領、ダールダー及びナガル・ハヴエーリー連邦直轄領、ラクシャディープ連邦直轄領を除く

(注 2) 2019 年度平均為替レート (1 ドル=70.897 ルピー) を用いて換算

(出所) 中央統計局より作成

3. 地域別の経済動向

(1) 地域別の産業構造の特徴

①北部

中核都市デリーを含む北部では、全国に占める農業の割合（42.5%）が特に高いことが特徴的である。一方で、製造業の割合（26.1%）は西部、南部に比べて低い。これは、自動車など製造業の集積がデリーと周辺都市などに限られ、それ以外の地域では、まだ農業が主要産業であるためと考えられる。

②西部

中核都市ムンバイを含む西部では、北部とは逆に農業の割合（15.6%）が特に低く、製造業の割合（33.0%）が高いことが特徴的である。これは、近年マハラシュトラ州のプネやグジャラート州に自動車産業が集積していることが影響している。また、金融都市ムンバイが含まれるため、銀行・保険業の割合（31.7%）も高い。

③南部

中核都市チェンナイ、ベンガルールを含む南部では、建設業の割合（32.6%）やサービス業の割合（32.6%）が高いのが特徴的である。また、南アジアのデトロイトと呼ばれるチェンナイへの自動車企業の集積、インドのシリコンバレーと呼ばれるベンガルールやハイデラバードへの IT 企業の集積があるため、西部について製造業の割合（27.6%）が高くなっている。

④東部

東部の諸州では、州政府が工業化に消極的であったため、道路網や港湾などのインフラが未整備で、製造業など高付加価値産業の発展が遅れている。農業への依存が高く、国全体に占める GDP の割合も他地域に比べて低い。1人あたり GDP も全国平均を下回っている州が多い。近年は連邦政府の支援を受けた工業化の動きが活発になっていることや、東部の各州が鉱物資源（褐炭、鉄鉱石、銅、錫など）に恵まれていることから注目を集めている。

図表 24-4 地域別に見た名目 GDP の産業別構成比（2018 年度）

	農業		製造業	
	100万ドル	構成比	100万ドル	構成比
全国	281,267	100.0%	414,481	100.0%
北部	119,512	42.5%	108,015	26.1%
ウツタル・プラデシュ	32,889	11.7%	26,425	6.4%
ラジャスタン	17,012	6.0%	12,683	3.1%
マディヤ・プラデシュ	38,107	13.5%	10,521	2.5%
* デリー	85	0.0%	4,942	1.2%
ハリヤナ	9,317	3.3%	17,883	4.3%
パンジャブ	11,032	3.9%	9,336	2.3%
チャットティスガル	5,388	1.9%	5,985	1.4%
ウッタラカンド	1,564	0.6%	12,126	2.9%
ヒマチャル・プラデシュ	1,838	0.7%	6,288	1.5%
ジャンム・カシミール	2,278	0.8%	1,629	0.4%
* チャンディガル	2	0.0%	198	0.0%
西部	43,775	15.6%	136,909	33.0%
マハラシュトラ	23,822	8.5%	61,153	14.8%
グジャラート	19,686	7.0%	72,027	17.4%
ゴア	267	0.1%	3,729	0.9%
南部	64,122	22.8%	114,591	27.6%
タミルナドゥ	13,314	4.7%	48,347	11.7%
カルナタカ	17,098	6.1%	28,769	6.9%
アンドラ・プラデシュ	18,350	6.5%	12,174	2.9%
テランガナ	10,978	3.9%	13,434	3.2%
ケララ	4,252	1.5%	10,447	2.5%
* ポンディシェリ	64	0.0%	1,411	0.3%
* アンダマン・ニコバル諸島	67	0.0%	9	0.0%
東部	53,858	19.1%	54,966	13.3%
* 西ベンガル	21,529	7.7%	20,946	5.1%
ビハール	9,864	3.5%	4,639	1.1%
オリッサ	8,940	3.2%	13,604	3.3%
アッサム	5,465	1.9%	4,822	1.2%
ジャルカンド	3,226	1.1%	8,516	2.1%
トリプラ	1,661	0.6%	193	0.0%
メガラヤ	471	0.2%	379	0.1%
ナガランド	718	0.3%	47	0.0%
マニプル	811	0.3%	95	0.0%
シッキム	357	0.1%	1,663	0.4%
アナチャル・プラデシュ	552	0.2%	46	0.0%
ミゾラム	264	0.1%	17	0.0%

(出所) 中央統計局より作成

	建設業		銀行・保険業	
	100万ドル	構成比	100万ドル	構成比
全国	201,049	100.0%	145,155	100.0%
北部	73,983	36.8%	42,342	29.2%
ウッタル・プラデシュ	23,304	11.6%	7,309	5.0%
ラジャスタン	10,974	5.5%	4,278	2.9%
マディヤ・プラデシュ	9,804	4.9%	3,988	2.7%
* デリー	5,409	2.7%	14,080	9.7%
ハリヤナ	7,480	3.7%	4,799	3.3%
パンジャブ	4,406	2.2%	3,386	2.3%
チャッティスガル	6,259	3.1%	1,482	1.0%
ウッタラカンド	2,781	1.4%	925	0.6%
ヒマチャル・プラデシュ	1,513	0.8%	616	0.4%
ジャンム・カシミール	1,800	0.9%	774	0.5%
* チャンディガル	254	0.1%	706	0.5%
西部	31,292	15.6%	45,969	31.7%
マハラシュトラ	19,884	9.9%	34,813	24.0%
グジャラート	11,078	5.5%	10,786	7.4%
ゴア	331	0.2%	371	0.3%
南部	65,637	32.6%	39,655	27.3%
タミルナドゥ	24,716	12.3%	13,138	9.1%
カルナタカ	11,742	5.8%	10,367	7.1%
アンドラ・プラデシュ	9,072	4.5%	4,497	3.1%
テランガナ	5,280	2.6%	7,229	5.0%
ケララ	13,945	6.9%	4,219	2.9%
* ポンディシェリ	723	0.4%	172	0.1%
* アンダマン・ニコバル諸島	158	0.1%	34	0.0%
東部	30,137	15.0%	17,189	11.8%
* 西ベンガル	10,204	5.1%	7,932	5.5%
ビハール	6,449	3.2%	3,526	2.4%
オリッサ	4,561	2.3%	2,425	1.7%
アッサム	3,345	1.7%	1,425	1.0%
ジャルカンド	3,348	1.7%	1,243	0.9%
トリプラ	453	0.2%	191	0.1%
メガラヤ	271	0.1%	121	0.1%
ナガランド	364	0.2%	96	0.1%
マニプル	320	0.2%	74	0.1%
シッキム	177	0.1%	53	0.0%
アナチャル・プラデシュ	315	0.2%	52	0.0%
ミゾラム	330	0.2%	50	0.0%

(出所) 中央統計局より作成

		サービス業	
		100万ドル	構成比
全国		1,412,639	100.0%
北部		442,878	31.4%
	ウツタル・プラデシュ	108,465	7.7%
	ラジャスタン	62,379	4.4%
	マディヤ・プラデシュ	44,956	3.2%
	* デリー	87,310	6.2%
	ハリヤナ	48,953	3.5%
	パンジャブ	32,516	2.3%
	チャッティスガル	16,773	1.2%
	ウッタラカンド	13,576	1.0%
	ヒマチャル・プラデシュ	9,367	0.7%
	ジャンム・カシミール	13,484	1.0%
	* チャンディガル	5,099	0.4%
西部		289,868	20.5%
	マハラシュトラ	213,000	15.1%
	グジャラート	72,980	5.2%
	ゴア	3,888	0.3%
南部		460,344	32.6%
	タミルナドゥ	124,704	8.8%
	カルナタカ	137,060	9.7%
	アンドラ・プラデシュ	52,254	3.7%
	テランガナ	75,724	5.4%
	ケララ	67,254	4.8%
	* ボンディシェリ	2,454	0.2%
	* アンダマン・ニコバル諸島	895	0.1%
東部		219,550	15.5%
	* 西ベンガル	87,968	6.2%
	ビハール	48,675	3.4%
	オリッサ	26,820	1.9%
	アッサム	21,259	1.5%
	ジャルカンド	18,991	1.3%
	トリブラ	3,415	0.2%
	メガラヤ	2,873	0.2%
	ナガランド	2,382	0.2%
	マニプル	2,680	0.2%
	シッキム	1,299	0.1%
	アナチャル・プラデシュ	1,568	0.1%
	ミゾラム	1,621	0.1%

(出所) 中央統計局より作成

在インド日本国大使館とJETROの集計による、各年10月1日時点の日系企業の拠点数と日系企業総数である。日系企業の拠点数を州別で見ると、商業・金融都市のムンバイや産業が集積するプネを擁するマハラシュトラ州が拠点数787拠点（2021年）で最も多い。次いで、デリー近郊のハリヤナ州が600拠点（2021年）、南インド経済の中心都市であるチェンナイが位置するタミル・ナドゥ州が565拠点（2021年）と続いている。日系企業の数で見た場合、2019年から2021年ではほぼ横ばいで推移している。

図表 24-5 進出日系企業拠点数

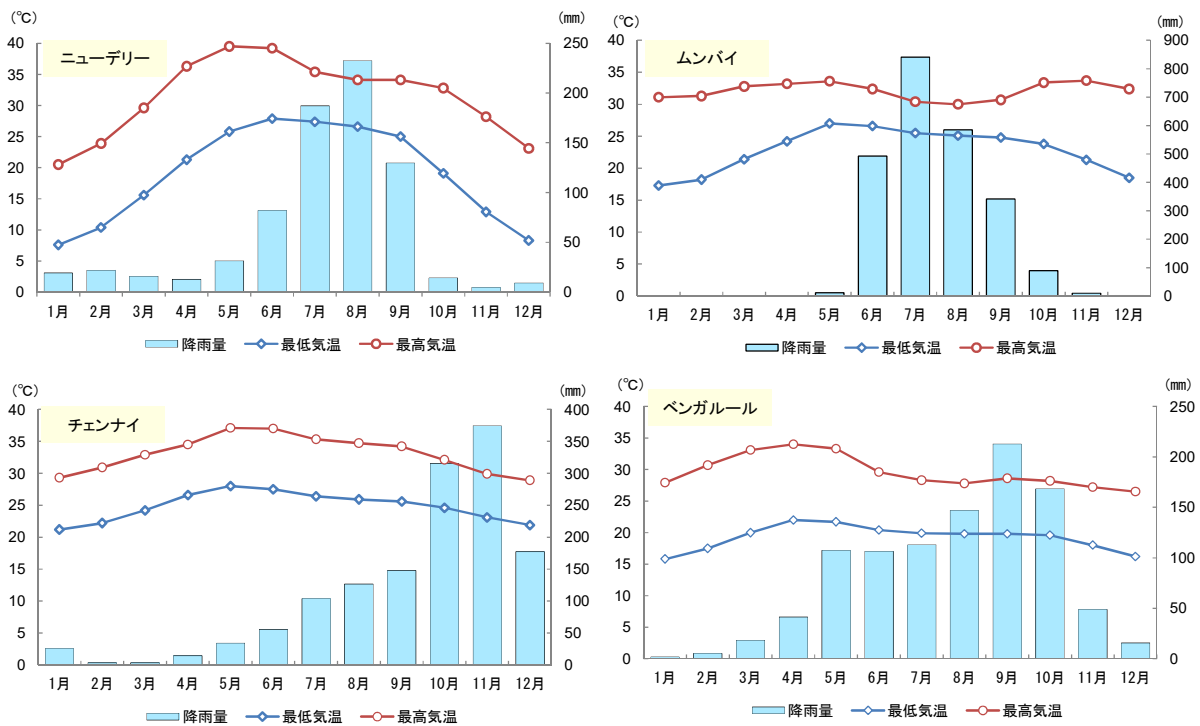
	2019	2020	2021
デリー準州	320	311	311
ハリヤナ	624	626	600
ウッタル・プラデシュ	316	314	299
ラジャスタン	188	182	170
チャンティガル	31	27	32
パンジャブ	87	85	77
ウッタラカンド	38	40	38
その他	114	113	120
首都圏近郊／北部／北東部インド計	1,718	1,698	1,647
西ベンガル	202	203	200
ジャルカンド	60	60	59
オディシャ	62	59	58
ビハール	71	69	70
東部インド計	395	391	387
マハラシュトラ	815	811	787
グジャラート	348	345	332
マディヤ・プラデシュ	117	115	109
ゴア	19	18	17
チャッティスガル	35	31	27
ダマン&ディウ	1	1	1
ダドラ&ナガルハベリ	3	2	2
西部インド計	1,338	1,323	1,275
カルナタカ	534	519	512
タミル・ナドゥ	600	589	565
アンドラ・プラデシュ	143	129	123
テランガナ	150	161	155
ケララ	133	128	117
プドゥチェリー	11	10	9
南部インド計	1,571	1,536	1,481
拠点数計	5,022	4,948	4,790
日系企業数	1,454	1,455	1,439

（出所）在インド日本国大使館、JETROより作成

【参考】地域別気候（一部再掲）

南北に国土の長いインドでは地域ごとに多様な気候が見られる。一般的に、北部・東部は気温が40℃から10℃以下と、年間を通じて気温差が大きく、南部は比較的気温差が小さく温暖である。また、南西部の沿岸はモンスーンの影響を受けやすい。図表 24-6 に主要都市の気温と降水量を示した。

図表 24-6 地域別の気温と降水量（再掲）



(注) 4都市とも1981-2010年の30年平均より算出
 (出所) インド気象庁 (India Meteorological Department) をもとに作成

第25章 地域編①：デリー首都圏⁴⁰

1. 地域概要

(1) 概要

①インドにおける経済的地位

インド北部の政治・経済の中心地であるデリー連邦直轄領は州に準ずる行政区分（準州）に指定され、連邦の首都機能を有するニューデリー（New Delhi）をはじめとする 9 県で構成される。東側をウッタール・プラデシュ州、それ以外をハリヤナ州と接している。デリー連邦直轄領の面積は 1,483 km² で、東京都の約 70% である。北緯 28 度（奄美大島と同緯度）、東経 77 度に位置しており、広大なインダス・ガンジス平原の分水帯に位置する。東域にはガンジス川支流のヤムナ川が南北に流れている。人口は 2,050 万人（Invest India による 2022 年 9 月時点の公表数値）である。

図表 25-1 インドにおけるデリー連邦直轄領及び隣接州の位置



⁴⁰ ニューデリーを中心とするデリー連邦直轄領をデリー首都圏（NCR Delhi）と呼称する場合もあるが、本書ではデリー連邦直轄領・ハリヤナ州・ラジャスタン州、ウッタール・プラデシュ州を総称して「デリー首都圏」と呼称する。単に「デリー」という場合には、ニューデリーを含む連邦直轄領のことを指す。

2019年の連邦下院総選挙では、デリー連邦直轄領では2019年5月12日に投票が行われた。結果は、デリー連邦直轄領内7つの小選挙区全てでインド人民党（BJP）の候補者が当選となった。

なお、2020年2月に行われたデリー準州の州議会選挙（地方議会にあたるもの）では、州政権を担う庶民党（Aam Aadmi Party：AAP）が70議席中62議席を獲得し圧勝した。中央政府のモディ首相率いるインド人民党（BJP）は5議席増の8議席を獲得したが、国民会議派は2015年の選挙に引き続き、議席を獲得することができなかった。現在のデリー連邦直轄領の首相は引き続き庶民党のアルビンド・ケジリワル（Arvind Kejriwal）氏であり、閣僚は全て男性である。同氏は世界で有数に深刻化したデリーの大気汚染に対する取組みなどにより、米フォーチュン誌の選ぶ「世界の最も偉大な指導者」（2016年版）で42位に選出されている。

②工業団地・日系企業進出動向

デリー首都圏地域の工業団地は、総じて土地価格の高騰が常態化している。産業の集積が進む過程で工業団地への需要は大きいですが、ショッピングモールなどの商業用開発や住宅開発が優先され、工業用地の開発は後回しにされる傾向があったことが、その背景にある。日本企業は、2006年から開発が進められてきた日本専用工業団地のニムラナ、バワル、IMT マネサール、ノイダ工業団地などを中心に入居している。ニムラナやIMT マネサール、ノイダ工業団地は入居率も高く、新規入居は難しくなっている。現在、ニムラナ工業団地の近くにギロット工業団地の開発が進められており、同工業団地にも日本企業専用エリアが設けられているが、2022年6月時点で日本企業は入居していない。同工業団地についてはジェトロが州政府と投資促進に係る覚書を締結しており、ラジャスタン州産業開発・投資公社（RIICO）ニムラナ事務所に申し込みを行う前にジェトロ担当者へ問い合わせることが推奨されている⁴¹。

デリー首都圏では自動車産業を中心とした日系企業が多く進出しているが、ここ数年は製造業が生産拠点を構えることについては停滞気味となっている。

(2) デリー首都圏に隣接する主な州の概要

デリー首都圏に隣接する主な州として、ハリヤナ州、ウッタル・プラデシュ州、ラジャスタン州の概要を以下に示す。

①ハリヤナ州

ハリヤナ州は1966年にパンジャブ州から分離して以降、現在の行政区分となった。面積は4.4万km²（九州地方の約1.2倍）で、人口は2,540万人（Invest Indiaによる2022年9月時点の公表数値）である。北はパンジャブ州とヒマーチャル・プラデシュ州、西と南はラジャスタン州、東はヤムナ川を境にウッタル・プラデシュ州に接しており、デリーを三方から囲んでいる。州都はチャンディガルー（Chandigarh）で、ハリヤナ州とパンジャブ州両州の州都を兼ね、連邦直轄領に指定されている。

⁴¹ https://www.jetro.go.jp/ext_images/jetro/overseas/in_newdelhi/rajasthan/ghiloth_20210212.pdf

デリーから南西 30 km に位置するグルグラム (Gurugram) (旧称グルガオン : Gurgaon) は、地場不動産開発大手の DLF Ltd. などによる都市開発が進められ、インド有数の近代都市となっている。外資企業の本社や販売拠点、弁護士・会計士事務所、コンサルティングファームなどの専門サービス関連のオフィスが数多く進出している。外国人向けサービスアパートの建設も進んでおり、現在デリー首都圏の企業に勤務する日本企業の駐在員やその家族の多くがグルガオンに居住している。デリーとは高速道路 (Delhi- Gurgaon Experessway) とデリーメトロ (地下鉄・高架鉄道) で結ばれている。

2019 年の総選挙では、ハリヤナ州の 10 の選挙区 (議席は各 1 議席の小選挙区) 全てで BJP が勝利した。一方、同じく 2019 年のハリヤナ州議会選挙では BJP は 90 議席中 40 議席を獲得し、第一党を維持したものの、過半数を獲得できなかったためジャンナヤク・ジャンタ党 (JJP) と連立政権を組むこととなった。

ひとくちメモ 14： 充実する日本食レストラン

多くの日本人が居住する北インド・デリー近郊のグルガオンを中心に、インドの日本食レストランが増加している。現地企業のヒアリングでも、大都市圏では、日本食レストランは充実しているとの意見が多く聞かれた。長期間にわたる現地滞在では、どうしても日本食が食べたいともあると思われるが、この点での駐在員生活は、近年は改善していると言えるだろう。

インドの日本食レストランは、従来は、定食や居酒屋スタイルで広いジャンルの日本食を提供する「総合日本食レストラン」が主流であったが、最近はラーメン、焼き鳥、すしなどの専門職レストランも増加しているとのこと。また、日本のチェーンレストランの展開はまだ限定的ではあるものの、ココイチ、吉野家、すき家などは、既にインドで店舗展開している。コロナ禍により 2020 年以降外食を控える動きはあったものの、2021 年末頃からは徐々に客足が戻っており、インド人の来店者数も増加傾向にあるようである。

ビジネスの側面でも、今後も 14 億人の大市場を狙った日本食レストランの積極的なインド展開が期待される。インド進出においては「現地化」がキーワードとなるだろう。インドは日本とは全く違う食文化であり、地域毎の特性もある。日本食レストランのインド展開にあたっては、州毎にインド人のニーズを把握し、現地の人に受け入れられるメニュー開発も必要になってくるものと思われる。

②ウッタール・プラデシュ州

ウッタール・プラデシュ州は、日本の本州面積（約 23 万 km²）に匹敵する約 24 万 km² の面積を有している。人口は国内総人口の約 16% に相当する約 2 億人であり、ブラジルの人口とほぼ同じくらいである。北はウッタラカンド、西はハリヤナ、デリー、ラジャスタン、南はマディヤ・プラデシュ、ビハールなどの合計 9 つの州・連邦直轄領と接している。州都は中部に位置するラクナウ（Lucknow）。

同州は農業が盛んで、2018 年における州名目 GDP の 26% が農業であった（全国では 19%）。また、デリーから南東 20 km、ヤムナ川岸に位置するノイダ（Noida）地区には、1991 年から開発が進められている工業団地（ノイダ工業団地、グレーター・ノイダ工業団地）があり、ホンダなど日本企業の入居も多い。周辺には近代的なショッピングモールも存在し、2018 年に地下鉄のマジェンタラインが全線開通し、ノイダとグルガオンが結ばれた。

2019 年の総選挙では、80 の選挙区で、国民民主連合が 64 議席を獲得（うち、BJP が 64 議席）、統一進歩連合が 1 議席、その他が 15 議席を獲得している。2022 年 3 月の州議会選挙では BJP が勝利をおさめ、403 議席のうち 255 議席を獲得している。

③ラジャスタン州

ラジャスタン州は、ドイツの国土面積（35.7 万 km²）に匹敵する 34.2 万 km² を有するインド最大の面積を誇る州である。パキスタンと国境を接する州西部には、広大な半砂漠地帯が広がっており、乾燥気候に属する。人口は 6,850 万人（Invest India による 2022 年 9 月時点の公表数値）で、州都はデリーの南西 260 km に位置するジャイプール（Jaipur）である。西はパキスタン、南西はグジャラート州、南東はマディヤ・プラデシュ州、北東はウッタール・プラデシュ州とハリヤナ州、北はパンジャブ州にそれぞれ接している。

伝統的に羊毛・繊維製品の生産地として知られ、絹・綿織物の染色技術に携わる小規模な企業が多く存在している。また、州内には宮殿や城塞などで有名なウダイプール、ジャイサルメール、ジョドプールなどインド有数の観光地が存在する。また、亜鉛や大理石、銅、銀などの鉱物資源も豊富である。ラジャスタン州は太陽光・風力発電の導入も進んでおり、2021 年 2 月時点の太陽光・風力発電の設置容量は 9.8 GW となっている。

2019 年の総選挙では、25 議席が争われ、国民民主連合が全ての議席を獲得した（うち 24 議席が BJP、その他が 1 議席）。2018 年の州議会選挙では国民会議派（Indian National Congress : INC）が 199 議席中 99 議席を獲得し、BJP から政権を奪っている。

ラジャスタン投資促進スキームが 2019 年に策定されている（Rajasthan Investment Promotion Scheme 2019 : RIPS-2019）。各種税金の免除や還付などの投資インセンティブが用意されている。RIPS-2019 は 2026 年 3 月まで有効である。製造業へのインセンティブとしては、納付すべき州税の 75% の投資補助金としての還付（7 年間）、電気料金、土地税、印紙税などの免除（7 年間）、雇用創出補助金などがある。その他、セクターごとにインセンティブが用意されている。州の都合によっても変更があるため、随時確認することを推奨する。

ラジャスタン州政府の主な投資関係機関として、直接投資の誘致を目的とする投資促進局（Bureau of Investment Promotion：BIP）、工業団地の開発を行うラジャスタン州産業開発・投資公社（Rajasthan State Industrial Development and Investment Corporation：RIICO）などがある。

(3) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

① インフラ・物流

【道路】

デリー首都圏地域では、国道及び周辺のバイパス整備が急速に進められた。しかし、デリー市内中心部グルガオンでは渋滞の解消には至らず、交通事故も多い。そのため物流業者を活用する場合には、所要輸送時間の予測が立てにくく、各企業は在庫を厚くするなどの対応を余儀なくされている。グルガオンでは、高架道路の工事もほぼ完了しており、渋滞が大幅に緩和されている。

自動車の排気ガスなどに由来するデリー市内の大気汚染が深刻化したことを受け、ケジリワル首相は2016年1月と4月にそれぞれ2週間の車両規制を行った。車両登録番号の末尾の数字（偶数か奇数か）に応じて、デリー市内を通行可能な日が規制されるもので、違反者には2,000ルピーの料金が課される。並行して、2016年1月から排気量2,000cc以上のディーゼル車について新規車両登録を禁止していた（同年8月に解除）。なお、デリー首都圏近郊では例年11月ごろから、農地での野焼き、ヒンズー教徒の新年祝い「ディワリ」の花火や爆竹などに伴い大気汚染が悪化し、このため度々交通規制が起きている。2019年にも車両のナンバープレートの末尾が偶数か奇数かによって、日替わりで通行が許可されるという走行規制が敷かれている。2021年には年式の古い自動車のニューデリー入りの禁止、建設工事差し止め、児童生徒の登校停止、企業の出勤見合わせといった指示が出されている。

【港湾・空港】

デリー首都圏は内陸のため、海外からのデリー向け貨物は、一般にムンバイのジャワハルラー・ネルー（ナバシェバ）港に到着したのち、道路などでデリーまで輸送し、デリーで通関を行うケースが多い。

インド最大級の国際空港であるインディラ・ガンディー国際空港がデリー市内から15km程度の所に位置している。冬季は濃霧の日が多く、便の遅延や欠航が相次ぐことに注意が必要である。また、空港から市街に向かう道路は混雑が深刻である。

2022年1月には国際空港貨物地区内に日系フォワーダー初のロジスティクスセンターが開設された。

【電力】

ニューデリー市内やグルガオンでは、停電の発生は少なくなっている。ただし、工業団地のある郊外では、未だに瞬間停電が発生するところもあるため、生産設備の停止を防ぐための自家発電設備の設置が必要なことが多い。

近隣の太陽光発電施設の電力の利用や、工場の屋根に太陽光発電設備を設置する日本企業もある。例えばマルチ・スズキ・インドのマネサール工場では 2021 年に太陽光発電設備の拡張を行っており、発電出力を 26.3MW まで拡大している。

【通信⁴²】

電話、インターネット環境とも改善が進んでいる。携帯電話については、現地で通話・データ通信を利用可能なプリペイド式の SIM カードが安価で購入でき、一度購入すれば街中の多くの営業店でリチャージ (recharge) 可能である。

【不動産】

空きのない工業団地が増えており、デリーから車で 2 時間以上離れた距離でないと、土地の取得が困難となっている。土地を収用された農民が還元要求をするケースも多く、土地を巡るトラブルも多いので注意が必要である。

【水】

乾燥地帯のラジャスタン州などでは砂漠を農地転用して大量の水を使っていることに、溜池などの再利用施設が不十分であることも相まって、水不足が生じやすい。ニムラナ工業団地の用水については、ラジャスタン州産業開発・投資公社 (RIICO) より商業ベースで購入することとなる。RIICO 側による給水で間に合わない場合はボーリングする必要がある (ただし地下水取得については中央政府地下水局 CGWA および開発主体 RIICO の承認が前提となる)。

②労働事情

【人材】

ワーカーとのコミュニケーション言語は現地語のみであるため、直接の窓口となる総務・人事担当者については、優秀なインド人を確保することが重要となる。また、北部は比較的カースト制度が根強く残っており、ワーカーと管理職の間の軋轢や、マネージャー層が現場を軽視するといった課題が見られるようだ。2016 年 2 月にはハリヤナ州で特定カーストに対する優遇制度に反発する別カースト集団による暴動が発生し、マルチ・スズキの工場が操業停止に追い込まれるという事件があった。また、ニムラナ工業団地でも、2019 年 1 月に入居企業の一部で従業員の暴動が発生し、電力のケーブルを切られるなどの被害が発生した模様である。

また、インド北部は労働組合の活動が活発であり、労働組合を有する日系企業には、対応に苦慮している企業もある。実務的に、労務コンサルタントを雇上し、労働組合と掛け合ってもらい、コントロールするという方法がとられていることもある。

⁴² 通信事情の詳細は、デリー日本人会ホームページ「生活の手引き」を参照のこと。
http://delhinhonjinkai.in/?page_id=43

また、採用時に同じ地方からの出身者で固めず、出身地を分散して採用することで集団化を防ぐという工夫も見られた。現地の事情に通じている日系の法律事務所に相談するなどの対応をお勧めする。

【賃金】

企業ごとに労働組合が結成されるケースが多く、賃上げなどの要求で生産ラインが止まったり、賃金交渉に向けて半歩戦術を取ったりと、組合の行動は激しい。

若手スタッフ、間接部門の管理職・エンジニアのような高度人材はジョブホッピングが激しいため、優秀な人材を確保するためには、高い賃金を提示しなければならない。

③生活環境

【気候】

デリー首都圏は年間を通じての気温差が大きい。衛生上の問題もあり、蚊や水などを媒介とする赤痢、コレラ、デング熱などに十分な注意が必要である。4月から6月にかけての暑期は気温が40℃を超える日も珍しくなく、2019年6月にはラジャスタン州の乾燥地帯に位置するチュルで50.6℃を記録した。熱波による熱中症にも十分備える必要がある。

【教育⁴³】

ニューデリーには1964年創立（日本人学校としての認定は1994年）の日本人学校があり、駐在員の家族には人気が高い。2022年4月時点の生徒数は、小学部が108名、中学部が42名である。グルガオン、ノイダにもアメリカンスクール、ブリティッシュスクールをはじめ欧米系のインターナショナルスクールがある。

【医療⁴⁴】

ニューデリー、グルガオンには総合病院、専門医とも開業している。概して、インドの医師は欧米での勤務経験がある者も多く、英語でのコミュニケーションには不自由しないとのことである。ただし、受付や看護師などのスタッフは英語が通じないことも多い。また、外国人向けの公的医療保険制度がないため、渡航前に海外旅行傷害保険への加入が必須である。駐在員向けリスクマネジメントサービスを利用している企業も多い。

⁴³ 教育機関の詳細は、デリー日本人会ホームページ「生活の手引き」を参照のこと。

http://delhinhonjinkai.in/?page_id=43

⁴⁴ 医療機関の詳細は、在インド日本国大使館「デリー・グルガオン医療機関情報」も参照のこと。http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Medical_New/delhihospital.html

外務省のウェブサイト「世界の医療事情」のインド情報では、デリーの病院では Max Super Speciality Hospital など 3 病院、グルガオンの病院として Max Super Speciality Hospital や Fortis Memorial Research Institute, Gurgaon など、5 病院を紹介している。

「世界の医療事情 インド」：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/india.html>

【治安】

インド北部は南部と比較すると治安が悪いと言われているが、治安は一般的には悪くない。日本人駐在員が凶悪犯罪に巻き込まれるような事件はほとんど起こっていないようである。また、アパート毎に警備員を雇っていることが多いため、空き巣被害も少ない。ただし、2019年4月のヒアリングの際には、ニムラナでは殺人事件も発生しており、日本人の夜間の外出は難しいとの声も聞かれた。また、流しのタクシーやバスなどに乗る時などはスリや痴漢などに注意が必要である。

【住居】

日本人駐在員に人気の地域は、デリー市内のバサントビハール (Vasant Vihar)、ディフェンス・コロニー (Defence Colony) やグルガオンのゴルフ・コース・ロード (Golf Course Road) などである。特にグルガオンには外国人向けサービスアパートが多く、家族と赴任した場合は同地に住むのが一般的である。単身赴任の場合は工業団地内のアパートに住むこともある。

【日本食】

デリーでは日本食材はECサイト「MAIN DISH」で購入できる。デリー市内に日本食材販売店として「Yamato-ya」(日本米、冷凍魚類、食肉加工品、日本食、日本文具、冷凍品などを販売)があるが、総じて価格は高い。

デリー市内の日本食レストランとしては、「The Metropolitan Hotel and Spa New Delhi」内にある「さくら」などが有名である。

【金融】

ニューデリーには、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行の各支店があり、預金、貸付、外為、保証などのフルバンキングサービスを提供している。ただし、リテール業務を行っていないため、給与振込や日常の決済などについては、地場金融機関に口座を開設する必要がある。邦銀3行からは駐在員が多数派遣されているため、インドでの業務拡大やインド進出について、日本語での相談が可能である。また、三菱UFJ銀行はラジャスタン州のニムラナ工業団地にも出張所を設けている。地場銀行では、インドステイト銀行(SBI)のニューデリーの支店内にジャパン・デスクが設けられており、日本語対応可能なスタッフが常駐し日本企業からの投資相談を受け付けている。



日本式のコンビニも登場



日本食材を販売している「MAIN DISH」サイト

ひとくちメモ 15： グルガオン/グルグラム？：インドの地名事情

2016年4月、多くの日本人駐在員が居住・勤務するニューデリーの衛星都市グルガオン（Gurgaon）の地名が、グルグラム（Gurugram）へと変更された。グルグラムは同市の本来の呼称で、古代叙事詩「マハーバーラタ」に登場する武芸の師範（グル）が与えられた村（グラム）に由来するとされるが、名称が次第にグルガオンへと変化したとされる。

インドでは独立以降、植民地時代に付けられた都市名を旧称に戻す動きが数多くみられた。主要都市では、ムンバイ（旧称ボンベイ）、コルカタ（旧称カルカッタ）、チェンナイ（旧称マドラス）などがその代表例である。南部の中心都市バンガロールも、2014年に同地の公用語であるカンナダ語のベンガルールへと改名された。

このように民族意識が興隆する一方で、グルガオンでもバンガロールでも旧称の方が通りやすく、地元の人々も取り立てて気に留めていない様子が窺えた。



バンガロール空港の案内標識。表記上は「ベンガルール」になっている

なお、本レポートでは、最近の新聞・メディアでの表記が多いグルガオン以外は新表記とする。

2. 主要工業団地

(1) ニムラナ工業団地の概要

ラジャスタン州のニムラナ工業団地は 2006 年 7 月のラジャスタン州産業開発・投資公社 (RIICO) ・JETRO 間での MOU に基づき、一部の区画を日本企業専用工業団地として 2007 年より分譲が開始された。2018 年 12 月末時点では、50 社が入居している。入居企業の 7 割以上が自動車関連だが、電機、鉄鋼、一般消費財や物流など、多様な業種が見られる。

ニムラナ工業団地は、ニューデリーとムンバイを結ぶ大動脈の国道 8 号線沿いで、道路に面した好立地である。ニューデリー市内中心部からは片道 2 時間半から 3 時間程度かかる。土地価格は、2019 年 3 月時点で 1m² あたり 4,500 ルピーである。隣接するハリヤナ州では安いパニパト工業団地でも 8,800 ルピー、クンドリ工業団地やライ工業団地では 23,600 ルピーと高額である。デリー首都圏の工業団地としては十分に競争力のある価格を維持している。入居企業の定例会が開かれており、そこでの改善要求やトラブル事例を、RIICO を通じて州政府に伝えられるようになっている。



ニムラナ工業団地の標識 工業団地内の和食レストラン「小町」

(2) ギロット工業団地の概要

ニムラナ工業団地の入居率が高まるに従い、新たな日本企業向け工業団地開発のニーズが増してきたことから、ニムラナ工業団地の近隣にギロット工業団地が開発され、日本企業専用区画が設けられた。総面積は同区画の 530 エーカーであり、分譲価格は 1 平米あたり (99 ヶ年リース) 単価 : 3,600 ルピー (基礎インフラを含む) である。グルガオンと比較すると価格が手ごろとなっている。2022 年 6 月時点で日系企業は進出していない。

(3) 主要工業団地

図表 25-2 主要工業団地の概要（2022年6月時点）

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要 日系企業
ニムラナ (Neemrana) 日本企業専用工業団地	デリー中心部より約120 km。ラジャスタン州東部、国道8号線沿いに立地。	RIICO ※1	4,500 ルピー/㎡	総面積： 1,161 エーカー 空き区画： 100 エーカー	ダイキン工業、豊田合成、ユニ・チャーム、ミクニ等
ギロット (Giloth) 日本企業専用工業団地	デリー中心部より約120 km。ラジャスタン州東部に立地。国道8号線まで約5 km。	RIICO	3,600 ルピー/㎡	総面積：530 エーカー 空き区画：あり	なし
チョパンキ/ タプカラ (Chopanki/ Tapukara)	デリー中心部より約70km。ラジャスタン州東部ハリヤナ州との州境近くに立地。国道8号線まで約10km。	RIICO	5,000 ルピー/㎡	総面積： 532.3 エーカー (チョパンキ) 696.62 エーカー (タプカラ) 空き区画： Nil (チョパンキ) 4.24 エーカー (タプカラ)	(タプカラ) ベストテックス キヨーエイ、 G-TEKT、本田 技研工業など
マヒンドラ・ ワールド・シティ (Mahindra World City)	ジャイプール中心部より約20 km。デリーからは約280 km。国道8号線沿いに立地。	Mahindra Group と RIICO の合併 合併比率は 74 : 26	DTA - 8,500 ルピー/㎡ SEZ - 6,500 ルピー/㎡	総面積：2,500 エーカー DTA：1,000 エーカー SEZ：1500 エーカー 入居可能面積： 7,78 エーカー DTA：191 エーカー SEZ：587 エーカー	なし
バワール (Bawal)	デリー中心部より南西方向に約90 km。国道8号線沿いに立地。	HSI IDC ※2	11,800 ルピー/㎡	総面積：3,365 エーカー 総区画数：1,100 入居可能区画数：135 入居率：約9割	旭硝子、YKK、 三井金属鉱業、武蔵精密工業など

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要 日系企業
ロータック (Rohtak)	デリー中心部より北北西方向に約 50 km。国道 10 号線沿いに立地。	HSI IDC	①IMT, Phase I & II 10,242 ルピー —/㎡ ②Kutana 14,400 ルピー —/㎡	①総面積：3,058 エーカー 総区画数：276 入居可能区画数：56 入居率：約 8 割 ②総面積：167 エーカー 総区画数：270 入居可能区画数：27 入居率：9 割	アイシン精機、日本カーバイド工業、スズキモーターズ、マルチ・スズキ
ジャジャー ル (Jhajjar : Model Economic Township)	デリー中心部より南西方向に約 55 km、グルガオンより 30 km、州道 15 号線沿いに立地。2018 年 11 月開通済みの KMP Expressway に隣接し道路アクセス改善。	Model Economic Township Ltd. (Reliance Industries の 100%子 会社)	12,000 ルピー —/㎡	開発総面積（住宅開発含む）：8,250 エーカー 工業用地入居可能面積：第一期開発 2,200 エーカーの内、残 200 エカ ー	パナソニック、デンソー
IMT マネサ ール (IMT Manesar)	デリー中心部より南西方向に約 50 km。国道 8 号線沿いに立地。	HSI IDC	27,850 ルピー —/㎡	総面積：4,912 エーカー 総区画数：2,223 入居可能区画数：34 入居率：98%	スズキ、デンソー、本田技研工業 nado

- (注) ※1 RIICO : ラジャスタン州産業開発・投資公社 (The Rajasthan State Industrial Development & Investment Corporation Ltd.)
 ※2 HSI IDC : ハリヤナ州産業インフラ開発公社 (The Haryana State Industrial and Infrastructure Development Corporation Ltd.)
 ※3 GNIDA : グレーター・ノイダ産業開発局 (Greater Noida Industrial Development Authority)
 ※4 AKVN : (M. P. Audyogik Kendra Vikas Nigam (Indore) Ltd.(マディヤ・プラデシュ州政府公社))
 (出所) JETRO「インドの工業団地情報」より作成

第26章 地域編②：マハラシュトラ州

1. 地域概要

(1) 概要

①インドにおける経済的地位

マハラシュトラ州は、インド西部に位置し、アラビア海に面している。州面積は30.8万km²（国土の9.4%に相当）、2017年時点の州人口は1.2億人（全人口の9.2%に相当）である。

州内には南北にデカン高原があり、標高差を利用した避暑地も存在する。南にゴア州とカルナタカ州、東南にテランガナ州、北にグジャラート州とマディヤ・プラデシュ州、東にチャッティスガル州がある。

同州には、国内最大級の金融・商業都市である州都ムンバイや、自動車・IT産業が集積するプネがあり、古くから経済活動の中心州として栄えてきた。同州はインド全体の工業生産高の約15%を占めており、2019年度（2019年3月）から2021年度（2022年3月）までのFDI受入額は約392億ドルであり、同国の中で最大規模（全体の2割～3割、2021年度はインド全体の26.26%）である。

2019年の連邦下院選挙では、マハラシュトラ州内48選挙区（48議席）で、国民民主連合が41議席（BJP：23議席、シヴ・セナー：18議席）を獲得、統一進歩連合が5議席（INC：1議席、国民会議党：4議席）、その他が2議席を獲得する結果となった。

なお、州議会の多数派はBJPと地域政党のシヴ・セナーである。州首相はBJPのデベンドラ・ファドナビス（Devendra Fadnavis）氏で、1970年生まれ（49歳）の若いリーダーである。

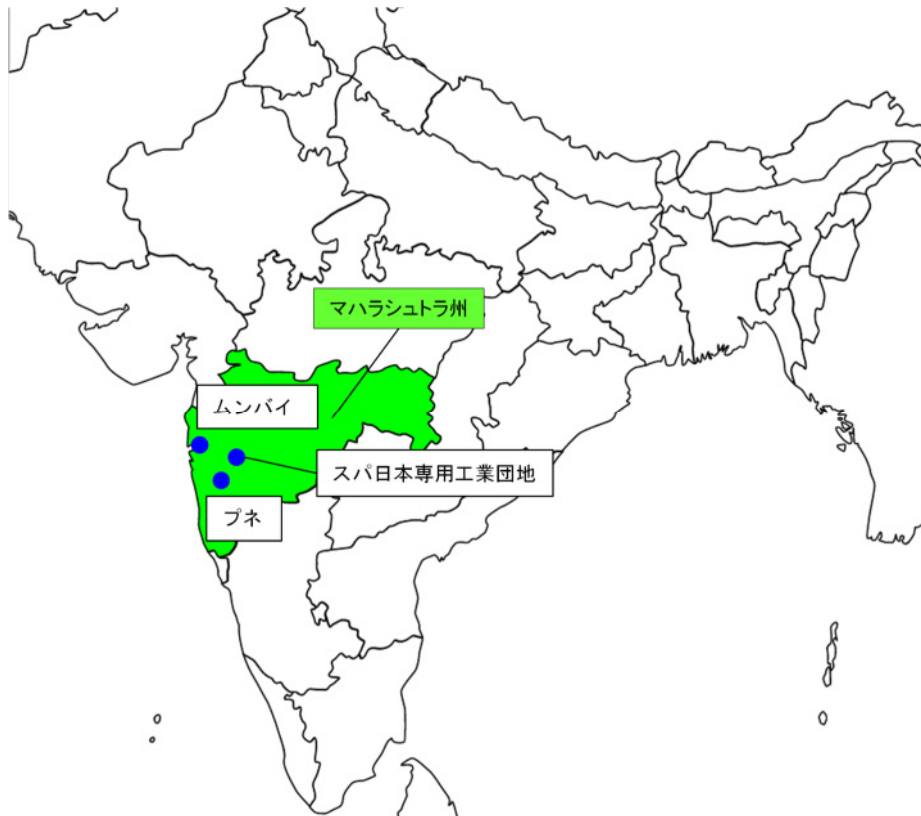
州都はムンバイである。ムンバイ都市圏の人口は2,365万人で、インドではデリー都市圏（2,813万人）に次いで人口が多い⁴⁵。インド最大手の民間財閥であるタタ・グループ、リライアンス・グループの中核企業リライアンス・インダストリーズの本社などが置かれ、物流面ではチャトラパティ・シヴァージー国際空港やジャワハルラー・ネルー（ナバシェバ）港による物流ハブが形成されている。また、インド準備銀行（RBI）の本店やボンベイ証券取引所（Bombay Stock Exchange：BSE）をはじめとした、内外の大手金融機関が集積しているアジア有数の金融拠点でもある。更に、「ボリウッド」（Bollywood）と呼ばれる映画産業が栄えており、世界最大規模の同国の映画産業を支えている。このようにムンバイはインドの商業、金融、文化の中心地として機能している。日本企業の進出としては、物流、商社、メーカーの販売拠点などが置かれることが多い。

同州第2の都市プネは、ムンバイから約170km南東（車で3時間程度）に位置している。英国植民地時代から「インドのオックスフォード」と呼ばれてきた。また最近ではIT・自動車産業の集積が目覚ましく、ベンガルールとともに「インドのシリコンバレー」と呼ばれることも多い。

⁴⁵ ここでの「都市圏」は「Demographia World Urban Areas」の定義による。該当都市圏の都市部（山岳部などを除く）を表すもので、市町村の範囲とは一致しない。

タタ・モーターズやマヒンドラ&マヒンドラなどのインド地場の完成車メーカーは古くからプネを拠点に展開しており、フォルクスワーゲン（VW）、ゼネラル・エレクトリック（GE）、LG エレクトロニクス（LG）、ハイアール、3M など、欧米・中韓の大手メーカーの進出も相次ぎ、自動車部品のサプライヤーも集積しつつある。GE や VW は高度人材の集積を活用した R&D 拠点を置いている。掘場製作所、三菱マテリアルなど、日本企業がプネにテクニカルセンターを置く事例も見られるようになってきている。

図表 26-1 インドにおけるマハラシュトラ州の位置



②工業団地・日本企業進出動向

マハラシュトラ州は、2013 年 4 月から 2018 年 3 月までの産業政策（Industrial Policy of Maharashtra, 2013）（2013 年 1 月公表）に続いて、2019 年 4 月 1 日から 5 年間有効な「Maharashtra Industrial Policy 2019」を公表している。現行政策期間中に 1 兆ルピーの FDI を受け入れ、400 万人の雇用を創出し、製造業を年間 12~13%成長させて 2023 年度までに 2023-24 年までに州内総生産（GSDP）のシェアを 25%にする（2018 年度：20.5%）ことを目標としている。

大規模投資、巨大投資（Mega Industrial Unit）、超巨大投資（Ultra Mega Industrial Unit）について、州を経済開発の進展などに応じて 7 地域に分けた上で、地域別にインセンティブの対象となるクライテリアを設定している。経済開発の遅れている地域への投資に手厚いインセンティブを付与している。

また、ハイテク分野、新規分野での発展を促し、雇用を創出することを目的に、重点セクターが設定され、該当するセクターの投資には、土地の割り当てやインセンティブの提供を優先的に行うとされている。なお、上記大規模投資、巨大投資、超巨大投資を対象としたインセンティブに加え、中小規模投資を対象とするインセンティブ・パッケージも別途設定されている。2021年には電気自動車（EV）振興のための政策が州政府より発表された。2025年度末までに新規車両登録数のうち10%をEVとする、2022年4月以降に州政府が購入する公用車は全てEVとする、EV購入者向けの優遇税制などの政策が示された。達成期限は2025年度末となっている⁴⁶。

日本との関係では、日印両政府が2006年に合意した地域開発プロジェクトとして、デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想のもと、インドの2大都市であるデリー・ムンバイ間に計画されている1,483 kmの貨物専用鉄道の間で両側150 kmの地域に、工業団地を始めとしたインフラを集中的に整備するという計画が進められている。この構想のもとで、オーランガバード産業都市（Aurangabad Industrial City：AURIC）というスマート産業団地の開発が進められており、この一部として、シェンドラ・ヒドキン工業団地が開発されている。

2013年4月にJETROとマハラシュトラ州産業開発公社（Maharashtra Industrial Development Corporation：MIDC）がマハラシュトラ州への投資促進に向けてMOUを締結し、MIDCがプネ近郊の「スパ日本企業専用工業団地」（詳細は後述）を整備することや、日本企業向けのワンストップサービスを提供する「ジャパン・デスク」を同社内に設置することを発表した。

更に、2015年9月、日本国経済産業省とマハラシュトラ州政府は、同州の産業協力に関する覚書に署名し、工業団地やナビ・ムンバイSEZにおけるスマートシティ開発を含むインフラの整備などについて協力を進めることで合意した⁴⁷。

なお、工業団地に入らない場合は、政府や地域との関係が重要となる、電気、ガス、水などのインフラを独自で手配をしなければならない、地元の権力者との繋がりを考慮して手配が必要になるなど、工場運営がしにくいところがあるとのことであった。

（2）進出日本企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路・鉄道】

マハラシュトラ州における主要都市間の道路舗装率は90%を超えている。

特に、デリー・ムンバイ間、州内のムンバイ・プネ間などの高速道路、プネ地域の工業団地周辺の道路は整備が行き届いており、快適な走行が可能である。他方、ムンバイ市内では交通渋滞が深刻で、車の増加にインフラの整備が追いつかない状況となっている。

⁴⁶ [https://maitri.mahaonline.gov.in/Home/Policies#:~:text=Policy%20Targets%3A,Lakhs%20Crore%20\(%E2%82%B9%205%20Trillion\)](https://maitri.mahaonline.gov.in/Home/Policies#:~:text=Policy%20Targets%3A,Lakhs%20Crore%20(%E2%82%B9%205%20Trillion))

⁴⁷ 経済産業省プレスリリース「インド・マハラシュトラ州との間で産業協力に関する覚書に署名しました」（2015年9月11日）

渋滞緩和を目的としたムンバイ・メトロは工期延長の末、2014年6月に1号線が開通し、2022年4月には2号線と7号線の一部が開通している。現在14号線まで計画中となっている。なお、全線地下鉄として整備されるメトロ3号線は日本の円借款により建設されており、2023年に開通を目指している。日本外務省の発表によると、SEEPZ (Santacruz Electronics Export Processing Zone) 駅とカフ・パレード駅間を結ぶ33.7kmの路線で、1日あたりの乗降客129万人を見込み、車での所要時間2時間10分を1時間10分で運行する計画である。

また、ムンバイとアーメダバードを結ぶ高速鉄道 (Mumbai-Ahmedabad High Speed Rail : MAHSR) については、日本の新幹線方式の採用が決まり、2017年9月に両国首脳が出席して着工式が行われた。

【港湾・空港】

マハラシュトラ州には、ムンバイ中心部に位置するムンバイ港 (通称オールド・ポート) とナビ・ムンバイに位置するジャワハルラール・ネルー (通称ナバシェバ) 港がある。ムンバイ港は主に完成車を取り扱っている。一方、ナバシェバ港は、取扱量の伸びが停滞している。これまでに港湾労働者によるストライキが何度か発生している点に注意が必要である。

同州には、国際線用空港3港 (ムンバイ、プネ、ナグプール) がある。全日空が成田・ムンバイ間の直行便を毎日運航している (2022年4月時点)。

なお、ムンバイの対岸地域でPPP方式により開発が計画されていたナビ・ムンバイ (Navi Mumbai) 国際空港は、土地収用が進まないなどの問題などにより遅れが生じていた。2021年には用地取得などが完了し、アダニグループが、当初のコンセッショネアであったGKVグループからムンバイ国際空港株式会社 (MIAL) を買収し、プロジェクトの資金調達のめどが立ったことで、プロジェクト開始のめどが立った。

【電力】

Central Electricity Authority 「Annual Report 2020-21」によると、マハラシュトラ州は2020年度に、150,679 MUのエネルギー需要に対し供給が150,663 MUで、需給ギャップが若干生じている。ピーク時需給については、25,576 MWの需要に対し25,513 MWの供給となっており、0.2%の需給ギャップとなっている。

【通信】

通信インフラは他州と比較すると整備されているものの、通信環境が不安定な場合がある。

【不動産】

とりわけムンバイでは、南端のナリマン・ポイントを中心に借地料が非常に高いため、より安価な北部にオフィスを移転する動きが見られる。他方で主要工業団地には空きがあるところが多く、土地代もデリー首都圏に比べると廉価である。

②労働事情

【人材】

ムンバイでは金融、サービス系の人材が豊富である。ムンバイの日本企業拠点では、ローカルスタッフに権限を移譲するケースも見られる。またプネではエンジニア以外に、日本語学習者も非常に多く、日本語人材を確保しやすい。プネ大学に日本語学科があり、日本語スクールも多数存在しているためである。

【賃金】

賃金上昇率は高い傾向にある。インド日本商工会及びジェトロの調査では、ムンバイの昇給率（2021年実績）は、スタッフが8.2%、ワーカーは8.0%（ワーカーの全国平均は7.9%、スタッフは8.5%）。プネではいずれも全国平均より昇給率が高く、スタッフで9.9%、ワーカーも11.1%であった。北部に比較すると労働争議は少なく、2016年の労働争議件数⁴⁸はグジャラート州が27件、タミル・ナドゥ州とラジャスタン州が10件ずつであったのに対して、マハラシュトラ州は2件であり、労使関係は比較的安定していると言える。

③生活環境⁴⁹

【気候】

ムンバイでは、気温は年間通じて25～35℃と安定しているが、モンスーン時期の6～10月は非常に多雨で、排水・下水網の未整備から道路の冠水、洪水が発生することもある。高温多湿で食品が傷みやすいので、食中毒や蚊の媒介する伝染病に注意が必要である。プネは内陸に立地していることもあり、摂氏15～35℃で推移し、ムンバイに比べると降雨量も少なく、過ごしやすい気候である。

【教育】

ムンバイには小学部1年生から中学部3年生を対象とした日本人学校がある（2016年に現在のムンバイ北東部ポワイへ移転）。

2022年4月時点の生徒数は、計24名である。そのほかアメリカンスクール、ジャーマンスクール、フレンチスクールなどもある。プネには日本人学校がないが、Mercedes Benz International School、Symbiosis International School、Indus International Schoolなどのインターナショナルスクールがある（いずれも幼稚園から高校まで）。

⁴⁸ 出所は統計・事業実施省「Statistical Yearbook 2018」。

⁴⁹ プネ、ムンバイの生活関連の詳細情報はプネ日本人会ウェブサイト (<http://www.pune-japan.com/>) やムンバイ日本人会「生活の手引き」 (<http://mumbai-japan.in/38.html>) を参照のこと。

【医療】

ムンバイの医療機関は充実しており、高度な医療を提供可能な総合病院以外にも、小児科や歯科など専門医も多い。ただし、日本人駐在員は、シンガポールやバンコクの病院で受診したり、日本への帰国時に受診したりするケースも多い。

外務省の「世界の医療事情」のインドのウェブサイトでは、ムンバイの病院として、Breach Candy Hospital や Jaslok Hospital & Research Centre など、計 6 病院が紹介されている。なお、日本企業へのヒアリングでは、リスクマネジメント会社と契約し、緊急対応や医師との間の通訳などのサービスを利用している会社が多いようであった。

※世界の医療事情（インド）：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/india.html>

【治安】

北部と比較すると治安が良いと言われ、夜に女性が一人で歩いても安全ということであった。過去には、2008 年 11 月にムンバイ同時多発テロによって多数の死傷者が出た。またプネでも 2010 年に爆破テロ事件が発生した。その後、2011 年にムンバイで、2012 年にプネで、それぞれ連続爆弾テロ事件が発生した。

【住居】

ムンバイは埋め立てた半島に人が密集して住んでおり、アジア地域でも家賃が高い都市として知られている。ECA インターナショナルの調査（2019 年）によると、3 ベッドルームの家具なしアパートメントで見たムンバイの平均賃料は 4,342 ドルで、アジアの主要都市中の 7 位であった。最近では北部のポワイ（Powai）など、新しく開発されているエリアに住む駐在員が増えているようである。同じ物件でも、複数業者に依頼する、補修が予定通りに進捗しているか何度も確認するなどの工夫が必要である。

【日本食】

ムンバイは日本食が充実している。生鮮食品は「Nature's Basket」や「Reliance Fresh」「Spencer's」などのスーパーマーケットで購入可能であり、日本食材も扱っている。

日本食レストランとしては、ムンバイではインド随一の高級ホテルであるタージ・マハル・パレス・ホテル内の「Wasabi by Morimoto」や「Saizen」、プネでは、「Miyuki」や日本食を含むアジア料理を提供するレストランがいくつか存在する。

【金融】

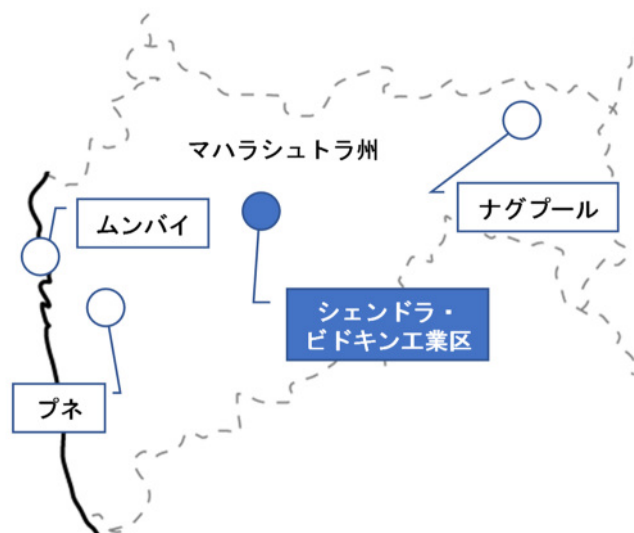
ムンバイは国内金融の中心地で多くの地場金融機関が本支店を置いている。邦銀では、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行の支店、三井住友銀行の出張所があり、預金、貸付、外為、保証などのフルバンキングサービスを提供している。日本人駐在員も派遣されていることから、インドへの進出や業務拡大について、日本語での相談が可能である。

2. 主要工業団地

(1) シェンドラ・ビドキン工業区の概要

デリーとムンバイの間に、貨物専用鉄道を敷設し、その周辺に工業団地、物流基地、発電所、道路、港湾、住居、商業施設などのインフラを民間投資主体で整備を行うデリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想の一環として、同構想の推進主体である DMICDC（Delhi Mumbai Industrial Corridor Development Corporation Limited）は、グジャラート州シェンドラからビドキンに至る地域に Shendra Bidkin 工業区の開発を行っている。同工業区は、総面積 84.17 km² で、パート 1 とパート 2 に分かれる。パート 1 はさらに Phase-I と Phase-II に分かれ、Phase-I では既存のシェンドラ工業団地に隣接する 8.39 km² であり、Phase-II は残りの 32.03 km² でビドキン市に位置する。シェンドラ・ビドキン工業区では、工業団地管理棟が完成し、50 社が入居予定となっていることが報道されている。その中には、コンクリート製品の製造・販売を行う日系企業 1 社が含まれている。

図表 26-2 シェンドラ・ビドキン工業区の位置



(2) スパ日本企業専用工業団地の概要

スパ日本企業専用工業団地（スパ工業団地）は、2013 年のジェトロと MIDC (Maharashtra Industrial Development Corporation) との覚書に基づいて開発が進められてきた工業団地で、日印両政府が推進する「日本工業団地」12 候補地の一つでもある。同工業団地はプネから 75 km（車で片道 1 時間半）、ムンバイから 225 km の距離にあり、幹線道路（州道 27 号線）沿いに立地する。総面積 2,300 エーカーのうち、第 1 フェーズとして 500 エーカーを日本企業専用開発・分譲する計画で、2015 年 9 月に申込受付が開始された。土地価格は、2019 年 3 月時点で 2,090 ルピー/m² である。

(3) 主要工業団地

図表 26-3 主要工業団地の概要（2021年6月時点）

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要日系企業
シェンドラ (SHENDRA)	オーランガバード 市中心部から約 15 km	MIDC	2,060 ルピー/㎡	現状空き なし	日本発条
スパ・ パルネル (SUPA PARNER)	アーメダナガール 市から約 41 km プネ市中心部から 約 75 km	MIDC	2,090 ルピー/㎡	現状空き あり 全体：2,300 エ ーカー うち、約 446 エーカーが日 本企業 専用 ※日本企業専 用区画は 446 エーカー中 413 エーカー空き あり	※現在日系企業 2 社 が契約手続き中
タレガオン (TALEGAON)	プネ市から約 37km	MIDC	1) 3,440 ルピー/ ㎡：フェーズ 1 2) 4,730 ルピー/ ㎡：フェーズ 2	1) 現状空きな し 2) 現状空きな し	※現在日系企業 1 社 が契約手続き中
ブティボリ (BUTIBORI)	ナグプール市中心 部から約 28km	MIDC	1,595 ルピー/㎡	現状空き あり	堀場製作所
パタルガンガ (PATALGANGA)	パンヴェル市中心 部から約 17 km	MIDC	1) 4,400 ルピー/ ㎡：フェーズ 1 2) 4,400 ルピー/ ㎡：Additional 3) 6,930 ルピー/ ㎡：Borivili	1) 現状空きな し 2) 現状空きあ り 3) 現状空きな し	出光興産 コクヨ
ランジャンガ オン (RANJANGAON)	プネ市中心部から 約 50 km	MIDC	2,690 ルピー/㎡	現状空き なし	GS ユアサ 矢崎総業 JFE 商事スチール 黒田電気

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要日系企業
ミハン SEZ (MIHAN SEZ)	ナグプール市中心部から約 14km。ナグプール国際空港から約 7km。	MADC (Maharashtra Airport Development Company Limited)	1,725 ルピー/㎡	現状空きあり	
ケード SEZ (KHED SEZ)	プネ市中心部から約 32 km	MIDC 26% カリヤニグループ 74%	4,070 ルピー/㎡	現状空きあり	伊藤忠丸紅鉄鋼
ケースルディ カンダラ (KESURDI KHANDALA)	プネ市中心部から約 50 km	MIDC	1) 1,860 ルピー/㎡ : フェーズ 1 2) 2,750 ルピー/㎡ : フェーズ 2	1) 現状空きのなし 2) 現状空きのなし	ニプロ オリエンタル酵母 イシダ
チャカン (CHAKAN)	プネ市中心部から約 3 2km	MIDC	4,770 ルピー/㎡	現状空きのなし	日立 Astemo (旧ケーヒン) フコク ブリヂストン 小池酸素工業 堀場製作所 ミツバ 大陽日酸 電業社 ポーライト フジクラ 川崎重工 (二輪) クボタ 川島工業

(出所) JETRO「インドの工業団地情報」より作成

ひとくちメモ 16： 英雄シヴァージー

チャトラパティ・シヴァージーは、17 世紀のインド西部に存在したマラーター王国の創設者である（チャトラパティは王位の意）。彼の興したマラーター王国は周辺諸王国とのマラーター同盟の中心となり、東インド会社と3度の戦争を戦うなど、英国による18世紀のインドの植民地化に激しく抵抗したことで知られる。

そのため、シヴァージーはインド独立のために戦った英雄として広く信仰されており、西部のみならず全国的にインド独立の象徴として人気が高い。現在でもシヴァージーの名前は、マハラシュトラ州ムンバイの国際空港「チャトラパティ・シヴァージー国際空港」、世界遺産にも登録されている「チャトラパティ・シヴァージー・ターミナス駅」などに残されている。また、同州で強い存在感を持つ地域政党シヴ・セナーは「シヴァージーの軍団」を意味し、シヴァージーへの崇拝を軸として結束した政党である。ヒन्दゥー至上主義と反共を掲げている同党は支持母体にヒन्दゥー主義団体を持つインド人民党（BJP）とは親和性が高く、しばしば選挙協力を行っている。



チャトラパティ・シヴァージー・ターミナス駅



上段左：タージマハルホテル、上段右：ムンバイの海、
下段左：ムンバイ市内のタクシー、下段右：ウーバーのカウンター

第27章 地域編③：グジャラート州

1. 地域概要

(1) 概要

①インドにおける経済的地位

グジャラート州はインド北西部に位置し、北西はパキスタン、南西はアラブ海、北東はラジャスタン州、東はマディヤ・プラデシュ州に接している。州面積は 19.6 万 km²（全国土の 6.0%に相当）、州人口は約 6,500 万人（全人口の 7.7%に相当）である。

同州は、現在の連邦首相であるモディ首相が 14 年にわたり州首相を務めていたことで知られ、同氏の所属政党である BJP が圧倒的な基盤を有している。モディ州首相時代のインフラ整備、外資誘致に向けたビジネス制度の整備により、グジャラート州は飛躍的に発展した。現在の州首相は BJP のビジェイ・ルパニ（Vijay Rupani）氏で、2016 年 8 月に前首相の辞任に伴い就任した。2019 年の連邦下院選挙では、グジャラート州内 26 選挙区（26 議席）全てで BJP が議席を獲得した。

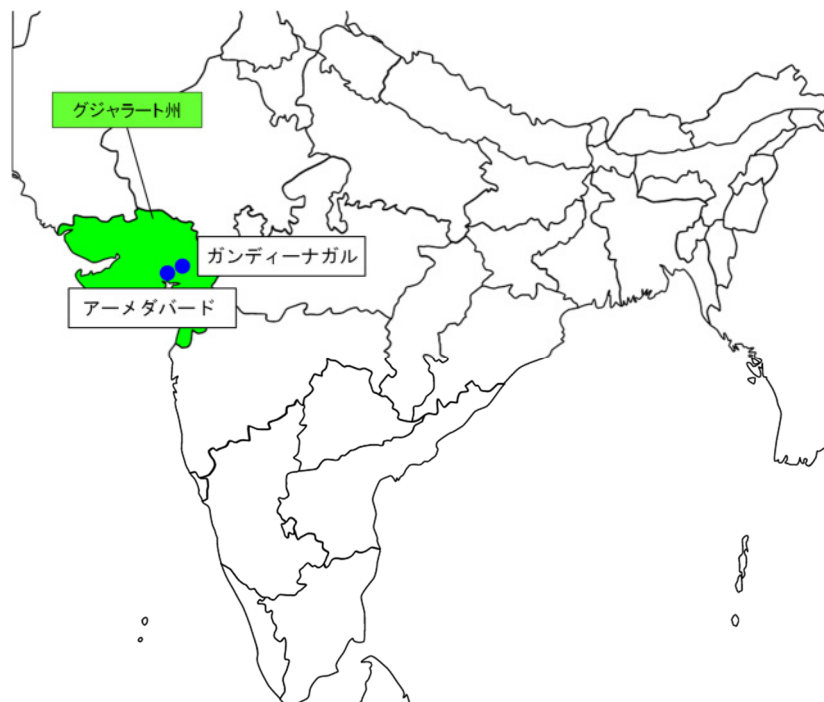
同州は綿花生産が盛んであったことから綿織物などの軽工業を発展させ、加えて海に囲まれた地の利を活かして東南アジアや中東との貿易に注力してきた。現在は石油化学を含む化学産業、製薬業、自動車や機械などの製造業が集積している。域内総生産に占める製造業の比率は 35.4%で、インド全体の 16.5%を大きく上回る（2017 年度）。内外の大手メーカーも数多く同州に進出しており、完成車メーカーでは、スズキをはじめ、フォード、GM、タタ・モーターズ、その他の製造業ではボッシュ、シーメンスなどが進出している。また、エネルギー、インフラ事業を展開する新興財閥のアダニグループがグジャラート州アーマダバードを拠点としている。同グループは世界でも最大規模の再エネ事業を有し、グリーン水素事業の展開にも意欲を見せている。

また、地勢的にデリーとムンバイの間に位置しており、デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）の対象地域にも含まれていることから、インフラ関連の投資機会も多いと期待されている。

グジャラート州はインド独立運動の指導者マハトマ・ガンディーの生誕地としても有名で、州都は「ガンディーの町」という意味のガンディーナガル（Gandhinagar）、最大都市はガンディーナガルからほど近いアーマダバード（Ahmedabad、人口 558 万人：2011 年度）である。同市はイスラム教徒が住民の 2 割と比較的多く、市内にはイスラム教寺院（モスク）が数多く見られる。

同州は州法により飲酒を禁止している。外国人は購入許可証を取得することで酒類の購入は可能であるが、購入量に上限が設けられている飲食店では、アルコール類の提供は基本的に行われない。また地元住民の多くが厳格な菜食主義者であるため、肉の調達も困難である。高級ホテルやホテル内のレストランであれば国際的なノン・ベジタリアン用の食事ができるが、一般的なスーパーマーケットや飲食店ではベジタリアン用の食品や料理が中心である。

図表 27-1 インド西部におけるグジャラート州の位置



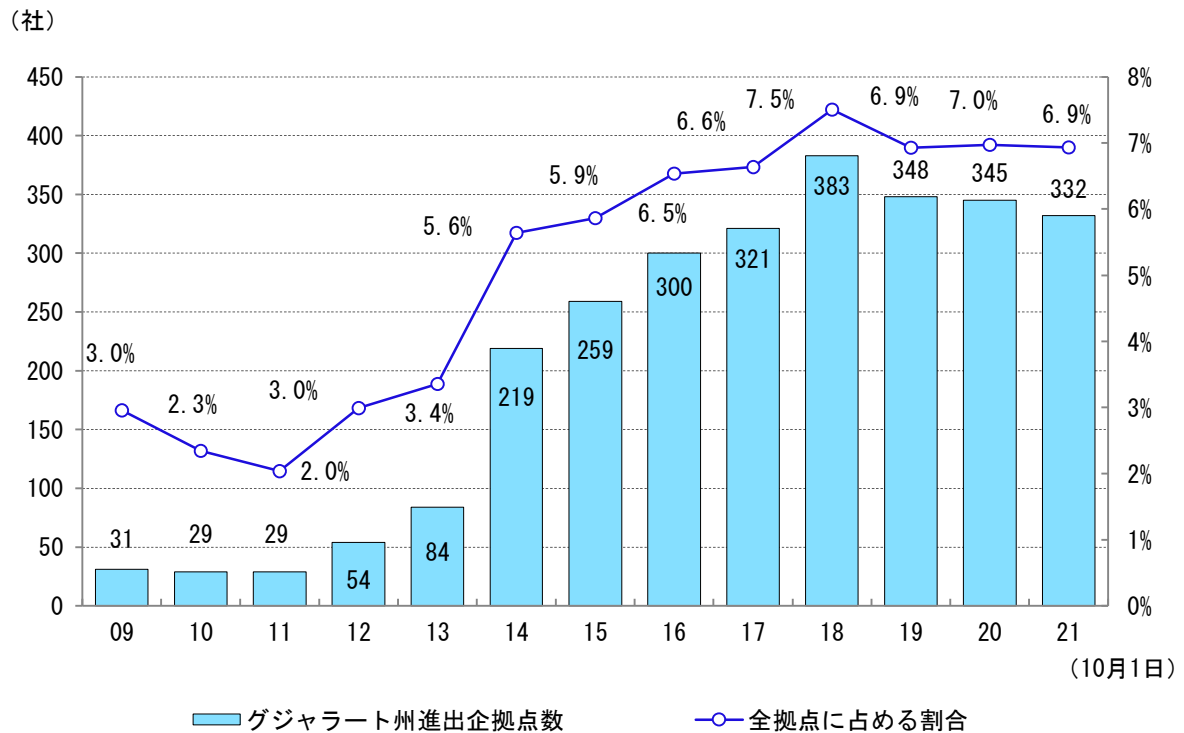
②工業団地・日系企業進出動向

2021年10月時点の日本企業の拠点数は332社を数えるが、既進出のメーカーの販売拠点多い。2018年をピークに減少傾向にある。生産拠点としては、2016年にホンダが二輪車の第4工場ですクーターの生産を開始した。2本の生産ラインを有し、生産能力は年間120万台である。スズキも2017年2月に同州に100%子会社のスズキ・モーター・グジャラート社（SMG社）を設立し、四輪車の商用生産を開始した。2019年1月には第2工場が生産を開始し、第1工場、第2工場を合わせた生産能力は50万台となった（それぞれ25万台の生産能力）。これにより、合弁会社のマルチ・スズキ社の生産能力150万台と合わせ、スズキはインドに合計200万台の生産能力を有することとなった。グジャラート州進出企業数は2014年から急激に伸びているが、2019年以降はCOVID-19の影響もあり、減少している（図表27-2）。今後もこれらの日本の完成車メーカーの本格生産に伴って、部品のサプライヤーやサービスビジネスの進出が更に進むと期待される。

モディ首相のお膝元ということもあり、グジャラート州は外資企業の誘致に非常に積極的な州として知られる。2003年からモディ首相は「Vibrant Gujarat」と呼ばれる投資誘致サミットを隔年で開催している。COVID-19の影響により、2022年1月開催予定であった「Vibrant Gujarat 2022」は延期となっている。

また、投資制度の整備も進んでおり、州政府内局の産業促進局（Industrial Extension Bureau : iNDEXTb）が外国企業の投資の単一窓口として機能している。同局は投資を検討している企業に対し、政府内の各部署への紹介などを行う。

図表 27-2 グジャラート州への進出日系企業拠点数の推移



(出所) 在インド日本国大使館、JETRO「インド進出日系企業リスト (2022年6月)」より作成

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路・鉄道】

同州はデリー・ムンバイ間幹線道路をはじめとする交通の要衝であったことから道路整備が進んでおり、幹線道路、郊外の生活道路ともに舗装が行き届いている。

DMICの貨物専用鉄道(デリー・ムンバイ間約1,500km)が2021年1月に開通した。グジャラート州もイクバルガーやバドーダラなどが接続される。双日や三井物産が軌道の敷設や電化工事を受注していた。

【空港・港湾】

アーメダバードには、「サルダール・ヴァツラブバーイー・パテール国際空港」というインド初代内務大臣の名を冠した国際空港があり、インド各地と、中東、シンガポールなどへの直行便が運行されている。

同州は海岸線が長く、40以上の大規模な港湾がある。代表的な港湾は、官営のメジャーポートであるディーンダヤル（カンドラ）、ムンドラ、LNGターミナルとして知られるダヘジなどである。ムンドラ港はアダニグループが整備・運営しているため、陸路との接続もスムーズで、待ち時間も少ない。

なお、アダニグループはムンドラ港付近にムンドラ特別経済区（SEZ）を開発しており、インフラの水準が高く輸出志向型の企業向けと言われている。同SEZ内には三菱重工業と地場クレーンメーカーのアヌパム（Anupam）社との合弁企業が進出している。

グジャラート州は中東やアフリカ市場への輸出拠点としても注目されており、同州進出企業のフォードやGMも輸出を行っているとのことである。

【電力】

Central Electricity Authority 「Annual Report 2020-21」によると、2020年度はピーク時需給については、0.2%の需給ギャップが生じている。

同州は豊富な再生可能エネルギー資源を有しており、開発にも注力している。同州の発電設備の電源構成を見ると、容量ベースではタミル・ナドゥ州に次いで大きく、発電量ベースで太陽光・風力発電の割合が15%近くとなっている（下表）。また、2021年3月時点の原子力発電容量もタミル・ナドゥ州、カルナタカ州、マハラシュトラ州に次いで大きい。

【通信】

他州と比較すると整備されており、アーメダバード市内はデータ通信の途絶はほとんど生じない。ただし、郊外は通信環境が不安定なことがある。

【不動産】

土地価格は上昇しているものの、依然として他州に比べると相対的に安価である。例えば同じ日本工業団地でも、ラジャスタン州のニムラナ工業団地がm²あたり4,500ルピー（2022年4月時点）であるのに対して、同州のマンダル工業団地は3,190ルピーである（2022年5月時点）。

②労働事情

【人材】

グジャラート州出身者（グジャラーティとも称される）は性格が穏やかで、勤勉であると言われている。また、伝統的に東南アジアや中東と貿易を行ってきたことで商才に長け、国際感覚に優れているとも言われ、欧米で高度人材として活躍することも多いようである。

【賃金】

インド日本商工会とJETROの「第15回賃金実態調査概要」(2021年12月)によると、グジャラート州の2021年の賃金上昇率(見込み)は、スタッフで7.8%とインド全体の7.9%を若干下回り、ワーカーでも6.0%(全体では8.5%)で、比較的落ち着いている。

2016年11月、日本国経済産業省とインド技能開発・起業省はインド政府が進める人材開発政策「スキル・インド」への支援として、「ものづくり技能移転推進プログラム」に関する覚書に署名した。同プログラムでは10年間で3万人の日本水準のものづくり人材の育成を目標に、2017年夏から日本式ものづくり学校を進出日本企業の協力を得て設立することが決定された。

グジャラート州でも、第一弾として2017年6月に、スズキのMaruti Suzuki JIM(GanpatVidyanagar、Mehsana)が日本経済産業省から日本式ものづくり学校(Japan-India Institute for Manufacturing、JIM)の認定を受けた。次いで、2018年10月に、豊田通商がマンダルに設立したToyota Tsusho NTT Training CentreがJIMの認定を受けている。

③生活環境

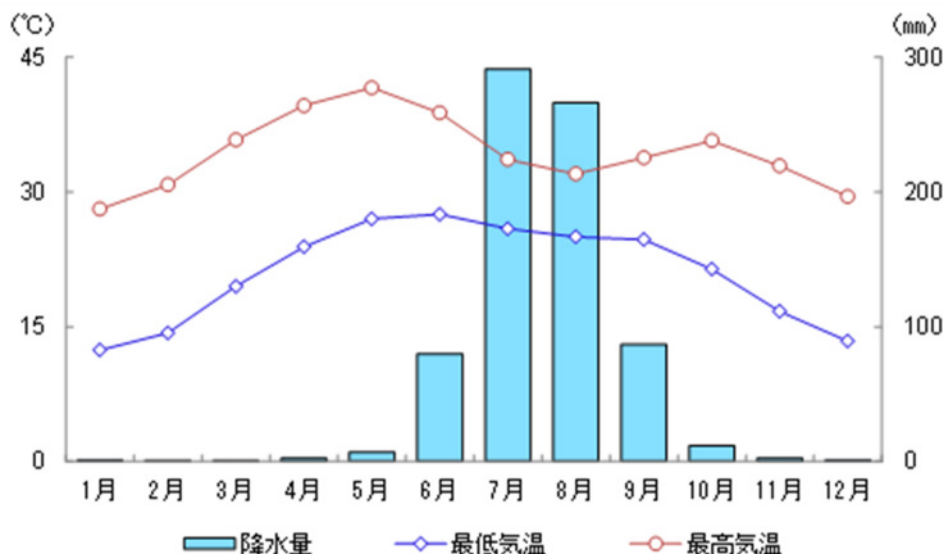
【気候】

グジャラート州は、冬は暖かく過ごしやすい。一方、夏は酷暑で、アーメダバードでは暑さのピークを迎える5月には最高気温が50℃近くになることもある。またモンスーンの時期(6~9月)に年間降水量のほとんどが降り、洪水が頻発する。2017年7月には死者213人以上を出す大規模な洪水に見舞われた。



グジャラートの市街地

図表 27-3 アーメダバードの気温と降水量



(注) 1981～2010年の平均値
 (出所) インド気象庁より作成

【教育】

欧米のメーカーの集積が比較的早かったこともあり、アーメダバードにいくつかのインターナショナルスクール (Ahmedabad International School など) があるものの、2022年4月時点で日本人学校はない。そのため、日本人駐在員は単身赴任するか、家族はグルガオンに住み、駐在員は平日アーメダバードで、週末をグルガオンで過ごすのが一般的である。

【医療】

医療は比較的発達していると言われ、オペレーターを通じて英語でやり取りが可能な病院もある。ただし、日本人駐在員はシンガポールやバンコクの病院に行ったり、日本に帰国した際に病院にかかったりする人が多い。

【治安】

飲酒が禁じられており、かつ性格が穏やかな住民が多いため、治安は全般的に良い。ただし、アーメダバードなどでは2015年に特定の社会階層に対する優遇施策をめぐる「パティダール」と呼ばれるグループによる暴動が発生し、一部地域に外出禁止令が発令され、死者数人を出す事態となった。インドでは、「その他後発階層」(Other Backward Classes : OBC) と呼ばれる特定の社会階層出身者に大学の入学枠や公務員のポストを優先的に割り当てる制度があるが、パティダールは自らのグループを OBC に加えるよう、大規模な抗議活動を行い、それに抗議する別グループとの軋轢を招いてきた。なお、パティダールは多くのメンバーが「パテル」姓を名乗っていることから、前州首相アナンディベン・パテル (Anandiben Patel) 氏の辞任につながったという見方もある。

また、2016年3月には、国境を接するパキスタンのテロ組織が州内に潜伏しているとして、警報が発令されたこともある。2019年8月、インド治安当局はグジャラート州に対し、パキスタンを拠点とするテロリストグループが攻撃を計画しているとしてムンドラ港、カンドラ港当局に通知している。

【住居】

日本企業が多く進出しているのがアーメダバード市周辺地域（市外）の「マンダルーベチャラジ特別投資地域（SIR）」地域であることから、この地域に居住している日本人駐在員が多い。

参考：ジェトロ「アーメダバード地域の生活実態（1）」

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2022/184b72a22637776c.html>

【日本食】

アーメダバードでは日本食材はECサイト「MAIN DISH」で購入できる。Magson という高級スーパーマーケットでは肉や魚も購入できる。また、日本食レストランもアーメダバードに数軒しか存在しない。市内の和食レストランでは和食弁当の配達も行っている。

参考：ジェトロ「アーメダバード地域の生活実態（2）」

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2022/aa06f4b8cf54d259.html>



マンダルー工業地帯周辺の
サービスアパートメント兼レストラン



レストラン「帝」

【金融】

アーメダバード国際空港から約12km、州都のガンディガナルから約8kmの位置にグジャラート国際金融テックシティ（Gujarat International Finance Tec-City、GIFT）の開発が進められている。同地区は2007年に当時グジャラート州首相であったモディ首相がインド初のスマートシティとして提案したもので、2012年から開発が進められている。

GIFT 内の経済特区では、入居企業は外貨での資金調達、資産運用が可能であり、2017年1月に開設されたインド国際取引所（India INX）では、株式や債券に加え、デリバティブやコモディティの取引を1日22時間行うことを可能としている。2022年7月には三菱UFJ銀行、JPモルガン、ドイツ銀行の進出について報道がなされている。

邦銀では、みずほ銀行がムンバイ支店アーメダバード出張所を設けており、法人向けサービスを提供している。また、地場大手商業銀行の多くがアーメダバードに支店を置いているため、給与振込、日常的に発生する決済や送金などについては、地場銀行に口座を作って行うことが一般的である。

2. 主要工業団地

(1) ドレラ特別投資区

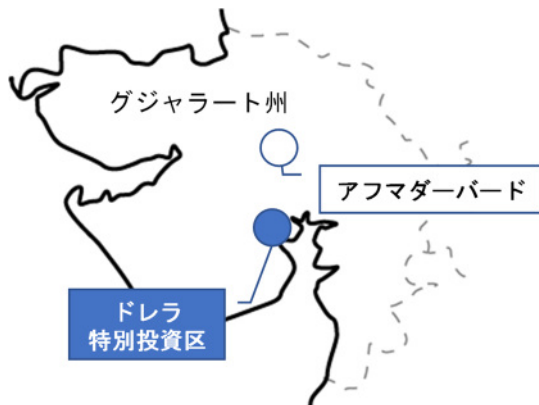
デリーとムンバイの間に、貨物専用鉄道を敷設し、その周辺に工業団地、物流基地、発電所、道路、港湾、住居、商業施設などのインフラを民間投資主体で整備を行うデリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想の一環として開発されているドレラ特別投資区（Dholera Special Investment Region : DSIR）はアーメダバードの南西100kmに位置する。ドレラ特別投資区開発公社（Dholera Special Investment Region Development Authority : DSIRDA）が設計、開発を所管し、プロジェクトの実施は、連邦政府と州政府により設立された特別目的会社であるドレラ工業都市開発会社（Dholera Industrial City Development Limited : DICDL）が担っている。

総面積は920km²であるが、沿岸部や農地などを除く422km²が開発可能な地区となる。開発計画は6区分に分けられ、フェーズ1からフェーズ3の3段階に分けて30年間で開発を進めることとなっており、全体で80万人以上の雇用を創出する計画である。防衛、電器、ハイテク、製薬・バイオ、重機、自動車・自動車部品、食品加工などがドレラ特別投資区で特に有望とされるセクターとされている。フェーズ1では、153km²の開発が進められている。

DSIRはアーメダバードと連結する自動車専用道路を2車線から6車線に拡幅する計画であり、現在は4車線に拡張されている。更に地下鉄（MRTS）でもアーメダバードと連結する予定である。デリー・ムンバイ産業大動脈の貨物専用の貨物専用鉄道とは1.5時間で接続している。バヴナガル国内空港とアーメダバード国際空港は車で2時間の距離であり、DSIRの北部に近接してドレラ国際空港が建設中である。港湾ではピパバヴ港が最も近く、約200kmの距離にある。その他、ムンドラ港やカンドラ港とも比較的近い。

2019年8月には、政府系シンクタンクであるNITI Aayog（インド政策委員会、会長はモディ首相）やインド工業連盟が、DSIRをインドでの電気自動車普及のハブとして位置付けることを発表している。

図表 27-4 ドレラ特別投資区の位置



(2) マンダル日系専用工業団地

マンダル日系専用工業団地（マンダル工業団地）はアーメダバードから北西に約 75 km、ムンドラ港まで約 350 km の地点に所在し（図表 27-5）、ホンダやスズキの工場からも近い。電力、水（ナルマダ川からの運河水）といった基礎インフラが充実しており、総面積は 1,235 エーカー（うちフェーズ 1 は 300 エーカー）である。

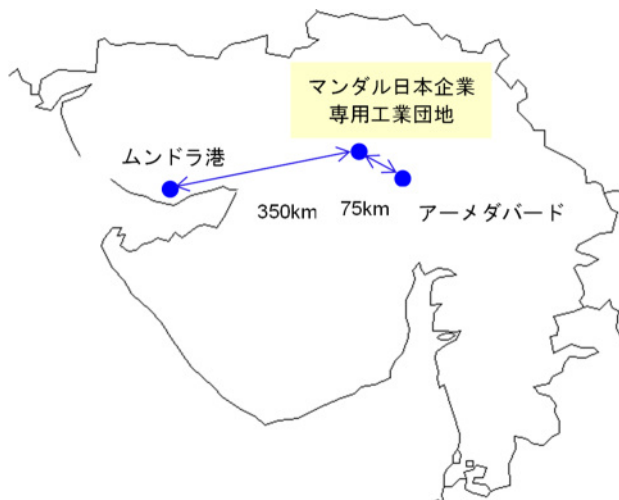
同工業団地は日本企業専用で、日本企業の資本比率 51%以上の企業が入居対象で、現在はフェーズ II のみ空きがある。2022 年 4 月時点で三菱アルミニウム（自動車・エアコン向け熱交換器用アルミニウム押出チューブ）、ROKI（自動車用エアフィルター・オイルフィルター）、テイ・エステック（二輪車用シート）、三光合成（プラスチック製品製造販売など）など複数の企業が進出している。

2019 年度の土地価格は m^2 あたり 2,900 ルピーで、州内の工業団地と比較すると中程度の価格帯であるが、価格は毎年改定される点に注意が必要である。

マンダル工業団地の特徴的な点は、豊田通商インドの子会社である「TechnoTrends AutoPark Private Limited」が提供する、貸工場や総務・バックオフィス支援サービスである。同社は工業団地内に 49 エーカーの土地を取得し、主に中堅・中小企業向けにレンタル工場サービスを展開する。レンタル工場は土地、建屋、基礎インフラが既に整備されている「プラグ・アンド・プレイ型」で、企業は入居後すぐに操業できるようになっている。このように既に区画分けされたレンタル工場を利用するのではなく、特別な仕様の工場が必要な場合には、オーダーメイドを選択することも可能である（図表 27-6）。

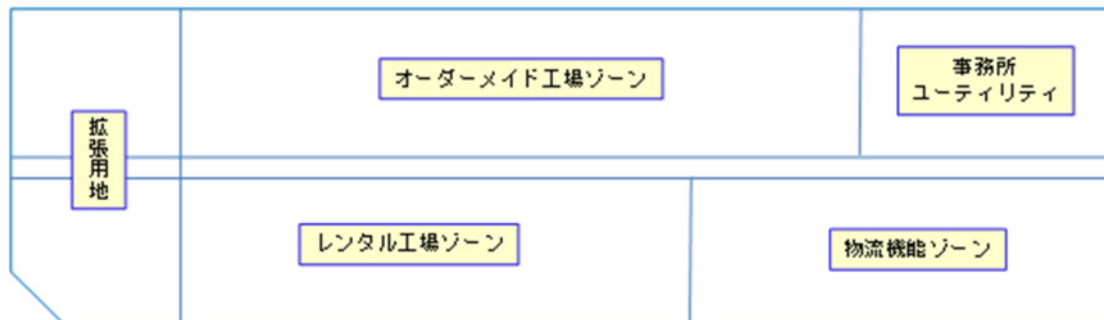
同社は、各種の総務・バックオフィスサービスとして経理、食堂運営、従業員通勤用の乗合バスの運行などのサービスを提供しており、利用企業はリードタイムの短縮、初期投資・ランニングコストの削減を図ることも期待できる。貸工場事業の開始に合わせ、2017 年 1 月に国際協力銀行（JBIC）は「TechnoTrends AutoPark Private Limited」に対して最大 8 億円の出資を決定した。

図表 27-5 マンダル工業団地の位置



(出所) JETRO より作成。白地図は「Craft Map」より取得、加工した。

図表 27-6 マンダル工業団地の貸工場スペースレイアウト



(出所) 豊田通商プレスリリース「インド・グジャラート州で日本企業の進出支援・貸工場を展開～インド初の官民連携による新たな形の工業団地事業～」(2015年2月9日)より作成

ひとくちメモ 17： マンダルでの日本式ものづくり教育

2018年9月24日、Toyota Tsusho India Pvt. Ltd.は、マンダル工業団地内の日本企業向け専用工業団地に Toyota Tsusho NTF Training Center を設立し、日本企業の求める人材の育成を開始した。同センターは、同年10月18日に、経済産業省の「日本式ものづくり学校」に認定されている。

現地で操業する日本企業にとって、現場のリーダーや日本式ものづくりを理解した人材をいかに確保するか・育成するか、が大きな課題の1つとなっている。また、マンダル地方には所得水準の低い家庭も多く、優秀でありながら十分な教育が受けられない若者も多い。こうした若者達に教育の機会を提供し、日本式ものづくりの考え方や技術を教えることは、日本企業にとっては、「規律とチームワークを具えた信頼できる人材」「知識に加え、現場経験を積んだ人材」「日本企業の企業文化への深い理解を持つ人材」を採用することができ、現地の若者達にとっては、知識と技術を身に付けることで職を得るチャンスが広がるとともに将来設計が可能となり、双方にとって大きな意義を持つことになる。

2021年11月20日に、3年間のディプロマ・コースを修了した第1期生の卒業式が執り行われた。ジェットロによれば、第1期の卒業生は27人で、全員が就職を希望者していたが、このうち15人の就職が決定した（うち11人が日系企業に就職）。就職未決定の卒業生12人に関しては、日系企業複数社からの採用希望があったが、各種条件面（工場の立地、給与面）で、残念ながら合意には至らなかったようである。

今後の課題として、1. コース・カリキュラムの多様化によるさらなる実績づくり（2年制のディプロマ・コース設置や複数コースでの大学とのコラボなど）、2. 講師陣の充実、3. 地場のみならずインド全国での知名度向上、4. TNTC ブランドの確立などが重要とのことである。



スズキ自動車のグジャラート工場

(3) 主要工業団地

図表 27-7 主要工業団地の概要 (2022年5月時点)

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要日系企業
ドレラ (DHOLERA)	アーメダバード市 中心部から 約 110 km	DICDL ※2	2,750 ルピー /㎡	空きあり (3,500ha)	-
サナンド 2 (SANAND II)	アーメダバード市 中心部から 約 35 km	GIDC ※1	4,160 ルピー /㎡	空きあり (444ha)	Hitachi Hi-Rel Power Electronics Mitsui Kinzoku Components India Unicharm India Hi-lex India MORESCO FCC Clutch India Takemoto Yohki India Lumax Industries TRAD Yazaki India IJL NIFCO
サナンド 3 (コーラジ) (SANAND III) (Khoraj) ※州政府が日系企業集積を企図して 日本専用区画を設定している	アーメダバード市 中心部から 約 40 km	GIDC ※1	4,110 ルピー /㎡	空きあり (612ha) ※工場建設区画の ほかにも日本人向けの アパートの開発や学校、 病院、娯楽施設などを誘 致し、日本人街を開発 可能な区画あり	-
ハロル フェーズ 2 (HALOL PHASE II)	バドーダラ市中心部 から約 20 km	GIDC	2,330 ルピー /㎡	空きあり (82ha)	TOTO (フェーズ 1)
ハジラ (HAJIRA)	スーラト市中心部 から約 20 km	GIDC	4,260 ルピー /㎡	空きなし	L&T - MHPS Boilers

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要日系企業
ムンドラ SEZ (MUNDRA SEZ)	ブージ空港および カンドラ空港から 約 60 km、アーメ ダバード国際空港 から約 370 km	アダ ニグ ルー プ	3,000 - 5,000 ルピー /㎡	要問合せ	Anupam MHI
ヴァピ (VAPI)	ヴァピ駅より 約 5km	GIDC	5,510 ルピー /㎡	空きなし	Toray Kusumgar Advanced Textile
ダヘジ (DAHEJ)	バルーチ市より 約 40 km	GIDC	2,470 ルピー /㎡	空きあり (183ha)	DIC Fine Chemicals Toyo Ink India Isgec Hitachi Zosen Hiruma Steel Services
サイカ (SAYAKHA)	バルーチ市より 約 14 km	GIDC	2,670 ルピー /㎡	空きあり (33ha)	
マンダル (MANDAL)	アーメダバード市 中心部から 約 75 km。 メサナ市より 約 57 km	GIDC	フェーズ 2 3,190 ルピー /㎡	空きあり (35ha) ※日系企業の資本 割合 51%以上	M A Extrusion India TS Tech (Mandal) Toyota Tsusho India Roki Minda Company Sanko Gosei Technology (India) Munjal Kiriu Industries Topre India Murakami Manufacturing India ASTI Inda
ジャガディア (JHAGADIA)	バルーチ市より 約 23 km	GIDC	1,660/㎡	空きなし	Reva Proteins Asahi Modi Materials Vithal Castor Polyols

(注) ※1 GIDC：グジャラート州産業開発公社 (Gujarat Industrial Development Corporation)

※2 DICDL：ドレラ産業都市開発会社 (Dholera Industrial City Development Limited)

(出所) JETRO「インドの工業団地情報」より作成

ひとくちメモ 18: インドのワイナリー

インドではワインの生産も行われている。マハラシュトラ州の高地ではワイン製造が盛んであり、複数のワイナリーがワインをつくっている。特に有名なワイナリーとしては SULA Vineyards (<https://sulavineyards.com/>) が挙げられる。

マハラシュトラ州ナシクで 1999 年に設立された、世界的にも有名なワイナリーである。著名な国際的ワイン品評会 Decanter World Wine Awards では、2020 年に同ワイナリーの“Dindori Reserve Viogner Silver”と“Late Harvest Chenin Blanc”が銀賞を受賞している。

SULA では、赤ワインの品種としてはカベルネ・ソーヴィニヨン、シラー（ズ）、テンプラニーリョ、ジンファンデル、白ワインの品種としてはソーヴィニヨン・ブラン、シャルドネ、ヴィオニエ、シュナン・ブラン、リースリングを栽培しているようである。宿泊施設やレストランが併設されており、ワイナリーツアーのほか、結婚式も執り行うことができる。

ナシクには Vallonné Vineyards や York Winery など他にもいくつかワイナリーがあり、テイスティングなどを楽しむことができる。

マハラシュトラ州の冷涼な高地で、ワイナリーを巡って過ごすという休日もいいのではないだろうか。

第28章 地域編④：カルナタカ州

1. 地域概要

(1) 概要

①インドにおける経済的地位

カルナタカ州は、インド南西部に位置し、面積は 19.2 万 km²（全国土の 5.8%に相当）、州人口は約 6,500 万人（全人口の 5.0%に相当）である（2017 年）。同州は西ガーツ山脈、東ガーツ山脈が合流する台地に位置しており、北はマハラシュトラ州、西はゴア州とアラブ海、南はケララ州、タミル・ナドゥ州、東はアンドラ・プラデシュ州、テランガナ州と接している。雨雲が山脈に遮られ降水量は少ない。

2019 年の下院総選挙では、カルナタカ州の 28 の選挙区（28 議席）で、BJP が 25 議席を獲得。BJP と合わせて、カルナタカ州では 3 大政党であるインド国民会議（INC）とジャナタ・ダル（世俗主義。以降、「JD（S）」とする）はそれぞれ 1 議席ずつの結果となった（その他が 1 議席）。一方、下院総選挙に先立って 2018 年に実施された州議会選挙では、BJP は 104 議席を獲得して党別では最多、INC は 79 議席、JD（S）は 37 議席であった。2013 年の州議会選挙の際には INC が 122 議席、JD（S）が 40 議席、BJP が 40 議席であり、2018 年の州議会選挙では BJP が躍進し、その分 INC が議席を減らした結果となった。しかし、いずれの党も過半数には至らず、INC と JD（S）が連立政権を樹立していた。2019 年の下院総選挙での BJP 勝利を受け、それまでの連立与党の一部議員が辞任したことで、BJP が過半数を占めることとなり政権を獲得した。2022 年 4 月時点、州首相は BJP のイエディユラッパ氏である。

カルナタカ州には航空宇宙、自動車・自動車部品、建設・土木、工作機械、バイオテクノロジーなどの諸産業が集積している。同州の名目 GDP は全国 GDP の 7.8%を占め、一人あたり GDP は 3,761 ドルであり、全国平均の約 1.5 倍である（2019 年度）。「Demographia World Urban Area 15th Annual Edition: 201904」によると、州都ベンガルールの人口は 1,125 万人（2019 年）で、デリー、ムンバイ、コルカタに次ぐ規模である。1991 年の経済自由化以降、ベンガルールには IT 企業の集積が進んでいる。その一因として、Y2K（いわゆる「2000 年問題」）への対応のため、欧米企業が IT エンジニアリング業務をアウトソースしたことが挙げられる。

ベンガルールには地場の世界的ソフトウェア企業のインフォシス（Infosys）やウィプロ（Wipro）、欧米企業では Google、アマゾン、マイクロソフト、HP、IBM、SAP などが本社や地域本社を置くようになり、現在では「インドのシリコンバレー」と呼ばれるほど IT、先端製造業の R&D の中心地となっている。2018 年 11 月、楽天は、新たなテクノロジーを創出するための研究機関として「楽天技術研究所」をベンガルールに設立している。また、カルナタカ州政府は、インドの州政府として初めて、エコシステムを促進するためのプラットフォームである「Start up Cell」⁵⁰を設立しており、シード資金なども提供している。ベンガルールはスタートアップ・エコシステムランキングでインド 1 位（世界 22 位）となっている（23 章参照）。ベンガルールにおける 2017 年から 2021 年にかけての VC からの資金調達額は 210 億ドルにのぼる。

⁵⁰ <https://www.missionstartupkarnataka.org/karnataka-startup-cell?karnataka-startup-cell>

なお、2021年11月には Karnataka Digital Economy Mission は州を超えてスタートアップを支援する「Beyond Bengaluru Startup Grid」を立ち上げ、市場や資金調達のアクセスなどの支援を行っている。

ベンガルールは海拔920mに位置する高原都市で、温暖な気候で非常に過ごしやすいことから、「インドの軽井沢」と呼ばれており、日本人駐在員からの人気も高い。

なお、2006年にインド政府は植民地時代に付けられたバンガロール（Bangalore）という都市名を、現地のカンナダ語で「豆の街」を意味するベンガルール（Bengaluru）に改めた。その由来は、かつて同地の王が狩りの途中で道に迷って空腹に窮していたところ、女性が煮豆を供したという故事とされる⁵¹。

図表 28-1 インドにおけるカルナタカ州の位置



②工業団地・日系企業進出動向

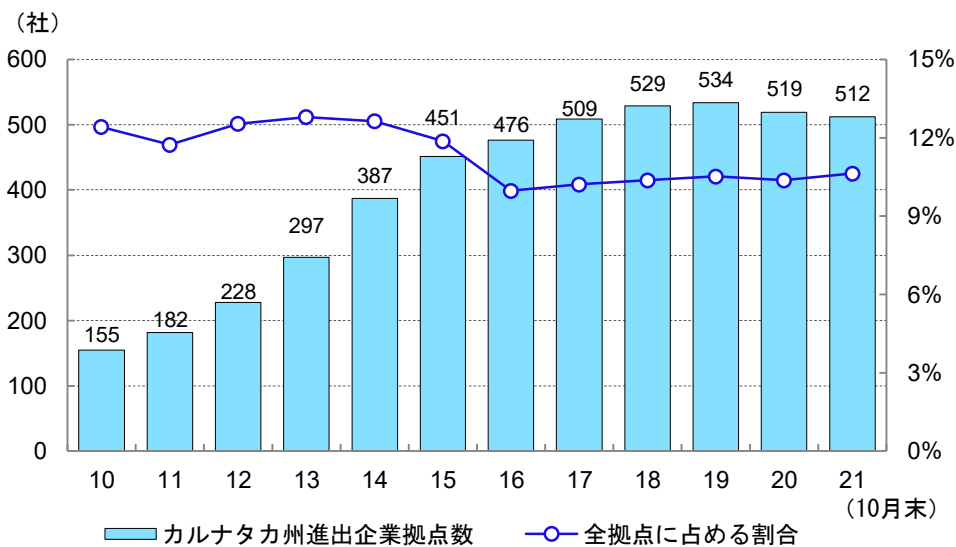
ベンガルール周辺で日本企業が進出している工業団地としては、ビダディ（Bidadi、主な進出企業：トヨタ、豊田通商）、エレクトロニクス・シティ（Electronics City、同：横河電機、ファナック、安川電機）、ナラサプラ（Narasapura、同：ホンダ）などがある。

⁵¹ 諸説あり。

また、日本工業団地⁵²として、ベンガルールから 86km 北西部にトゥムクウル (Tumkur) 地区の開発が進められている。

在インド日本国大使館によれば、2021 年 10 月時点でカルナタカ州に進出している日系企業の拠点数は 512 で、2010 年の約 3.3 倍に増えている (図表 28-2)。拠点数増加の背景には、IT 関連の製造業が集積していることや、トヨタ・ルノー日産・ホンダなど完成車メーカーの進出に伴って、Tier1、Tier2 の部品サプライヤーも進出していることがある。

図表 28-2 カルナタカ州進出日系企業の拠点数推移



(出所) 在インド日本国大使館、JETRO「インド進出日系企業リスト (2022 年 6 月)」より作成

州政府は投資促進政策として、2020 年から 2025 年までの 5 カ年産業政策 (Karnataka Industrial Policy 2020-25) を推進している。Tier-2、Tier-3 都市を開発することや、5 億ルピー相当の投資を誘致し、200 万人の雇用を創出することを目指している。また、最近の労働法改正なども整合をとっている。

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路・鉄道】

ベンガルール市内の渋滞はインドの大都市でも特に深刻で、2020 年にオランダ企業が実施した世界の都市の渋滞の程度のランキングで世界 1 位となった。

⁵² 2015 年 4 月の「日印投資促進とインド太平洋経済統合に向けたアクションアジェンダ」に盛り込まれた、日本からインドへの投資促進を目的に設定される工業団地。現在 12 カ所が候補として設定されている。

特に、通勤ラッシュの朝 9～10 時と夕方 6～7 時は渋滞がひどくなる傾向があり、最も渋滞がひどくなる日時は、金曜日の夜 7～8 時とのことである。

渋滞緩和を企図したベンガルール・メトロが日本の円借款（総額 655 億円）で建設されており、2022 年 4 月時点、パープルライン（東西線、17 駅 18.1 km 区間）とグリーンライン（南北線、24 駅 24.2km）が運行している。ベンガルール・メトロ建設事業フェーズ 2 では、都心部の外郭環状道路沿いや環状道路から近郊の空港までを繋ぐ空港道路沿いを含む 3 路線（約 80 キロメートル）を建設する予定となっており、2021 年 3 月に円借款契約が調印されている（約 520 億円）。

【水】

大量の水を用いる企業の場合は、供給業者からタンクで定期的に購入することがあるとのことである。なお、タミル・ナドゥ州とは州境を流れる川の水利権を巡る農民同士の対立が常態化している。2016 年 9 月、最高裁が上流側のカルナタカ州に対し、下流側のタミル・ナドゥ州へ水を供給するよう命じたことに対してカルナタカ州住民が反発し、タミル・ナドゥ州ナンバーの車や商店が放火され、警官隊とデモ隊の衝突で死者 2 名が出る事態となった。

この事件でベンガルール市の一部を含め州内に外出禁止令が出され、日本の完成車メーカー工場も操業を一時停止するなど、治安・経済に大きな影響が生じた。

【空港・港湾】

ケンペゴウダ国際空港がベンガルール市から北に約 37 km、ベンガルールとハイデラバードを結ぶ国道 7 号線沿線に位置している。日本航空（JAL）が成田からベンガルールへの直行便を 2020 年に開設する予定であったが、COVID-19 の影響により、延期となっている。2022 年 7 月時点では臨時便が運航されている。このほか、ベンガルールからは、シンガポール、香港、中東などやインド国内各都市に就航している。

カルナタカ州自体は西側がアラビア海に面し、マンガロール港などの官営港湾があるが、ベンガルールは州東側の内陸部にあり、西海岸の港との間では道路が整備されていない丘陵地帯を通る必要があるため、日本企業はタミル・ナドゥ州のチェンナイ港、カマラジャール港から原材料の輸入などを行うことが多いようである。

【電力】

Central Electricity Authority 「Annual Report 2020-21」によると、カルナタカ州では、2020 年度は 68,851 MU の需要に対し供給が 68,831 MU で、若干の需給ギャップがあったが、ピーク時需給については、14,367 MW の需要に対しギャップが生じていない。

【不動産】

企業集積に伴って土地・不動産価格は高騰しており、工業団地の土地価格・事務所賃料はデリーやムンバイと同程度となっている。

ベンガルール市内のチャンセリー・ホテル (Chancery Hotel) では、Toyota Enterprise India Pvt. Ltd. がビジネスコンビニ「NEXTEP」を開設し、ビジネスサポートや生活サポートなどを行っている。同社の親会社であるトヨタエンタプライズは、トヨタ自動車の完全子会社で、ビルメンテナンス、ホテル (指定管理)・保養所、レストラン・社員食堂などの事業を営んでいる。

②労働事情

【人材】

カルナタカ州の人は、比較的性格が穏やかで勤勉な人が多く、日本企業の企業文化と親和性が高いと言われている。特に IT 産業の集積したベンガルールではカスタ意識も希薄で、労使関係のリスクも小さいとされる。人的資源開発省の「All India Survey on Higher Education 2019-2020」によると、カルナタカ州には 65 の総合大学、3,670 の単科大学があり、州別の大学数ではそれぞれ 4 位、3 位であった。高等教育における男子学生と女子学生の比率は 50%対 50%とほぼ同数である。ベンガルールの IT、高度製造業の集積から、理数系人材は特に豊富と言われている。

トヨタ自動車の現地法人「トヨタ・キルロスカ・モーター」は、経済的理由から高校への進学が難しい中学卒業者を対象にモノづくりの技術を教育する「トヨタ工業技術学校」を 2007 年に同社敷地内に設立した。日本の経済産業省は、インドの技能開発・企業家省との間で 2016 年 11 月に交わした「ものづくり技能移転推進プログラムに関する協力覚書 (MOC)」に基づき、2017 年 6 月に、同校を「日本式ものづくり学校 (Japan-India Institute for Manufacturing : JIM)」として認定している。

【賃金】

インド日本商工会と JETRO の「第 15 回賃金実態調査概要」によると、カルナタカ州のスタッフとワーカーの 2021 年の実績は、スタッフが 8.1%、ワーカーが 9.4%であった。インド全体ではスタッフは 7.9%、ワーカーが 8.5%で、カルナタカ州では、スタッフ・ワーカーともに昇給率は全国を上回った。

③生活環境

【気候】

高原地域にあるため、南部でも気温や湿度が極端に高くはならず、比較的安定した穏やかな気候である。モンスーンの時期 (6 月中旬頃) に雨が多く、洪水が起きる場合もあるが、チェンナイなどと比べると大規模災害は少ない。



バンガロールの高所からの街並み

【教育】

日本人学校はないが、Canadian International School や Stonehill International School などのインターナショナルスクールがベンガロールに 10 校程度ある。また、日本人補習校(サタデースクール)があり、バンガロール日本人会と PTA によって運営されている。2019 年 4 月時点の生徒数は 66 名(小学生 54 名、中学生 12 名)である。

【医療】

日本人駐在員はバンコクやシンガポールの病院のほか、日本帰国時に病院にかかることも多いが、医療サービスは充実している。駐在員のリスクマネジメントサービスの利用も可能である。インドの病院の場合、診療、処置、薬の処方など窓口が細分化されているため、一連の医療サービスを受けるのに時間がかかる点に注意が必要である。

外務省のウェブサイト「世界の医療事情 インド」では、ベンガロールの医療機関として、Sakra World Hospital や Columbia Asia Referral Hospital, Yeshwanthpur などの病院が紹介されている。

「世界の医療事情 インド」：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/india.html>

ベンガロールの病院に関する情報は、在インド日本国大使館やバンガロール日本人会のウェブサイト⁵³でも紹介されている。

【治安】

ベンガロール市内の治安は良く、日本人が巻き込まれる凶悪犯罪は非常に少ない。ただし、中間層以上や若者を中心に飲酒に比較的寛容な風潮であるため、金曜や週末の深夜の外出は避けた方が良くいとされている。

⁵³ 在インド日本国大使館：https://www.in.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000572.html

バンガロール日本人会：<https://www.bangalore-nihonjinkai.com/%E7%94%9F%E6%B4%BB%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89-1/%E7%97%85%E9%99%A2/>

【住居】

ベンガルール市内で外国人駐在員に人気のエリアは、中心部の MG ロード (MG Road)、エンバシー・ハビタット (Embassy Habitat)、フェアモント (Fairmont)、郊外西部のホワイトフィールド (Whitefield) などである。

【日本食】

ベンガルール市内には日本食レストランが増えており、日本人シェフがいる店舗もある。日本食材は EC サイト「MAIN DISH」で購入できる。

【金融】

邦銀では、三菱 UFJ 銀行ベンガルール支店とみずほ銀行ベンガルール支店が法人向けのサービスを行っている。給与振込、日常的に発生する決済や送金などについては、地場銀行に口座を作って行うことが一般的である。

2. 主要工業団地

(1) トウムクウル地区：ヴァサンタ・ナラサプラ工業団地

ベンガルールから 80 km 余り北西にあるトウムクウル (Tumkur) 地区は、インド連邦政府の「国家製造業政策」により製造業専用の工業地区 (National Investment & Manufacturing Zone : NIMZ) として指定された 12 ヶ所の 1 つで、カルナタカ州の産業政策においても、優先的な開発が定められている。同産業政策のインセンティブも付与の対象となっている。

現在同地区内のヴァサンタ・ナラサプラ (Vasantha Narasapura) 工業団地では入居企業の操業と並行して開発が進んでいる。工業団地の土地総面積は 57 km² (約 14,000 エーカー) で、第 1 フェーズは完売、第 2 フェーズは約 14 エーカー、第 3 フェーズでは約 1,100 エーカーの空き地があり、申請受付中。このうち、第 3 フェーズでは、529 エーカーを日本工業団地 (JIT)、約 500 エーカーを工作機械専用の工業団地 (Machine ToolPark、MTP) として開発中である (2021 年 3 月時点)。フェーズ 3 には食品産業の集積地である「メガ・フード・パーク」が稼働しており、多様な企業の進出が期待されている。日本企業としては、東芝三菱電機産業システム (TMEIC) が進出済みである。第 4 フェーズまで開発が予定されている (700 エーカーを収容予定)。土地契約は 99 ヶ年のリース契約で、日本工業団地の予定価格は m² あたりの土地価格は 2,693 ルピー/ m² となっている。

(2) 主要工業団地

図表 28-3 主要工業団地の概要 (2021年3月時点)

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要 日系企業
ビダディ (Bidadi)	バンガロール中心部より28 km マイソール行き州道(SH-17)沿い	KIADB※1、 BVIPWA (民間) ※2	(1) KIADB 工業団地 が販売済 み。 (2) 7,165 ルピー/㎡ (BVIPの 予定価格)	KIADB が開発した工業団地 (第1フェーズと第2フェーズでは 空きなし。 この他、トヨタおよびボッシュ などの部品サプライヤー 企業に作られた協会「ビダディ ベンダー工業団地福祉協会 (Bidadi Vendors Industrial Park Association; BVIPWA)」は、 「ビダディベンダー工業団地 (Bidadi Vendor Industrial Park)」という新しい 民間工業団地プロジェクトを 計画し、その第1フェーズでは 95 エーカーの工業用地を収用済 み。第2フェーズで更に300エー カーを収用予定。	トヨタ自動車、豊田通商、豊田鉄工、豊田合成、三井物産、尾張精機、三菱電機、アイシン高丘など。
ハロハハリ 第4フェーズおよび第5フェーズ (Harohalli P-IV &P-V)	バンガロール中心部より45km カナクプラ行き国道209号線沿い	KIADB	(1) 6,177 ルピー/㎡ (第4フェーズの 予定価格) (2) 7,165 ルピー (第5 フェーズの 予定価格)	申請受付中。第1フェーズ～ 第3フェーズでは空きなし。 第3フェーズでは、100エーカー を女性企業家専用の工業団地 として開発する計画。第4フェ ーズでは約350エーカーの工業 用地が収用済み。第5フェーズ では約1,000エーカーの用地が 収用中。 電力: 220/11 KVAの新たな変 電所を設置する予定。	東海ゴム(ハロハハリ第2フェーズ)、川崎工業
エレクトロニクス・シティ (Electronics City)	バンガロール中心部より22 km	KIADB	販売済み	空きなし	ファナック、横河電機、安川電機

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要 日系企業
ボマサンドラ・ ジガニ (Bommasandra- Jigani)	バンガロー ル中心部よ り 26km	KIADB	販売済み	空きなし	豊田自動織機、矢 崎、Semitec、北 川など。
ホワイトフィール ド (Whitefield)	バンガロー ル中心部よ り 18km	KIADB	販売済み	空きなし	牧野、NTT など。
エアロスペースパ ーク・エレクトロ ニクス ハードウ ェア パーク (Aerospace Park/SEZ) & (Electronic Hardware Park)	バンガロー ル中心部よ り 35 km ハ イデラバー ド行き国道 (NH-7) 沿い	KIADB, CDC (民間) ^{※3}	(1) 6,918 ルピー/㎡ (KIADB エ 業団地の予 定価格) (2) 13,650 ルピー/㎡ (台湾工業 団地の予定 価格)	申請受付中。土地面積は約 500 エーカー。うち、60 エー カーの空き地。 同工業団地の近辺にある、電 子機器専用の工業団地 「 Electronic Hardware Park」では台湾系民間デベロ ッパーである CDC 社が台湾工 業団地 (Taiwan Industrial Cluster) を開発中。土地面 積は約 160 エーカー。第 1 フ ェーズでは 70 エーカーが販 売中。	アマダ
ドッダバラプル オバデナハリ (Obadenahalli)	バンガロー ル中心部よ り 36km	KIADB	4,941 ルピ ー/㎡ (予 定)	申請受付中。196 エーカーの 用地が収用済み。うち、約 75 エーカーの空き地。	武蔵精密、ケー ヒン、サカタのタ ネ、タキイ種苗、 内外キャスティ ング、ホンダな ど。
マルール第 4 フェ ーズ (Malur P- IV)	バンガロー ル中心部よ り 45 km 州 道 99 号線沿 い	KIADB	4,002 ルピ ー/㎡ (予 定)	申請受付中。総面積は約 450 エーカー。空き地は約 15 エ ーカー。基本インフラは整備 済み。 給水量：KIADB からの水供給 はなし。各企業が自分の井戸 水をアレンジする必要あり。	日本ピストンリ ング、ツジカワ、 油研工業など。

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/m ²)	空き状況	進出済主要 日系企業
ナルサプル (Narsapura) 第2 フェーズ/ジャッ カサンドラ (Jakkasandra)	バンガロー ル中心部よ り55 km。チ ェンナイ行 き国道4号 線沿い	KIADB	2,174 ルピ ー/m ² (水供 給インフラ 整備費用を 除いた予定 価格)	第1フェーズが販売済み。主 に92のプロジェクトが承認 されている。第2フェーズで は628エーカーが割り当て承 認済みで、現時点では、空き 地約20エーカー。	本田技研工業、バ ンドー化学、アイ シン、エクセディ など。
ヴェームガル (Vemgal)	バンガロー ル中心部よ り約50 km。 国道4号線 沿い	KIADB	4,225 ルピ ー/m ² (予 定)	申請受付中。第1フェーズの 総面積は約620エーカーで、 空き地は約5エーカー。第2 フェーズで更に約500エカ ーの用地を収用予定。 給水量：現在、KIADB から の水供給はなし。各企業が自 分の井戸水をアレンジする必 要あり。なお、40MLDの処理 済水をナラサプル、ヴェーム ガル、マルール工業団地に供 給するプロジェクトが計画 されている。 電力：220/11 KVAの新たな変 電所を設置する予定。	三菱エレベータ ー
ガウリビダヌール 第2フェーズ (Gowribidanur P- 2)	バンガロー ル中心部よ り約70 km。 州道7号線 沿い	KIADB	1,939 ル ピー/m ² (予 定)	申請受付中。第2フェーズの 総面積は約627エーカー。空 き地は約30エーカー給水量： KIADBからの水供給はなし。 各企業が自分の井戸水をア レンジする必要あり。地下水が 豊富。 電力供給：各企業に11 KVAを 配電する。	なし
ピニア・ラジャジ ナガル (Peenya- Rajajinagar)	バンガロー ル中心部よ り約15 km。 ムンバイ行 き国道4号 線沿い	KIADB	販売済み	空きなし	日立工機、DOWAサ ーモテック、ミラ プロ、サンライズ 工業、DMG森精機 など。

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要 日系企業
ドバスペット第 4 フェーズ (Dabaspet P-IV)	バンガロール中心部より約 50 km。 州道 4 号線 沿い	KIADB	3,706 ルピー / ㎡ (予定)	申請受付中。総面積は約 890 エーカー。空き地は約 30 エーカー。 給水量：KIADB からの水供給はなし。各企業が自分の井戸水をアレンジする必要あり。 電力供給：各企業に 11 KVA を配電する。	東海理化、東洋電機、日立・ターミナル・ソリューションズ
ヴァサンタ・ナラ サプラ 第 2 フェーズ/第 3 フェーズ (Vasantha Narasapura P-II/P-III)	バンガロール中心部より約 86km 国道 4 号線 沿い トゥムクル 市より 約 15 km	KIADB	(1) 1,730 ルピー/㎡ (P-II/P- III の予定 価格) (2) 2,456 ルピー/㎡ (工作機械 専用工業団 地の予定価 格) (3) 2,693 ルピー/㎡ (日本工業 団地の予定 価格)	申請受付中。第 2 フェーズは約 14 エーカー、第 3 フェーズでは約 1,100 エーカーの空き地。このうち、第 3 フェーズでは、529 エーカーを日本工業団地 (JIT)、約 500 エーカーを工作機械専用の工業団地 (Machine Tool Park、MTP) として開発中。 JIT では約 300 エーカーの空き地、MTP では約 250 エーカーの空き地。 第 4 フェーズで更に約 700 エーカーを収用予定。同工業団地が国家製造業政策 (National Manufacturing Policy、NMP) のもと、国 12 カ所で開発する国家投資・工業地区 (National Investment & Manufacturing Zone: NIMZ) の一つとなる。 給水量：現在、KIADB より 5MLD の処理済水施設を設置済み。 電力：JIT と MPT 用の 220/11KVA の新たな変電所を設置。	東芝三菱電機、シヨーワなど。

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/m ²)	空き状況	進出済主要 日系企業
ホスール (Hosur)	バンガロール中心部より約40KM。 NH7号線沿い。バンガロール国際空港より75km。	SIPCOT ^{※4}	販売済み	P-I と P-II とともに販売済み。 総面積は約2,000エーカー。 P-III では800エーカーを収用予定。	朝日電装、ジャパンメタルビルディングシステムズ(JMBS)、 India Nippon Electricals、関西ペイントなど。
GMR クリシュナギリ・インベストメント・リジョン (GMR Krishnagiri SEZ)	バンガロール中心部より約65km。 NH7号線沿い。ホスールより20km。	GMR(民間) ^{※5}	3,706ルピー/m ² (P-2の予定価格)	申込受付中。第1フェーズ(564エーカー)が販売済み。 第2フェーズで1,536エーカーの工業用地が開発中。	トヨタ紡織

- (注) ※1 KIADB : カルナタカ州工業団地開発局 (Karnataka Industrial Area Development Board)。オンラインで土地申請は可能 (URL: <http://164.100.133.168/kiadbgisportal/>)
 ※2 BVIPWA : ビダディベンダー工業団地福祉協会 (Bidadi Vendor Industrial Park Welfare Association)
 ※3 CDC : 台湾系の民間デベロッパー (Century Development Corporation.) (URL: <http://www.centurydev.com.tw/>)
 ※4 SIPCOT : タミル・ナドゥ州産業振興公社 (State Industries Promotion Corporation of Tamilnadu Ltd.) (URL: <https://sipcot.tn.gov.in/>)
 ※5 GMR : 地場大手デベロッパー企業 (URL: <https://gksl.gmrgroup.in/>)
 (出所) JETRO「インドの工業団地情報」より作成

第29章 地域編⑤：チェンナイ都市圏⁵⁴

1. 地域概要

(1) 概要

①タミル・ナドゥ州のインドにおける経済的地位

タミル・ナドゥ州は、インド南東部にある州であり、面積は 13.0 万 km²(全国土の 4.0%に相当)、州人口は 7,597 万人(全人口の 5.8%に相当)である。同州はインド亜大陸の最南端に位置し、北にアンドラ・プラデシュ州、西にカルナタカ州とケララ州、南と東はそれぞれインド洋とベンガル湾に面している。インド洋を隔ててスリランカにも面している。

州内にはタミル人が多く、州名の由来にもなっている。文化的には北部のアーリア文化と異なるドラヴィダ文化の中心地で、インド独立以前は南部分離独立運動(ドラヴィダスターン)が起こった時期もあった。

同州の政治は、独立から 1967 年までは会議派が政権を担っていたが、1967 年以降はドラヴィダ進歩同盟(DMK)と全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩連盟(AIADMK)の地域政党 2 党が圧倒的な議席を保有し、全国政党は少数派に甘んじている。2021 年 4 月の州議会選挙では、234 議席中 DMK が 133 議席(国民会議派(INC)などとの連立では 159 議席)を確保し、10 年ぶりに AIADMK に勝利し、政権交代が起きている。AIADMK は BJP やプロレタリア人民党(PMK)と協力を行ったが、その連立でも合計 75 議席の獲得に留まっている。

2021 年 5 月 7 日には、DMK の M.K.スターリン党首が州首相に就任している。スターリン州首相は、州副首相とチェンナイ市長の経験があり、州首相就任は初である。

2019 年の下院総選挙の結果は、タミル・ナドゥ州内の 39 選挙区(39 議席)で、DMK が 23 議席、INC が 8 議席を獲得し、統一進歩連合が 31 議席を獲得した。BJP の獲得議席は無い。

同州は南インド経済の中心地で、2019 年度においてインド全体の GDP の 8.5%を占め、マハラシュトラ州に次いで第 2 位であった。2019 年 10 月から 2021 年 12 月までにかけて、タミル・ナドゥ州への FDI 流入は 5,707.82 百万米ドルであった(インドで 5 位)。州の新政権は、2021 年 4 月から 12 月にかけて、FDI を 41.5%増加させることに成功している。

古くから製造業が発展しており、州名目 GDP の 11.7%を占めている(2018 年度)。主要産業は自動車・自動車部品、医薬品、IT、エレクトロニクス、繊維、セメント、化学などである。ルノー、日産、フォード、現代自動車、ダイムラー、BMW など外資の完成車メーカーが集積し、自動車部品産業も地場・外資共に集積していることから、州都のチェンナイは「インドのデトロイト」とも称される。

同州は再エネ導入にも積極的であり、2021 年時点の容量ベースでは太陽光発電及び風力発電の導入量がインド最大であり、発電量ではカルナタカ州、ラジャスタン州に次いで 3 位である。

⁵⁴ 本書ではチェンナイ都市圏として、タミル・ナドゥ州とアンドラ・プラデシュ州を指すものとする。

また、2022年5月、インド再エネ大手 Acme Solar Holdings Ltd は、タミル・ナドゥ州に7ギガワット GW のグリーン・アンモニア（再エネ由来のアンモニア）生産施設開発に約60億米ドルの投資を行うと発表した。

また、ムンバイと並び映画産業が盛んで、中心地であるチェンナイ西部のコーダンバッカムは、ハリウッドになぞらえて「コリウッド」とも呼ばれる。なお、元州首相のジャヤラリタ氏や、AIADMK を結成したラーマチャンドラン（M. G. Ramachandran）氏は元俳優である。

タミル・ナドゥ州は2012年、「VISION2023」と呼ばれる中期経済計画を策定・公表した。この計画に沿う形で、「タミル・ナドゥ産業政策2014」（Tamil Nadu Industrial Policy 2014）が策定され2021年に改訂が行われた。同政策では①州内製造業の年間成長率15%の達成、②2025年までに10兆ルピーの投資呼び込み、③2025年までに200万人の雇用機会創出、④州のGross State Value Added を30%に引き上げ、といった目標が掲げられている。同政策では、投資誘致活動の強化、優遇措置の拡充などが行われている。

対象分野としては、従来の主要分野である自動車・自動車部品、化学、精密機器、重機、皮革製品、テキスタイル、金融サービス、ソフトウェアに加えて、「Sunrise Sectors」として宇宙航空・防衛、食品加工、再生可能エネルギー、エレクトロニクス、医療機器、電気自動車、バイオテクノロジー、医薬品などの分野も対象としている。

また、研究開発（R&D）プロジェクト、工業団地開発、物流、海外直接投資にも焦点を当て、特に他国からの製造拠点の移管を呼び込むためのインセンティブも新たに設けられている。

図表 29-1 インド南部におけるチェンナイ都市圏の位置



②アンドラ・プラデシュ州のインドにおける経済的地位

アンドラ・プラデシュ州（以下、AP 州）はインド亜大陸の東海岸（ベンガル湾側）に面した州で、北はオディシャ州、西はテランガナ州とカルナタカ州、南はタミル・ナドゥ州と接している。約 1,000 km の長大な海岸線を有し、ビシヤーカパトナムなどの大規模な港湾 6 つを有する。

2014 年 6 月に同州からテランガナ州が分離独立した。分離前の面積は 27.5 万 km² で、ウッタル・プラデシュ州、マディヤ・プラデシュ州に次いで第 3 位の面積を有していた。IT の集積地として知られ、テランガナ州の州都も兼ねるハイデラバードが州都として機能している。新州都としてアマラーヴァティの開発と首都機能移転に向けた準備が進んでいたが、2019 年の州議会選挙後の州政権交代により、当該計画は中止され、融資予定であった世界銀行やアジアインフラ投資銀行もプロジェクトから撤退している。

AP 州では、下院総選挙と州議会選挙が 2019 年 4 月 11 日に同時に実施された。州議会選挙では、YSRCP (Yuvajana Sramika Rythu Congress Party) が 175 議席中 151 議席を占める圧勝となった。それまで与党であった地域政党のテルグー・デーサム (Telugu Desam) は 23 議席となり、ジャナ・セナ党 (Janasena Party) が 1 議席を獲得している。

下院総選挙でも YSRCP が圧勝し、25 選挙区 (25 議席) 中 22 議席を獲得し、残りの 3 議席はテルグー・デーサムが獲得している。両選挙において、BJP は 1 議席も獲得していない。

州議会選挙後に YSRCP のジャガンモハン・レッディ氏が州首相となった。支持基盤であるブルーワーカーや農民寄りの立場を表明しており、8 月には、AP 州内の工場などで、従業員の 75% 以上を州内居住者から雇用することを義務づける州法が公布されている。AP 州の新政権誕生後、前政権時代の州内の再エネプロジェクトの IPP と州配電公社の PPA (電力販売契約) 41 件について、電力価格の再交渉を新政権が命じたために訴訟が起こされていたが、2022 年 3 月、アンドラ・プラデシュ州高等裁判所によって元の PPA を尊重するよう命令が下された。

AP 州は 2020 年に「産業開発政策 2020-23 (Industrial Development Policy 2020-23)」を策定している。若者の雇用創出、工業部門の 1 人あたり GVA (産業部門別粗付加価値) を国平均まで高めること、地域やコミュニティ間の均衡ある発展、環境に配慮した経済成長の達成を目標としている。食品加工、製薬・バイオテクノロジー、繊維、エレクトロニクス、皮革、玩具・家具、石油化学、航空宇宙・防衛。自動車・自動車部品、機械・精密機器の 10 分野を重点分野として指定し、工業団地の開発を行うなどとしている。また、小規模事業者や指定カーストなどに属する女性起業家への優遇措置が厚く設けられている。

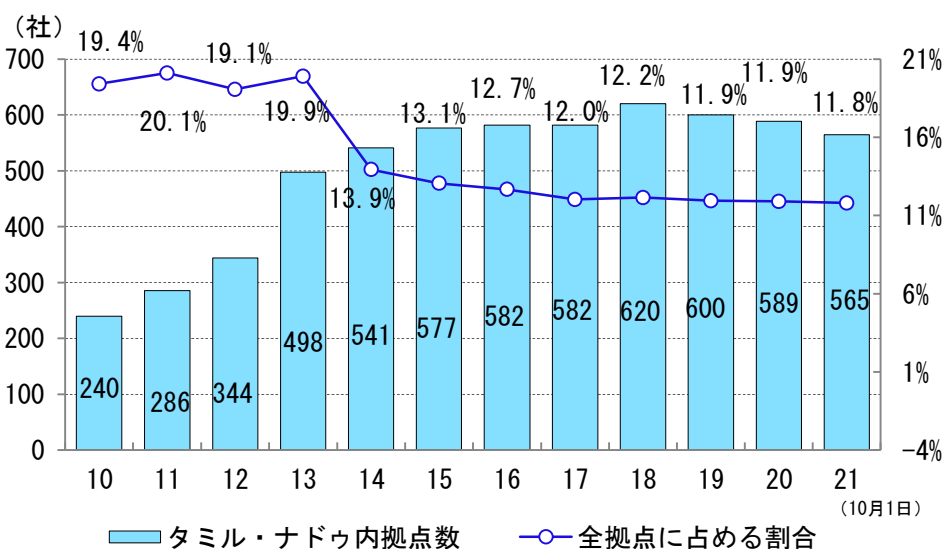
③工業団地・日系企業進出動向

チェンナイ都市圏には日本工業団地 (ワンハブ・チェンナイ、双日マザーソンなど。詳細後述) が複数整備されており、日本のメーカーにとってはそれらの工業団地に入居すれば事業環境のトラブルは少ないと考えられる。

タミル・ナドゥ州の主要工業団地としてはワンハブ・チェンナイ (OneHub Chennai、進出日本企業：日立オートモティブシステムズ、味の素など)、オラガダム (Oragadam、同：日産、コマツなど)、ヴァラム・バダガル (Vallam Vadagal、同：ヤマハ発動機など) がある。

在インド日本国大使館とJETROのデータによると、2021年10月時点でタミル・ナドゥ州に進出している日系企業の拠点数は565で、2010年から2.3倍に増えている（図表29-2）。拠点数増加の背景には、日本のニーズに合致した工業団地の整備が進んだこと、電力をはじめとしたインフラの整備が進んだことなどが考えられる。業種としては、輸送機器部門で日産、ヤマハ発動機などの完成車メーカーに部品を供給するサプライヤー、機械メーカー、食品加工などが多い。

図表 29-2 タミル・ナドゥ州進出日系企業の拠点数推移

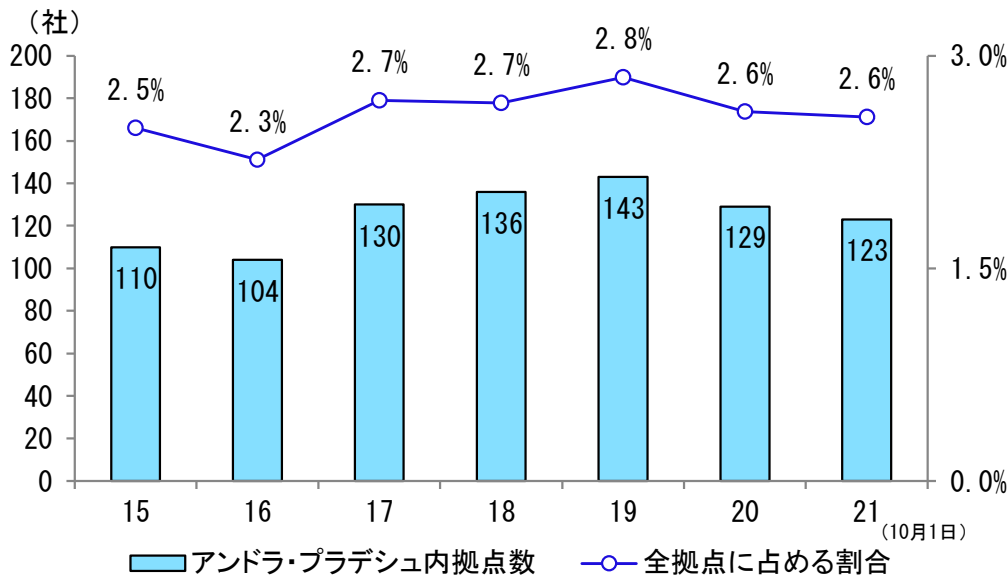


（出所）在インド日本国大使館、JETRO「インド進出日系企業リスト（2022年6月）」より作成

AP州の工業団地としては、州南限地域に位置するスリ・シティ（Sri City）にいすゞ自動車、コベルコ建機、コベルコクレーン）、ユニ・チャームなど10社余りが入居している（詳細後述）。

同州進出企業の拠点数は2020年10月時点で129と、主要州に比べれば少ないが、タミル・ナドゥ州やカルナタカ州に比べて土地価格が低いことや、港湾や道路の輸送インフラの整備が進められている。スリ・シティ入居企業以外の進出企業としては、エーザイなどがある。

図表 29-3 アンドラ・プラデシュ州進出日系企業の拠点数推移



(注) テランガナ州独立後のアンドラ・プラデシュ州内拠点数

(出所) 在インド日本国大使館、JETRO「インド進出日系企業リスト (2022年6月)」より作成

AP 州政府の主な投資関係機関として、大型投資案件の許認可などを行う州投資促進委員会 (State Investment Promotion Board : SIPB)、投資家と州政府内の各機関をつなぐ窓口である経済開発委員会 (Economic Development Board : EDB) がある。

(2) 進出日本企業から見た事業・生活環境やコスト

① インフラ・物流

【道路】

チェンナイ近郊では、市中心部、郊外の工業団地、チェンナイ・カマラジャール両港間それぞれの道路接続は概して良好である。ただし、他の主要都市と同様、時間帯によっては市中心部の渋滞が深刻である。この渋滞解消のため、日本の有償資金協力により、道路交通システムの高度化や周辺環状道路建設事業が行われている。

AP 州でも道路整備が進んでおり、チェンナイ市街地とスリ・シティ工業団地を結ぶ幹線道路の舗装状況は良好である。

【空港・港湾】

タミル・ナドゥ州のチェンナイ国際空港が南部のハブ空港として機能している。市内からの距離は 17 km と比較的近い。シンガポール、スリランカ、中東などと結ばれており、日本からはシンガポール経由でチェンナイに向かうことが多い模様である。2019年10月27日より、全日空が成田～チェンナイ便の週3便 (水、金、日) の運行を開始している。

タミル・ナドゥ、AP 両州で合計約 2,000 km の海岸線を有するため港湾数も多い。主要な港としてチェンナイ、カマラジャーラ、カトウパリ（タミル・ナドゥ州）、クリシュナパトナム、ビシャーカパトナム、カキナダ（AP 州）などがある。チェンナイ港は、渋滞に巻き込まれる、システムが古く遅い、現代（ヒュンダイ）が完成車輸出を独占している（2018 年にパートナーシップを 10 年延長としている）ことなどから、日本企業はカマラジャーラ港を用いることが多いとのことである。

【電力】

Central Electricity Authority 「Annual Report 2020-21」によると、タミル・ナドゥ州では、2020 年度は 101,194 MU の需要に対し供給が 101,189 MU で、若干の需給ギャップがあったが、ピーク時需給については、16,263MW の需要に対しギャップが生じていない。

Central Electricity Authority 「Annual Report 2020-21」によると、2020 年度に AP 州では、62,080 MU のエネルギー需要に対し供給が 62,076 MU で、需給ギャップは 0 に近づいている。ピーク時需給については、11,193 MW の需要に対しギャップが生じていない。

【通信】

通信環境は比較的整備されているが、郊外では不安定なことがある。AP 州政府は 2015～2016 年にかけて NEC や IoT（モノのインターネット）クラウド大手の kii などの複数の日本企業と、スマートシティに関連した通信や IoT について MOU を締結した。2017 年には Google の親会社であるアルファベットが人口密集地にインターネット接続サービスを提供することで州政府と合意している。

【不動産】

タミル・ナドゥ州内の工業団地では、エーカーあたり 700 万ルピーの団地もあれば、5,000 万ルピーの団地もあり、価格帯に幅がある。

②労働事情

【人材】

タミル・ナドゥ州には世界最大級の理工系大学であるアナ大学（Anna University）、インド最高水準の工業系国立大学であるインド工科大学マドラス校（Indian Institute of Technology, Madras）など高水準の教育機関があるため、優秀な理工系人材が豊富である。同州産業政策によれば、18 万人以上の大卒エンジニア、12 万人の技術教育機関（polytechnic institute）卒業生、3.5 万人のソフトウェアエンジニアが輩出されている。

また、温厚で勤勉なタミル人の気質は日本企業になじみやすいとされ、その点を決め手に進出してきた日本企業もあるとのことである。

AP 州進出日本企業の中には、スタッフをタミル・ナドゥ州から、ワーカーを AP 州で主に採用するため、従業員によって母語が異なる（タミル・ナドゥ州はタミル語、AP 州はテルグ語）結果となり、社内公用語を英語にしているケースも見られた。

【賃金】

チェンナイのワーカー、スタッフ賃金はムンバイ、ベンガルール、ニューデリーよりも低水準である。また、インド日本商工会の調査では、2021 年のタミル・ナドゥ州のスタッフ昇給率は 7.6%、ワーカー昇給率は 8.0%、AP 州のスタッフ昇給率は 8.3%、ワーカー昇給率は 8.9% である。タミル・ナドゥ州は調査対象地域全体（スタッフ昇給率 7.9%、ワーカー 8.5%）を下回り、AP 州は上回っている。

③生活環境⁵⁵

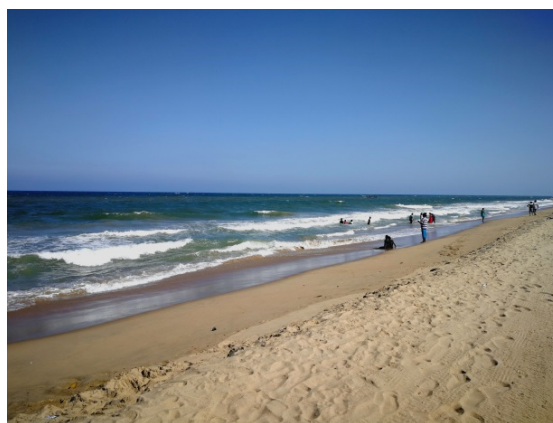
【気候】

タミル・ナドゥ州は山岳地帯、森林地帯、乾燥地帯、肥沃地帯、沿岸地帯と 5 つの地形区分を有する。年間を通じて高温多湿で、1 月、12 月を除き日中最高気温は 30℃を超える。

また、チェンナイ周辺は 10 月から 12 月にかけて季節風の影響で大量の降雨に見舞われ、洪水も少なくなく、サイクロンによって浸水や建物の倒壊が引き起こされることもある。最近では、2015 年 12 月に洪水の影響でチェンナイ国際空港が閉鎖され、2016 年 12 月のサイクロンでは 1 万 8,000 人が避難を余儀なくされた。2020 年に発生したサイクロンでも数十万人が避難している。現地に進出する日本企業は、物損に備えて損害保険に加入しているとのことである。



チェンナイの高所からの街並み



チェンナイの海

⁵⁵ 教育機関、医療機関などの詳細はチェンナイ日本人会 <https://www.chennai-nihonjinkai.com/>、在インド日本大使館ウェブサイト http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Medical_New/chennaihospital.html を参照のこと。

【教育】

チェンナイに日本人学校はないが、「American International School」など複数のインターナショナルスクールがある。また、平日放課後に補習機会を提供する補習授業校がある。同校には 21 名の生徒が通っている（2022 年 4 月時点）。



チェンナイのショッピングモール



市内には高層マンションが立ち並ぶ



チェンナイ市内の「Fuji」レストラン



市内のベーカリーショップ

【医療】

在インド日本国大使館のウェブサイトでは、「チェンナイ病院情報」のページで「Apollo Hospital Enterprises Limited」を救急医療が充実した近代的な病院として紹介している。日本人会ウェブサイトでも日本人がよく利用する病院がいくつか紹介されている。

ただし、他州と同様、日本人駐在員はシンガポールやバンコクの病院での受診や、日本に帰国した際に検診を受けることが多いようである。

【治安】

チェンナイの治安は比較的良好とされ、ムンバイやコルカタなど他の大都市よりも犯罪率は低い。ただし、観光地や公共交通機関におけるスリなどには注意が必要である。

【住居】

物件選びのポイントがチェンナイ日本人会のウェブサイトで紹介されている。可能であれば、複数の不動産業者に紹介を依頼し、多くの物件を見ること、セキュリティ、大型冷蔵庫の設置など現地の実情に沿ったアドバイスが掲載されている。

【日本食】

日本食材は EC サイト「MAIN DISH」で購入できる。チェンナイ市内には「くふ楽」や、「Nippon」、「Hokkaido」など日本食レストランが複数ある。また、Accord Metropolitan や Hyatt Regency などの高級ホテル内に日本食を提供するレストランが営業している。チェンナイ日本人会ウェブサイトにて日本食レストランを含むレストラン情報が紹介されている。

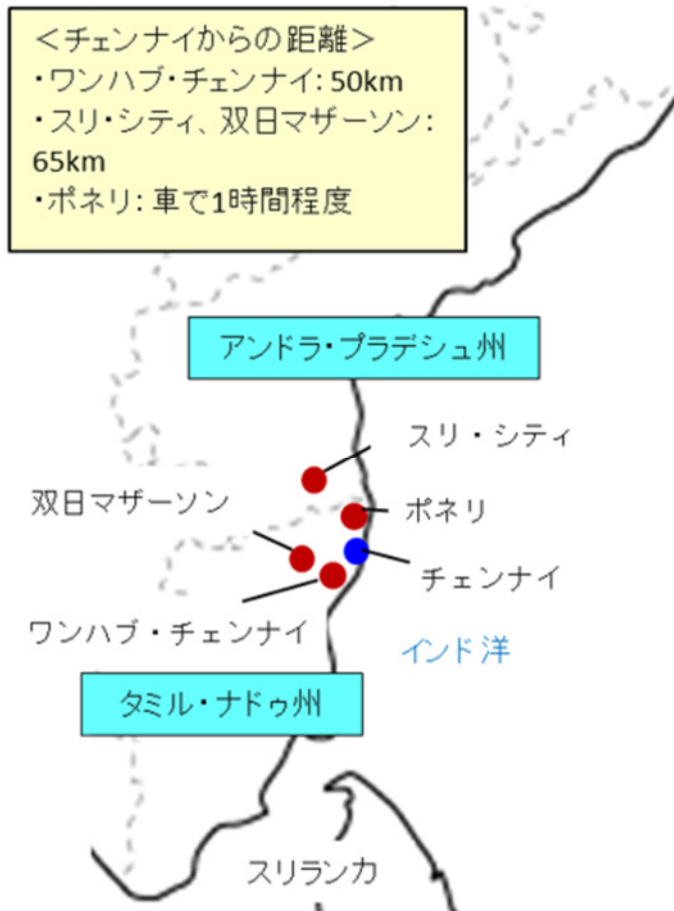
【金融】

チェンナイ市内では、三菱 UFJ 銀行とみずほ銀行が支店を開設し、法人向けサービスを行っている。給与振込、日常的に発生する決済や送金などについては、地場銀行に口座を作って行うことが一般的である。また、三井住友銀行も 2020 年 11 月よりニューデリー支店のチェンナイ出張所を開設している。AP 州には邦銀の展開はない（2022 年 5 月時点）。なお、スリ・シティ工業団地内に地場商業銀行最大手のインドステイト銀行（SBI）が支店を開設している。

2. 主要工業団地

チェンナイ都市圏には、日本工業団地 12 ヶ所のうち 4 ヶ所（ワンハブ・チェンナイ、双日マザーソン、オリジンズ・チェンナイ<以上タミル・ナドゥ州>、「アンドラ・プラデシュ州南限とクリシュナパトナム港の間の地域」<AP 州スリ・シティ>）が指定されており、として日本企業のニーズに対応可能な水準のインフラをはじめとした事業環境が提供されている。

図表 29-4 チェンナイ都市圏の日本工業団地の分布



(出所) 白地図は白地図専門店より取得、加工した

(1) ワンハブ・チェンナイ総合工業団地

ワンハブ・チェンナイ総合工業団地 (OneHub Chennai) は、シンガポールの不動産開発大手アセンダス・シンブリッジ (Ascendas Singbridge)、地場不動産開発大手のアイレオ (IREO)、みずほ銀行、日揮が共同開発している工業団地である。工業区、オフィス、居住地区、商業施設、学校などを含めた「Integrated Industrial Township」の総合開発をコンセプトとしている。

ワンハブ・チェンナイはチェンナイ市内から南に約 50 km、幹線道路の OMR (Old Mahabalipuram Road) 沿いに立地しており、チェンナイ港、カマラジャール港、オラガダムなど近隣の工業団地との接続にも優れている。居住、商業地区を含めた総面積は約 1,450 エーカー (586 ヘクタール) で、敷地内の幹線道路は 6 車線 46 m 幅、サブ道路は 24~36 m 幅で整備されている。電力インフラとしては 110 KV、230 KV のサブステーションを備え、188MVA の電力容量を有する。水インフラとしては 日量 36 ML の供給能力を持ち、地上貯水タンクと共有の排水処理施設を備えている。

日立オートモティブシステムズ、味の素、高砂香料工業、マルちゃん・味の素 (東洋水産・味の素の合弁)、ヤマハの楽器・音響機器工場が稼働している。進出企業従業員のワーカー向け寮 (300 人規模) も団地内に開発されている。土地価格は 1 エーカーあたり 2,000 万ルピーである。

図表 29-5 ワンハブ・チェンナイ工業団地内の様子



(注) 上段左：道路、上段右：看板、下段左：共有下水処理場、下段右：貯水タンク
 (出所) 現地調査にて撮影

(2) スリ・シティ工業団地

スリ・シティ工業団地 (Sri City) は AP 州南端部、タミル・ナドゥ州との州境近くの民間工業団地で、チェンナイ市から北へ 80 km (車で片道 1.5~2 時間程度) の国道 5 号線沿いに立地している。開発主体は Sri City Private Limited で、インフラ整備計画や都市のデザインはシンガポールや米国などのコンサルティングファームの協力で行われたため、先進国水準に近いと言われる。

団地内の道路は、サービスレーン付き 6 車線 68 m 幅の幹線道路の他、サービスレーン付き 4 車線 43 m 幅・31 m 幅道路、路肩付き 4 車線 24 m 幅・18 m 幅道路が整備されている。電力は 11 kV、33 kV が 24 時間供給され、8 MW の太陽光発電施設も設置されている。スリ・シティ工業団地ウェブサイト (<https://www.sricity.in/en/industrial-infrastructure/>) によると、10 億立方フィートの水供給を AP 州政府から割り当てられており、共有排水設備も備えている(2022 年 6 月 6 日最終閲覧)。

図表 29-6 スリ・シティ工業団地の様子



(注) 上段左：工業団地の案内板、上段右：団地内の道路の様子、下段左：団地内のサービスアパートメント敷地内の和食レストラン、下段右：隣接のサービスアパートメント
(出所) 現地調査にて撮影

工業用地の総面積は約 1 万エーカーで、土地価格は 1 エーカーあたり 950 万ルピー（インフラ利用料込）である。2022 年 5 月時点ではまだ空きがある。日本企業としてはいすゞ、コベルコ建機、ユニ・チャーム、パイオラックス（プラスチック部品製造）、IMOP（メタルワンと京葉ブランキング工業の合弁企業、建機用鉄鋼部品製造）、日下部電機（パイプミル製造）などが操業している。その他、米国、台湾、中国などの外資企業、地場企業も入居している。

(3) 双日・マザーサン工業団地

双日・マザーサン工業団地（Sojitz Motherson Industrial Park : SMIP）は、双日と地場自動車部品大手マザーサングループが共同で開発している工業団地で、チェンナイ市から南西 60 km のカンチプラム地区に立地している。

チェンナイ国際空港まで 50 km、チェンナイ港まで 65 km という主要港へのアクセスの良さに加え、同地に展開する他の工業団地や日本企業の生産拠点に近いこともメリットである。加えて、国道 4 号線を利用してバンガロールに位置する日本企業の工場へのアクセスも可能となっている。総開発面積は約 115 ヘクタール（うち分譲面積は約 75 ヘクタール）である。土地権利に関しては、30 年以上遡って売買契約を確認しているほか、過去 30 年の降水量データから想定される最大雨量にも耐えうる排水計画などの配慮もなされている。

SMIP には日本人スタッフが常駐し、排水処理施設、物流倉庫、レンタル工場などの付帯インフラを充実させ、進出企業の現地法人設立・工場建設・調達などを支援する予定である。2019 年にインフラ・造成工事が完成し、同年 11 月より正式販売を開始している。2020 年には第一期レンタル工場が竣工した。

マザーサングループはインド最大の自動車部品メーカーグループであり、双日はインドでの事業実績も豊富である。会社設立サポートから工場操業中においても日本語での総合的サポートを提供している。

(4) マヒンドラ・インダストリアル・パーク・チェンナイ（ポネリ工業団地）

オリジンズ・マヒンドラワールドシティノースチェンナイ工業団地（ORIGINS by Mahindra World City, North Chennai）は、住友商事と、傘下に完成車メーカーのマヒンドラ・マヒンドラなどを持つ地場大手財閥のマヒンドラ・グループ子会社とが共同開発する工業団地である。「日本工業団地」の候補地に指定されている（候補地名は「ポネリ工業団地」）。2015 年 5 月に開発、販売、運営を行う合弁企業の設立に合意し、出資比率はマヒンドラ側 60%、住友商事 40%である。

チェンナイ市中心部から北西に 37 km の地点にあり、開発予定面積 300 ヘクタールのうち 110 ヘクタールを第 1 期として開発し、日本人駐在員を常駐させる予定である。マヒンドラ・グループはチェンナイ近郊でマヒンドラ・ワールド・シティ工業団地を開発・運営しており、住友商事も東南アジアで 5 つの工業団地の開発・運営を行った実績を有するため、現地事情や日本企業のニーズに即した入居企業へのサポートが期待される。

(5) 主要工業団地

図表 29-7 主要工業団地の概要 (2022年5月時点)

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/m ²)	空き 状況	進出済主要日系企業
スリ・シティ (SRI CITY)	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 (NH) 16号線沿い ・チェンナイ 市内より北約 80 km 	Sri City (P) Limited	1000万~1400万ルピー/エーカー	空きあり	いすゞ自動車、コベルコ建機、神鋼商事、パイオラックス、メタルワン、ユニ・チャーム、愛三工業、日本通運、菊和、日本発条、日鍛バルブ、日本精機、ティラド、三井化学、東北特殊鋼、東レ、THK、大紀アルミ、パナソニックライフソリューションズ、ミヤマ電器、豊通サプライチェーンソリューションズ、ダイキン
オリジンズ・チェンナイ (ORIGINS Chennai)	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 (NH) 16号線沿い ・チェンナイ 市内より北約 37 km 	マヒンドラ・グループ&住友商事	個別開示	空きあり	ヤンマー、日星電気、臼井スシラ、トラックデザイン
マヒンドラ・ワールド・シティ (MAHINDRA WORLD CITY)	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 (NH) 45号線沿い ・チェンナイ 市内より南西約 55 km 	マヒンドラ・グループ&SIPCOT	3,500万ルピー/エーカー	ほぼ 空き なし ※最低 申請 単 位は2 エ ー カ ー	フジテック、SMC、坂崎彫刻、NTN など
双日マザーソン 工業団地 (SOJITZ MOTHERSON)	<ul style="list-style-type: none"> ・チェンナイ 市内より南西約 65 km 	マザーソン&双日	個別開示	空きあり	なし

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/m ²)	空き 状況	進出済主要日系企業
ワンハブ・チェンナイ (OneHub Chennai)	・チェンナイ 市内より南 約 50 km	キャピタランド&アイレオ	2,000 万 ルピー/ エーカー	空き あり	味の素、丸ちゃん味の素、 高砂香料工業、日立アステ モ、ヤマハ楽器、ダイセル
スライラッシュロジシティ (SHRI KAILASH LOGICITY)	・チェンナイ 市内より 南西約 55km	SHRI KAILASH GROUP	個別開示	ほぼ 空き なし	豊田通商、椿本チエイン など
テルボイ・カンデイガイ (THERVOY KANDIGAI)	・チェンナイ 市内より北 約 37 km	SIPCOT (タミル・ナドゥ州 産業振興公社、State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd.)	1,100 万 ルピー/ エーカー	ほぼ 空き なし	なし
グンミディポండి (GUMMIDIPOONDI)	・国道 (NH) 16 号線沿い ・チェンナイ 市内より北 約 40 km	SIPCOT (タミル・ナドゥ州 産業振興公社、State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd.)	1,100 万 ルピー/ エーカー	空き なし	ミツバ、Ionbond
イルンガトクコッタ (IRUNGATTUKOTTAI)	・国道 (NH) 4 号線沿い ・チェンナイ 市内より南 西約 35 km	SIPCOT (タミル・ナドゥ州 産業振興公社、State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd.)	1,530 万 ルピー/ エーカー	空き なし	AGC、日立アロカメディカ ル
ピライパッカム (PILLAIPAKKAM)	・国道 (NH) 4 号線沿い ・チェンナイ 市内より南 西約 50 km	SIPCOT (タミル・ナドゥ州 産業振興公社、State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd.)	1,530 万 ルピー/ エーカー	空き あり	ヨロズ、ハイレックス、ス リーボンド
スリペルンブドゥール (SRIPERUMBUDUR)	・国道 (NH) 4 号線沿い ・チェンナイ 市内より南 西約 45 km	SIPCOT (タミル・ナドゥ州 産業振興公社、State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd.)	1,530 万 ルピー/ エーカー	空き あり	ニチアス

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/m ²)	空き 状況	進出済主要日系企業
オラガダム (ORAGADAM)	・州道 (SH) 48、57 号線 沿い ・チェンナイ 市内より南 西約 50 km	SIPCOT (タミル・ナドゥ州 産業振興公社、State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd.)	1,530 万 ルピー/ エーカー	空き なし	ルノー日産、コマツ、日本 精工、ユニプレス、信越ボ リマー、カルソニックカン セイ、NEC、カツシロマテ ックス など
ヴァラム・ヴァダガル (VALLAM VADAGAL)	・州道 (SH) 48 号線沿い ・チェンナイ 市内より南 西約 50 km	SIPCOT (タミル・ナドゥ州 産業振興公社、State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd.)	1,700 万 ルピー/ エーカー	空き あり	ヤマハ発動機、積水化学工 業、古山精機、協和アルテ ック、王子製紙 など
チェイヤー (CHEYYAR)	・SH116 号線 沿い ・チェンナイ 市内より南 西約 95 km	SIPCOT (タミル・ナドゥ州 産業振興公社、State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd.)	800 万ルピー/ エーカー	空き あり	なし
マンナール (MANALLUR)	・チェンナイ 市内より北 約 42 km	SIPCOT (タミル・ナドゥ州 産業振興公社、State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd.)	700 万ルピー/ エーカー (予定)	開発 中	なし
マンバッカム (MAMBAKKAM)	・チェンナイ 市内より南 西約 45 km	SIPCOT (タミル・ナドゥ州 産業振興公社、State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd.)	4,000 万 ルピー/ エーカー (予定)	開発 中	なし
ネミリ (NEMILI)	・チェンナイ 市内より南 西約 37 km	SIPCOT (タミル・ナドゥ州 産業振興公社、State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd.)	4,500 万 ルピー/ エーカー (予定)	開発 中	なし

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/m ²)	空き 状況	進出済主要日系企業
テイルムテ ^イ ヴァッカム (THIRUMUDIVAKKAM)	・チェンナイ 市内より南 西約 20 km	SIPCOT (タミル・ナドゥ州 産業振興公社、State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd.)	5,000 万 ルピー/ エーカー (予定)	開発 中	なし
オラガダム・メディカル デバイスパーク (ORAGADAM MEDICAL DEVICES PARK)	・チェンナイ 市内より南 西約 50 km	SIPCOT (タミル・ナドゥ州 産業振興公社、State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd.)	1,250 万 ルピー/ エーカー (予定)	開発 中	なし

(出所) JETRO「インドの工業団地情報」より作成

付録1 進出企業へのアドバイス

既に進出している日本企業から、インドに進出を検討する企業へのアドバイスを以下に紹介します。

■ 地場との競合激しく、黒字化の道のりは長い

インドは独立後から1980年代にかけて厳しい外資規制を採用していたため、「そこそこ」の技術水準の製造企業は数多く存在しています。これらの地場企業は「安く作ること」に強みがあるため、価格競争に晒されやすい製品の場合は特に地場企業との競合が激しくなっています。

このため、日本で想定した単価が通用せず、収支計画（売上、利益）が未達となりがちです。結果として、単年度黒字になるまでに5~7年とか、初期投資を回収するまでに10年はかかってしまう日本企業も多いと聞いています。

インドへの進出に際しては、黒字化への道のりが長いことを想定し、運転資金などの手当てを十分しておく必要があると感じています。

■ 東南アジアの事業モデルは通用しにくい。インド独自の戦略を

東南アジアや中国では、多くの日本企業がビジネスで成功し、利益を上げていると思いますが、このような成功体験はインドでは必ずしも通用しないと思います。よく言われることですが、「東南アジアや中国には、日本の製造企業が進出する前は、そもそも製造業が育っていなかった」ようです。このため、これらの地域では日本が得意とする生産方式や「カイゼン運動」などが浸透しやすかったのではないのでしょうか。

これに対し、インドには日本企業が進出する前に、一定程度の技術を持った製造企業が数多く存在しています。中には「トータルで安く作れるのであれば、設備も安くて構わない（機械の値段が半分であれば、耐用年数も半分でOK）」と考えるインド企業もいます。更に、顧客からの相見積もりの際に、減価償却費のコストを入れてこないインド企業もあるようです。

このように価格競争が厳しい状況にあることを想定し、如何に価格競争に巻き込まれないようにするかを検討した事業戦略が必要になるのではないのでしょうか。

■ インド国内市場

国内市場を狙うなら、価格帯や製品に対するインド人の好みを考慮することが重要です。また、地場企業と同等の価格水準を設定することも重要となります。日本製であることで高価格が許容されるようなことはあまりないです（日本プレミアムはさほど付かない）。販売部門のトップにインド人を据えるといった工夫も必要でしょう。

■ インド人とのコミュニケーションには「二者択一」を多用

インド人の民族性を表すジョークに、「優秀な国際会議のコーディネーターは、インド人を黙らせ、日本人に話させる者だ」というフレーズがあるように、インド人の多くの方はとても話し好きです。こちらが聞いてもいないことを延々と話す人も珍しくありません（寧ろ、話さないの方が珍しい）。

日本人の駐在員にとっては、現地のスタッフの話を真剣に聞くことは確かに重要な仕事のひとつではありますが、これでは時間効率が悪くなってしまいます。

そこで、私（現地法人の責任者）は、インド人のスタッフに対して、まず「イエスかノーか」で答えられるような質問をするようにしています。回答が「イエス」でも「ノー」でも、このようにすれば確率半分（50%）で用が済みます。もしも、自分が想定していた回答でなかった方の答えがきたら、また二者択一の質問で尋ねます。

このように、会話のイニシアチブを自分が持てれば、話し好きのインド人とのコミュニケーションも効果的に行えると思っています。

■ インドの農産物活用も一考の価値あり

意外かもしれませんが、インドは世界の中でも有数の農業生産国です。コメ、小麦などの穀物や、バナナ、パイナップル、マンゴー類、ナス、ニンニク、たまねぎ、トマト、カシューナッツ、オクラなど、多くの品目の生産量が世界でも上位3カ国の中に入っています。

他方、残念ながら、まだ保存や輸送の技術が低いため、果実では総生産量のうち約3割が廃棄されるとも言われているのが現状です。

しかし、見方次第では、インドの農産物を利用した食品加工分野には、多くの事業機会があるのではないのでしょうか。農産物の輸送分野でも、徐々にではありますが、日本企業の持つ技術力、例えば安価な常温保存技術の導入や低コストでの運営を可能とする保冷倉庫の試験運用などの動きもあるようです。

■ 省人化投資の動きは相当先

中国や ASEAN 諸国で人件費の上昇が進んでいるように、インドでも賃金上昇圧力は引き続き強いと感じています。特に中国では、今後の若年労働力の減少もあり、生産ラインでは省人化投資が進んでいるとの話も耳にします。

しかし、インドはまだそのような省人化投資のタイミングではないと思います。まだ賃金水準自体が低いこと、労働力自体が依然として豊富であると感じられることが主な理由です。

■ 訴訟は現実的でないが、強気の姿勢も大事

インドでは、自社に似た製品（模倣品）が見つかるなど、知財面での問題が散見されます。私たちの会社の場合は、法務部にて協議し、相手方に差し止め請求をしました。「白黒つける」こと自体は実態にそぐわないものの、必要に応じて強硬策をとるという姿勢を相手側または市場に示すことが大事です。

建設工事の際に地場の業者と金額面で折り合いがつかず、その業者が不当に工事サイトを占拠するというトラブルに見舞われたことがありました。こちらが訴訟を辞さないという厳しい態度をとったところ、相手の態度が軟化し、双方が受入れ可能な着地点で和解することができました。

■ 財務省 歳入情報局の査察に向けた準備を

最近、財務省 歳入情報局の査察が苛烈になっています。同局の担当者は令状なしで逮捕や貨物の通関差し止めができるほど大きな権限を持ち、さらに高圧的な態度で相手を威圧することも多々あるようです。プレッシャーに屈してデポジットの支払いを受け入れてしまうと、罪を認めることになってしまいますので注意してください。同局の査察では会計士やコンサルタントなどの同席が認められないため、駐在員自身が明確に説明できるよう、文書化やマニュアル化、万一のためのリハーサルの実施などが重要です。詳しくは「23章 最近のトピックス」をご参照ください。

■ 進出形態をどうするか

独資の場合は、意思決定や業務の方向性などについて合弁相手とタフな議論をする必要がない。合弁であれば相手側の商流が利用できて、トラブルの時もインド流の解決が可能。それぞれの形態のメリットについて、このような意見が多く聞かれました。進出形態では、取引先が特定の相手だけの場合は独資が、インドの市場で製品を販売するような場合で販路の伝手がないようなケースでは合弁が選ばれる傾向があるようです。

■ インドをどう活用するか

①研究開発、Proof Of Concept などの拠点とする

インドでは豊富な IT・エンジニア・英語人材を有しており、スタートアップ・エコシステムも存在します。これらを活用して研究開発、Proof Of Concept の拠点とすることが考えられる。外資企業の実例も参考になるのではないのでしょうか。

②内需の獲得を狙った製造拠点とする

14 億人に迫る人口、豊富な若年層、高い経済成長率など、巨大な内需市場を抱えるインドを市場として取り込むことが考えられます。インド企業との提携・合弁や、インド企業への出資が選択肢としてはメインとなります。インドは、世界第二位の人口を擁すると同時に、一人あたり所得はまだ低位ですので、インド市場で通用する価格水準は日本とは異なり、日本の製品をそのままインドに適用しようとしてもうまくいかないことが多いようです。トライアンドビルドで現地での製品デザインが重要とのことです。

③インドを輸出拠点とする

ASEAN、中東、アフリカへの近接性といった地理的条件や、各地域の印僑の存在を考えると、インドを輸出拠点とすることが考えられます。この場合も、インド企業との提携・合弁や、インド企業への出資が選択肢としてはメインとなります。

■ インドでの紛争忌避策

日系企業が現地パートナーと揉めるケースが多いです。パートナーシップを解消する場合、インドでは紛争が長くなる傾向にあります。事業計画がうまくいかなかったときの責任の所在など、パートナーシップ解消に関する内容も、当初から決めておいた方がいいようです。

また、民事裁判は時間がかかりすぎるため、外国企業にとって有用な紛争解決策ではないと言えます。例えば、債権の回収については、力がある企業は取引条件を現金払いとして、リスクを避けるなどの対策を講じています。ただし、このようなパワーを持たない企業にとっては、自社に有利な取引条件とすることが困難である可能性も高いです。

■工業団地

工業団地に入らず、自ら土地を購入する場合、地域、政府との関係構築、電気、ガス、水などのインフラは独自で対応しなければなりません。地元の権力者との繋がりを考慮して手配が必要になるなど、事業運営もしにくくなります。工業団地に入居するのであれば、上記のような交渉が不要となります。また、安定したインフラを得られるという利点もありますし、行政への対応（担当者によっていうことが違うといったケースで苦労する）なども比較的楽に済むのではないのでしょうか。

なお、工業団地のデベロッパーが土地を買い上げて工業団地を開発するケースで、土地買い上げの価格が安すぎると、地権者との紛争が継続することがあります。インドは、土地の権利関係が複雑であるため、しっかりと土地のデューデリジェンスを行う（過去30年間の権利関係の確認、裁判記録の確認など）ことをアドバイスします。公的な工業団地は、民間と比べて上記のリスクは少ないと言われますが、それでも問題が発生することはあります。

■ トップと合意できても部下が遵守しない。証跡残しが重要

インドの地場企業を訪問し、同社のトップと業務提携の合意を取り付けることに成功しました。しかし、実際に業務提携の下準備を進めようとしても、なかなか前に進まなくて困った経験があります。

同社に限らず、インド企業の場合、会社のトップ同士で話を付けたとしても、現場責任者（事業部長クラス）が「俺は話を聞いていないから」と言って、こちらの言うことを聞いてくれないことも少なくないようです。

このため、相手企業のトップと合意した証跡（議事録など）を残すとか、相手企業のトップに現場責任者を呼んでもらって目の前で指示させる（これも証跡を残すことが必要）などの配慮が必要になります。

■ インド国内市場

国内市場を狙うなら、価格帯や製品に対するインド人の好みを考慮することが重要になります。また、地場企業と同等の価格水準を設定することも重要。日本製であることで高価格が許容されるようなことはあまりないようです（思ったほど、日本プレミアムは付かない）。現地では販社のトップはインド人を配置し、販売部分は、インド人に任せられた方が、結果が出るという声も聞かれました。

付録2 よくある質問 (FAQ)

(1) インドへの進出を考えていますが、まず、どこから情報を入手すれば良いでしょうか？

インドのニューデリーであれば、商工業省産業政策促進局 (Ministry of Commerce & Industry, Department of Industrial Policy & Promotion : DIPP) のジャンプラス (JAPAN PLUS) で、投資環境に関する情報が入手できます (<http://dipp.nic.in/japanplus/Default.aspx>)。

また、日本国内では、在日インド大使館に商業担当の書記官がいらっしゃいます。

インド大使館

所在地：〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-11

電話： 03-3262-2391

Mr. Jitendra Rawat (Second Secretary, Commercial)

E-mail : ts@indembassy-tokyo.gov.in

(2) インド国民の多くがヒンズー教徒だと思いますが、労務面で気を付けるべきことにどのようなことがあるのでしょうか？ また、カースト制度は根強く残っているのでしょうか？

現地進出企業へのヒアリングによりますと、「ヒンズー教だから」という理由で労務面を気にしている企業は少なく感じられました。また、カーストについても、1950年に制定された憲法の第17条に、不可触賤民を意味する差別用語の禁止、カースト全体についてもカーストによる差別の禁止が明記されており、現在は原則として採用や昇進をカーストによって差別されることはありません。

ただし、現在も特定のカーストやコミュニティに対する優遇措置 (大学入学者や公務員ポストに関する優遇的な割当など) が存在しており、それをめぐってカースト間の抗争が突発的に発生するおそれがあります。

また、カーストではありませんが、ジョブ・ディスクリプション (Job Description) といいますか、業務の範囲に対する意識、潜在的な職に対する差別意識が強い傾向はあります。ある日本企業では、顧客企業から訪問客が来たのですが、このお客様が同社の受付対応者に「お茶をよろしく」と伝えたところ、「自分は『御茶汲み』ではない」と抗議したそうです。『御茶汲み』はその受付対応者から見たら、卑下するような業務だったのでしょう。この問題は同社のインド人のマネジメントの間でも挙げられ、当該顧客企業との取引を続けるかを真剣に議論したそうです。

労務面で気を付けている点としては、州によっては社会主義の傾向が強い州もあるので、そのような州出身の方の面接には注意を払うとか、採用者が特定の州出身者に偏らないよう配慮するといったことを心がけている企業も少なくありません。

(3) インドでは外資規制はよく変わると聞きますが、どの位の頻度で変わるのですか？

また、中央が認可しても、地方で認可されないこともあるのでしょうか？

2010年3月より、商工業省産業政策促進局（DIPP）は、外国企業のインド国内に対する直接投資（FDI）に関して、それまで180件近く出されていたFDI規則（Press Note）をひとつにまとめた統合版FDI政策（Consolidated FDI Policy）を発表しました。この統合版FDI政策は、毎年1回、改訂されています（http://dipp.nic.in/English/Investor/FDI_Policies/FDI_policy.aspx）。

インドは州の権限が強いため、危険物の利用などに関しては州の許認可が下りなかったり、時間がかかったりする可能性があります。予め、州の投資受入機関に確認することをお勧めします。

(4) インドでは、あまり投資インセンティブがないと聞いたのですが、本当でしょうか？

インドには、①経済特別区（Special Economic Zone：SEZ）への入居企業に対する優遇措置、②輸出型企業に対する優遇措置、③特定の地域（州）における優遇措置があります。ただし、SEZへの入居以外の優遇措置は、輸入原材料に係る関税やGSTの免除や電気料金などに対する補助金に限られ、外資誘致に積極的な東南アジアの一部の国と比べ、それほど大きな投資インセンティブとは言えないのではないのでしょうか。

SEZ入居企業の場合は、製造・販売開始から最初の5年間は輸出収益について法人税が100%免除され、続く5年間は50%免除されます。一律の比較はできませんが、同じように輸出企業を奨励しているカンボジア（最大9年間：輸出型QIP）やラオス（2～10年、その後の法人税率は8～10%：輸出型製造企業）のSEZに比べると、優遇の規模は小さいとも言えるでしょう。

投資インセンティブを設けている州もあります。代表的な措置としては、電力使用税や付加価値税などの税金の還付、用地取得・リースに対する印紙税の減免措置などが挙げられます。

また、インド政府は、2020年4月に国内生産を促す生産連動型優遇策（Product Linked Incentive：PLI）の導入を発表しています。PLIスキームは、インド国内で製造された製品の売上高の増加分を補助金として企業へ支払うという政策であり、同政策を通して外国企業によるインドでの拠点設立、既存拠点の拡大を促し、雇用機会を創出するほか、インドの海外輸入への依存を減らすことを目的とした政策です。対象分野は携帯電話や電子機器・電子部品のほか、国内外で需要拡大が見込まれる化学電池や太陽光発電モジュールといった分野、インド経済への貢献度が高い自動車や医薬品、繊維製品などの分野、農家の収入増加につながる食品といった分野が加えられています。詳しくは第6章「2.メーク・イン・インド」をご参照ください。

(5) インドの小売業での商慣行の特徴を教えてください。

インドでは事業者同士（B to B）の価格競争は厳しいと言われますが、小売企業間での価格競争は殆どありません。

飲料や加工食品などには「最大小売価格（Maximum Retail Price : MRP）」と呼ばれる価格が印字されており、実質的にはこの MRP が小売価格になっているケースが多くみられます。

ただし、メーカーと小売との間の発言力は、概してメーカーの方が強いと言われています。このため、インドでは小売店からメーカーへの返品はできるようですが、小売側が返品を控えるケースもある模様です。

決済サイトについては、日本企業間であれば日本国内と同等のサイトが付与されるケースが殆どですが、地場企業や取引歴の浅い企業に対しての決済のサイトは一般的に短くなります。メーカー側が前金を求めたり、出荷から 7~10 日前後に小切手で代金を回収したりするところが多いとの声もありました。

(6) インドの生活環境（教育、医療、娯楽）を教えてください。

教育面では、インドにはニューデリーとムンバイに日本人学校があります。日本人学校は小学 1 年生から中学 3 年生が対象です。ニューデリー校には幼稚部があります。在籍者数は、ニューデリー日本人学校が 304 名（2019 年 4 月時点）、ムンバイ日本人学校が 70 名（2019 年 4 月時点）となっています。また、バンガロールとチェンナイには、日本人補修授業校があります。

（ウェブサイト）

ニューデリー日本人学校：	http://ndjs.org/
ムンバイ日本人学校：	https://japanese-school-of-mumbai.jimdo.com/
バンガロール日本人補習授業校：	https://sites.google.com/site/bangalorehoshuko/
チェンナイ補修授業校：	https://jschool2013.jimdo.com/

医療面については、在インド日本大使館のウェブサイト上に、主要都市の医療機関の情報や医療・衛生情報が掲載されています（http://www.in.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Medical_new.html）。医療機関の情報は、デリー・グルガオン、ムンバイ、ベンガルール、ジャイプール、コルカタ、チェンナイが対象となっています。

現地の日本人駐在員へのヒアリングによると、歯痛や胃腸炎など、比較的軽い症状の場合には現地の医療機関を利用しても不安はなく、日本より安上がりな場合もあるそうです。ただし、家族連れで赴任している駐在員の方やそのご家族には、医療の質に不安を感じる方もいらっしゃいました。特に、手術を要するような病気の場合は、日本かシンガポールの病院を勧める意見がありました。

娯楽に関しては、インドということで地元の人々はクリケットに勤しんでいますが、日本人の駐在員の場合はゴルフが多いようです。プレーフィーは地域やコースによって異なりますが、例えばデリー近郊の Qutab Golf Course では週末の外国人料金が 3,500 ルピー（5,600 円程度）です。

食事面では苦勞が多いようです。特にグジャラート州はお酒の制約が厳しいです。外国人（日本人）はお酒を買うことはできますが、「職場の仲間と気軽に飲みに行く」といったことはできません。また、ヒンズー教徒が多く、牛肉の調達も困難でベジタリアンも多いため、肉や卵の購入場所の選択肢も概して少ないです。日本企業の中には、半年から1年に1回、タイやシンガポールに食材調達のための休暇を与えたり、日本からの配送サービスを活用したりしているところもあります。しかしながら、最近ではグルガオンの日本食も充実してきており、複数の日本食レストランがあります。また、日本食材はECサイト「MAIN DISH」がデリー、ムンバイ、ベンガルール、プネ、アーメダバード、ハイデラバード、チェンナイなどで購入することもできるようです。

(7) インドの治安に関する情報はどこで入手できますか。

全国的な治安・災害・疾病などに関わる安全情報は、基本的に日本国外務省の海外安全ホームページ (http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_001.html#ad-image-0)、または在インド日本国大使館のホームページ (http://www.in.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) で入手可能です。また、渡航前に外務省のたびレジ (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>) に連絡先を登録しておく、緊急時に情報提供を受けることができます。その他、各都市の日本人会でより地域的な治安情報をホームページ上で紹介している場合もあります。

付録3 日本国内での相談窓口

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
日本貿易振興機構 (JETRO) https://www.jetro.go.jp/	〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目 12-32 アーク森ビル (総合案内6階)	Tel: 03-3582-5511 (総合案内)
駐日インド大使館 Embassy of India Tokyo, Japan https://www.indembassy-tokyo.gov.in/	〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-11	Tel: 03-3262-2391~2397 Fax: 03-3234-4866 Email: hoc.tokyo@mea.gov.in
一般財団法人海外投融資 情報財団 (JOI) https://www.joi.or.jp/	〒102-0073 東京都千代田区九段北二 丁目3-6 九段北二丁目ビル	Tel: 03-5210-3311 (代表)

付録4 インド国内の相談窓口

1. 外国投資主要行政機関

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
インド準備銀行外国為替 管理局 Exchange Control Department, Reserve Bank of India https://www.rbi.org.in/	C/o CGM-in-Charge and Secretary Secretary's Department Reserve Bank of India 16th floor, Central Office Building Shahid Bhagat Singh Marg Mumbai – 400 001	-
インド商工省産業政策 振興局 DEPARTMENT FOR PROMOTION OF INDUSTRY AND INTERNAL TRADE https://dpiit.gov.in/	Udyog Bhawan, New Delhi 110011	Tel: 91-11-23061222 Fax: 91-11-23062626
インド財務省 Ministry of Finance	New Delhi 110011	-

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
INVEST INDIA (商工省と FICCI との J/V) https://www.investindia.gov.in/ja-jp/country/japan-plus	Vigyan Bhavan Annexe, Maulana Azad Road, New Delhi 110011	Tel: 91-11-23048155 Email: contact@investindia.org.in

2. 主要業界団体

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
インド商工会議所 FICCI Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry https://ficci.in	Federation House Tansen Marg, New Delhi 110001	Tel: 91-11-23738760-70 Fax: 91-11-23320714 23721504 Email: ficci@ficci.com
インド産業連盟 CII Confederation of Indian Industry https://www.cii.in	The Mantosh Sondhi Centre 23, Institutional Area, Lodi Road, New Delhi - 110 003	Tel: 91-11-45771000 24629994-7 Fax: 91-11-24626149 Email: info@cii.in
インド自動車工業会 SIAM Society of Indian Automobile Manufacturers https://www.siam.in	Core 4-B, 5th Floor, India Habitat Centre Lodhi Road, New Delhi – 110003	Tel: 91-11-24647810-12 91-11-47103010 Fax: 91-11-24648222 Email: siam@siam.in
インド自動車部品工業会 ACMA Automotive Component Manufacturers Association of India https://www.acma.in	The Capital Court, 6th Floor, Olof Palme Marg, Munirka, New Delhi : 110 067	Tel: 91-11-26160315 Email: acma@acma.in
インドソフトウェア サービス業界協会 NASSCOM National Association of Software and Service Companies https://nasscom.in	Bangalore Office JSS Institutions Campus, First Floor, CA Site No.1, HAL 3rd Stage Behind Hotel Leela Palace, Bangalore 560 008	Tel: 91-8041151705 / 706 Fax: 91-80-4115 1707 Email: bangalore@nasscom.in

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
家電製造業者協会 CEAMA Consumer Electronics and Appliances Manufacturers Association https://ceama.in	F-4 / 23, 4th Floor, Wave 1st Silver Tower Sector - 18 Noida - 201 301 (UP)	Tel: 91-120-4265697 Email: info@ceama.in
インド電子産業協会 ELCINA Electronic Industries Association of India https://elcina.com	ELCINA House, 422 Okhla Industrial Estate, Phase III. New Delhi, INDIA-110020	Tel: 91-11-41615985 91-11-41011291 Email: info@elcina.com
インド製薬業者協会 IDMA Indian Drug Manufacturers' Association https://idma-assn.org	102, Poonam Chambers, 'A' Wing, 1st Floor Dr. A. B. Road Worli, Mumbai - 400 018.	Tel: 91-22-2494 4624 2497 4308 Fax: 91-22-24950723 Email: admin@idmaindia.com accounts@idmaindia.com

3. 州産業開発公社など

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
デリー DSI IDC Delhi State Industrial & Infrastructure Development Corporation https://www.dsiidc.org	N-36, Bombay Life Building, Connaught Circus, New Delhi - 110001	Tel: 91-23314231-33
ハリヤナ DEPARTMENT OF INDUSTRIES & COMMERCE, HARYANA https://haryanaindustries.gov.in	Directorate of Industries 1st Floor, 30 Bays Building, Sector17, Chandigarh	(日本投資家向け) Tel: 91-9868117683 011-23348481 Email: Help.hryindustries@gmail.com

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
ウッタル・ブラデシュ UPSIDA Uttar Pradesh State Industrial Development Authority https://onlineupsidc.com	UPSIDC Complex, A-1/4 Lakhapur Kanpur-208024	Tel: 91-0512-2582851 Fax: 91-0512-2580797
ラジャスタン RIICO Rajasthan State Industrial Development & Investment Corporation Limited https://industries.rajasthan.gov.in/riico	Udyog Bhawan, Tilak Marg, Jaipur, Rajasthan 302005	Tel: 91-141-2227751-755 4593201-205 Email: riico@riico.co.in
マハラシュトラ MIDC Maharashtra Industrial Development Corporation https://www.midcindia.org	“Udyog Sarathi”, Marol Indl. Area, Mahakali Caves Road, Andheri (East)), Mumbai – 400 093.	Tel: 91-22-26870052
タミル・ナドゥ SIPCOT STATE INDUSTRIES PROMOTION CORPORATION OF TAMIL NADU LTD https://sipcot.tn.gov.in	19-A, RUKMANI LAKSHMIPATHY ROAD, EGMORE, CHENNAI - 600 008.	Tel: 91-044-45261777 Fax: 91-044-45261796
グジャラート iNDEXTb Industrial Extension Bureau https://indextb.com	Block No. 18, 2nd Floor, Udyog Bhavan, Sector 11, Gandhinagar 382 010.	Tel: 91-79-2325 6009 2325 0492 / 93 Fax: 91-79-2325 0490
アンドラ・ブラデシュ APEDB Andhra Pradesh Economic Development Board https://apedb.gov.in	APIIC Towers, Plot No-1 (9th , 10th & 11th floors), IT Park, Mangalagiri, Guntur(Dist), AP-522503	Email: ceo@apedbco.in

4. 日本政府関連機関など

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
在インド日本大使館 Embassy of Japan in India https://www.in.emb-japan.go.jp/itprtop_en/index.html	Plot No.4&5, 50-G Shantipath, Chanakyapuri, New Delhi 110021	Tel: 91-11-4610-4610 2687-6581 Fax: 91-11-2688-5587 Email: jpembjic@nd.mofa.go.jp
在ムンバイ日本国総領事館 Consulate-General of Japan in Mumbai https://www.mumbai.in.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	No.1, M.L. Dahanukar Marg, Cumballa Hill, Mumbai-400 026, India	Tel: 91-22-2351-7101 Fax: (代表) 91-22-2351-7120 (ビザ・在留届専用) 91-22-2351-7122 Email: ryoji@by.mofa.go.jp
在チェンナイ日本国総領事館 Consulate-General of Japan in Chennai https://www.chennai.in.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	No. 12/1, Cenetoph Road 1st Street, Teynampet, Chennai 600018 India	Tel: 91-44-2432-3860~2 Email: ○領事業務関連 (邦人援護、在留届、旅 券、戸籍、証明など) consularcgj@ms.mofa.go.jp ○その他のお問い合わせ (新型コロナ、臨時便情 報含む) cgjpchen@ms.mofa.go.jp
JETRO ニューデリー事務所 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_newdelhi/	4th Floor, Eros Corporate Tower, Nehru Place, New Delhi 110019, INDIA	Tel: 91-11-4000-6900 Fax: 91-11-4000-6910
JETRO ムンバイ事務所 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_mumbai.html	201, 2nd Floor, Naman Corporate Link, Plot no C- 31 & C-32, G Block, Bandra Kurla Complex, Bandra East, Mumbai-400 051, INDIA	Tel: 91-22-4201-0900 Fax: 91-22-2659-7260
JETRO ベンガルール事務所 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_bangalore.html	10th Floor, Tower B, Millenia Towers, Ulsoor Lake, Bengaluru 560 008, INDIA	Tel: 91-80-4113-8168 Fax: 91-80-4113-8169

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
JETRO チェンナイ事務所 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_chennai.html	Seshachalam Centre 8F, 636/1 Anna Salai, Nandanam, CHENNAI - 600035 INDIA	Tel: 91-44-6623-0100 Fax: 91-44-6623-0190
JETRO アーメダバード事務所 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_ahmedabad.html	9th Floor, SHAPATH-V, Opp. Karnavati Club, S.G. Highway, Prahlad Nagar, Ahmedabad-380015, INDIA	Tel: 91-79-4019-2121 Fax: 91-79-4019-2128
JETRO ビジネスサポートセンター アーメダバード(BSCA) https://www.jetro.go.jp/services/bsc/bsca.html	9th Floor, SHAPATH-V, Opp. Karnavati Club, S.G. Highway, Prahlad Nagar, Ahmedabad-380015, INDIA	Tel: 91-79-4019-2121 Fax: 91-79-4019-2128 ※JETRO アーメダバード 事務所内
JBIC ニューデリー駐在員事務所 https://www.jbic.go.jp/ja/about/new-delhi.html	306, 3rd Floor, World Mark2, Asset No.8, Hospitality District, Aerocity, New Delhi- 110037, India	Tel: 91-11-4352-2900 Fax: 91-11-4352-2950
インド日本商工会 (JCCII) https://jccii.in/	R-7B, Third Floor, Green Park Main Market, New Delhi – 110 016, India	
バンガロール日本人会 https://www.bangalore-nihonjinkai.com/	-	Email: blrjapan@tep-i.co.in
チェンナイ日本人会 https://www.chennai-nihonjinkai.com/	-	-
アーメダバード日本人会 https://amd-japan.com/	-	-
コルカタ日本人会 http://www.japan-club-kolkata.com/	-	-

5. 金融機関

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
三井住友銀行 ニューデリー支店 https://www.smbc.co.jp/global/india_02.html	12 & 13th Floor, Hindustan Times (HT) House, 18-20, K. G. Marg, Connaught Place, New Delhi 110001	Tel: 91-11-4768-9111 Fax: 91-11-4768-9222 Email: feedback@in.smbc.co.jp
三井住友銀行 ニューデリー支店 チェンナイ出張所 https://www.smbc.co.jp/global/network.html#new_delhi	10th Floor, Chaitanya Imperial Tower, Plot No.610, 610A, 612, D. No.1/104-BB, Block A, Annasalai, Teynampet, Chennai, 600018, Tamil Nadu, India	Tel: 91-44-6144-9999 Fax: 91-44-6144-9900
三井住友銀行 ニューデリー支店 ムンバイ出張所 https://www.smbc.co.jp/global/network.html#new_delhi	Unit No. 601, 6th Floor, Platina Building, Plot No. C-59, G Block, Bandra Kurla Complex, Bandra (East), Mumbai 400051, Maharashtra, India	Tel: 91-22-6229-5000 Fax: 91-22-6229-5050 Email: feedback@in.smbc.co.jp
三菱 UFJ 銀行 ニューデリー支店 https://www.bk.mufg.jp/global/globalnetwork/asiaoceania/newdelhi.html	5th Floor, Worldmark 2, Asset 8, Aerocity, New Delhi 110037, India	Tel: 91-11-4100-3456
三菱 UFJ 銀行 ニューデリー支店 ニムラナ出張所 https://www.bk.mufg.jp/global/globalnetwork/asiaoceania/needmrana.html	1st Floor Neemrana Central, CC-12, RIICO Industrial Area, Phase 1 Neemrana, Alwar, Rajasthan 301 705, India	Tel: 91-14-9467-0800
三菱 UFJ 銀行 ムンバイ支店 https://www.bk.mufg.jp/global/globalnetwork/asiaoceania/mumbai.html	602 & 603, Level 6, Inspire BKC, 'G' Block, BKC Main Road, Bandra Kurla Complex, Bandra East, Mumbai – 400 051, India	Tel: 91-22-6669-3000
三菱 UFJ 銀行 チェンナイ支店 https://www.bk.mufg.jp/global/globalnetwork/asiaoceania/chennai.html	Seshachalam Centre, 6th & 7th Floor, 636/1, Anna Salai, Nandanam, Chennai 600 035, India	Tel: 91-44-4560-5800 91-44-4560-5900

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
三菱 UFJ 銀行 ベンガルール支店 https://www.bk.mufg.jp/global/globalnetwork/asiaoceania/bangalore.html	N701, 7th Floor, World Trade Center Bengaluru, Brigade Gateway Campus, 26/1, Dr. Rajkumar Road, Malleshwaram West, Bengaluru 560055, Karnataka, India	Tel: 91-80-6758-0000
みずほ銀行 ニューデリー支店 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/asia/index.html	5th floor, Oberoi Corporate Tower, Building No. 11, DLF Cyber City, Phase-II, Gurugram, Haryana-122002, India	Tel: 91-124-4851900
みずほ銀行 ムンバイ支店 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/asia/index.html	Level-17, Tower-A, Peninsula Business Park, Senapati Bapat Marg, Lower Parel, Mumbai, Maharashtra-400 013, India	Tel: 91-22-4911-2000
みずほ銀行 ムンバイ支店 アーメダバード出張所 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/asia/index.html	Office-A402, 4th floor, Commerce House-5, Nr. Vodafone House, Corporate Road, Prahladnagar, Ahmedabad, Gujarat-380051, India	Tel: 91-79-4014-4666
みずほ銀行 バンガロール支店 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/asia/index.html	#462/440/339, 2nd floor, Near Jain Temple, NH 7/4-207, B. B. Road, Vijayapura Cross, Devanahalli, Bangalore, Karnataka-562110, India	Tel: 91-80-4968-2000
みずほ銀行 チェンナイ支店 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/asia/index.html	Unit-11B, 11th floor, Prestige Palladium Bayan, Nos. 129 to 140, Greams Road, Chennai, Tamil Nadu-600 006, India	Tel: 91-44-4928-6600

海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、株式会社国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/investment.html> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。

(参考)



第1章	概観(国土、民族、社会、歴史等)
第2章	政治、外交
第3章	経済概況
第4章	直接投資受入動向
第5章	日本との経済関係
第6章	外資導入政策と管轄官庁
第7章	主要関連法規
第8章	投資形態
第9章	主要投資インセンティブ
第10章	外資規制業種
第11章	許認可・進出手続
第12章	税制
第13章	用地取得
第14章	知的財産権
第15章	環境規制 ほか

NEW	インドの投資環境	(2023. 2 月)
NEW	インドネシアの投資環境	(2023. 2 月)
NEW	タイの投資環境	(2023. 2 月)
NEW	ベトナムの投資環境	(2023. 2 月)
	中国の投資環境	(2021. 10 月)
	フィリピンの投資環境	(2021. 10 月)
	メキシコの投資環境	(2021. 10 月)
	ミャンマーの投資環境	(2018. 8 月)
	ラオスの投資環境	(2014. 7 月)
	マレーシアの投資環境	(2014. 2 月)
	カンボジアの投資環境	(2013. 4 月)

資料請求先：株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室 総務企画ユニット（中堅・中小担当）
TEL:03-5218-3579（代表）

JBIC ホームページでは より充実した情報をご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/>
最新の情報はこちらからご覧下さい。



株式会社国際協力銀行
JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

日本の力を、世界のために。
Supporting Your Global Challenges

サイトマップ | アクセス

English | Other Languages

JBICメニュー



[主な掲載情報]

- プレスリリース
- 各種お知らせ
- セミナーのご案内
- 海外投資環境情報
- 各種寄稿・レポート
- 環境への取り組み
- 各種パンフレット
- 年次報告書
- 投資家向け情報・・・

株式会社国際協力銀行（本店）

〒100-8144
東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 1 号
TEL : 03-5218-3100
FAX : 03-5218-3955

東京メトロ東西線竹橋駅 3b 出口
東京メトロ大手町駅より徒歩 5 分
(法務・コンプライアンス統括室、IT 統括・与信事務部 :
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 14 階
東京メトロ大手町駅 C2b 出口)



株式会社国際協力銀行（大阪支店）

〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 2 番 22 号
ハービス ENT オフィスタワー 23 階
TEL : 06-6345-4100
FAX : 06-6345-4102

JR「大阪駅」桜橋口より 徒歩約 2 分
JR 東西線「北新地駅」西改札より 徒歩約 4 分
阪神電鉄「大阪梅田駅」西改札より徒歩すぐ
阪急電鉄「大阪梅田駅」より 徒歩約 12 分
Osaka Metro 四つ橋線「西梅田駅」北改札より 徒歩すぐ
Osaka Metro 御堂筋線「梅田駅」南改札より 徒歩約 5 分
Osaka Metro 谷町線「東梅田駅」北改札より 徒歩約 6 分



インドの投資環境

発行日 2008年 11月 初版
2013年 12月 第2版
2017年 8月 第3版
2019年 12月 第4版
2023年 2月 第5版

発 行 株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号
TEL: 03-5218-3579
FAX: 03-5218-9686

本資料はインドに関する概略的情報を株式会社国際協力銀行が有限責任あずさ監査法人との協力の下作成し、皆様に無償ベースにて提供するものであり、株式会社国際協力銀行及び有限責任あずさ監査法人は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。